中央区地域防災計画

資　料　編

（令和６年修正）

中央区防災会議

資料編目次

（第１部　総　則）

1　地域危険度マップ…… 1

（第２部　施策ごとの具体的計画）

2　防災区民組織（町会・自治会）名簿…… 3
3　区の施設の現況…… 6
4　文化財一覧…… 10
5　区所管及び都所管の橋りょう一覧…… 18
6　中央地区（月島・晴海）陸こう・逆流防止扉位置図…… 21
7　緊急道路障害物除去路線図…… 22
8　主要配水管現況図…… 24
9　災害時の応急対策組織編成（下水道局）…… 26
10 下水道局の情報連絡体制…… 27
11 指令及び情報連絡の伝達経路（東京電力）…… 28
12 非常配備態勢別動員集計表…… 29
13 公用令書…… 31
14 消防態勢…… 34
15 各機関の指定電話及び連絡責任者…… 36
16 中央区地域防災無線配置表…… 37
17 中央区地域防災無線協議会会員名簿…… 43
18 消防署の通信連絡系統…… 46
19 被害状況報告書様式…… 47
20 中央区防災行政無線屋外スピーカー設置場所…… 54
21 中央区防災行政無線位置図…… 57
22 一時（いっとき）集合場所一覧表…… 58
23 一時（いっとき）集合場所・広域避難場所位置図…… 59
24 防災用井戸一覧…… 60
25 防災拠点開設に必要な書類の様式…… 61
26 避難者名簿…… 70
27 安否情報の照会記録…… 71
28 帰宅困難者一時滞在施設等一覧…… 72
29 東京都寄託物資（都福祉局）…… 75
30 防災用備蓄品現在高調など…… 76
31 佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧…… 108
32 災害救助法適用後の米穀等配給系統図…… 109
33 倉庫一覧…… 111

34 炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿……114
35 区立公共施設内受水槽……115
36 学校プール及び区立プール一覧表……116
37 災害時における飲料水供給協力協定締結状況……117
38 「災害応急活動期」に従事する車両……119
39 緊急通行車両様式一覧……120
40 り災証明書の様式……121
41 災害救助法による救助の程度、方法及び期間……122
42 救助実施記録日計票等の様式……131
43 激甚災害指定基準……134
44 局地激甚災害指定基準……136

（第４部　風水害対策計画）

45 中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）……138
46 中央区洪水ハザードマップ（荒川版）……140
47 地下街等又は要配慮者利用施設……142
48 水防用無線配置状況（高潮対策センター）……152
49 東京港建設事務所所管陸こう一覧……153
50 東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図……154
51 東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表……156
52 水防活動報告書……157

（付編　警戒宣言に伴う対応措置関係）

53 地震防災対策強化地域……158
54 警戒宣言、地震予知情報について（気象庁）……159
55 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（気象庁）……162
56 気象庁震度階級関連解説表……163
57 警戒宣言時における交通規制図……167
58 警戒宣言時の公共輸送対策（都地域防災計画より抜粋）……168
59 警戒宣言時のＪＲの運転中止区間図……169

（法令関係）

60 災害対策基本法（抄）……170
61 東京都震災対策条例……172
62 東京都震災対策条例施行規則……180
63 東京都帰宅困難者対策条例……187
64 中央区防災会議条例……190
65 中央区防災会議運営規程……192
66 中央区防災会議委員等設置要綱……193

67 中央区防災会議委員名簿……199
68 中央区防災区民組織の育成に関する要綱……201
69 中央区初期消火訓練に対する助成要綱……206
70 中央区災害対策本部条例……207
71 中央区災害対策本部条例施行規則……208
72 中央区災害対策本部運営要綱……214
73 中央区職員の警戒勤務に関する規程……219
74 中央区災害応急指令員勤務要領……222
75 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（抄）……223
76 中央区災害医療運営連絡会設置要綱……225
77 中央区小災害り災者見舞金等支給要綱……227
78 中央区災害義援金配分委員会設置要綱……229
79 中央区職員の臨時非常配備に関する規程……230
80 中央区消防団に対する補助金の交付及び資器材等の支給に関する要綱……232
81 中央区消防団員表彰要綱……234
82 中央区消防団員表彰の被表彰者数選定に係る基準……235
83 退団消防団員に対する謝意の取扱いに関する要綱……236
84 中央区消防少年団事業補助金交付要綱……237
85 中央区防火防災女性の会事業補助金交付要綱……239
86 中央区防災対策優良マンション認定制度要綱……241
87 義援金品申込書……247
88 中央区義援金品受入台帳……248
89 義援金品受領書……249

（無線関係）

90 中央区防災行政無線局の管理及び運用要綱……250
91 中央区地域防災無線協議会規約……253
92 中央区防災行政無線局運用要領……254
93 中央区地域防災無線管理規程……255
94 中央区地域防災無線運用要領……258
95 中央区地域防災無線局設置等に関する協定書（無線協議会）……260
96 中央区地域防災無線中継局設備設置等に関する協定書（日本橋プラザ）……262
97 中央区防災行政無線設備設置等に関する協定書……263
98 東京都防災行政無線局設置等に関する協定書（東京都）……264
99 東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書（東京都）……267

（応急対策及び復旧対策関係）

100 災害応急活動における協力に関する基本協定書（都市整備公社）……269

（災害時相互援助協力関係）

101 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定……270
102 東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定書……273
103 東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定書……274
104 東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書……276
105 東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定書……278
106 東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定書……280

（給食給水関係）

107 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書……282
108 防災用井戸の使用に関する覚書（人形町一丁目芳人防災会）……284
109 給水施設の維持管理及び運用に関する協定（あかつき公園）……285
110 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目（あかつき公園）……286
111 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（堀留児童公園）……287
112 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目（堀留児童公園）……288
113 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都）……289
114 災害時における飲料水供給協力に関する協定書（防災区民組織）……293
115 災害時における米穀供給協力に関する協定書（米穀小売商業組合）……295
116 災害時における麺類等供給協力に関する協定書（麺類協同組合）……296

（燃料供給関係）

117 災害時における石油類等の供給に関する協定書（石油商業組合）……298
118 災害発生時における災害対応型給油所の協力に関する協定書（隅田商事）……299

（物資等輸送関係）

119 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書（トラック協会）……301
120 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（味の素物流）……303
121 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（エコ配）……305
122 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（佐川急便）……307
123 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（日本通運）……309
124 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（ヤマト運輸）……311
125 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日立自動車交通)……313
126 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日の丸自動車興業)……315

（医療救護関係）

127 災害時の医療救護活動についての協定書（中央区医師会）……317
128 災害時の医療救護活動実施細目（中央区医師会）……319
129 災害時の医療救護活動についての協定書（日本橋医師会）……320
130 災害時の医療救護活動実施細目（日本橋医師会）……322

131 医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（中央区医師会）……323
132 医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（日本橋医師会）……325
133 災害時の医療救護活動についての協定書（京橋歯科医師会・お江戸日本橋歯科医師会）…327
134 災害時の医療救護活動実施細目（京橋歯科医師会・お江戸日本橋歯科医師会）……329
135 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（京橋歯科医師会）……331
136 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（お江戸日本橋歯科医師会）……333
137 災害時の医療救護活動についての協定書（京橋薬剤師会・日本橋薬剤師会）……335
138 災害時の医療救護活動実施細目（京橋薬剤師会・日本橋薬剤師会）……337
139 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（京橋薬剤師会）……339
140 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（日本橋薬剤師会）……341
141 災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（京橋薬剤師会）……343
142 災害時の応急医薬品等供給協力実施細目協定（京橋薬剤師会）……345
143 災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（日本橋薬剤師会）……346
144 災害時の応急医薬品等供給協力実施細目協定（日本橋薬剤師会）……348
145 災害時における応急救護活動に関する協定書（柔道整復師会）……349
146 災害時の応急救護活動実施細目協定（柔道整復師会）……351
147 災害時の医療救護活動についての協定書（国立がん研究センター中央病院）……352
148 災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書（聖路加国際大学）……354
149 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（スズケン）……356
150 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ）……358
151 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（東邦薬品）……360
152 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（メディセオ）……362
153 災害時における動物救護活動に関する協定書（獣医師会）……364

（災害廃棄物関係）

154 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）……366
155 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）……368
156 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）……370
157 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）……372
158 災害廃棄物の共同処理等に関する協定……374

（し尿処理関係）

159 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）……376
160 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）……378
161 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（京葉興業）……380
162 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（太陽油化）……382
163 マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書……384
164 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書……386
165 災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書（東京都環境保全協同組合）……387

（道路障害物除去等応急対策関係）

166 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定（防災協力会）……389
167 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定細目……391
168 災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書（自動車整備振興会）……392
169 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）……393
170 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）……394

（応急仮設住宅建設等応急対策関係）

171 災害時における応急対策業務に関する協力協定書（建築協力会）……395

（避難所関係）

172 東京都立晴海総合高等学校における避難所施設利用に関する協定書……397
173 東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設の避難所利用に関する協定書……399
174 災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書……401
175 災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定……403
176 災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定の一部を変更する協定……405
177 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定書（聖路加国際大学）……407
178 災害発生時における福祉避難所の開設運営に関する協定書……409

（その他）

179 災害時における応急対策活動の協力に関する協定（一般ひな型）……411
180 特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会との防災協力協定書……413
181 災害時等におけるボランティア活動の支援等に関する協定書（中央区社会福祉協議会）…415
182 非常通信の運用に関する協定書（京橋消防署）……417
183 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（ゼンリン）……419
184 災害時における地図製品等の供給等に関する協定細目（ゼンリン）……421
185 災害に係る情報発信に関する協定（ヤフー）……422
186 災害・防災情報等の放送に関する協定（中央エフエム）……424
187 災害・防災情報等の放送に関する協定（東京ベイネットワーク）……425
188 災害発生時における特別法律相談に関する協定……426
189 災害時における手話通訳活動に関する協力協定書（手話通訳者の会）……428
190 災害時における応急物資の供給に関する協定書（セッツカートン）……430
191 災害時における応急協力に関する覚書（郵便局）……432
192 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京）……434
193 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス）……436
194 起震車の運用等に関する協定書……438
195 中央区起震車運用等に関する要綱……440
196 災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安確認等に関する協定書……441

197 災害時における帰宅困難者対策活動への協力に関する協定……443
198 り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都）……447
199 り災証明発行に係る情報提供等に関する協定実施細目（東京都）……449
200 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書（東京消防庁）……451
201 大規模災害時における電力復旧等に関する協定（東京電力）……453
202 大規模災害時等における情報連絡員の派遣に関する細目協定書（東京電力）……455
203 大規模災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する細目協定書（東京電力）…457
204 大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書（ＮＴＴ東日本）……459
205 大規模災害時における情報連絡員の派遣に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）……461
206 大規模災害時における通信障害時の緊急対応に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）……463
207 大規模災害時における特設公衆電話の設置、利用等に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）…465
208 大規模災害時における啓開作業の相互協力に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）……468

◎　凡　例

本書の表中に現在日の記述がないものは、原則として令和６年１月１日現在である。

なお、できる限り新しいデータを記述するため、事務事業の性質や資料作成の基準日の相違などから各項目の現在日が統一されていない点がある。

1. 地域危険度マップ（本文 22 頁）

２．防災区民組織（町会・自治会）名簿（本文47頁）

（京 橋 地 域）　　（令和６年４月１日現在）

No.	組織名	氏　　名	No.	組織名	氏　　名
1	京橋一之部防災隊	冨田　正一	28	湊一丁目町会防災組織	関口　真徳
2	銀座西一町会防災区民組織	塚本　和隆	29	湊二丁目町会防災組織	内山　英隆
3	銀座西二丁目町会防災区民組織	東　靖雄	30	湊三丁目町会防災組織	櫻井　栄
4	銀座西三丁目町会防災区民組織	長谷川　尚功	31	明石町防災区民組織	柴田　智
5	銀座西四丁目銀友会防災区民組織	新本　桂司	32	築地町自治会防災区民組織	江間　正昭
6	銀座一丁目町会防災区民組織	石田　善計	33	築地四丁目防災区民組織	礒野　忠
7	銀座二丁目町会防災組織	伊藤　明	34	築地六丁目町会防災区民組織	大長　清高
8	銀座三丁目町会防災区民組織	山野　純治	35	築地六丁目南町会防災区民組織	新井　晃行
9	銀座四丁目共和会防災組織	津田　彰彦	36	築地七丁目町会防災組織	松江　研一
10	銀座西六丁目町会区民防災組織	南條　勲夫	37	八丁堀一丁目町会防災区民組織	加藤　一夫
11	銀座西七丁目町会区民防災組織	川口　彰久	38	八丁堀二丁目東町会防災組織	佐久間　延泰
12	銀座西八町会区民防災組織	西村　昇	39	八丁堀二丁目西町会防災区民組織	吉田　耕吉
13	銀座五丁目連合町会区民防災組織	角田　克久	40	八丁堀三丁目東町会防災区民組織	青野　雅信
14	銀座六丁目町会防災組織	植松　伸一	41	八丁堀三丁目西町会防災区民組織	大作　元夫
15	銀座七丁目町会区民防災組織	澁谷　昌也	42	八丁堀四丁目東町会防災区民組織	山口　康雄
16	銀座八丁目町会防災組織	廣島　貞夫	43	新川一丁目東町会防災区民組織	押田　まり子
17	銀座一丁目東町会防災区民組織	五味　達夫	44	新川一丁目西町会防災会	坂田　光司
18	銀座二丁目東町会防災区民組織	松岡　誠一郎	45	新川南防災会	鈴木　博道
19	銀座三丁目東町会防災区民組織	廣瀬　章	46	新一北町防災会	今井　協四郎
20	銀座四丁目東町会防災区民組織	松戸　純一	47	新川二丁目霊一町会防災組織	鈴木　勝一路
21	銀座五丁目東町会防災会	五島　芳照	48	新川二丁目越一町会防災区民組織	今野　一夫
22	銀座六・七丁目東町会防災会	佐藤　隆雄	49	新川二丁目越二町会防災区民組織	松谷　慶久
23	銀座八丁目東町会防災区民組織	竹本　幸男	50	銀座ダイヤハイツ自治会防災区民組織	森　仁至
24	新富町会防災区民組織	木村　克一	51	リバーシティ２１新川防災会	防災担当
25	入船一丁目町会防災組織	豊田　一成	52	都営明石町アパート防災区民組織	大谷　のぶ子
26	入船二丁目町会防災組織	吉田　勝彦	53	童心会（かえで川住宅防災組織）	防災担当
27	入船三丁目町会防災区民組織	吉田　昇弘	54	銀座六・七西町会防災会	桑原　洋一

（日本橋地域）

No.	組織名	氏　　名	No.	組織名	氏　　名
1	室町一丁目自主防災組織	清水　勇	30	箱崎二・三防災会	宮田　二郎
2	本町一丁目防災区民組織	髙橋　一祐	31	箱崎箱四町会防災区民組織	村松　眞之
3	本町三丁目東町会防災会	羽田　良郎	32	小網町町会防災区民組織	中野　耕佑
4	本町四丁目東町会防災区民組織	小林　丈夫	33	馬喰町一丁目一之部支部	御母衣　淑秀
5	本町四丁目西町会防災区民組織	海老原　裕	34	馬喰町一丁目二之部支部	飯田　永介
6	小伝馬町一の部町会防災組織	森　伸雄	35	馬喰町一丁目三之部防災団	山内　武雄
7	小伝馬町二の部町会防災組織	木村　馨	36	馬喰町二丁目町会防災区民組織	須長　寿海
8	小伝馬町三の部町会防災組織	石井　重喜	37	横山町町会防災組織	岩田　博
9	大伝馬町一之部町会防災組織	濵田　捷利	38	東日本橋一丁目矢ノ倉町防災支部	出口　洋弐
10	大伝馬町二之部町会防災組織	瀧　健太郎	39	東日本橋二丁目支部	川口　修一郎
11	大伝馬町三之部町会防災組織	大前　哲司	40	東日本橋三丁目町会防災組織	飯島　孝夫
12	小舟町防災区民組織	吉田　誠男	41	村松防災区民組織	太田　雅久
13	堀留町一丁目町会防災部	永田　朗	42	日本橋久松町地震災害対策組織	佐藤　寛
14	堀留町二丁目町会防災区民組織	青山　博務	43	浜一地域防災組織部	鈴木　征矢男
15	富沢町防災会	渡沼　健一	44	浜町二丁目金座町会防災区民組織	髙橋　伸治
16	人形町三丁目東町会災害対策組織	加王　文良	45	浜二親合町会防災区民組織	髙橋　久雄
17	人形町三丁目西町会地震災害対策組織	小幡　純	46	浜二西部防災区民組織	久保木　嘉雄
18	人形町一丁目町会防災区民組織	髙柳　豊	47	浜二町会地震災害対策組織	福田　昭三
19	人形町一丁目芳人防災会	志賀　眞二	48	浜町三丁目東部防災会	酒井　幾雄
20	人形町二丁目一之部防災区民組織	首藤　互	49	浜三西部防災区民組織	髙橋　秀夫
21	人形町二丁目二之部防災区民組織	海上　清	50	中洲防災区民組織	増田　智之
22	人形町二丁目三之部防災区民組織	御園生　健治	51	八重洲一丁目防災区民組織	加藤　一男
23	人形町二丁目浪花会防災会	石田　英朗	52	日本橋一丁目町会防災区民組織	細田　眞
24	蛎一北部町会防災組織	志村　榮一	53	日本橋一丁目東町会防災区民組織	茂出木　雅章
25	蛎一南部町会防災対策部	島　義弘	54	江戸二防災区民組織（日本橋二）	清水　貞男
26	住民防災対策本部（蛎一自衛会）	酒井　國男	55	日本橋二丁目通町会防災区民組織	山本　嘉一郎
27	防災住民組織本部（蛎一共和会）	松永　冨冶	56	日本橋三丁目西町会防災区民組織	吉野　正敏
28	蛎殻町東部防災会	増田　信二	57	日本橋七の部防災対策本部	安西　暉之
29	箱崎北新堀町会防災区民組織	岩田　将東			

（月 島 地 域）

No.	組織名	氏　　名	No.	組織名	氏　　名
1	佃一丁目町会防災部	福山　照一	23	アーバンタワー自治会防災区民組織	竹内　康浩
2	佃二丁目町会防災区民組織	田野　孝章	24	晴海スカイリンクタワー防災会	滝浪　誠
3	佃三丁目町会防災区民組織	奥石　智宏	25	ザ・晴海レジデンス防災区民組織	石橋　克哉
4	月島一之部東防災区民組織	横山　眞澄	26	ティアロ防災団	茂木　俊輔
5	月島一之部西防災区民組織	中川　隆	27	ザ・パークハウス晴海タワーズクロノレジデンス防災区民組織	大竹　廣和
6	月島二之部防災区民組織	宮田　和夫	28	パークタワー晴海防災区民組織	高瀬　守
7	月島三之部町会防災区民組織	植村　利男	29	月島四丁目住宅自治会防災区民組織	鈴木　充
8	月島四之部東町会防災区民組織	松井　政廣	30	月島一丁目公団住宅自治会防災部	今井　春美
9	月島四之部西防災区民組織	遠藤　順一	31	区営月島四丁目アパート自治会防災区民組織	和田　浩
10	勝どき西町会防災区民組織	山内　栄一郎	32	福寿マンション自治会防災区民組織	大須賀　芳人
11	勝どき東町会防災区民組織	加藤　則道	33	都営勝どき六丁目自治会防災区民組織	野口　庄平
12	勝どき町会防災区民組織	村上　公一	34	佃リバーシティ２１．３号棟自治会防災区民組織	増本　明
13	豊海町会防災区民組織	宮森　孝一	35	佃二丁目５号棟自治会防災区民組織	牧野　利彦
14	晴海町会地区防災連絡協議会	三次　二郎	36	コーシャタワー佃防災会	生田目　裕
15	晴海４丁目住宅自治会防災組織	野村　孝保	37	勝どき二丁目アパート防災協力会	小西　佳津子
16	晴海自治会防災会	中澤　孝子	38	佃リバーシティ自治会防災区民組織	梅川　貢一郎
17	区立晴海住宅自治会防災組織	太田　忠雄	39	リバーシティ21.4号棟自治会防災区民組織	安西　信雄
18	ソフトタウン晴海防災会	髙澤　邦雄	40	THE TOKYO TOWERS 自治会防災組合	浅野　祐治
19	晴海一丁目北自治会防災区民組織	髙橋　美江子	41	DEUX　TOURS　防災区民組織	清水　隆史
20	晴海ガーデンコート自治会防災の会	寺園　真嗣	42	晴海テラス防災区民組織	松谷　稔
21	晴海ビュータワー自治会防災区民組織	眞野　幸男	43	月島ローヤルコーポ管理組合防災区民組織	黒栁　裕行
22	晴海アーバンプラザ防災会	高野　拓也			

３．区の施設の現況（本文79頁）

（令和６年４月１日時点）

施設名	構造	階	延床面積（㎡）	消防用施設等			施設管理部署
				消防施設	警報設備	避難施設等	
区役所	SRC	F11 BF3 塔屋	20,388.57	F、H、ス、泡、コ、連、連散	ホ	緩	総務課
別館	S 一部 SRC	F10 BF1 塔屋	1,484.94				
日本橋特別出張所（「日本橋区民センター」） ・日本橋公会堂 ・子ども家庭支援センター日本橋分室	SRC	F7 BF2 塔屋	10,357.51	F、H、泡、ス、連、特、水噴、粉、不	ホ	特階段	日本橋特別出張所 ・日本橋特別出張所 ・子ども家庭支援センター
月島特別出張所（「月島区民センター」） ・月島図書館 ・月島社会教育会館 ・月島児童館 ・月島おとしより相談センター	SRC	F5 BF1 塔屋	11,071.77	F、H、泡、連、連散	ホ		月島特別出張所 ・図書文化財課 ・文化・生涯学習課 ・放課後対策課 ・介護保険課
晴海特別出張所（「晴海区民センター」） ・渋谷教育学園晴海西こども園 ・晴海図書館 ・晴海保健センター ・晴海おとしより相談センター	S 一部 SRC 一部RC	F6 BF1	12,260.52	F、H、ス、泡、連	ホ	非EV 袋 滑り台	晴海特別出張所 ・学務課 ・図書文化財課 ・晴海保健センター ・介護保険課
中央区保健所 ・福祉センター ・子ども発達支援センター ・教育センター ・明石町保育園	SRC	F7 BF1 塔屋	15,226.05	F、H、ス、泡、連	ホ	袋 滑り台	生活衛生課 ・福祉センター ・子ども発達支援センター ・教育センター ・子育て支援課
日本橋保健センター ・堀留町保育園 ・堀留町児童館 ・堀留町区民館 ・日本橋高齢者在宅サービスセンター ・堀留町高齢者住宅	SRC 一部RC	F12 BF3	9,995.00	F、ス、泡、連、コ、不	ホ	非EV 特階段 滑り台 梯	日本橋保健センター ・子育て支援課 ・放課後対策課 ・地域振興課 ・高齢者福祉課 ・住宅課
総合スポーツセンター	SRC	F5 BF3	19,520.77	F、H、連、泡、ス、不	ホ		スポーツ課
中央会館（「銀座ブロッサム」）	SRC	F7 BF2 塔屋	10,265.10	F、H、ス、泡、連、ハ	ホ	袋 特階段 緩	地域振興課
男女平等センター	SRC	F4 BF1	1,679.18	F	ホ		総務課
産業会館 ・東日本橋住宅	SRC	F8 BF1 塔屋	3,120.37	F、H、連	ホ		商工観光課 ・住宅課

施設名	構造	階	延床面積（㎡）	消防用施設等			施設管理部署
				消防施設	警報設備	避難施設等	
新富分庁舎 ・新富区民館	SRC	F5 BF1 塔屋	2,123.89	F、ハ	ホ	緩、梯	情報システム課 ・地域振興課
八丁堀分庁舎 ・八丁堀かえで川住宅	SRC	F9 BF1	2,105.36	F、連	ホ	梯	地域福祉課 ・住宅課
京橋区民館 ・フレンドハウス京橋	RC	F5 BF1	1,108.50	F	ホ	梯	地域振興課 ・障害者福祉課
明石町区民館 ・明石町職員住宅	SRC	F7 BF1 塔屋	1,953.31	F、連、H	ホ	梯	地域振興課 ・職員課
福祉センター明石町作業室 ・明石町住宅	SRC	F8 BF1	1,677.31	F、H、連	ホ	梯	福祉センター ・住宅課
八丁堀区民館	RC	F5	637.18	F	ホ	梯	地域振興課
新川区民館 ・新川職員住宅	SRC	F7 BF1 塔屋	2,224.78	F、H、連	ホ		地域振興課 ・職員課
人形町保育園 ・グループホーム人形町 ・人形町区民館	RC	F9	2,518.32	F、ス、連	ホ	梯	子育て支援課 ・高齢者福祉課 ・地域振興課
人形町保育園園庭 ・人形町二丁目地下駐輪場	RC	F2 BF1	506.70	F	ホ		子育て支援課 ・交通課
日本橋保育園	RC	F3 BF1	950.32	F	ホ	滑り台 袋	子育て支援課
佃区民館 ・休日応急診療所、 休日応急歯科診療所	RC	F4 BF1 塔屋	1,463.80	F	ホ		地域振興課 ・健康推進課
月島区民館	RC	F3 塔屋	823.25	F	ホ		地域振興課
豊海区民館 ・豊海運動公園管理事務所	RC	F2	663.58	F	ホ		地域振興課 ・水とみどりの課
桜川敬老館 ・桜川保育園 ・わとなーる桜川 ・グループホームロンジェ	RC	F7 BF1	5,778.54	F、ス、粉	ホ	滑り台	高齢者福祉課 ・子育て支援課 ・高齢者福祉課 ・高齢者福祉課
マイホームはるみ ・晴海保育園 ・晴海中学校	SRC	F7 BF1	20,959.46	F、H、連、ス、泡、ハ、粉	ホ	滑り台 特階段	高齢者福祉課 ・子育て支援課 ・学校施設課
シニアセンター ・佃児童館	SRC	F4 B1	2,199.4	F、H	ホ	梯	高齢者福祉課 ・放課後対策課

施設名	構造	階	延床面積（㎡）	消防用施設等			施設管理部署
				消防施設	警報設備	避難施設等	
勝どき児童館 ・かちどき西保育園	SRC	F52 BF2 のうち F4～F3 部分	3,829.06 （共用部含む）	F、ス、H、連	ホ		放課後対策課 ・子育て支援課
中央清掃事務所	SRC	F7 塔屋	1,829.65	F、連	ホ		中央清掃事務所
リサイクルハウスかざぐるま 箱崎町 ・中央清掃事務所日本橋待機所	SRC	F4	1,261.10	F	ホ		環境課 ・中央清掃事務所
京橋プラザ分庁舎 ・京橋プラザ区民館 ・京橋プラザ住宅	RC	F19 BF2 塔屋	29,151.25	F、泡、ス、特、連、コ	ホ	非EV 特階段	総務課 ・地域振興課 ・住宅課
晴海地域交流センター （「はるみらい」） ・中央清掃事務所晴海事業所	RC 一部 SRC	F4 BF1 塔屋	8,224.34	F、H、泡、連、連散	ホ	袋	地域振興課 ・中央清掃事務所
京華スクエア ・リサイクルハウスかざぐるま八丁堀	RC	F3	4,488.21	F、H	ホ	袋	商工観光課 ・環境課
十思スクエア ・十思保育園 ・子ども家庭支援センター 十思分室	RC	F3	3,496.15	F、H	ホ	袋 梯	地域福祉課 ・子育て支援課 ・子ども家庭支援センター
十思スクエア別館 ・ケアサポートセンター十思 ・十思湯	RC	F5 BF1	4,254.01	F、H、ス、粉	ホ		地域福祉課 ・高齢者福祉課 ・地域振興課
晴海アーバンプラザ ・晴海区民館	RC	F15 BF1 のうち F9～BF1 部分	13,791.89	F、	ホ		住宅課 ・地域振興課
月島保健センター ・月島保育園	SRC 一部S 及びRC	F38 BF2 のうち F3～F1 部分	2,725.24	F、ス	ホ		月島保健センター ・子育て支援課
勝どき敬老館 ・勝どきデイルーム ・勝どき区民館	RC	F2	1,501.50	F、H	ホ		高齢者福祉課 ・高齢者福祉課 ・地域振興課
築地社会教育会館 ・築地保育園	RC	F4 BF1 塔屋	6,924.60	F、H、連、ハ、連散	ホ		文化・生涯学習課 ・子育て支援課
浜町敬老館 ・浜町保育園 ・浜町児童館 ・浜町区民館	SRC	F6 BF1	4,133.74	F、H、粉	ホ	袋	高齢者福祉課 ・子育て支援課 ・放課後対策課 ・地域振興課
築地児童館 ・築地住宅	SRC	F5 BF1 塔屋	1,927.73	F	ホ		放課後対策課 ・住宅課

施設名	構造	階	延床面積（㎡）	消防用施設等			施設管理部署
				消防施設	警報設備	避難施設等	
つくだ保育園	SRC	F3	1,516.29	F	ホ		子育て支援課
月島幼稚園 ・月島スポーツプラザ ・月島西仲住宅	SRC	F7 BF1	8,035.195	F、H、連、連散	ホ	梯	学校施設課 ・スポーツ課 ・住宅課
銀座区民館 ・銀座職員住宅	RC	F5 BF1	616.10	F	ホ	緩	地域振興課 ・職員課
新場橋区民館 ・新場橋職員住宅	SRC	F5 B1	673.33	F	ホ	梯	地域振興課 ・職員課
久松町区民館 ・休日応急診療所、 休日応急歯科診療所	SRC	F6 BF1	1,493.44	F	ホ		地域振興課 ・健康推進課
マイホーム新川	SRC	F35 BF4 のうち F5～BF2 部分	6,703.50 (共用部含む)	F、ス	ホ	滑り台 梯 特階段	高齢者福祉課
リハポート明石 ・レインボーハウス明石	RC	F22 BF1 のうち F5～BF2 部分	9,978.49	F、ス、粉、連	ホ	特階段 滑り台	高齢者福祉課 ・障害者福祉課
セレモニーホール	SRC	F5 BF1	1,547.39	F	ホ		地域振興課
浜町集会施設「浜町メモリアル」	SRC	F4 BF1	1,965.26	F	ホ	袋	地域振興課
八丁堀保育園	S	F4	798.34	F	ホ		子育て支援課
子ども家庭支援センター ・勝どき保育園 ・勝ちどき住宅	RC	F13 BF1	6,864.81	F、H、連、コ	ホ	梯	子ども家庭支援ｾﾝﾀｰ ・子育て支援課 ・住宅課
晴海児童館 ・晴海こども園	SRC	F4 BF1	5,397.23	F、H	ホ	袋	放課後対策課 ・子育て支援課
京橋こども園	RC 一部S	F5 BF1	2,656.13	F、H、粉、ハ	ホ		子育て支援課
京橋図書館 （「本の森ちゅうおう」） ・郷土資料館	S 一部RC	F6 BF1	8,881.63	F、H、粉、連、泡	ホ		図書文化財課 ・図書文化財課

（注）　SRC－鉄骨鉄筋コンクリート　RC－鉄筋コンクリート　S－鉄骨造　F－消火器　H－屋内消火栓
泡－泡消火設備　スープリンクラー消火設備　連－連結送水管　不－不活性ガス消火設備
連散－連結散水設備　水噴－水噴霧消火設備　粉－粉末消火設備　ハ－ハロン消火設備
ホ－火災報知機（非常警報装置含む）　コ－非常コンセント　特－特殊ガス
梯－梯子　非EV－非常用エレベーター　特階段－特別避難階段　袋－避難袋　緩－緩降機

４．文化財一覧（本文84頁）

区分		名称	員数	所在地又は所有者住所	指定年月日
国宝	工芸品	太刀〈銘吉平〉　附糸巻太刀拵	１口	日本橋兜町18－６	昭38. 7. 1
		短刀〈銘國光〉	１口	日本橋兜町18－６	昭28. 3.31
	絵画	絹本著色桃鳩図〈徽宗筆／大観元年の年記がある〉	１幅	日本橋３－７－９	昭26. 6. 9

区分			名称	員数	所在地又は所有者住所	指定年月日
国指定文化財						
重要文化財	建造物		日本銀行本店本館	１棟	日本橋本石町２－１－１	昭49. 2. 5
			三井本館	１棟	日本橋室町２－１－１	平10.12.25
			日本橋　附東京市道路元標（１基）	１基	日本橋一丁目～日本橋室町一丁目（日本橋川）	平11. 5.13
			清洲橋	１基	日本橋中洲～江東区清澄一丁目（隅田川）	平19. 6.18
			永代橋	１基	新川一丁目～江東区佐賀一丁目・永代一丁目（隅田川）	平19. 6.18
			勝鬨橋	１基	築地六丁目～勝どき一丁目（隅田川）	平19. 6.18
			髙島屋東京店	１棟	日本橋２－４－１	平21. 6.30
			築地本願寺本堂　附正門、南門、北門、石塀	１棟	築地３－15－１	平26.12.10
			三越日本橋本店　附建築図面2,115枚、三越本店改修増築設計図・構造図３冊	１棟	日本橋室町１－４－１	平28. 7.25
	美術工芸品	絵画	絹本著色愛染明王像	１幅	日本橋３－５－８	昭28.11.14
			紙本墨画維摩図〈尾形光琳筆〉	１幅	日本橋３－７－９	平16.2.23
			絹本著色一遍上人絵伝断簡〈(江之島)(歓喜光寺本)〉	１幅	日本橋３－７－９	昭34.12.18
			紙本著色華厳五十五所絵巻〈残闕／一巻〉	１巻	日本橋３－７－９	昭25. 8.29
		工芸品	太刀〈銘助包〉	１口	銀座８－11―14	昭25. 8.29
			太刀〈銘貞和三年丁亥十月日守吉作／防州白崎八幡宮御剣願主源兼胤〉	１口	銀座８－11―14	昭 2. 4.25
			染分縮緬地襷菊青海波文様友禅染振袖	１領	日本橋２－７－１	令 2. 9.30
			十六疋獅子図三所物〈小柄笄銘宗珉(花押)〉	１揃	日本橋兜町18－６	昭29. 3.20
			刀〈無銘貞宗(名物二筋樋貞宗)〉	１口	日本橋本町２－２－２	昭28.11.14
			刀(額銘國俊)	１口	銀座８－11－14	昭28. 3.31
		書跡・典籍	大唐三蔵玄奘法師表啓	１巻	日本橋３－７－９	昭 6. 1.19

区分			名称	員数	所在地又は所有者住所	指定年月日
			石帆惟衍墨蹟	1 幅	日本橋３－７－９	昭30. 2. 2
			達磨大師安心法門(絹本)〈石渓心月筆〉	1 巻	日本橋３－７－９	昭53. 6.15
			一山一寧墨蹟(六祖偈)	1 幅	日本橋３－７－９	昭28. 3.31
			蠟牋墨書虚堂智愚墨蹟	1 幅	日本橋兜町18－６	昭25. 8.29
特別名勝特別史跡			旧浜離宮庭園		浜離宮庭園１	昭27.11.22
史跡			常盤橋門跡		日本橋本石町二丁目～千代田区大手町二丁目	昭 3. 3.24

区分			名称	員数	所在地又は所有者住所	保持者	指定年月日
重要無形文化財	個人	歌舞伎立役	中村梅玉		東京都中央区	河村順之	令 4.10.31
	団体		義太夫節		日本橋本町３－１－６	義太夫節保存会	昭55. 4.21
			日本舞踊		勝どき４－６－２	日本舞踊保存会	令 5.10.18

区分	名称	員数	所在地又は所有者住所	登録年月日
国登録有形文化財				
建造物	よし梅芳町亭	1 棟	日本橋人形町１－５－２	平14. 8. 21
	ハリオグラスビル	1 棟	日本橋富沢町９－３	平15. 7. 1
	玉置文治郎ビル	1 棟	東日本橋２－16－８	平17. 2. 9
	江戸屋店舗兼住宅	1 棟	日本橋大伝馬町２－16	平26. 4.25
	大野屋總本店店舗	1 棟	新富町２－２－１	平26. 4.25
	喜代川店舗	1 棟	日本橋小網町10－５	平30. 5.10
	繭山龍泉堂店舗	1 棟	京橋２－５－９	平30. 5.10
	新富町躍金楼店舗	1 棟	新富１－11－４	平30. 5.10
	銀座ライオンビル	1 棟	銀座７－９－20	令 4. 2.17
歴史資料	彩色設計図集	632点	京橋２－16－１	平23. 6.27

区分			名称	員数	所在地又は所有者住所	指定年月日
都指定文化財						
有形文化財		彫刻	鉄造菩薩頭	1個	日本橋人形町1－18－9　大観音寺	昭47. 4.19
			木造日蓮聖人坐像	1躯	日本橋小伝馬町3－2　身延別院	昭47. 4.19
		工芸品	銅鐘石町時の鐘	1口	日本橋小伝馬町5　十思公園	昭28.11. 3
		歴史資料	一石橋迷子しらせ石標	1基	八重洲1－11先	昭58. 5. 6
無形民俗文化財		民俗芸能	佃島の盆踊		佃地区(伝承地)	昭51. 1.16
旧跡			土生玄硯墓	1基	築地3－15－1　築地本願寺	昭30. 3.28
			間新六供養塔	1基	築地3－15－1　築地本願寺	昭30. 3.28
			酒井抱一墓	1基	築地3－15－1　築地本願寺	昭30. 3.28
			浴恩園跡		築地5－2	昭30. 3.28
			蘭学事始地		明石町11先	昭30. 3.28
			浅野内匠頭邸跡		明石町10・11	昭30. 3.28
			名水白木屋の井戸		日本橋1－4	昭30. 3.28
			其角居住跡		日本橋茅場町1－6	昭30. 3.28
			三浦按針遺跡		日本橋室町1－10－8	昭30. 3.28
			伝馬町牢屋敷跡		日本橋小伝馬町3・4・5	昭30. 3.28
			賀茂真淵懸居の跡		日本橋浜町1－1	昭30. 3.28

区分		名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
区民文化財【区指定文化財】						
有形文化財	建造物	明治屋京橋ビル	1 棟	京橋２－２－８	(株)明治屋	平21. 1.14
	古文書	日本橋魚市場絵図面	3 巻	築地３－16－12	金子家	平23. 4. 1
	歴史資料	寛正三年板碑	1 基	新富１－13－14　郷土資料館	日本銀行	平24. 4. 1
	考古資料	江戸三座入場券	3 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平25. 4. 1
	古文書	佃島沽券絵図控	1 舗	築地３－16－12	金子家	平27. 4. 1
	建造物	日本橋野村ビルディング旧館	1 棟	日本橋１－９－１	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合	平30. 4. 1
有形民俗文化財		住吉講の獅子頭（龍虎・黒駒）	2 対	佃１－２－10先　佃まちかど展示館	佃住吉講	令 4. 4. 1
区民文化財【区登録文化財】						登録年月日
有形文化財	建造物	住吉神社水盤舎	1 棟	佃１－１－14　住吉神社	住吉神社	平 2. 4. 1
		南高橋	1 基	新川二丁目～湊一丁目（亀島川）	中央区	平 2. 4. 1
		小網神社社殿及び神楽殿　附棟札・造営関係資料	2 棟	日本橋小網町16－23　小網神社	小網神社	平 3. 4. 1
		京橋の親柱	3 基	銀座一丁目及び京橋三丁目	国土交通省	平 3. 4. 1
		鐵砲洲稲荷神社	5 棟	湊１－６－７　鐵砲洲稲荷神社	鐵砲洲稲荷神社	平 4. 4. 1
		海運橋親柱	2 基	日本橋１－20及び日本橋兜町３	中央区	平 5. 4. 1
		豊海橋	1 基	新川一丁目～日本橋箱崎町（日本橋川）	中央区	平 7. 4. 1
		椙森神社　附造営関係資料	4 棟	日本橋堀留町１－10－２　椙森神社	椙森神社	平 7. 4. 1
		柳橋	1 基	東日本橋二丁目～台東区柳橋一丁目（神田川）	中央区	平11. 4. 1
		カトリック築地教会聖堂	1 棟	明石町５－26　カトリック築地教会	カトリック東京大司教区築地教会	平12. 4. 1
		一石橋の親柱	1 基	八重洲１－11先	東京都	平14. 4. 1
		海幸橋の親柱　附橋梁竣工図面	3 基	築地五丁目及び築地六丁目	中央区	平15. 4. 1
		聖路加国際病院トイスラー記念館	1 棟	明石町10	聖路加国際大学	平16. 4. 1
		明治屋京橋ビル	1 棟	京橋２－２－８	(株)明治屋	平21. 1.14
		為替バンク三井組柱頭	1 点	京橋２－16－１　清水建設㈱	清水建設(株)	平25. 4. 1
		日本橋野村ビルディング旧館	1 棟	日本橋１－９－１	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合	平30. 4. 1
		門跡橋の親柱及び高欄	1 基	築地３－１７－８先	東京都	令 2. 4. 1

区	分	名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
	絵画	板絵着色蘭陵王図額	1 面	佃１－１－14　住吉神社	住吉神社	平 5. 4. 1
		木板金地着色蘆鷺図額	1 面	佃１－１－14　住吉神社	住吉神社	平 6. 4. 1
		紙本墨画淡彩瀑布図	1 幅	築地３－17－10　法重寺	法重寺	平 6. 4. 1
		絹本着色白梅図	1 幅	築地３－17－10　法重寺	法重寺	平 6. 4. 1
		長谷川春子作挿絵の原画及び素描	297枚	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平31. 4. 1
		近岡善次郎作　築地・隅田川等風景画	14 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	令 3. 4. 1
	彫刻	銅造地蔵菩薩立像	1 躯	日本橋茅場町１－５－13　智泉院	智泉院	平 7. 4. 1
		燈臺　北村西望作　銅造彫刻	1 躯	銀座４－１－２　数寄屋橋公園	中央区	平16. 4. 1
		附石造台座				
	工芸品	陶製住吉神社扁額	1 面	佃１－１－14　住吉神社	住吉神社	平 2. 4. 1
		銅製洋鐘	1 口	明石町５－26　カトリック築地教会	カトリック東京大司教区築地教会	平 4. 4. 1
		新大橋の橋名板	1 枚	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 8. 4. 1
		魚河岸水神社加茂能人形山車巡行模型	1 組	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 8. 4. 1
		法重寺の大鐃	1 口	築地３－17－10　法重寺	法重寺	平 9. 4. 1
		日本橋の橋柱装飾品－青銅製麒麟	4 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平12. 4. 1
		像鰭及び附属品				
		紺糸威丸胴具足　附具足櫃	1 領	佃１－11－８　ピアウエストスクエア１階	(株)ＩＨＩ	平13. 4. 1
	古文書・古記録	寛保沽券図	16 舗	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 2. 4. 1
	古文書	末廣神社所蔵文書	19 点	日本橋人形町２－25－20　末廣神社	末廣神社	平 4. 4. 1
		小津家文書	397点	日本橋本町３－６－２　小津本館ビル	小津商店	平 6. 4. 1
		佐々木家文書	77 点	日本橋室町４－３－３　佐々木印店	佐々木印店	平 6. 4. 1
		椙森神社文書	101点	日本橋堀留町１－10－２　椙森神社	椙森神社	平 7. 4. 1
		中村家文書	3 冊	日本橋馬喰町１－５－４　中庄	中村庄八	平 7. 4. 1
		佃島渡船関係文書	7 冊	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 8. 4. 1
		住吉神社文書	986点	佃１－１－14　住吉神社	住吉神社	平 9. 4. 1
		服部家文書	1,636点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平11. 4. 1
		宝永七年の通二丁目沽券図写	1 舗	日本橋２－１－10　柳屋ビルディング	外池洋隆	平15. 4. 1
		日本橋魚市場絵図面	3 巻	築地３－16－12	金子家	平17. 4. 1
		東京証券取引所所蔵文書	40 点	日本橋兜町２－１	(株)日本取引所グループ	平18. 4. 1
		佃島沽券絵図控	1 舗	築地３－16－12	金子家	平18. 4. 1

区	分	名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
		原胤昭関係文書	283点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平22. 4. 1
		清川玄道関係文書	35 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	令 2. 4. 1
	古記録	片岡家文書	2 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平28. 4. 1
	考古資料	埋桝及び木樋	4 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 4. 4. 1
		江戸三座入場券	3 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平17. 4. 1
		明石町遺跡内築地外国人居留地445号遺構出土遺物　附556号遺構出土クレイパイプ	107点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平18. 4. 1
		八丁堀三丁目（第二次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経	1 巻	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平19. 4. 1
		八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡出土骨蔵器　附瀬戸・美濃産陶器鳴海織部向付	23 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平26. 4. 1
		日本橋人形町三丁目（第二次）遺跡出土陶磁器・土器	307点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平28. 4. 1
		八丁堀三丁目遺跡内朗惺寺跡出土木製卒塔婆	90 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平30. 4. 1
		日本橋蛎殻町一丁目遺跡内播磨国山崎藩本多家屋敷跡125号遺構出土遺物	96 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	令 3. 4. 1
	考古資料及び古文書	豊後岡藩中川家上屋敷跡（明石町遺跡）出土文書　附12号遺構穴蔵部材	一 括	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平22. 4. 1
	歴史資料	アメリカ公使館跡の記念碑	5 基	明石町８　聖路加ガーデンレジデンス東側 明石町10　聖路加国際病院トイスラー記念館前	聖路加国際大学	平 2. 4. 1
		白魚献上箱	一 式	新富１－13－14　郷土資料館	佃島漁業協同組合	平 3. 4. 1
		板絵着色お千世の図額　附目録	1 点	日本橋本石町４－４－９	日本橋西河岸地蔵寺教会	平 4. 4. 1
		引幕図案見本帳	1 冊	銀座１－８－17	佐々木商店	平 6. 4. 1
		絹本着色日本製菓子舗榮太樓本店製造場略図　附写生帖	1 巻	日本橋１－２－５　榮太樓總本鋪	細田安兵衛	平 7. 4. 1

区分		名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
		船宿山崎屋関係資料	31 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平 9. 4. 1
		寛正三年板碑	1 基	新富１－13－14　郷土資料館	日本銀行	平12. 4. 1
		岸田吟香謹製鐵飴煎の看板	1 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平15. 4. 1
		平野活版製造所（平野富二）製造の活版印刷機	1 台	入船２－９－２	水野雅生	平19. 4. 1
		東京薬事協会所蔵文書	40 点	日本橋本町３－４－18	(公社)東京薬事協会	平20. 4. 1
		紀元二千六百年記念日本万国博覧会開催準備関係資料	74 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平20. 4. 1
		日本橋三越本店のパイプオルガン	1 台	日本橋室町１－４－１	(株)三越伊勢丹	平21. 1.14
		震災復興橋梁図面	197葉	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平23. 4. 1
		越後屋文書	64 点	銀座２－６－５	(株)越後屋	平26. 4. 1
		常盤橋擬宝珠	2 基	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平27. 4. 1
		住吉神社「佃嶋住吉御社再建仕法書」版木	3 点	佃１－１－14	住吉神社	平29. 4. 1
		長谷川時雨関連資料	84 点	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	平29. 4. 1
		一等水準点標石（交無号）	1 基	新川2－32先	国土交通省	令 4. 4. 1
		関東大震災避難記念碑	1 基	日本橋浜町２－57先	不明	令 5. 4. 1
		佃島旧名主森家及び関係資料	69 件	新富１－13－14　郷土資料館	中央区	令 5. 4. 1
無形民俗文化財		住吉神社大祭の獅子頭宮出し		佃１－１－１４　住吉神社(伝承地)	佃住吉講(保持団体)	平 3. 4. 1
有形民俗文化財		魚河岸水神社加茂能人形山車	1 基	日本橋１－19－１他	魚河岸会	平 2. 4. 1
		龍虎の獅子頭	1 対	佃１－２－10先　佃まちかど展示館	佃住吉講	平 3. 4. 1
		黒駒の獅子頭	1 対	佃１－２－10先　佃まちかど展示館	佃住吉講	平 3. 4. 1
		鐵砲洲稲荷神社の富士塚	1 基	湊１－６－７	鐵砲洲稲荷神社	平 4. 4. 1
		波除稲荷神社の獅子頭	1 対	築地６－20－37	波除稲荷神社	平 4. 4. 1
		鐵砲洲稲荷神社の力石	2 個	湊１－６－７	鐵砲洲稲荷神社	平 5. 4. 1
		佃浪除稲荷神社の力石	3 個	佃１－８－４　佃浪除稲荷神社	佃住吉講	平 5. 4. 1
		鐵砲洲稲荷神社富士塚内の力石	1 個	湊１－６－７	鐵砲洲稲荷神社	平 5. 4. 1
		智泉院の天水鉢	1 対	日本橋茅場町１－５－13	智泉院	平 5. 4. 1
		波除稲荷神社の天水鉢	1 対	築地６－20－37	波除稲荷神社	平 5. 4. 1
		鉄製大釜残欠	1 基	日本橋小網町６－１　釜屋もぐさ	富士治左衛門	平 6. 4. 1

区分		名称	員数	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
区民史跡		佃島初代名主　佃忠兵衛報恩塔	1　基	築地３－15－１	築地本願寺	平 6. 4. 1
		銀座出世地蔵尊	1　躯	銀座４－６　銀座三越９階テラス	銀座出世地蔵尊奉讃会	平 6. 4. 1
		椙森神社の富札・富塚の碑	1枚･1基	日本橋堀留町１－10－２	椙森神社	平 6. 4. 1
		於岩稲荷田宮神社の鳥居	1　基	新川２－25－11	於岩稲荷田宮神社	平10. 4. 1
		於岩稲荷田宮神社の百度石	1　基	新川２－25－11	於岩稲荷田宮神社	平10. 4. 1
		うぶけや鍛造打刃物類	48　点	日本橋人形町３－９－２　うぶけや	矢崎大貴	平10. 4. 1
		小津商店江戸店営業関係用具類	15　点	日本橋本町３－６－２　小津和紙博物舗	小津商店	平11. 4. 1
		釜屋もぐさの振売箱	1　点	日本橋小網町６－１	富士治左衛門	平11. 4. 1
		住吉神社神輿	1　基	佃１－１－14	住吉神社	平14. 4. 1
		佃島渡船場跡		佃１－11－４　佃公園内	中央区	平 2. 4. 1
				湊３－18　佃大橋橋詰		
		十返舎一九墓	1　基	勝どき４－12－９	東陽院	平 3. 4. 1
		郵便発祥の地		日本橋１－18－１　日本橋郵便局	日本郵便(株)	平 5. 4. 1
		江戸秤座跡		日本橋３－７－20　ディーアイシービル	日誠不動産(株)	平 5. 4. 1
		霊岸島検潮所・量水標跡		新川２－32－１先	東京都	平 6. 4. 1
		長崎屋跡		日本橋室町４－４－10	東短エイジェンシー(株)	平13. 4. 1
		海水館跡		佃３－11－19	坪井チヨウ子	平16. 4. 1

５．区所管及び都所管の橋りょう一覧（本文90頁）

区所管

路線名	橋名	橋長（m）	有効幅員(m)	橋面積(m²)	橋種	架設年月
中台１	柳橋	38.3	11.0	421.3	鋼橋	昭４．７
中日７	鎧橋	56.7	19.0	1,077.3	鋼橋	昭 32.７
中日 10	湊橋	49.7	18.0	894.6	コンクリート橋	昭３．６
中日 13	西河岸橋	51.5	11.0	566.5	鋼橋	大 14.８
中日 58	豊海橋	46.2	8.0	369.6	鋼橋	昭２．９
中日 309	新場橋	34.0	15.0	510.0	コンクリート橋	昭 37.５
中日 325	新亀島橋	30.5	15.0	457.5	鋼橋	平７．８
中京 401	久安橋	31.7	33.0	1,046.1	コンクリート橋	昭５．１
中京 401	亀島橋	32.4	25.5	826.2	鋼橋	平 14.６
中京 402	弾正橋	34.9	23.2	809.6	混合橋	大 15.12
中京 402	高橋	34.7	23.0	798.1	鋼橋	昭 59.３
中京 404	三吉橋	71.1	15.0	1,066.5	鋼橋	昭４．12
中京 405	采女橋	42.0	15.0	630.0	コンクリート橋	昭５．８
中京 407	千代橋	35.6	27.0	961.2	鋼橋	大 15.６
中京 409	築地橋	35.5	18.6	660.3	鋼橋	昭 44.11
中京 416	南高橋	63.1	11.0	694.1	鋼橋	昭７．３
中京 562	宝橋	30.8	11.6	357.2	コンクリート橋	昭 37.９
中京 565	松幡橋	32.6	7.5	244.5	鋼橋	昭 38.２
中京 625	新金橋	30.7	18.2	558.7	鋼橋	昭 37.11
中京 635	新富橋	34.4	8.6	295.8	鋼橋	昭５．１
中京 672	亀井橋	36.2	15.0	543.0	鋼橋	昭３．６
中京 676	祝橋	36.3	15.2	551.7	コンクリート橋	昭 37.10
中京 709	新尾張橋	50.0	12.0	600.0	鋼橋	平４．８
中月 801	新島橋	48.3	36.0～41.0	1,866.7	鋼橋	令２．５
中月 803	朝潮橋	86.0	12.3	1,057.8	鋼橋	昭 54.11
中月 805	西仲橋	39.7	12.2	484.4	鋼橋	平 26.３
中月 807	晴月橋	95.5	10.0	955.0	鋼橋	昭 34.５
中月 810	浜前橋	9.9	9.0	89.1	コンクリート橋	昭 39.11
中月 843	佃小橋	12.5	10.0	151.7	コンクリート橋	昭 59.３
中月 877	トリトンブリッジ	94.0	2.4	225.6	鋼橋	平 13.３
中月 878	朝潮小橋	112.5	3.5	393.7	鋼橋	平 15.３
中月 813	桜小橋	87.8	4.7	426.8	コンクリート橋	平 29.10

路線名	橋名	橋長(m)	有効幅員(m)	橋面積(m²)	橋種	架設年月
中日 1	螭殻町歩道橋	21.5	2.3	49.4	鋼橋	平元．5
中日 3	久松歩道橋	26.4	1.5	39.6	鋼橋	昭 41．1
中日 6	区立日本橋中前歩道橋	25.4	2.0	50.8	鋼橋	昭 49．8
中月 807	なかよし歩道橋	21.9	3.0	65.7	鋼橋	平 13．4
中月 810	ふれあい歩道橋	26.4	3.0	79.2	鋼橋	平 13．4
中月 810	さざなみ歩道橋	26.4	3.0	79.2	鋼橋	平 13．4

都所管

路線名	橋名	橋長(m)	有効幅員(m)	橋面積(m²)	橋種	架設年月
主 10 号線	千代田橋	16.0	33.0	542.6	鋼橋	大 14.12
主 10 号線	霊岸橋	53.0	31.0	1,791.4	鋼橋	昭 60．3
主 10 号線	永代橋	184.7	25.0	4,729.3	鋼橋	大 15.10
主 50 号線	入船橋	34.9	32.0	1,187.6	鋼橋	昭 57．3
主 50 号線	茅場橋	57.0	33.0	1,938.0	鋼橋	平６．９
主 50 号線	新大橋	170.0	24.0	5,185.0	鋼橋	昭 51.11
主 304 号線	万年橋	38.7	36.0	1,424.2	鋼橋	平 10.12
主 304 号線	勝鬨橋	246.0	22.0	6,469.8	鋼橋	昭 15．6
主 304 号線	黎明橋	88.2	35.0	3,245.8	鋼橋	昭 54．3
主 304 号線	春海橋	下り 172.8	9.8	1,857.6	鋼橋	昭 48．3
		下り高架 453.9	7.0	3,858.2	鋼橋	昭 49．3
		上り 172.8	16.8	3,049.9	鋼橋	昭 60．3
主 304 号線	晴海大橋	下り 580.0	15.0	9,575.0	鋼橋	平 18．3
		上り 580.0	15.0	9,484.0	鋼橋	平 18．3
主 316 号線	江戸橋	62.9	44.0	3,138.2	鋼橋	昭２．12
特 484 号線	築地大橋	245.0	28.5	6982.5	鋼橋	平 30.11
主 50 号線	勝どき陸橋	524.5	15.7	8234.6	鋼橋	平 27.12
主 50 号線	黎明大橋	94.5	15.7	1483.6	コンクリート橋	平 26．3
特 484 号線	豊洲大橋	550.0	32.3	17926.5	鋼橋	令２．３
特 405 号線	一石橋	下り 60.8	14.0	905.9	鋼橋	昭 48．3
		上り 50.1	16.5	873.4	鋼橋	平 13．7
特 405 号線	土橋	30.0	27.0	834.0	コンクリート橋	昭２．10
特 407 号線	新常盤橋	39.3	27.0	1109.7	鋼橋	昭 63．3
特 463 号線	相生橋	149.1	31.0	5,486.9	鋼橋	平 12．3

路線名	橋名	橋長(m)	有効幅員(m)	橋面積(m²)	橋種	架設年月
特 463 号線	月島橋	43.7	36.0	1,606.3	鋼橋	昭 46.12
特 463 号線	中央大橋	210.7	24.0	5,267.5	鋼橋	平６．１
特 473 号線	佃大橋	本線 220.0	25.2	5,720.0	鋼橋	昭 39.８
		取付 256.3	30.1	7,943.8	鋼橋	昭 39.４
特 473 号線	新月陸橋	548.8	15.9	15,915.2	鋼橋	平２．３
特 473 号線	朝潮大橋	240.0	30.0	8,472.0	鋼橋	平元．11
特 474 号線	清洲橋	186.2	22.0	4,824.6	鋼橋	昭３．３
特 475 号線	隅田川大橋	本線 210.3	27.5	6,309.0	鋼橋	昭 54.11
		取付 181.4	14.0	2,902.7	混合橋	昭 51.３
主 50 号線	晴海街路１号橋（仮称）	上り 19.5	18.85	380.1	鋼橋	平 25.２
		下り 19.5	18.85	380.1	鋼橋	平 25.２
主 50 号線	晴海街路２号橋（仮称）	上り 33.0	15.0	528.0	鋼橋	平 25.10
		下り 33.0	15.0	528.0	鋼橋	平 25.10
主 10 号線	新川一丁目歩道橋	48.9	1.5	90.5	鋼橋	昭 44.３
主 50 号線	築地歩道橋	70.6	1.5	129.7	鋼橋	昭 42.８
主 304 号線	晴海歩道橋	85.9	1.5	158.9	鋼橋	昭 45.２
主 304 号線	晴海一丁目歩道橋	107.5	1.5	207.6	鋼橋	昭 44.３
主 316 号線	江戸橋南詰歩道橋	84.9	1.5	161.1	鋼橋	昭 43.３
主 316 号線	江戸橋歩道橋	100.0	2.0、3.0	263.9	鋼橋	昭 39.７
主 316 号線	宝町歩道橋	61.8	3.0	205.3	鋼橋	昭 39.７
主 316 号線	銀東一歩道橋	90.1	2.0、3.0	241.9	鋼橋	昭 39.７
主 316 号線	昭和通り銀座歩道橋	178.6	3.5～4.0	611.3	鋼橋 エスカレーター併設	平９．４
主 316 号線	銀座東八丁目歩道橋	172.4	1.7～1.9	321.5	鋼橋	昭 42.１
特 473 号線	区立二中前歩道橋	53.4	1.5	96.1	鋼橋	昭 46.７

６．中央地区（月島・晴海）陸こう・逆流防止扉位置図　（本文93頁）

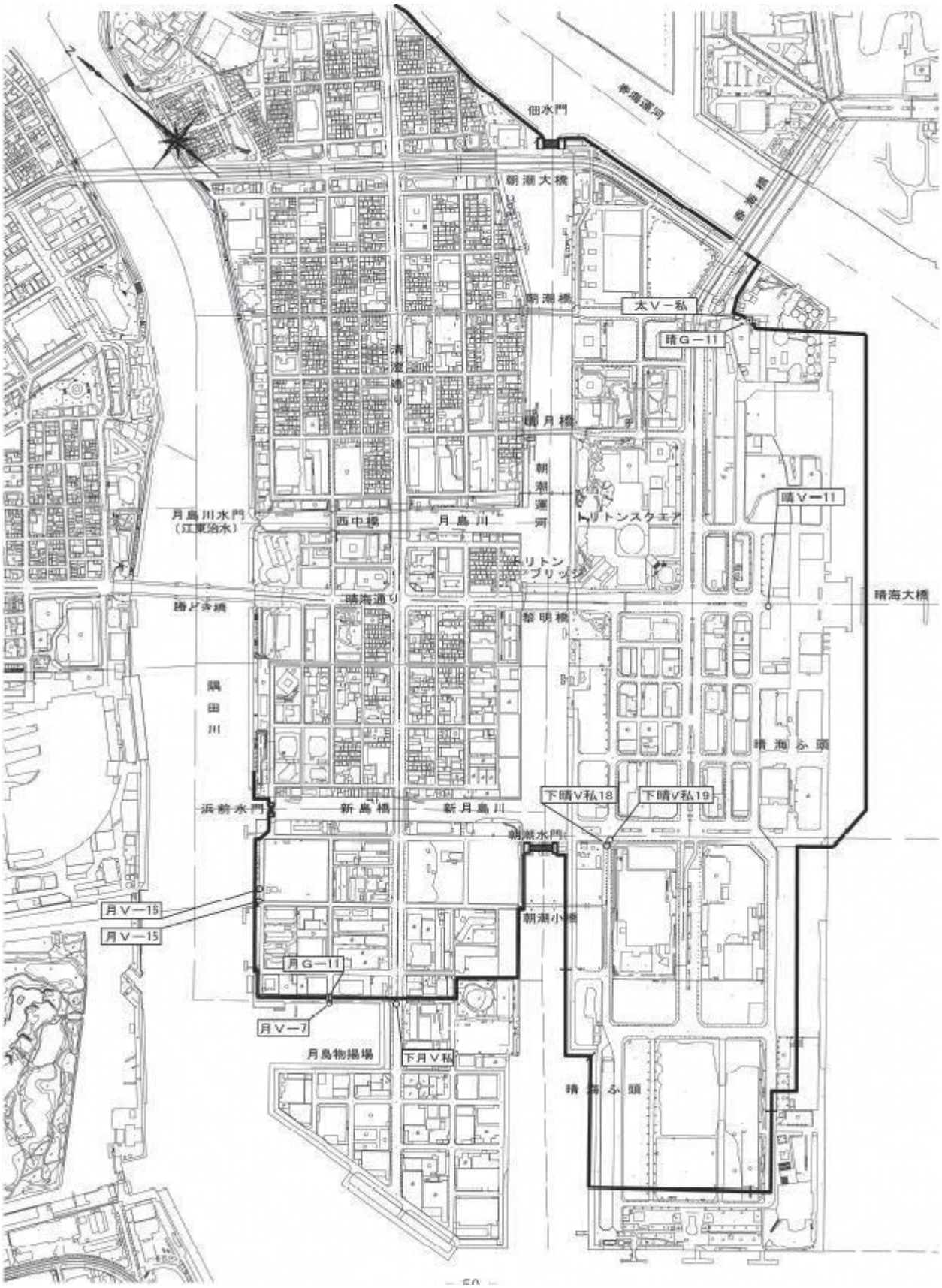

緊急道路障害物除去路線図

CHUO CITY

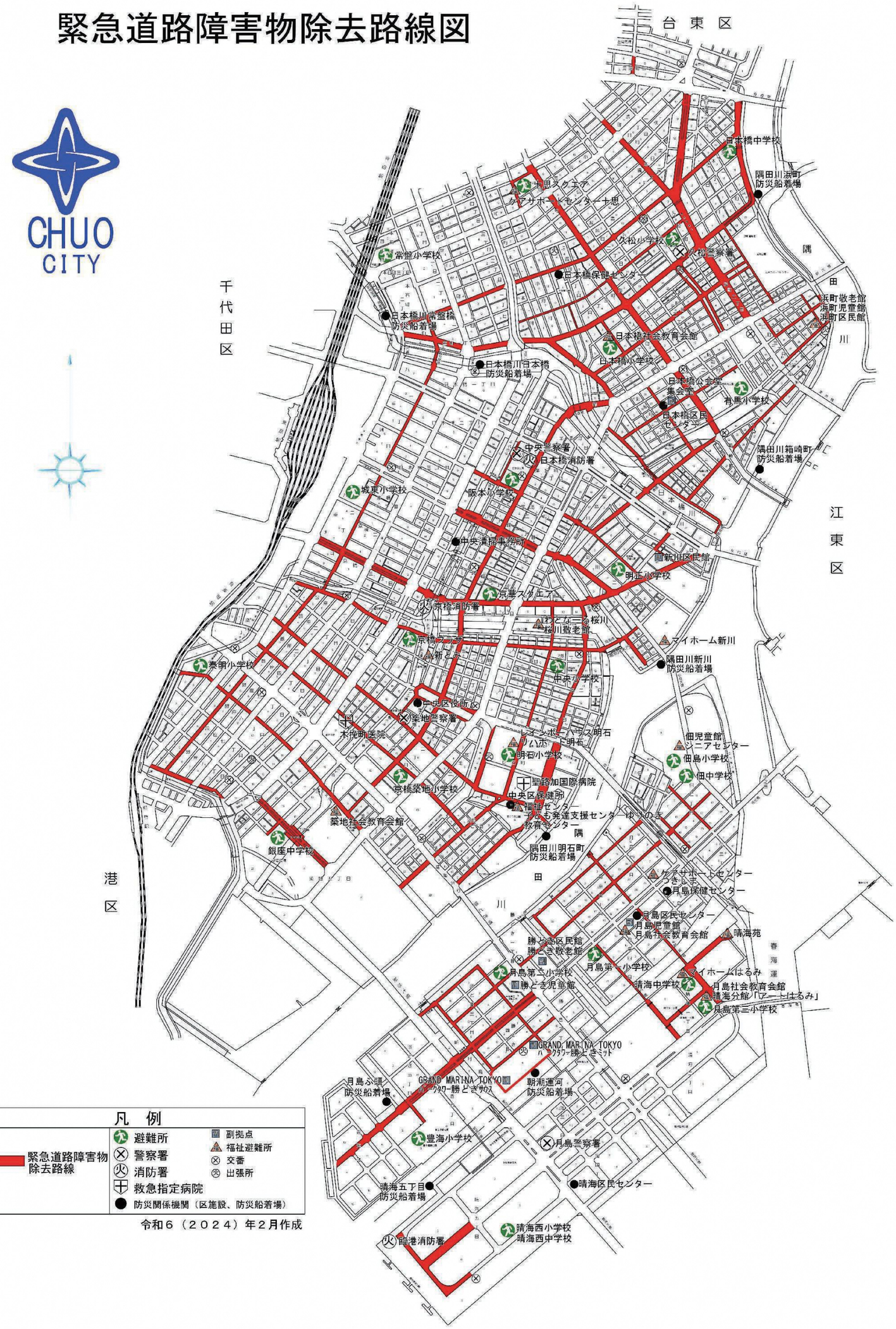

凡　例

緊急道路障害物除去路線	避難所	副拠点
	警察署	福祉避難所
	消防署	交番
	救急指定病院	出張所
	防災関係機関（区施設、防災船着場）	

令和６（２０２４）年２月作成

７．緊急道路障害物除去路線図（本文98・110頁）

８．主要配水管現況図（本文114頁）

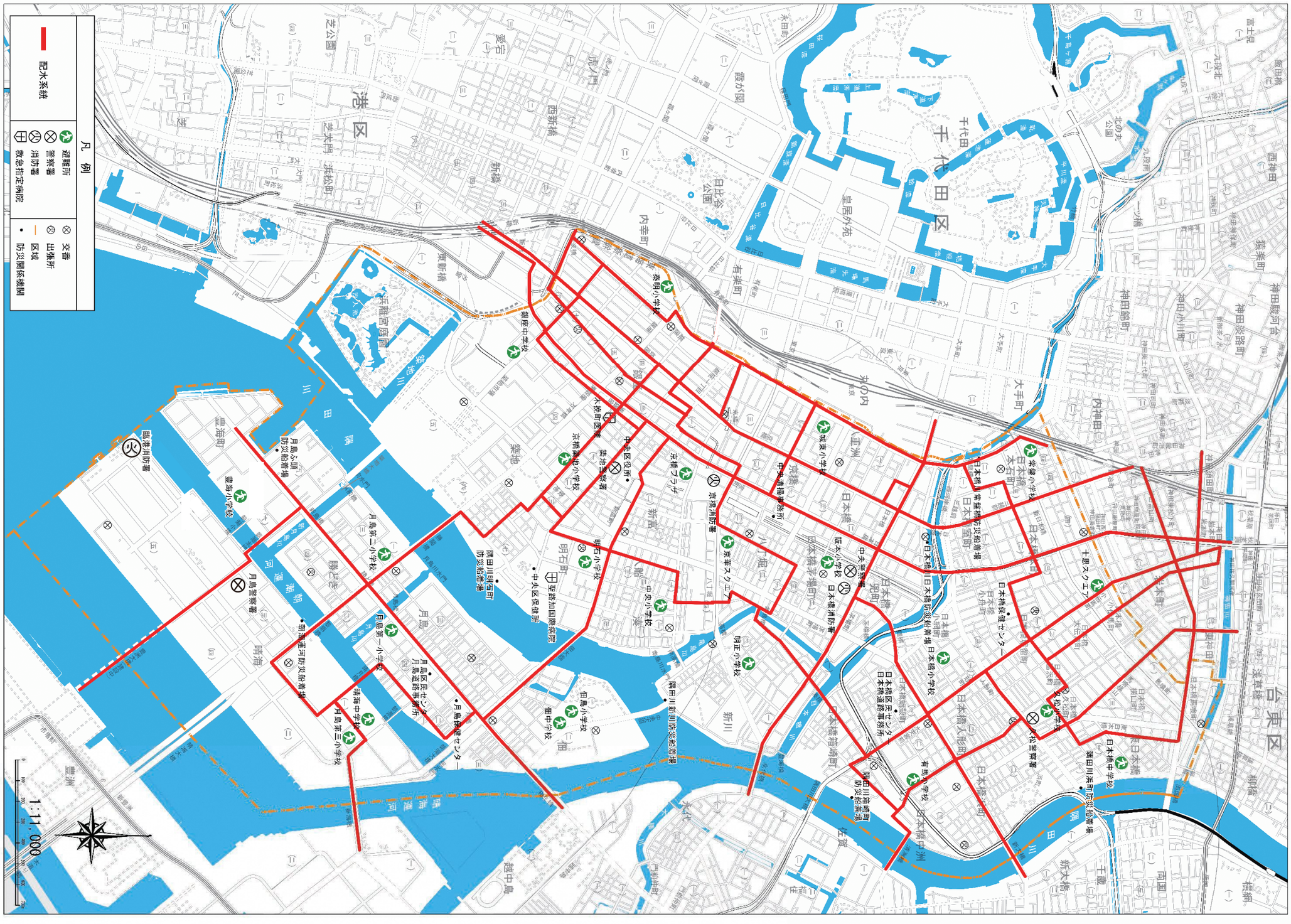

９．災害時の応急対策組織編成（下水道局）（本文120頁）

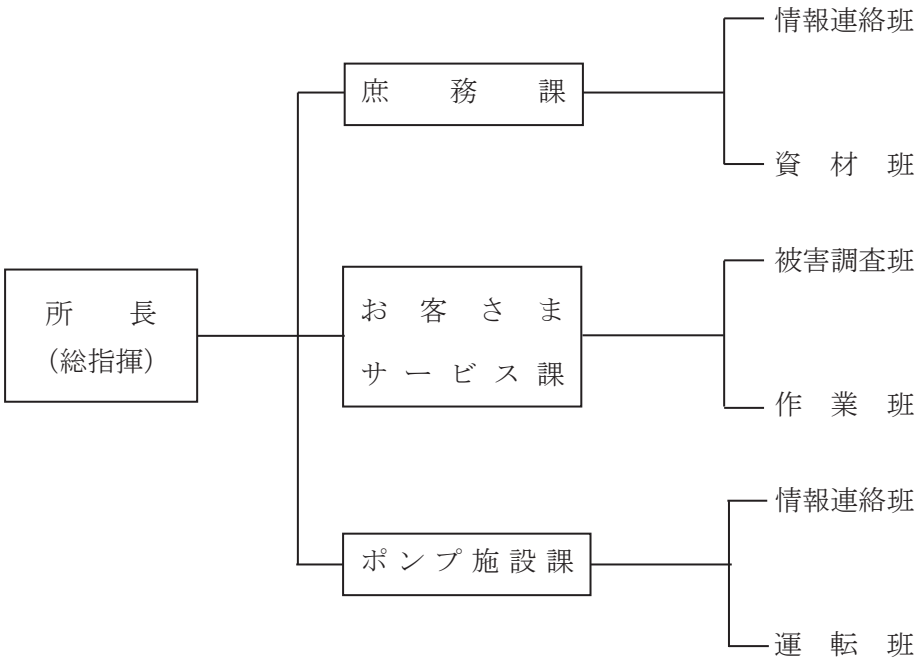

10. 下水道局の情報連絡態勢（本文120頁）

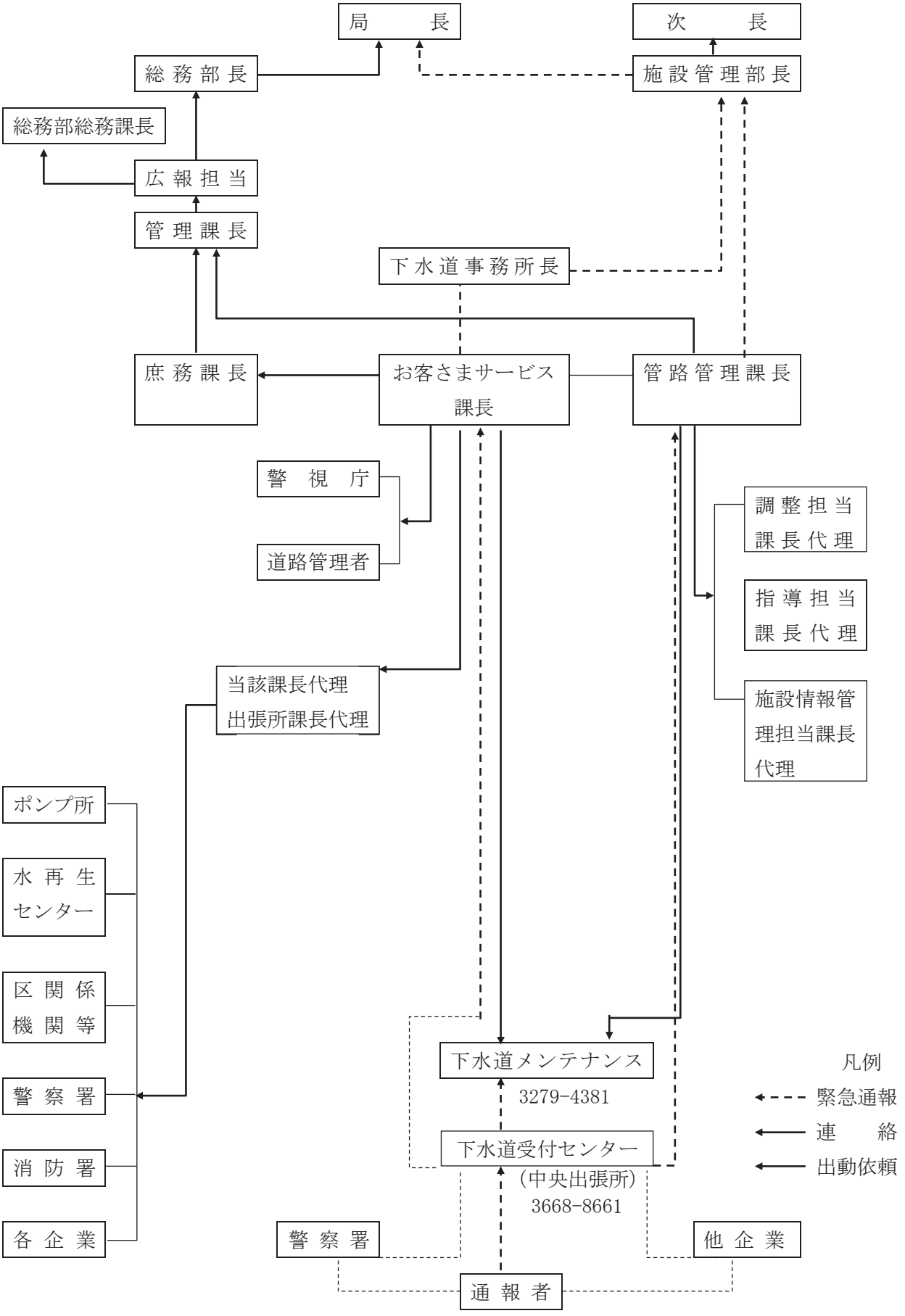

11. 指令及び情報連絡の伝達経路（東京電力）（本文126頁）

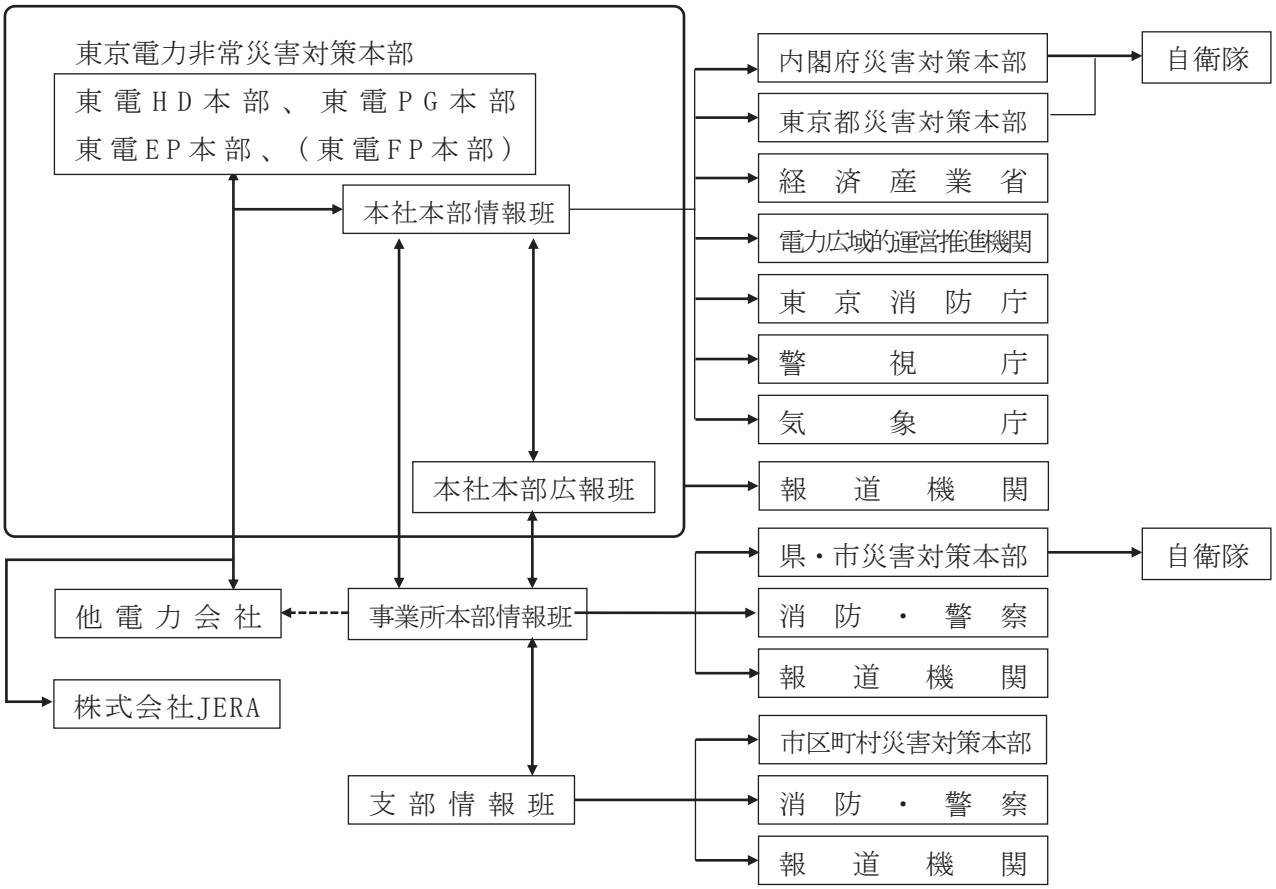

12. 非常配備態勢別動員集計表（本文135頁）

（令和６年１月１日時点）

部課名	非常配備態勢			
	第１	第２	第３	第４
本部長室	**17**	**17**	**17**	**17**
災対指令部	**31**	**40**	**48**	**69**
総合調整課	20	24	28	38
指令通信課	11	16	20	31
災対総務部	**29**	**56**	**81**	**157**
総務課	13	21	29	53
職員課	4	9	13	26
経理課	2	3	5	10
出納課	2	5	7	15
協力課	8	18	27	53
災対財政広報部	**12**	**20**	**28**	**52**
財政広報課	8	12	17	32
情報システム課	4	8	11	20
災対区民部	**17**	**38**	**59**	**113**
区民第一課	10	22	34	66
区民第二課	3	7	11	21
区民第三課	4	9	14	26
災対福祉保健部	**94**	**204**	**303**	**588**
管理課	7	14	22	45
子育て支援課	49	117	174	342
子ども家庭支援センター	14	24	33	55
生活支援課	3	10	14	29
障害者福祉課	3	7	10	20
福祉センター	7	13	21	40
高齢者福祉課	11	19	29	57
災対保健所部	**33**	**53**	**72**	**124**
生活衛生課	21	28	34	53
救護防疫第一課	8	16	23	43
救護防疫第二課	2	4	7	13
救護防疫第三課	2	5	8	15

部課名	非常配備態勢			
	第 1	第 2	第 3	第 4
災対環境土木部	**31**	**79**	**121**	**238**
管理課	10	22	34	66
土木課	11	23	35	69
清掃課	10	34	52	103
災対都市整備部	**19**	**35**	**54**	**104**
整備計画課	11	17	27	49
建築課	4	9	13	26
営繕課	3	7	11	24
災対公社課	1	2	3	5
災対教育部	**154**	**345**	**553**	**831**
庶務課	3	5	7	12
教育課	13	31	51	102
学校・幼稚園	138	309	495	717
合計	**437**	**887**	**1,336**	**2,293**
各非常配備態勢別動員数÷本部職員数	19.1%	38.7%	58.3%	100.0%
中央区災害対策本部運営要綱第6に規定される本部の活動態勢の基準	通信情報活動	本部職員の約 1／3	本部職員の約 1／2	本部の全力

13. 公用令書（本文142・363頁）

別記様式第８（第７条関係）

従事第　　号

公　　用　　令　　書

住所

氏名

災害対策基本法第　　条の規定に基づき、次のとおり　従事／協力　を命ずる。

処分権者　氏名　　㊞

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

別記様式第９（第７条関係）

保管第　　号

公　　用　　令　　書

住所

氏名

災害対策基本法第　　条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　㊞

保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　考

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

別記様式第10（第７条関係）

管理第　　号

公　　用　　令　　書

住所
氏名

災害対策基本法第　　条の規定に基づき、次のとおり　　を　管理／使用／収用　する。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　㊞

名　　称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

別記様式第11（第７条関係）

変更第　　号

公　　用　　変　　更　　令　　書

住所
氏名

災害対策基本法第　　条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日　　第　　号）に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令　　の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　㊞

変更した処分の内容

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする

別記様式第12（第７条関係）

取消第　　号

公　　用　　取　　消　　令　　書

住所

氏名

災害対策基本法第　　条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日　　第　　号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令　　の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　㊞

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする

公　用　負　担　権　限　委　任　証　明　書

第　　号

身分

氏名

上記の者に、　　の区域における水防法第　　条の権限の行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水防管理者　　氏名　　㊞

14. 消防態勢（本文152・159頁）

1　消防署の態勢

(1) 消防署の組織

京橋消防署	日本橋消防署	臨港消防署
３課10係２出張所 定　数　198名	３課10係３出張所 定　数　212名	３課10係１出張所 定　数　211名
本署 築地出張所 銀座出張所	本署 堀留出張所 人形町出張所 浜町出張所	本署 月島出張所

(2) 消防署の装備

車両等／組織		ポンプ車	化学車	はしご車	照明車	資器材輸送車	救急車	指揮車	消防艇	可搬ポンプ消防隊用	その他の車両
第一消防方面本部								1			2
京橋	本　署	2	1	1			2	1		1	4
	築地出張所	2								1	
	銀座出張所	1		1			1			1	
日本橋	本　署	2		1		1	1	1		1	4
	堀留出張所	1								1	
	人形町出張所	3								1	
	浜町出張所	1					2		2	1	
臨港	本　署	2					1	1	5	1	5
	月島出張所	1	1	1	1		1			1	
計		15	2	4	1	1	8	4	7	9	15

2　消防団の態勢

(1) 消防団の組織

区　分	京橋消防団	日本橋消防団	臨港消防団
規　模	７個分団 定　数　150名	７個分団 定　数　150名	４個分団 定　数　100名
分団数	団本部 第１分団 第２分団 第３分団 第４分団 第５分団 第６分団 第７分団	団本部 第１分団 第２分団 第３分団 第４分団 第５分団 第６分団 第７分団	団本部 第１分団 第２分団 第３分団 第４分団

(2) 消防団の装備

区　分	手引き可搬ポンプ	可搬ポンプ積載車	コンパクトスローロープ	発電機	防水シート	ホース	その他
京橋消防団	７台	７台	７本	21台	24枚	175本	簡易救助資機（器）材等
日本橋消防団	7	3	7	14	21	307	
臨港消防団	4	2	4	16	16	116	
計	18	10	18	51	61	438	

3　防火水槽等消防水利の現況

区　分	京橋消防署管内		日本橋消防署管内		臨港消防署管内		計	
	数　量	容　量	数　量	容　量	数　量	容　量	数　量	容　量
防火水槽	127基	7,663m³	117基	7,006m³	123基	7,511m³	367基	22,180m³
	（内　訳） 40m³未満×２基 40m³以上×97基 100m³以上×28基		（内　訳） 40m³以上×９１基 100m³以上×26基		（内　訳） 40m³未満×３基 40m³以上×103基 100m³以上×17基		（内　訳） 40m³未満×５基 40m³以上×291基 100m³以上×　71基	
受水槽	3	386	2	92	25	2,102	30	2,580
プール	6	1,530	6	2,076	11	2,739	23	6,345
計	136	9,619	123	8,734	159	12,352	426	30,705

15. 各機関の指定電話及び連絡責任者（本文186頁）

機関名	指定電話	連絡責任者	
		正	副
中央区	３５４３－０２１１	防災危機管理課長	防災危機管理担当係長
東京都第一建設事務所	３５４２－１４７１	管理課長	課長代理(管理担当)
	３５４２－０６８２	庶務課長	課長代理(庶務担当)
東京港建設事務所	３５２１－３０１３	高潮対策センター所長	課長代理(防災担当)
水道局中央支所	３２５６－６１８６	庶務課長	課長代理(庶務担当)
下水道局中部下水道事務所	３２７０－８３１７	庶務課長	課長代理(庶務担当)
交通局馬喰駅務管区	３６６１－４５６１	副管区長	指導担当区長
警視庁第一方面本部	３５８１－４３２１	管理官	警備主任
中央警察署	５６５１－０１１０	警備課長	警備係長
久松警察署	３６６１－０１１０	警備課長	警備係長
築地警察署	３５４３－０１１０	警備課長	警備係長
月島警察署	３５３４－０１１０	警備課長	警備係長
東京湾岸警察署	３５７０－０１１０	警備課長	警備課長代理
東京消防庁第一消防方面本部	３２２２－０１１９	指導係長	指揮隊長
京橋消防署	３５６４－０１１９	警防課長	防災安全係長
日本橋消防署	３６６６－０１１９	警防課長	防災安全係長
臨港消防署	３５３４－０１１９	警防課長	防災安全係長
海上保安庁東京海上保安部	５５６４－２０２１	警備救難課長	救難係長
日本郵便株式会社晴海支店	５５４６－１１４０	総務部長	総務部課長
東日本電信電話株式会社	３４４４－７９２３	エリアプロデュース担当課長	エリアコーディネート担当課長
首都高速道路株式会社	３２６４－８４０６（夜間・休日）３２６４－８２０５	東京西局保全管理課危機管理担当課長	東京西局保全管理課危機管理担当係長
東日本旅客鉄道株式会社東京支社	５６９２－６０５４	安全企画室長	安全企画室副課長
東京ガス株式会社中央導管事業部中央計画推進部	５４４２－４３００	技術グループマネージャー	技術グループ地域広報担当課長
東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社	６３７４－３８８７	地域渉外担当	企画総括グループ課長
中央区医師会	３５３１－１０４８		
日本橋医師会	３６６６－０６８２		
京橋歯科医師会	３５３８－２７００		
お江戸日本橋歯科医師会	３６６１－１５６５		
京橋薬剤師会	３５６７－５３８６		
日本橋薬剤師会	３６６６－６５５４		
東京地下鉄株式会社銀座駅務管区	３５６１－４４７８	首席助役	助役

16. 中央区地域防災無線配置表（本文186頁）

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
無線室（統制台）	１００・１０１ (9101)	主統制台	○
総務部防災危機管理課	１０２	統制リモコン	
無線室（ポータブル統制台）	１１０	ポータブル統制台	
総務部防災危機管理課携帯（３２台）	１１１～１３６ ２５８～２６３	携帯	
防災危機管理課ワゴン車	１３７	車携帯	
総務部防災危機管理課（４台）	１４１～１４４	統制リモコン	
巡視室	１４５	統制リモコン	
第二警戒勤務室（１Ｆ）	１４６	統制リモコン	
秘書室	１４７	統制リモコン	
企画部広報課	２０１	統制リモコン	
企画部情報システム課	２０２	半固定	
企画部政策企画課携帯（３台）	２０３～２０５	携帯	
総務部総務課携帯（４台）	２５１～２５４	携帯	
総務部区長車	２５５	携帯	
総務部ワゴン車	２５６	車携帯	
京橋プラザ住宅（中央管理室）	２６４(8264)	半固定	○
男女平等センター「ブーケ２１」	２６５	半固定	
区民部区民生活課	３０１	統制リモコン	
区民部区民生活課携帯（１２台）	３０２～３１３	携帯	
区民部ワゴン車	３１４	車携帯	
区民部日赤車	３１５	車携帯	
日本橋特別出張所	３１６	半固定	
日本橋特別出張所携帯（１２台）	３１７～３２８	携帯	
月島特別出張所	３２９	半固定	
月島特別出張所携帯（１２台）	３３０～３４１	携帯	
京華スクエア	３４２(8342)	半固定	○
産業会館	３４３	半固定	
京橋区民館	３４４	半固定	
京橋プラザ区民館	３４５	半固定	
銀座区民館	３４６	半固定	
新富区民館	３４７	半固定	
明石町区民館	３４８	半固定	
八丁堀区民館	３４９	半固定	
新川区民館	３５０	半固定	
堀留町区民館	３５１	半固定	
人形町区民館	３５２	半固定	
久松町区民館	３５３	半固定	
浜町区民館	３５４	半固定	
新場橋区民館	３５５	半固定	
佃区民館	３５６	半固定	
月島区民館	３５７	半固定	

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
勝どき区民館	３５８	半固定	
豊海区民館	３５９	半固定	
晴海区民館	３６０	半固定	
銀座ブロッサム（中央会館）	３６１	半固定	
福祉保健部高齢者福祉課	４０１	統制リモコン	
福祉保健部保険年金課携帯（３台）	４０２～４０４	携帯	
福祉センター	４０５	半固定	
桜川敬老館	４０６	半固定	
浜町敬老館	４０７	半固定	
勝どき敬老館	４０８	半固定	
中央区医師会	４０９	半固定	
京橋歯科医師会	４１０＊＊１	半固定 リモコン	
京橋休日応急診療所	４１０＊＊３	リモコン	
日本橋医師会	４１１＊＊１	半固定 リモコン	
日本橋休日応急診療所	４１１＊＊２	リモコン	
お江戸日本橋歯科医師会	４１２＊＊１	半固定 リモコン	
日本橋休日応急歯科診療所	４１２＊＊２	リモコン	
日本橋休日応急薬局	４１２＊＊４	リモコン	
十思スクエア	４１３(8413)	半固定	○
リハポート明石	４１４	半固定	
レインボーハウス明石	４１５	半固定	
シニアセンター	４１６	半固定	
マイホーム新川	４１７	半固定	
フレンドハウス京橋	４１８	半固定	
マイホームはるみ	４１９	半固定	
日本橋高齢者在宅サービスセンター	４２０	半固定	
相生の里	４２１	半固定	
中央区社会福祉協議会	４２２	半固定	
さわやかワーク中央	４２３	半固定	
木挽町医院	４２４	半固定	
聖路加国際病院	４２５	半固定	
ケアサポートセンター月島	４２６	半固定	
東京都赤十字血液センター	４２７	半固定	
中央区休日応急診療所	４２８	半固定	
グループホーム人形町	４２９	半固定	
ケアサポートセンター十思	４３０	半固定	
京橋薬剤師会	４３１	半固定	○
日本橋薬剤師会	４３２	半固定	○
柔道整復師会	４３３	半固定	
ぽけっとランド明石町	４４１	半固定	
アンジェリカ月島保育園	４４２	半固定	
太陽の子新川保育園	４４３	半固定	
あい保育園日本橋	４４４	半固定	
モニカ人形町園	４４５	半固定	

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
コビープリスクールはこざき	４４６	半固定	
さくらさくみらい月の岬	４４７	半固定	
ほっぺるランド勝どき	４４８	半固定	
小学館アカデミー勝どきこども園	４４９	半固定	
あい保育園水天宮	４５０	半固定	
福祉保健部子育て支援課	４５１	統制リモコン	
桜川保育園	４５２	半固定	
明石町保育園	４５３	半固定	
築地保育園	４５４	半固定	
八丁堀保育園	４５５	半固定	
人形町保育園	４５６	半固定	
日本橋保育園	４５７	半固定	
浜町保育園	４５８	半固定	
つくだ保育園	４５９	半固定	
月島保育園	４６０	半固定	
かちどき西保育園	４６１	半固定	
勝どき保育園	４６２	半固定	
晴海保育園	４６３	半固定	
みちてる保育園	４６４	半固定	
月島聖ルカ保育園	４６５	半固定	
ニチイキッズさわやか勝どき６丁目保育園	４６６	半固定	
十思保育園	４６７	半固定	
ニチイキッズさわやか勝どき６丁目保育園分園	４６８	半固定	
堀留町保育園	４６９	半固定	
アスク晴海３丁目保育園	４７０	半固定	
アスク勝どき保育園	４７１	半固定	
まなびの森保育園勝どき	４７２	半固定	
晴海こども園	４７３	半固定	
京橋こども園	４７４	半固定	
ほっぺるランド日本橋堀留町	４７５	半固定	
太陽の子月島保育園	４７６	半固定	
ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋	４７７	半固定	
ポピンズナーサリースクール晴海	４７８	半固定	
グルーバルキッズかきがら園	４７９	半固定	
子ども家庭支援センター	４８１	半固定	
築地児童館	４８２	半固定	
新川児童館	４８３	半固定	
堀留町児童館	４８４	半固定	
浜町児童館	４８５	半固定	
佃児童館	４８６	半固定	
月島児童館	４８７	半固定	
勝どき児童館	４８８	半固定	
晴海児童館	４８９	半固定	
中央区保健所	５０１＊＊１	半固定 リモコン	
中央区休日応急歯科診療所	５０１＊＊２	リモコン	
中央区保健所携帯（５台）	５０２～５０６	携帯	

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
日本橋保健センター	５０７	半固定	
日本橋保健センター携帯（４台）	５０８～５１１	携帯	
月島保健センター	５１２	半固定	
月島保健センター携帯（３台）	５１３～５１５	携帯	
環境土木部管理調整課	５５１	統制リモコン	
環境土木部管理調整課携帯（７台）	５５２～５５３ ６０８～６１２	携帯	
環境土木部管理調整課ワゴン車	５５４・６１３	車携帯	
中央清掃事務所	５５５	半固定	
中央清掃事務所晴海事業所	５５６	半固定	
中央清掃工場	５５７	半固定	
晴海地域交流センター	５５８	半固定	
環境土木部道路課	６０１	統制リモコン	
環境土木部道路課携帯（６台）	６０２～６０７	携帯	
八丁堀詰所トラック０１	６１４	車携帯	
八丁堀詰所車	６１６	車携帯	
道路課橋りょう施設係	６１７	半固定	
八丁堀詰所トラック０２	６１８	車携帯	
環境土木部水とみどりの課携帯（５台）	６１９～６２３	携帯	
都市整備部都市計画課携帯（２台）	６５１・６５２	携帯	
教育委員会庶務課	７０１(9701)	統制リモコン	○
教育委員会学務課携帯（４台）	７０２～７０５	携帯	
区民部文化・生涯学習課携帯（３台）	７０６～７０８	携帯	
築地社会教育会館	７０９	半固定	
日本橋社会教育会館	７１０	半固定	
月島社会教育会館	７１１	半固定	
月島社教会館分館　アートはるみ	７１２	半固定	
総合スポーツセンター	７１３	半固定	
月島スポーツプラザ	７１４	半固定	
城東小学校	７１５(8715)	半固定	○
泰明小学校	７１６(8716)	半固定	○
中央小学校	７１７(8717)	半固定	○
明石小学校	７１８(8718)	半固定	○
京橋築地小学校	７１９(8719)	半固定	○
明正小学校	７２０(8720)	半固定	○
常盤小学校	７２１(8721)	半固定	○
日本橋小学校	７２２(8722)	半固定	○
有馬小学校	７２３(8723)	半固定	○
久松小学校	７２４(8724)	半固定	○
阪本小学校	７２５(8725)	半固定	○
佃島小学校	７２６(8726)	半固定	○
月島第一小学校	７２７(8727)	半固定	○
月島第二小学校	７２８(8728)	半固定	○
月島第三小学校	７２９(8729)	半固定	○
豊海小学校	７３０(8730)	半固定	○
銀座中学校	７３１(8731)	半固定	○
佃中学校	７３２(8732)	半固定	○

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
晴海中学校	７３３(8733)	半固定	○
日本橋中学校	７３４(8734)	半固定	○
月島幼稚園	７３５	半固定	
教育センター	７３６	半固定	
中央区文化・国際交流振興協会	７３７	半固定	
阪本こども園	７３８	半固定	
本の森ちゅうおう	７３９	半固定	
ブライト保育園東京入船	８０１	半固定	
ベネッセ勝どき保育園	８０２	半固定	
キッズハウス浜町公園	８０３	半固定	
あい保育園新川	８０４	半固定	
さくらさくみらい人形町	８０５	半固定	
さくらさくみらい晴海	８０７	半固定	
ほっぺるランド佃	８０８	半固定	
ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀	８０９	半固定	
にじいろ保育園小伝馬町	８１０	半固定	
勝どきえほん保育園	８１１	半固定	
小学館アカデミー晴海保育園	８１２	半固定	
ＴＫチルドレンズファーム湊校	８１３	半固定	
ナーサリールームベリーベアー日本橋	８１４	半固定	
ＥＤＯ日本橋保育園	８１５	半固定	
まなびの森保育園銀座	８１６	半固定	
まちのてらこや保育園	８１７	半固定	
ほっぺるランド東日本橋	８１８	半固定	
勝どきちとせ保育園	８１９	半固定	
ほっぺるランド茅場町	８２３	半固定	
築地警察署	９０１	半固定	
月島警察署	９０２	半固定	
久松警察署	９０３	半固定	
中央警察署	９０４	半固定	
京橋消防署	９０５	半固定	
日本橋消防署	９０６	半固定	
臨港消防署	９０７	半固定	
東京港建設事務所高潮対策センター	９０８	半固定	
交通局馬喰駅務管区	９０９＊＊１	半固定 リモコン	
水道局中央支所	９１０	半固定	
下水道局中部下水道事務所	９１１	半固定	
東京都第一建設事務所	９１２	半固定	
（株）ＮＴＴ東日本－東京中央	９１３	半固定	
ＪＲ東京駅	９１４＊＊１	半固定 リモコン	
東京ガス（株）中央ガスライト２４	９１５	半固定	
東京電力（株）銀座支社	９１６	半固定	
東京地下鉄（株）銀座駅務管区	９１７＊＊１	半固定 リモコン	
東京都トラック協会中央支部	９１８	半固定	

設置場所	呼出番号	局種別	FAX
中央エフエム（株）	９１９	半固定	
日本橋プラザ（株）	９２０	半固定	
清水建設（株）	９２２	半固定	
東京スクエアガーデン	９２３	半固定	
コレド室町	９２４	半固定	
京橋エドグラン	９２５	半固定	
GINZA SIX	９２６	半固定	
東京日本橋タワー	９２７	半固定	
パークタワー勝どき	９２８	半固定	

17. 中央区地域防災無線協議会会員名簿（本文186頁）

No.	名　　称	代表者	無線局管理責任者
1	中央区	区長	－
2	中央区	副区長	区民部長
3	中央区	教育長	次長
4	警視庁中央警察署	署長	警務課長
5	警視庁久松警察署	署長	警備課長
6	警視庁築地警察署	署長	警備課長
7	警視庁月島警察署	署長	警備課長
8	東京消防庁京橋消防署	署長	警防課長
9	東京消防庁日本橋消防署	署長	警防課長
10	東京消防庁臨港消防署	署長	警防課長
11	中央区医師会	会長	事務長
12	日本橋医師会	会長	事務長
13	京橋歯科医師会	会長	事務長
14	お江戸日本橋歯科医師会	会長	事務長
15	京橋薬剤師会	会長	副会長
16	日本橋薬剤師会	会長	事務長
17	東京都建設局第一建設事務所	所長	工事課長
18	東京都港湾局東京港管理事務所 高潮対策センター	所長	高潮対策センター所長
19	東京都交通局馬喰駅務管理所	所長	馬喰駅務区長
20	東京都水道局中央支所	支所長	庶務課長
21	東京都下水道局中部下水道事務所	所長	管路施設課長
22	株式会社ＮＴＴ東日本－東京中央	代表取締役社長	設備部アクセス運営課長
23	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部	常務執行役員 首都圏本部長	東京営業統括センター所長
24	東京ガス株式会社南部ガスライト24	所長	南部ＧＬ２４所長
25	東京電力株式会社銀座支社	支社長	総務グループマネージャー
26	東京地下鉄株式会社	銀座駅務管区長	首席助役
27	医療法人社団宮﨑会木挽町医院	院長	事務長
28	東京都赤十字血液センター	所長	供給課長
29	聖路加国際病院	院長	総務課長
30	みちてる保育園	園長	主任
31	月島聖ルカ保育園	園長	事務担当
32	日本橋プラザ株式会社	社長	事業部長
33	東京都トラック協会中央支部	支部長	副支部長
34	中央清掃工場	工場長	管理係長
35	中央エフエム株式会社	社長	事務担当
36	さわやか保育園６丁目本園	代表取締役	園長
37	さわやか保育園６丁目分園	代表取締役	園長

No.	名　　称	代表者	無線局管理責任者
38	グループホーム人形町	理事長	園長
39	アスク晴海３丁目保育園	代表取締役	園長
40	アスク勝どき保育園	代表取締役	園長
41	まなびの森保育園	代表取締役	園長
42	清水建設株式会社	代表取締役社長	総務グループ長
43	社会福祉法人　長岡福祉協会	理事長	管理者
44	ほっぺるランド日本橋堀留町	代表取締役	園長
45	日生東日本橋保育園ひびき	代表取締役	園長
46	太陽の子月島保育園	代表取締役	園長
47	ポピンズナーサリースクール晴海	代表取締役	園長
48	第一ビルディング株式会社	所長	警備隊長
49	グローバルキッズかきがら園	代表取締役	園長
50	ぽけっとランド明石町	理事長	園長
51	アンジェリカ月島保育園	代表取締役	管理者
52	太陽の子新川保育園	園長	園長
53	コレド室町	運営企画部長	指定する者
54	あい保育園日本橋	代表取締役	警備隊長
55	モニカ人形町園	代表取締役	警備隊長
56	コビープリスクールはこざき	代表取締役	園長
57	つきのみささきさくらさくほいくえん	代表取締役	警備隊長
58	ほっぺるランド勝どき	代表取締役	警備隊長
59	小学館アカデミー勝どきこども園	代表取締役	警備隊長
60	あい保育園水天宮	代表取締役	警備隊長
61	佃高齢者福祉サービス株式会社	代表取締役	園長
62	GINZA SIX	理事長	管理者
63	京橋エドグラン	理事長	管理者
64	ベネッセ勝どき保育園	代表取締役	園長
65	ブライト保育園東京入船	理事長	園長
66	キッズハウス浜町公園	理事長	園長
67	日生新川保育園ひびき	本部長	園長
68	あい保育園新川	園長	園長
69	住友不動産株式会社	代表取締役社長	管理者
70	にんぎょうちょうさくらさくほいくえん	代表取締役	園長
71	はるみさくらさくほいくえん	代表取締役	園長
72	ほっぺるランド佃	代表取締役	園長
73	にじいろ保育園小伝馬町	園長	園長
74	勝どきえほん保育園	代表取締役	園長
75	小学館アカデミー晴海保育園	責任者	園長
76	TKチルドレンズファーム湊校	代表取締役	園長
77	ナーサリールームベリーベアー日本橋	代表取締役	園長

No.	名　　称	代表者	無線局管理責任者
78	名倉堂杉浦整骨院	支部長	支部長
79	EDO日本橋保育園	理事長	園長
80	まなびの森保育園銀座	代表取締役	園長
81	まちのてらこや保育園	代表取締役	園長
82	ほっぺるランド東日本橋	代表取締役	園長
83	勝どきちとせ保育園	理事長	園長
84	ほっぺるランド茅場町	代表取締役	園長

18. 消防署の通信連絡系統（本文191頁）

消防署通信系統図

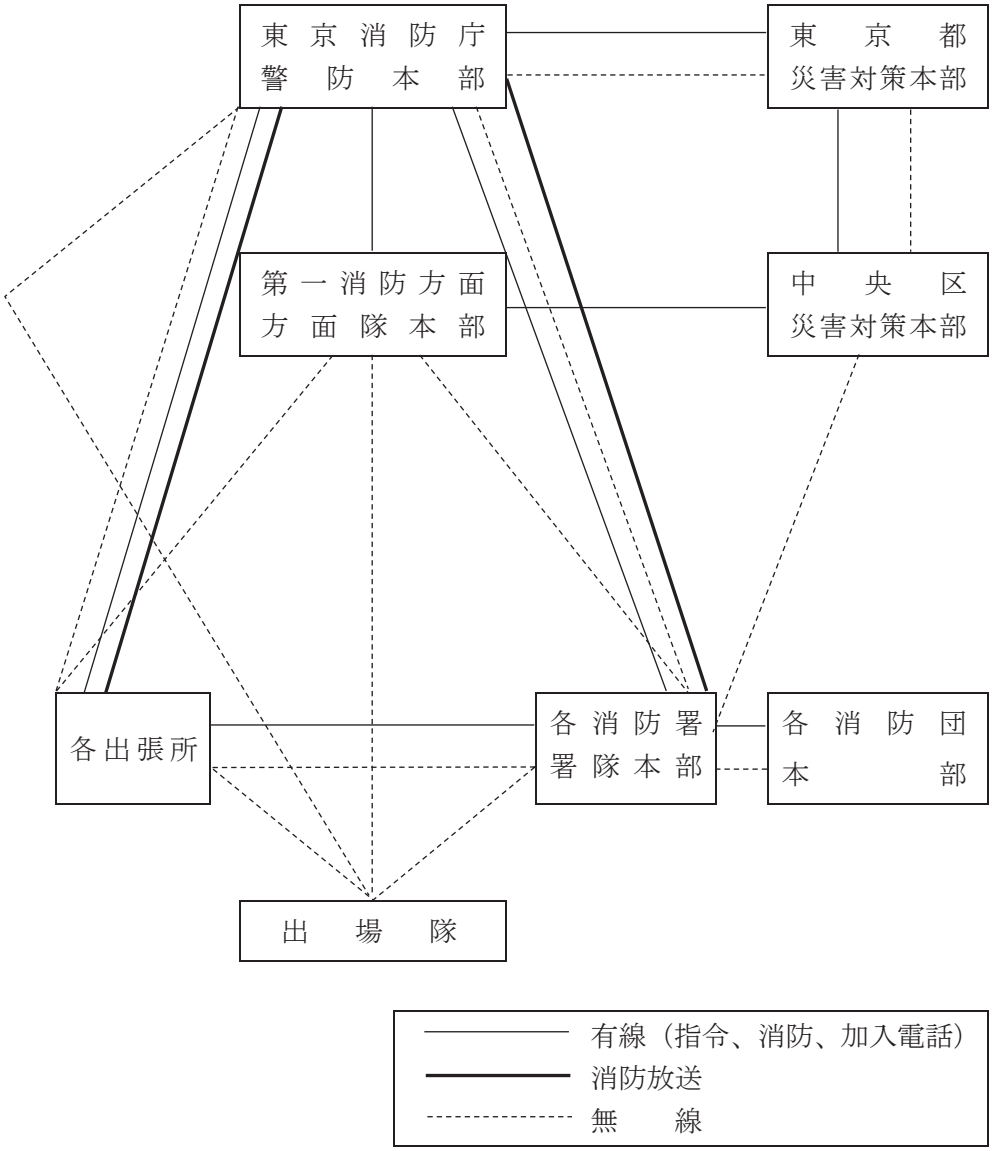

19. 被害状況報告書様式（本文193頁）

様　式　1

受　　信　　用　　紙

本部長	副本部長	部　長	課　長	課長補佐	係　長	担当者

連絡先	
機関名	担当者

（処理案）	庁内連絡
	要・否・了
	本部長室審議
	要・否・了

年　　月　　日　　時　　分　　発　第　　号

（件名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（指令・報告・照会・回答・要請・通報・指示）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　　時　　分　　中央区　　受　第　　号

（本文）

様　式　2

年台風第　　号に関する情報（第　　号）

発信機関	年　月　日	受信者		確認	課　長	係　長
気象庁予報部	時　分発表	氏名				
月　日　時　分現在	時　分発表	所属				

年台風　　第　　号に関する情報（第　　号）

標題	
（本文）	
時刻	台風第　　号は　　日　　時には
位置	北緯　　度　　分、東経　　度　　分にあって
速度 方角	毎時　　キロの速さで　　に進んでいます。
強さ	中心気圧は　　ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は　　メートルで
大きさ	中心から半径　　キロ以内では 中心の　　側　　キロ　　側　　キロ以内では風速　　メートル以上の （強い風がふいています。）暴風雨となっています。
今後	

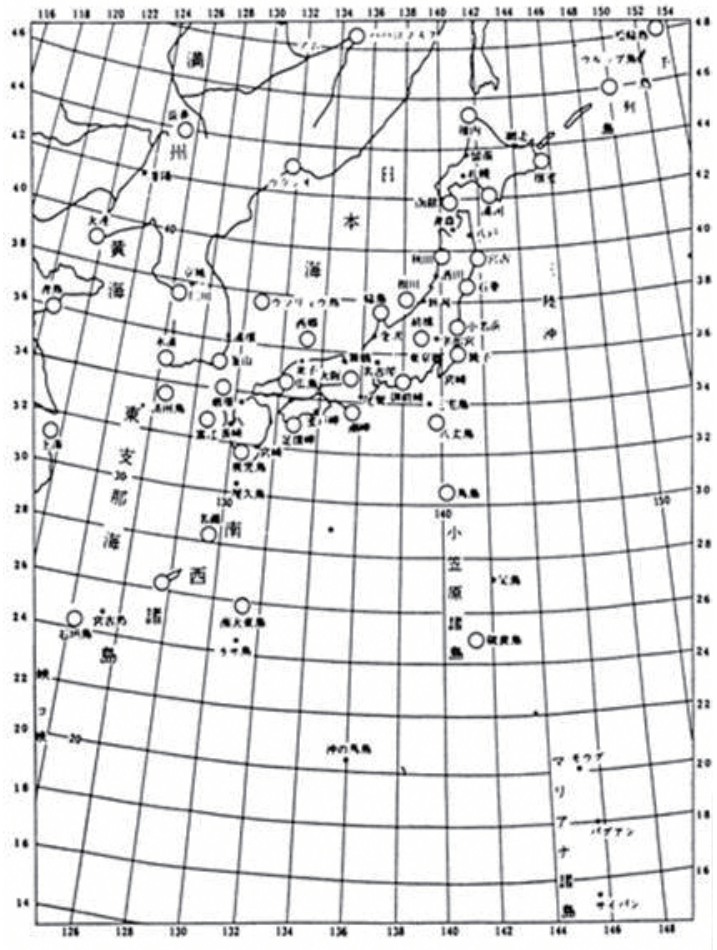

参考　北緯30度は、緯度1度は110キロ。経度は約90キロです。

様　式　3

発　　信　　用　　紙

本部長	副本部長	部　長	課　長	課長補佐	係　長	担当者	

処理	庁内放送	有線電話	無線電話	
	要・了・否	要・了・否	要・了・否	要・了・否
	時　分	時　分	時　分	時　分

宛先		

年　月　日　時　分　　発第　号

（件名）＿＿＿

様　式　4

連　　絡　　票

（件名）

部　　課⟶　　部　　課

収	本部長	副本部長	部長	課長	課長補佐	係長	担当者	第　号 月　日　時　分

収	処理	

発	部長	課長	課長補佐	係長	担当者	係　第　号 月　日　時　分

発	（本文）

様　式　5

災　害　即　報　（兼　発　生　・　中　間　報　告）
災　害　確　定　報　告　（兼　決　定　報　告）

区市町村	中　央　区
報　告　番　号	第　報　（　月　日　時現在）
報告者名	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部損壊	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	

区分				被害
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設	箇所		
	病院	箇所		
	道路	箇所		
	橋りょう	箇所		
	河川	箇所		
	港湾	箇所		
	砂防	箇所		
	水道	箇所		
	清掃施設	箇所		
	崖くずれ	箇所		
	鉄道不通	箇所		
	船舶被害	隻		
	通信被害	回線		
り災世帯数		世帯		
り災者数		人		

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他公共施設		千円	
小計		千円	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

区市町村災害対策本部		
	名称	
	設置	月　日　時
	解散	月　日　時

消防職員出動延人員	人	
消防団員出動延人員	人	

備考
1．災害発生場所
2．災害発生年月日
3．災害の種類概況
4．消防機関の活動状況
5．その他

様　式　6

被　害　報　告　明　細

年　　月　　日　　時　　分現在

順号	調査項目			報告番号	単位	数量	被害推定額（千円）	
	区分	名称等	所在地					
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

様　式　7

氾　濫　河　川　報　告

年　月　日　時　分現在

<table>
<tr><th>番　号</th><th>河　川　名</th><th colspan="3">浸　水　区　域</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6"></td><td colspan="2">位　置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">図　示　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原　因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">浸　水
面　積</td><td>流　失</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>埋　没</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>計</td><td>ha</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2</td><td rowspan="6"></td><td colspan="2">位　置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">図　示　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原　因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">浸　水
面　積</td><td>流　失</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>埋　没</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>計</td><td>ha</td></tr>
<tr><td colspan="5">（特別事項）

※　本報告は図面を添付し次の内容を記入する。
(1) 破堤、決壊場所及び氾濫洪水の流れの方向（青線）
(2) 最大浸水深、浸水日数（主要地点ごと）
(3) 土砂埋没地域（褐色）、最大堆積深</td></tr>
</table>

20. 中央区防災行政無線屋外スピーカー設置場所（本文195頁）

番号	施　　設　　名	所　　在　　地
1	城東小学校	中央区八重洲２－２－１
2	京橋こども園	中央区京橋２－17－７
3	京橋三菱ビルディング	中央区銀座１－７－３
4	銀座三田ビル	中央区銀座１－16－５
5	松屋銀座本店	中央区銀座３－６－１
6	歌舞伎座タワー	中央区銀座４－12－15
7	泰明小学校	中央区銀座５－１－13
8	銀座七宝ビル	中央区銀座５－６－２
9	電通銀座ビル	中央区銀座７－４－17
10	荏原実業ビル	中央区銀座７－14－１
11	銀座中学校	中央区銀座８－19－15
12	中央区役所新富分庁舎	中央区新富１－13－24
13	新光第５ビル	中央区新富２－15－６
14	桜川敬老館	中央区入船１－１－13
15	中央小学校	中央区湊１－４－１
16	湊町第二児童遊園	中央区湊３－18－18
17	松屋明石町本館	中央区明石町２－１
18	中央区保健所	中央区明石町12－１
19	中央区役所本庁舎	中央区築地１－１－１
20	京橋築地小学校	中央区築地２－13－２
21	電気工事会館	中央区築地３－４－13
22	TOCOM築地プラザビル	中央区築地３－14－６
23	築地社会教育会館	中央区築地４－15－１
24	築地川第一駐車場	中央区築地４－16－１
25	浜離宮恩賜庭園	中央区浜離宮庭園１－１
26	東京建設会館	中央区八丁堀２－５－１
27	京華スクエア	中央区八丁堀３－17－９
28	六甲第二ビル	中央区新川１－３－６
29	永代橋横路上	中央区新川１－20－１
30	高橋北東児童遊園	中央区新川２－９
31	明正小学校	中央区新川２－13－４
32	住友不動産茅場町ビル２号館	中央区新川２－26－３
33	常盤小学校	中央区日本橋本石町４－４－26
34	三越本店	中央区日本橋室町１－４－１

番号	施　　設　　名	所　　在　　地
35	さくら室町ビル	中央区日本橋室町４－５－１
36	ダイハツビルディング	中央区日本橋本町２－２－10
37	地蔵橋公園	中央区日本橋本町４－５－11
38	十思スクエア	中央区日本橋小伝馬町５－１
39	三井住友銀行人形町ビル	中央区日本橋大伝馬町５－７
40	日本橋保健センター	中央区日本橋堀留町１－１－１
41	旧ｼﾞｮｲｯｸｽｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ東京支店富沢町ビル	中央区日本橋富沢町９－４
42	日本橋小学校	中央区日本橋人形町１－１－17
43	人形町保育園	中央区日本橋人形町２－14－５
44	ＴＴ－２ビルディング	中央区日本橋人形町３－８－２
45	キリン日本橋ビル	中央区日本橋小網町２－５
46	小網町児童遊園	中央区日本橋小網町９－１
47	日本橋区民センター	中央区日本橋蛎殻町１－31
48	有馬小学校	中央区日本橋蛎殻町２－10－23
49	東京舞台芸術支援センター	中央区日本橋箱崎町18－14
50	下水道局箱崎第２ポンプ所	中央区日本橋箱崎町44－９
51	エトワール海渡本館	中央区日本橋馬喰町１－７－16
52	さわやかワーク中央	中央区日本橋馬喰町２－27－12
53	みずほ銀行横山町支店	中央区日本橋横山町４－１
54	東日本橋導流島緑地帯	中央区東日本橋１－１
55	日本橋中学校	中央区東日本橋１－10－１
56	久松小学校	中央区日本橋久松町７－２
57	ビラ浜町ビル	中央区日本橋浜町２－15－５
58	総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町２－59－１
59	アゲハラベルベットビル	中央区日本橋浜町２－60－４
60	ヴェラハイツ浜町	中央区日本橋浜町２－22－５
61	浜町敬老館	中央区日本橋浜町３－37－１
62	八重洲口会館	中央区八重洲１－７－20
63	日本橋郵便局	中央区日本橋１－18－１
64	日本橋高島屋	中央区日本橋２－４－１
65	朝日ビルディング	中央区日本橋３－12－２
66	Ｊ＆Ｓビル	中央区日本橋茅場町１－２－14
67	澁澤倉庫	中央区日本橋茅場町１－13－16
68	阪本小学校	中央区日本橋兜町15－18
69	佃中学校	中央区佃２－１
70	佃区民館	中央区佃２－17－８

番号	施　　設　　名	所　　在　　地
71	月島西仲住宅	中央区月島１－９－15
72	月島二丁目児童遊園	中央区月島２－１－９
73	月島区民センター	中央区月島４－１－１
74	月島第一小学校	中央区月島４－15－１
75	月島第二小学校	中央区勝どき１－12－２
76	勝どき五丁目親水公園	中央区勝どき５－２－19
77	豊海小学校	中央区豊海町３－１
78	豊海センタービル	中央区豊海町５－１
79	マイホームはるみ	中央区晴海１－５－１
80	区立晴海ガーデンコート	中央区晴海１－７－１
81	朝潮運河専用橋	中央区晴海１－８－15
82	晴海臨海公園	中央区晴海２－４－27
83	黎明橋公園	中央区晴海３－１－４
84	区立晴海住宅	中央区晴海３－11－10
85	晴海五丁目（臨港消防署前）	中央区晴海５－８
86	晴海五丁目（晴海信号所前）	中央区晴海５－７
87	晴海西小学校・晴海西中学校	中央区晴海５－３－５

21. 中央区防災行政無線位置図（本文 195 頁）

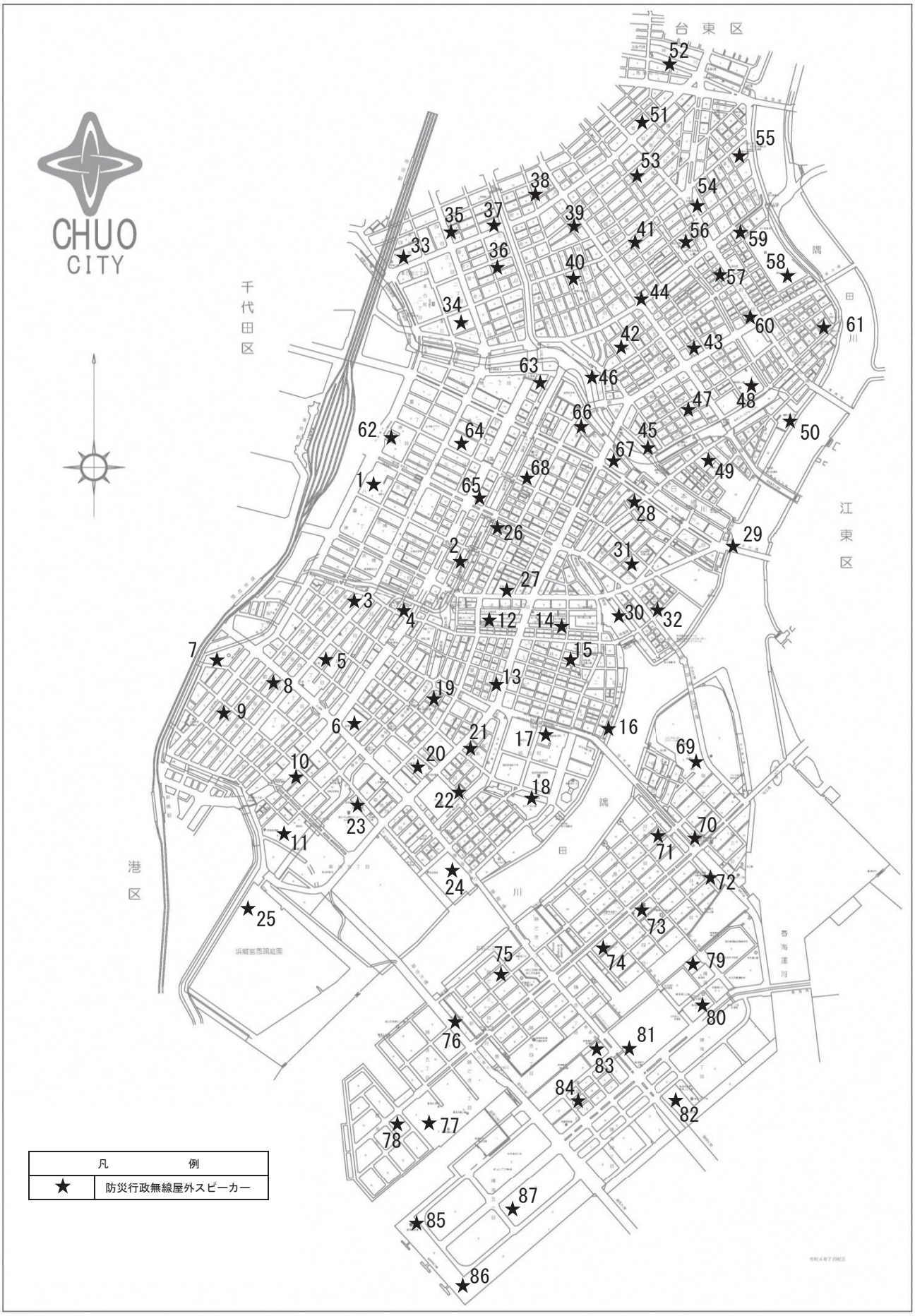

22. 一時（いっとき）集合場所一覧表（本文231頁）

（令和６年４月１日現在）

京　橋　地　域	
名　　称	利　用　組　織　等
城東小学校 （八重洲2-2-1）	八重洲二丁目北、八重洲二丁目中、 八重洲二丁目南、 京橋一丁目東、京橋一丁目西、 京橋宝一、 京橋二丁目東、京橋二丁目西、 京橋宝二、 京橋三丁目、京橋宝三
数寄屋橋公園 （銀座4-1-2）	銀座西一丁目、銀座一丁目、 銀座西二丁目、銀座二丁目、 銀座西三丁目、銀座三丁目、 銀座西四丁目銀友会、 銀座四丁目共和会
京橋公園 （銀座1-25-2）	銀座一丁目東
泰明小学校 （銀座5-1-13）	銀座五丁目連合、銀座西六丁目、 銀座六丁目、 銀座西七丁目、銀座七丁目、 銀座西八、銀座八丁目
築地川銀座公園 （築地1-13-20先）	銀座二丁目東、銀座三丁目東、 銀座四丁目東、銀座五丁目東
中央区役所 （築地1-1-1）	新富
京橋築地小学校 （築地2-13-1）	築地町自治会 （築地１、２丁目地域）
築地本願寺 （築地3-15-1）	築地町自治会（築地３丁目地域）、 築地六丁目、築地六丁目南、 築地七丁目
築地川千代橋公園 （築地5-1-1先）	築地四丁目、築地浜離宮地区
銀座中学校 （銀座8-19-15）	銀座六・七丁目東、銀座六・七西 銀座八丁目東、銀座ダイヤハイツ
築地川公園 （明石町10-2）	明石町、都営明石町アパート
鉄砲洲児童公園 （湊1-5-1）	湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目
桜川公園 （入船1-1-1）	入船一丁目、入船二丁目、 入船三丁目
京華スクエア （八丁堀3-17-9）	八丁堀一丁目、 八丁堀二丁目東、八丁堀二丁目西、 八丁堀三丁目東、八丁堀三丁目西、 八丁堀四丁目東、八丁堀四丁目西
越前堀児童公園 （新川1-12-1）	新川一丁目東、新川一丁目西、 新川一丁目南、新川一丁目北、 新川二丁目霊一、新川二丁目越一、 新川二丁目越二
日　本　橋　地　域	
名　　称	利　用　組　織　等
常盤小学校 （本石町4-4-26）	本石町、 室町一丁目、室町二丁目、 室町三丁目、室町四丁目、 本町一丁目、本町三丁目西、 本町四丁目西
十思公園 （小伝馬町5-2）	本町二丁目、本町三丁目東、 本町四丁目東、 小伝馬町一の部、小伝馬町二の部、 小伝馬町三の部、 大伝馬町一之部、大伝馬町二之部、 大伝馬町三之部

都の指定した避難場所である佃リバーシティ地区及び晴海地区にある各町会、自治会等は、直接避難となるので、一時（いっとき）集合場所は指定しない。

名　　称	利　用　組　織　等
堀留児童公園 （堀留町1-1-16）	小舟町、 堀留町一丁目、堀留町二丁目、 人形町三丁目東、人形町三丁目西
日本橋小学校 （人形町1-1-17）	人形町一丁目、人形町一丁目芳人、 蛎一北部
浜町緑道 （人形町2-27･36・37）	人形町二丁目一之部、 人形町二丁目二之部、 人形町二丁目三之部、 人形町二丁目浪花会
箱崎公園 （箱崎町18-18）	箱崎二・三、箱崎町箱四、 箱崎北新堀
小網町児童遊園 （小網町9-1先）	小網町
久松小学校 （久松町7-2）	馬喰町一丁目一之部、 馬喰町一丁目二之部、 馬喰町一丁目三之部、 横山町、東日本橋三丁目、 富沢町、久松町
左衛門橋南東児童遊園 （馬喰町2-7-16）	馬喰町二丁目
日本橋中学校 （東日本橋1-10-1）	東日本橋一丁目矢ノ倉、 東日本橋二丁目
浜町公園 （浜町2-59-1）	東日本橋一丁目村松、浜町一丁目、 浜町二丁目金座、浜町二丁目親合、 浜町二丁目西部、浜二、 浜三東部、中洲
日本橋区民センター （蛎殻町1-31-1）	蛎一南部、蛎一自衛会、 蛎一共和会
蛎殻町公園 （蛎殻町2-10-6）	蛎殻東部、浜三西部
日本橋プラザビル 前広場 （日本橋2-3-4）	八重洲一丁目北、八重洲一丁目中、 八重洲一丁目東、 日本橋一丁目、日本橋一丁目東、日 本橋二丁目、日本橋二丁目通、日本 橋三丁目西、日本橋三丁目東
坂本町公園 （兜町15-3）	兜町、 茅場町一丁目、茅場町二・三丁目
月　島　地　域	
名　　称	利　用　組　織　等
佃島小学校 （佃2-3-1）	佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、
月島幼稚園 （月島1-9-7）	月島一之部西、 月島一丁目公団住宅
月島第一児童公園 （月島4-2-1）	月島一之部東、月島二之部
月島第一小学校 （月島4-15-1）	月島三之部、月島四之部西、 月島四之部東、 福寿マンション、月島四丁目住宅、 区営月島四丁目アパート、 月島ローヤルコーポ
月島第二児童公園 （勝どき1-9-8）	勝どき、勝どき二丁目アパート、 勝どき西（勝どき一、三丁目地域）
パークタワー勝どき ミッド防災広場 （勝どき4-6-2）	勝どき東
勝どき五丁目親水公園 （勝どき5-2-19先）	勝どき西（勝どき五、六丁目地域） 都営勝どき五丁目アパート
豊海児童公園 （勝どき6-6-6）	都営勝どき六丁目アパート
豊海運動公園 （豊海町3-19）	豊海

23. 一時（いっとき）集合場所・広域避難場所位置図（本文 231・232 頁）

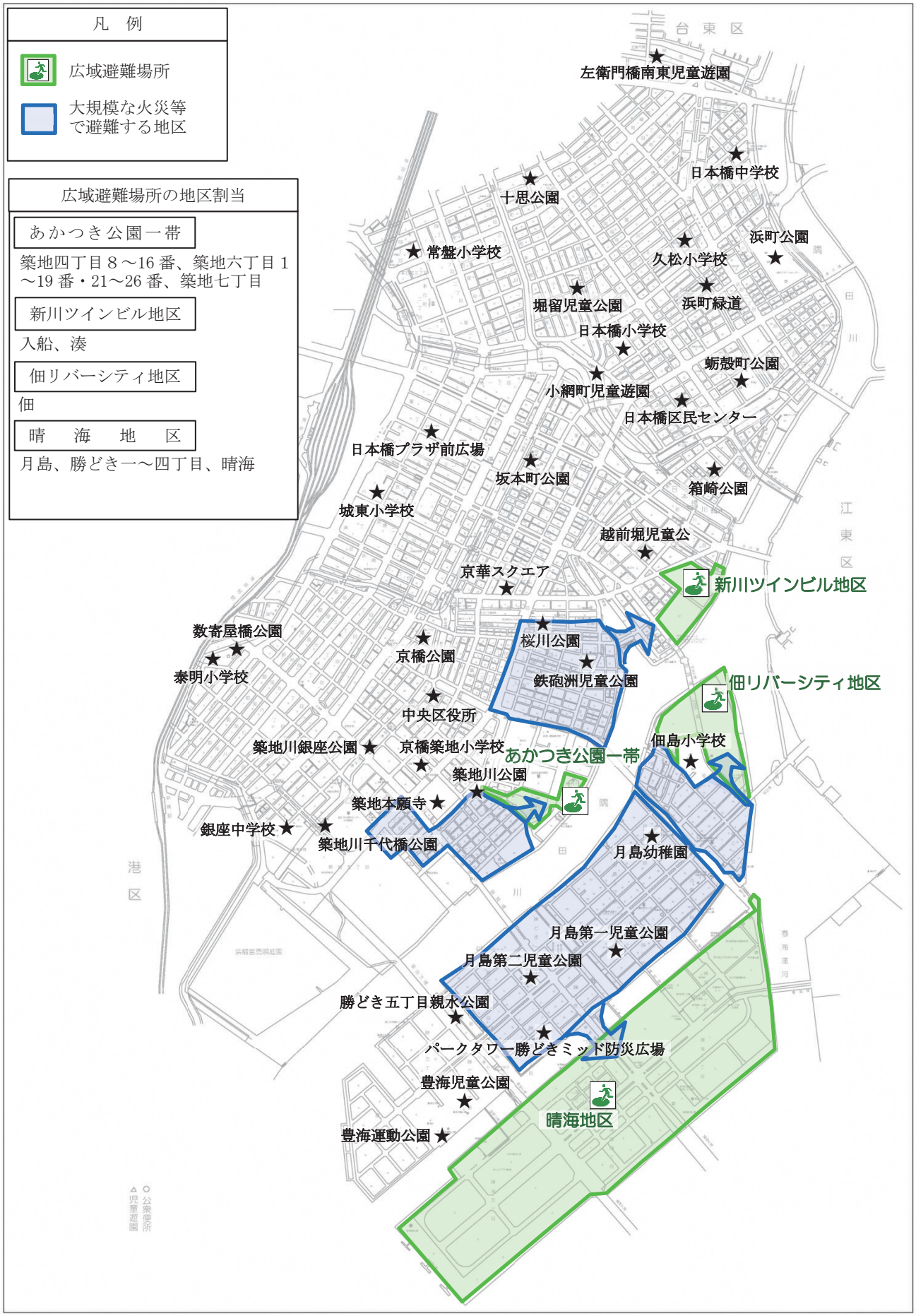

24. 防災用井戸一覧（本文234・270頁）

（令和６年４月１日現在）

	名称	住所	構造	揚水量	深さ(m)	竣工日
1	京橋公園内防災用井戸	銀座1-25-2	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H15.2
2	泰明小学校内防災用井戸	銀座5-1-13	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H14.8
3	銀座中学校内防災用井戸	銀座8-19-15	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H13.8
4	鉄砲洲児童公園内防災用井戸	湊1-5-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H8.8
5	明石小学校内防災用井戸	明石町1-15	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H25.2
6	京橋築地小学校内防災用井戸	築地2-13-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H12.8
7	京華スクエア内防災用井戸	八丁堀3-17-9	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H19.9
8	明正小学校内防災用井戸	新川2-13-4	手動式ポンプ	毎時2,200ﾘｯﾄﾙ	30	H26.9
9	常盤公園内防災用井戸	日本橋本石町4-4-3	手動式ポンプ	毎時4.5ﾄﾝ	50	S54.3
10	十思公園内防災用井戸	日本橋小伝馬町5-2	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H7.10
11	大観音寺敷地内防災用井戸 （日本橋小学校代替地）	日本橋人形町1-18先	手動式ポンプ	毎時1.8ﾄﾝ	40	H10.6
12	有馬小学校内防災用井戸	日本橋蛎殻町2-10-23	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H11.8
13	日本橋中学校内防災用井戸	東日本橋1-10-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H13.9
14	久松児童公園内防災用井戸	日本橋久松町7-2	手動式ポンプ	毎時2,400ﾘｯﾄﾙ	30	H28.3
15	坂本町公園内防災用井戸	日本橋兜町15-3	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H9.3
16	阪本小学校内防災用井戸	日本橋兜町15-18	手動式ポンプ	毎 時 3ﾄﾝ	25	R2.7
17	佃島小学校内防災用井戸 （佃中学校と兼用）	佃2-3-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H12.8
18	月島第一小学校内防災用井戸	月島4-15-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H11.8
19	月島第二児童公園内防災用井戸	勝どき1-9-8	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H8.8
20	晴海中学校内防災用井戸 （月島第三小学校と兼用）	晴海1-5-3	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H13.8
21	晴海西小学校・ 晴海西中学校内防災用井戸	晴海5-3-5	手動式ポンプ	毎時1.5ﾄﾝ	50	R6.3
22	豊海小学校内防災用井戸	豊海町3-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H28.8
㉓	堀留児童公園内防災用井戸	日本橋堀留町1-1-16	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H7.8
㉔	浜町公園内防災用井戸	日本橋浜町2-59-1	井戸ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄｰ式	毎時4.5ﾄﾝ	110	S54.3
㉕	月島特別出張所内防災用井戸	月島4-1-1	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H26.10
㉖	水産庁船員詰所内防災用井戸	勝どき5-10-3	手動式ポンプ	毎時900ﾘｯﾄﾙ	30	H26.8
㉗	晴海臨海公園内防災用井戸	晴海2-4-27	手動式ポンプ	毎時2,000ﾘｯﾄﾙ	40	H24.2
㉘	晴海特別出張所内防災用井戸	晴海4-8-1	手動式ポンプ	毎時3,000ﾘｯﾄﾙ	30	R6.3

※　○数字は「防災拠点」以外で使用する井戸

25. 防災拠点開設に必要な書類の様式（本文240頁）

様　式　1

避　難　所　日　誌

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月　日	天候		記録者	㊞	責任者印	
収　容　人　員	男	名	女	名	乳児	名	計	名
記　事								

様　式　2

避　難　所　勤　務　状　況　表

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日	職　名	氏　名	所　属	避難所				備　考
				到着		退出		
				時	分	時	分	

様　式　3

食　品　給　与　簿

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給食年月日等		給食内容	給食数	備考
年　月　日	区　分			

※　「区分」欄には朝・昼・夕食別を記入

様　式　４

物　　品　　受　　払　　簿

品　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　避 難 所 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日	摘　　要	単　位	受　　入	払　　出	残	備　　考

様　式　5

令和　　年　　月　　日　　時　　分時点

安否情報（避難所収容者）名簿

防災拠点名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	その他（居所・勤務先等）		傷病・疾病の状況	安否情報の提供	入所日	退所日	居室名	更新日
						住所	電話番号						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※性別は男、女、その他のいずれかを記載
※安否情報の提供は、可又は否を記載

様　式　6

避　難　所　収　容　台　帳

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者印	年　月　日	収容人員				物品使用状況				備考
		男	女	乳児	計	品名	数量	品名	数量	

※1　「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入

2　「物品使用状況」欄は、開設期間中に避難所のために使用した物品について品目別使用数量を記入

3　「備考」欄は、収容人員数の増減経過、他区市町村の住民を収容した時刻等を記入

様　式　7

避　難　収　容　状　況　調　査　報　告

総　括　表　　月　　日　　時　現

番号	施設名	収容状況											配備人員		備考
		世帯	男			女			乳児	計	要医療人員	要助産人員	職員	その他	
			大人	小人	計	大人	小人	計							
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															

（注）１　乳児は外書き　　２　要医療・助産人員は内書き　　３　小人とは中学生（14才）以下とする。

様　式　８

避　難　収　容　状　況　調　査　報　告

各　施　設　　避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日時		収容状況											給食人員		ミルク	備考
		世帯	男			女			乳児	計	要医療人員	要助産人員	済人員	次回見込人員		
日	時		大人	小人	計	大人	小人	計								

（注）１　乳児は外書き　　２　要医療・助産人員は内書き　　３　小人とは中学生（14才）以下

様式９

物資給与及び受領書

物 資 給 与 及 び 受 領 書

住家被害程度区　分		給与基準世帯構成員　数	人（災害発生の世帯構成員　名／うち死亡者　名）

災害救助用物資として、下記の内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

中央区災害対策本部長　様

記

品　　名	数　　量	備　　考

26. 避難者名簿（本文242頁）

■避難者名簿

防災拠点名：　　防災拠点

記入者 氏名		記入日	年　　月　　日（　　）
住所	〒　　ー 中央区	町会・ 自治会名	
電話	（　　）　　ー	自宅の 被害状況	全壊　/　半壊　/　一部損壊　/　なし
その他 連絡先 （親戚等）	氏名		
	住所	〒　　ー	
	電話	（　　）　　ー	

防災拠点利用者（利用者のみ記入）				配慮が必要なこと ※介助、障害、妊娠、言語、アレルギー等	特技・資格 ※建築、医療、通訳、手話等	安否情報 公開可否
	ふりがな 氏 名	生年月日 （年齢）	性別 続柄			
世帯主		明/大/昭/平/令 年　月　日 （　　歳）				公開 ・ 非公開
家族		明/大/昭/平/令 年　月　日 （　　歳）				公開 ・ 非公開
		明/大/昭/平/令 年　月　日 （　　歳）				公開 ・ 非公開
		明/大/昭/平/令 年　月　日 （　　歳）				公開 ・ 非公開
		明/大/昭/平/令 年　月　日 （　　歳）				公開 ・ 非公開
				避難人数	人	

＊以下、防災拠点運営従事者が記入

入所日	年　　月　　日	退所日	年　　月　　日
居室名 （体育館・教室等）		班名	

27. 安否情報の照会記録（本文243頁）

■安否情報の照会記録簿

防災拠点名：　　防災拠点

照会年月日	年　月　日（　）		午前・午後　時　分	
照会者（記入者）	ふりがな		性別	
	氏名		生年月日	年　月　日（　歳）
	住所	〒　ー 電話番号　（　）　ー		
	勤務先（法人の場合）	〒　ー 電話番号　（　）　ー		
被災者	ふりがな		性別	
	氏名		生年月日	年　月　日（　歳）
	住所	〒　ー		
照会理由			被災者との関係	□同居の親族 □親族 職場の関係者 □知人等

＊以下、防災拠点運営従事者（区職員）が記入

本人確認書類（☑）	□マイナンバーカード　□運転免許証　□健康保険証　□パスポート □在留カード　□特別永住者証明書　□その他（　）	
回答内容（☑）	照会者の区分	提供した情報 ※提供できる情報は照会者に応じて異なります
	同居の親族	□安否情報　□負傷・疾病の状況　□居所　□連絡先
	親族 職場の関係者	□安否情報　□負傷・疾病の状況
	知人等	□安否情報
回答者		

28. 帰宅困難者一時滞在施設等一覧（本文259頁）

（1）区確保施設　　（令和６年４月１日現在）

年度		施設名	所在地	一時滞在施設（屋内）受入面積（㎡）		一時待機場所（屋外）受入面積（㎡）	
H22	1	銀座三越	銀座4-6-16	①	400	①	70
H23	2	晴海フロント	晴海2-1-40		－	②	2,400
H24	3	清水建設本社	京橋2-16-1	②	6,500		－
	4	晴海児童館等複合施設	晴海2-4-31	③	474		－
	5	歌舞伎座	銀座4-12-15	④	3,000		－
	6	東京スクエアガーデン	京橋3-1-1		－	③	2,000
H25	7	月島荘	月島3-26-4	⑤	80		－
	8	京橋トラストタワー	京橋2-1-3		－	④	1,400
H26	9	コレド室町・YUITO・江戸桜通り地下歩道	日本橋室町2-2-1ほか	⑥	3,000		－
	10	水産庁船員詰所	勝どき5-10-3		－	⑤	200
	11	オンワードパークビルディング	日本橋3-10-5	⑦	284		－
H27	12	ディーアイシービル	日本橋3-7-20	⑧	370		－
	13	キャピタルゲートプレイス	月島1-5-1・2		－	⑥	1,200
	14	DEUX TOURS(ドゥ・トゥール) CANAL&SPA	晴海3-13-1		－	⑦	1,800
	15	ベイサイドタワー晴海	晴海3-16-1		－	⑧	1,200
	16	アーバンネット銀座一丁目ビル	銀座1-26-1		－	⑨	124
	17	東京日本橋タワー	日本橋2-7-1	⑨	2,270	⑩	1,570
	18	東急プラザ銀座	銀座5-2-1	⑩	186		－
H28	19	京橋エドグラン	京橋2-2-1	⑪	712	⑪	3,288
	20	GINZA SIX	銀座6-10-1	⑫	3,000		－
H29	21	築地本願寺	築地3-15-1	⑬	595		－
	22	大嘉倉庫 勝どき西倉庫	勝どき5-9-8		－	⑫	180
	23	パークシティ中央湊 ザ タワー	湊2-15-14	⑭	148	⑬	150
H30	24	武田グローバル本社（福徳の森含む）	日本橋本町2-1-1、日本橋室町2-5	⑮	1,156	⑭	800
	25	株式会社ＮＩＰＰＯ 本社ビル	京橋1-19-11	⑯	165		－
	26	ホテル京阪 築地銀座 グランデ	築地3-5-4	⑰	165	⑮	83
	27	J-POWER 電源開発株式会社	銀座6-15-1	⑱	329		－
	28	日本橋二丁目団地管理組合	日本橋2-5-1ほか	⑲	752	⑯	850

年度		施設名	所在地	一時滞在施設（屋内）受入面積（㎡）	一時待機場所（屋外）受入面積（㎡）
R１	29	日本橋室町三井タワー	日本橋室町3-2-15	⑳ 1,970	⑰ 1,800
	30	ミュージアムタワー京橋	京橋1-7-2	㉑ 500	⑱ 600
	31	トヨタモビリティ東京中央勝どき店	勝どき2-17-10	㉒ 165	－
R２	32	ミッドタワーグランド	月島1-22-1	㉓ 167	⑲ 200
R３	33	コナミクリエイティブセンター銀座	銀座1－11－1	㉔ 439	－
	34	ホテルグランバッハ東京銀座	銀座5－13	㉕ 43	－
R４	35	東京シティエアターミナル	日本橋箱崎町42－1	㉖ 165	－
	36	KABUTO ONE	日本橋兜町7－1	㉗ 860	⑳ 120
	37	豊海流通センター	豊海町6-8	㉘ 180	㉑ 1,000
	38	からくさホテルカラーズ東京八重洲	日本橋3－5－13	㉙ 97	－
R５	39	MIMARU SUITES東京日本橋	日本橋堀留町2-10-9	㉚ 50	－
	40	MIMARU東京 STATION EAST	八丁堀1-12-8	㉛ 66	－
合　　計				28,288	21,035

(2) 都指定施設（区内及び近隣）　［令和６年１月１日現在］

※全て一時滞在施設（屋内）

① 東京舞台芸術活動支援センター（日本橋箱崎町18-14）

② 晴海総合高等学校（晴海1-2-1）

③ 千代田都税事務所（千代田区内神田2-1-12）

④ 東京国際フォーラム（千代田区丸の内3-5-1）

⑤ 一橋高等学校（千代田区東神田1-12-13）

⑥ 東京交通会館（千代田区有楽町2-10-1）

⑦ 芝商業高等学校（港区海岸1-8-25）

(3) 今後の整備予定　　（令和６年４月１日現在）

年度		施設名	所在地	一時滞在施設（屋内）受入面積（㎡）		一時待機場所（屋外）受入面積（㎡）	
R6	1	ホテルモンテエルマーナ東京	日本橋3-3-11	①	32		－
	2	八重洲二丁目北地区	八重洲2-2-1	②	2,500	①	500
	3	晴海三丁目計画	晴海3-2		－	②	300
	4	晴海五丁目西地区	晴海5	③	200		－
	5	銀座二丁目計画新築工事	銀座2-8	④	123		－
	6	銀座６丁目計画	銀座6-2	⑤	72		－
	7	ベルーナ銀座七丁目新築工事	銀座7-2	⑥	34		－
	8	新富町ホテル新築工事	新富2-14	⑦	73		－
	9	築地六丁目ホテルプロジェクト	築地6-6	⑧	18		－
	10	銀座３(築地)プロジェクト	築地6－8	⑨	368		－
	11	築地ホテル計画新築工事	築地6-23	⑩	208		－
	12	京橋一丁目東地区（B街区）	京橋1-7-1	⑪	1,250	③	1,400
	13	銀座６丁目昭和通り開発計画	銀座6-16	⑫	114		－
	14	築地三井ビル建替え計画	築地4-7	⑬	30		－
R7	15	八重洲一丁目東地区	八重洲1-6,7,8,9	⑭	3,000		－
	16	日本橋一丁目中地区	日本橋1-5～12	⑮	5,500	④	1,800
	17	月島三丁目南地区	月島3-27, 28, 29, 30	⑯	170	⑤	400
	18	兜町１２プロジェクト	兜町12	⑰	93		－
R8	19	日本橋室町一丁目地区	日本橋室町1-5,1-6,8	⑱	1,000	⑥	350
	20	長瀬産業（㈱）東京本社新築計画	日本橋小舟町5	⑲	160		－
	21	月島三丁目北地区	月島3-1，18～24	⑳	200	⑦	500
R9	22	豊海地区	勝どき6-7、豊海2		－	⑧	1,600
R10	23	八重洲一丁目北地区	八重洲1-1,2	㉑	1,400	⑨	1,500
	24	八重洲二丁目中地区	八重洲2-4,5,6,7	㉒	4,200		－
	25	八重洲二丁目南地区	八重洲2-8、2-9	㉓	2,000	⑩	1,500
	26	築地二丁目地区	築地2-11		－	⑪	500
R11	27	京橋三丁目東地区	京橋3-5,6	㉔	1,500		－
R12	28	日本橋一丁目東地区	日本橋1、日本橋本町1、日本橋小網町	㉕	1,200	⑫	1,000
R16	29	日本橋一丁目１，２番街区	日本橋1	㉖	600	⑬	100
合　計					26,045		11,450

29. 東京都寄託物資（都福祉局）（本文264・265頁）

（令和６年４月１日現在）

品目	合計		平成8年度		令和4年度	
	年度		数	保管場所	数	保管場所
毛布	9,900	枚			9,900	京華スクエア
					8,700	新川区民館
カーペット	3,420	枚			2,430	西銀座駐車場
					990	新川区民館
簡易トイレ	1,000	個	1,000	新川区民館		

品目	合計		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和5年度	
	年度		数	保管場所	数	保管場所	数	保管場所	数	保管場所
アルファ米（五目ご飯）	39,000	食	20,000	西銀座駐車場	4,000	西銀座駐車場	15,000	ティアロレジデンス		
アルファ米（わかめ米）	9,000	食	5,000	西銀座駐車場	4,000	西銀座駐車場				
アルファ米（白粥）	11,500	食			6,500	西銀座駐車場	5,000	ドゥ・トゥール		
アルファ米（白飯）	600	食							600	西銀座駐車場
ライスクッキー	11,200	食					11,200	ドゥ・トゥール		
クリームサンドビスケット	5,000	食			5,000	西銀座駐車場				

30. 防災用備蓄品現在高調べなど

（令和６年４月１日現在）

品名	中央区全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（京橋地域）																
		城東小	京橋プラザ（B1F）	水谷橋公園	泰明小	東急プラザ銀座	銀座中	中央小	シティータワー銀座東	明石小	明石町区民館	京橋築地小	ミレニアム銀座	京華スクエア（1F）	京華スクエア（2F）	明正小	新川区民館（大）	新川区民館（小）
①食料（住民用）																		
クラッカー	11,042 食	210	1,330			210	350	1,610		1,330		2,300			1,112	2,590		
ライスクッキー	8,148 食	144	912			144	240	1,104		1,440		1,572			768	1,824		
バランス栄養食	8,097 食	240	1,000			170	320	800		1,640		1,920			807	1,200		
缶入りソフトパン	2,952 食		120					1,080								1,752		
アルファ米(白飯)	32,380 食	450		3,600		400	900		4,500		5,700		6,625		3,005		7,200	
サバイバルフーズ	31,800 食	600		3,540		600	900		4,380		5,580		6,180		2,940		7,080	
（主食　要配慮者）																		
お粥(白粥)	7,270 食	200	650			150	150	1,000		1,300		1,450			720	1,650		
（副食）																		
カレー	12,220 食	210		1,170		210	300		3,020		1,860		2,060		980		2,410	
やきとり缶詰	10,908 缶	216		1,200		120	312		1,512		1,920		2,220		1,008		2,400	
魚缶詰	11,960 缶	210		1,200		120	300		1,440		2,160		2,220		1,340		2,970	
（飲料水）																		
飲料水(500ml)	21,456 本	408	1,992			300	600	3,012		3,924		4,404			2,004	4,812		
（要配慮者）																		
粉ミルク	312 缶	12	36			12	12	36		60		60			24	60		
粉ミルク(ｱﾚﾙｷﾞｰ用)	15 缶	1	2			1	1	2		2		2			1	3		
粉ミルク用軟水(1.5ℓ)	431 本	26	44			26	26	48		12	88	60			40	61		
（帰宅困難者対応用）																		
バランス栄養食	9,000 食	1,520	1,500			1,520	960	500		500		1,000		1,000		500		
飲料水(500ml)	8,972 本	1,520	1,500			1,492	960	500		500		1,000		1,000		500		
②消火・救助・手当																		
スコップ(丸)	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
スコップ(角)	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
バール(テコ)	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
バール(平)	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
かけや(大型木づち)	29 丁	3	3		3		3	3		3		5		3		3		
大ハンマー	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
なた	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
のこぎり	45 丁	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
つるはし	90 丁	10	10		10		10	10		10		10		10		10		
トラロープ	98 本	10	10		10		10	10		13		15		10		10		
ブルーシート（屋根補修用）	110 枚	10	10		10		10	10		10		10	10	10	10	10		
ガムテープ	165 巻	20	20		10		10	20		10		21		20		30		4
軍手	1,000 双	100	100		100		100	100		150		150		100		100		
レインコート	110 着	10	10		10		10	10		10		16		24		10		
エアージャッキ(3t×2)	45 組	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
エアージャッキ(3t×1、6t×1)	5 組											5						
台車	13 台	1	1			1		1	2	1		1		1		1	3	
リヤカー(折り畳み式)	33 台	2	2	3	2	3	5	2	3	2	3	2		2		2		
消火器	60 本	6	6		6		6	6		9		9		6		6		
ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟｾｯﾄ(水道局-青)	10 組	1	1		1		1	1		1		1		1		1		1
バケツ(8L)	180 個	20	20		20		20	20		20		20		20		20		
車椅子	9 個	1	1		1		1	1		1		1		1		1		
救急箱(約50人分)	9 個	1	1		1		1	1		1		1		1		1		
担架(布製二つ折り)	31 台	2	2		2		2	2		2		2		2		2	13	
③情報収集・伝達																		
緊急告知ラジオ（単三）	17 台	2	2		2		2	2		2		2		2		1		
ポータブルテレビ（単三）	7 台	1	1		1		1			1				1		1		
トラメガ（単三）	22 台	4	2		2		2	2		3		3		2		2		
マイクスピーカー（単一）	9 台	1	1		1		1	1		1		1		1		1		
ホワイトボード	8 台	1	1		1		1	1				1		1		1		
ライティングシート	10 巻	1	1		1		1	1		1		1		1		1		1
スマホ用充電キット	15 ｾｯﾄ	1	2		1		1	2		2		2		2		2		
特設公衆電話	50 台	5	5		5		5	5		5		5		5		5		5
脚立	11 台	1	1			1	1	1	1	1		1		1		1		1

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（京橋地域）																	
		城東小	京橋 プラザ (B1F)	水谷橋 公園	泰明小	東急 プラザ 銀座	銀座中	中央小	シティー タワー 銀座東	明石小	明石町 区民館	京橋 築地小	ミレニアム 銀座	京華 スクエア (1F)	京華 スクエア (2F)	明正小	新川 区民館 (大)	新川 区民館 (小)
④敷物・掛物																		
毛布	9,485 枚	200	1,200		200		300	500	700	1,000	500	880	1,005	500	500	1,000	800	200
ござ	1,509 枚	100	200			100	100	100	100	200		200		153		200		56
ブルーシート	130 枚	10	10		10		10	20		10	15	15		10		20		
避難所区画用ブルーシート	399 枚							65		108		110				116		
簡易エアマット	9,600 枚	200	1,200		200		300	1,300		1,600		1,800		1,000		1,800		200
簡易ベッド	100 台	10	10			10	10	10		10		10		10		10		10
間仕切りテント(2m×2m)	298 張	10	10	20	10		10		48	10	40	10	40	30		10	50	
間仕切りテントカバー	188 枚	10	10		10		10		24	10	30	10	30	10		10	24	
防災用テント(2.1×2.1×1.5m)	88 張	8		8		8	8		12		12		12	8			12	
パーテーション(3×3×1.8m)	9 台	1	1			1	1	1		1		1		1		1		
パーテーション(4.5畳×10部屋)	0 セット																	
避難所用マット	0 枚																	
カーペット	0 枚																	
布団・毛布セット	0 組																	
⑤照明																		
バルーン投光器(400W)	20 組	2	2		2		2	2	1	2		2		2		2		1
コードリール	35 台	4	4				4	4	1	4		4		4		4		2
ハロゲン投光器セット(300W)	36 組	4	4		4		4	4		4		4		4		4		
LEDランタン（300ルーメン、単一）	76 個	8	8		8		8	8		8		8		8		8		4
LED懐中電灯(170ルーメン、単三)	10 個	1	1		1		1	1		1		1		1		1		1
LEDペンライト(100ルーメン、単三)	190 個	20	20		20		20	20		20		20		20		20		10
LEDヘッドライト(45ルーメン、単三)	95 個	10	10		10		10	10		10		10		10		10		5
誘導灯（単二）	18 本	2	2		2		2	2		2		2		2		2		
⑥動力・燃料																		
ガソリン式発電機(4000W)	0 台																	
ガソリン式発電機(1600W)	1 台						1											
ガソリン式発電機(1300W)	8 台	1	1		1			1		1		1		1		1		
ガソリン式発電機(900W)	2 台																	2
ガソリン式発電機(650W)	0 台																	
ガソリン(1L缶)	320 缶	32	32		32		32	32		32		32		32		32		32
ガソリン携行缶(20ℓ)	11 缶	1	1		1		1	1		1		1		1		1		2
灯油(1L缶)	216 缶	24	24		24		24	24		24		24		24		24		
ガスパワー発電機(900W)	11 台	1	1		1		1	1	1	1		1		1		1		1
カセットガスボンベ(1組3本)	1,548 本	132	180		144	36	180	144	36	180		180			180	144		12
可搬型蓄電池(1400W)	9 台	1	1		1		1	1		1		1		1		1		
乾電池(単一)	600 本	64	64		64		64	64		64		64		64		64		24
乾電池(単二)	108 本	12	12		12		12	12		12		12		12		12		
乾電池(単三)	2,434 本	260	290		260		260	290		290		290		270		160		64
乾電池(単四)	408 本	36	60		36		36	60		60		60		48		12		
⑦給食・給水																		
組立式煮炊きレンジ	9 台	1	1		1		1	1		1		1		1		1		
コンパネ（白）	8 枚	1	1				1	1				1		2		1		
缶入マッチ	170 缶	15	20		15		15	20		20		20		20		20		5
かまどセット	50 台	5		5		5	6		5		7		7		5		5	
燻薪	45 箱	5		5		5	4		2		7		7		5		5	
カセットコンロ	183 台	20		19		20	20		20		20		20		20		24	
炊飯袋	29,000 袋	3,000		3,000		3,000	3,000		3,000		4,000		4,000		3,000		3,000	
鍋(9.6L)	108 個	11		15		10	12		13		12		12		10		13	
やかん(6L)	100 個	10		20		10	10		10		10		10		10		10	
ひしゃく	27 本	3		3		3	3		3		3		3		3		3	
トング	24 本	3		3		3	3		3		3				3		3	
レードル	120 本	14		14		12	14		14		14		14		12		12	
どんぶり(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	9,440 個	200		1,000		240	300		1,300		1,600		1,800		1,000		2,000	
食品用ラップ(45cm100m巻)	400 本	40		40		40	40		40		60		60		40		40	
ﾌｫｰｸ・ｽﾌﾟｰﾝ・箸ｾｯﾄ	8,200 組	200		1,000		200	300		1,000		1,500		1,500		1,000		1,500	
わりばし	11,000 膳	1,000		1,000		1,000	1,000		1,000		1,000		2,000		1,000		2,000	
コップ(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	8,500 個	200		1,200		300	200		1,000		1,600		1,400		1,000		1,600	
紙コップ(200cc)	19,800 個	1,800	1,800		1,800		1,800	1,800		3,600		1,800			1,800	3,600		
お茶スティック	4,360 本	80	480			80	120	600		760		840		400		1,000		

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（京橋地域）																
		城東小	京橋 プラザ (B1F)	水谷橋 公園	泰明小	東急 プラザ 銀座	銀座中	中央小	シティー タワー 銀座東	明石小	明石町 区民館	京橋 築地小	ﾐﾚﾆｱﾑ 銀座	京華 スクエア (1F)	京華 スクエア (2F)	明正小	新川 区民館 (大)	新川 区民館 (小)
保温ポット	22 個	2	2			2	2	2		2		4		2		4		
応急給水栓ｾｯﾄ(水道局-黄)	4 組				1		1			1				1				
手動式ろ過器（ｶｰﾄﾘｯｼﾞ付）	7 台	1			1		1	1		1		1				1		
ろ過器用滅菌液(1,8L)	14 本	2			2		2	2		2		2				2		
ウォーターパッカー(2t/h)	0 台																	
ウォーターパッカー用フィルム	0 袋																	
ｳｫｰﾀｰﾊﾟｯｶｰ用滅菌液(600ml)	0 本																	
車載用給水タンク(1,000L)	0 台																	
車載用給水タンク(790L)	0 台																	
給水タンク(40L)	40 個																40	
給水タンク(20L)	190 個	20		20		20	20		20		20		30		20		20	
折畳み式給水タンク(20L)	90 個	10	10		10		10	10		10		10		10		10		
給水タンク(7L)	0 個																	

⑧トイレ

便槽式仮設トイレ(大)	10 基		10															
便槽式仮設トイレ(小)	10 基		10															
仮設トイレ用スペア便槽	20 台		20															
地下タンク用仮設トイレ	6 基		6															
トイレ用電動ポンプ	1 台		1															
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（防災拠点等）	30 台				5		5	5		5		5				5		
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ(下水道局)	31 台	3	2		3		3	3		3		3		3		4		4
マンホール開閉工具	10 本	1	1				1	1		1		2				2		1
井戸用ポンプハンドル	8 本		1		1		1	1		1		1		1		1		
便袋(凝固剤付)	10,960 枚	200	1,200		200		300	1,500		1,900		2,100		1,000		2,560		
トイレットペーパー(60m)	448 巻	50	50		50		50	50		50		50		48		50		
トイレットペーパー(65m)	0 巻																	
トイレットペーパー(205m)	0 巻																	

⑨要配慮者用・衛生用品

哺乳びん(240ml)	228 本	10	36			10	10	34		35		35			22	36		
哺乳びん乳首	252 本	12	36			12	12	36		36		36			24	48		
哺乳びん消毒剤	30 本	2	4			2	2	4		4		4			3	5		
紙おむつ(大人用)M~L	792 枚	88	88		88		88	88		88		88		88		88		
紙おむつ(大人用)L~LL	720 枚	80	80		80		80	80		80		80		80		80		
紙おむつ(乳幼児用)S	3,688 枚	336	336		336		328	336		336		672		336		672		
紙おむつ(乳幼児用)M	3,052 枚	256	256		256		236	256		512		512		256		512		
紙おむつ(乳幼児用)L	1,944 枚	216	216		216		216	216		216		216		216		216		
おしりふき	6,000 個	480	720		480		480	720		720		960		480		960		
生理用品	5,700 個	300	600		300		300	600		900		900		600		1,200		
肌着(大人用)①	0 枚																	
肌着(大人用)②	0 枚																	
肌着(子供用)	0 枚																	
肌着(幼児用)	0 着																	
乳児用衣料	0 着																	
タオル	5,470 枚	100		600		120	100		700		1,000		1,150	500			1,200	
ごみ袋(45L)	800 枚		100		100		100	100		100		100		100		100		
歯ブラシ	7,024 本	240		800		240	304		840		1,200		1,200	600			1,600	
歯ブラシ(子供用)	1,036 本	120		12		120	24		120		160		120	120			240	
歯磨き粉	6,300 個	200		200		200	300		800		1,200		1,200	600			1,600	
歯磨き粉(子供用)	1,040 個	120		60		120	20		120		120		120	120			240	
爪切り・体温計(水銀)・おまる	9 個	1	1		1		1	1		1		1		1		1		

⑩防災拠点運営用品

事務用品ケース	18 箱	2	2		2		2	2		2		2		2		2		
ヘルメット(臨時非常向け)	90 個	10	10		10		10	10		10		10		10		10		
委員ビブス(青色)	402 枚	52	52		27		36	45		40		33		44		73		
体調確認票	11,030 枚	230	1,240		230		320	1,450		1,940		2,140		1,060		2,420		
健康確認シート	11,030 枚	230	1,240		230		320	1,450		1,940		2,140		1,060		2,420		
健康確認シート(感染者用)	90 枚	10	10		10		10	10		10		10		10		10		
避難者収容報告書	45 枚	5	5		5		5	5		5		5		5		5		
避難者名簿	6,300 枚	200	700		100		200	800		1,100		1,200		600		1,400		
安否情報の照会記録簿	1,200 枚	100	100		100		100	100		200		200		100		200		
避難者カード	9,700 枚	200	200		200		300	1,400		1,900		2,100		1,000		2,400		

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（京橋地域）																
		城東小	京橋 プラザ (B1F)	水谷橋 公園	泰明小	東急 プラザ 銀座	銀座中	中央小	シティー タワー 銀座東	明石小	明石町 区民館	京橋 築地小	ミレニアム 銀座	京華 スクエア (1F)	京華 スクエア (2F)	明正小	新川 区民館 (大)	新川 区民館 (小)
避難所運営従事者への留意事項	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
専用区域での留意事項	18 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		2		
個人用防護具（PPE）の着用	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
咳エチケット	131 枚	14	12		14		14	14		14		14		12		23		
流水での手洗い方法	81 枚	9	7		9		9	9		9		9		7		13		
手指消毒の方法	123 枚	14	12		14		14	14		14		14		12		15		
避難所でのルール	154 枚	16	14		16		16	16		16		16		14		30		
専用区域内に避難されている方へのお願い	63 枚	7	7		7		7	7		7		7		7		7		
トイレ使用上のルール	81 枚	9	7		9		9	9		9		9		7		13		
次亜塩素酸消毒液の作り方	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
トイレ清掃マニュアル	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
おう吐物・ふん便処理マニュアル	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
ごみの捨て方について（運営従事者用）	20 枚	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
ごみの捨て方について（避難者用）	131 枚	14	12		14		14	14		14		14		12		23		
⑪女性に配慮した備蓄品																		
LED電灯	30 個	2	4		2		2	4		4		4		3		5		
防犯ブザー（単四）	59 個	4	8		4		4	8		8		8		6		9		
カーテン	18 個	2		2		2	2		2		2		2	2			2	
洗面器	743 個	17		91		10	21		91		147		159	66			141	
物干しハンガー	743 個	17		91		10	21		91		147		159	66			141	
洗濯ロープ	370 個	8		46		5	11		45		73		79	33			70	
⑫感染症対策用																		
アルコール消毒液①	187 本	5	21		3		7	24		33		35		17		42		
アルコール消毒液②	35 本	2	3		2		2	4		6		6		4		6		
パルスオキシメーター	18 個	2	2		2		2	2		2		2		2		2		
次亜塩素酸ナトリウム溶液	20 本	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
マスク	16,440 枚	420	1,920		210		630	2,160		2,880		3,090		1,530		3,600		
不織布マスク	0 枚																	
子供用マスク	0 枚																	
使い捨て手袋	4,500 枚	500	500		500		500	500		500		500		500		500		
うがい薬	65 本	2	7		2		3	8		11		12		6		14		
ハンドソープ	246 本	6	28		4		8	32		43		47		22		56		
アルミマット	1,380 本	36	124		110		278	150		180		158		116		228		
フェイスシールド	450 個	50	50		50		50	50		50		50		50		50		
ウェットティッシュ	450 個	50	50		50		50	50		50		50		50		50		
クリアフェンス	42 枚	4	4		4		4	4		4		4		4		10		
ビニール袋	10,200 枚	200	1,200		100		300	1,400		1,800		2,000		900		2,300		
防護服	135 着	15	15		15		15	15		15		15		15		15		
ペーパータオル	1,195 箱	22	139		12		35	159		215		233		108		272		
手洗い用給水タンク	20 個	2	2		2		2	2		2		2		2		4		
⑬東京都寄託物資																		
ライスクッキー	0 食																	
ｸﾘｰﾑｻﾝﾄﾞﾋﾞｽｹｯﾄ	0 食																	
アルファ米(五目)	0 食																	
アルファ米(わかめ)	0 食																	
アルファ米(白粥)	0 食																	
アルファ米(白飯)	0 食																	
毛布	18,600 枚														9,900		8,700	
カーペット	990 枚																990	
簡易トイレ	1,000 個																1,000	

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（日本橋地域）														
		常盤小	十思 スクエア	日本橋 保健 センター	日本橋小	人形町 保育園	有馬小	箱崎町 住宅	リバー ゲート	日本橋 公会堂	久松小	久松町 区民館	日本橋中	NEX 人形町 ビル	阪本小
①食料（住民用）															
クラッカー	23,585 食	350	1,830		1,620			3,920			1,980		2,234		609
ライスクッキー	17,848 食	240	1,440		1,152		2,832				1,972		1,632		432
バランス栄養食	18,895 食	320	1,545		1,439		2,585				2,320		1,920		669
缶入りソフトパン	2,952 食														
アルファ米(白飯)	67,855 食	600		5,075		4,590		11,740				5,500		6,135	1,835
サバイバルフーズ	51,600 食	900				4,320		10,080				3,000			1,500
（主食　要配慮者）															
お粥(白粥)	16,100 食	150	1,250		900		2,700				1,900		1,540		390
（副食）															
カレー	25,950 食	300		1,820		2,280		3,740				2,760		2,220	610
やきとり缶詰	23,670 缶	312		1,800		1,392		3,768				2,680		2,208	602
魚缶詰	24,896 缶	300		1,810		1,406		3,900				2,700		2,220	600
（飲料水）															
飲料水（500ml）	46,432 本	504	3,708		3,358		7,800				4,002		4,404		1,200
（要配慮者）															
粉ミルク	744 缶	12	60		60		120				96		60		24
粉ミルク(ｱﾚﾙｷﾞｰ用)	33 缶	1	2		2		5				4		3		1
粉ミルク用軟水（1.5ℓ）	762 本	26	61		60		88				6		64		26
（帰宅困難者対応用）															
バランス栄養食	17,640 食	1,540	1,520		1,040		500				1,520		1,000		1,520
飲料水（500ml）	17,548 本	1,516	1,516		1,012		500				1,516		1,000		1,516
②消火・救助・手当															
スコップ(丸)	90 丁	5	5	10	5		5				5		5		5
スコップ(角)	86 丁	5	6	5	5		5				5		5		5
バール(テコ)	83 丁	5	5	5	5		5				5		3		5
バール(平)	89 丁	5	4	10	5		5				5		3	2	5
かけや(大型木づち)	59 丁	3	3	5	3		5				5		3		3
大ハンマー	84 丁	5	5	5	5		5				5		4		5
なた	84 丁	5	5	5	5		4				5		5		5
のこぎり	84 丁	5	5	5	5		5				5		4		5
つるはし	170 丁	10	10	10	10		10				10		10		10
トラロープ	178 本	10	10		10		15				15		10		10
ブルーシート(屋根補修用)	180 枚	10	10		10		10				10		10		10
ガムテープ	289 巻	10	10		20		15			4	25		20		20
軍手	1,800 双	100	100		100		150				150		100		100
レインコート	180 着	10	10		10		10				10		10		10
エアージャッキ(3t×2)	90 組	5	10	5	5		5				5		5		5
エアージャッキ(3t×1、6t×1)	20 組			5	5		5								
台車	20 台	2			1		1				1		1		1
リヤカー(折り畳み式)	70 台	2	2	8	3	2	2		3		5		3	2	5
消火器	120 本	6	6	6	12		9				9		6		6
ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟｾｯﾄ(水道局-青)	18 組	1	1		1		1			1	1		1		1
バケツ(8L)	320 個	20	20		20		20				20		20		20
車椅子	16 個	1	1		1		1				1		1		1
救急箱(約50人分)	17 個	1	1	1	1		1				1		1		1
担架(布製二つ折り)	45 台	2	2		2		2				2		2		2
③情報収集・伝達															
緊急告知ラジオ（単三）	31 台	2	2		2		2				2		2		2
ポータブルテレビ（単三）	14 台	1	1		1		1				1		1		1
トラメガ（単三）	41 台	2	2	3	2		3				3		2		2
マイクスピーカー（単一）	16 台	1	1		1		1				1		1		1
ホワイトボード	15 台	1	1	1	1		1				1		1		
ライティングシート	18 巻	1	1		1		1			1	1		1		1
スマホ用充電キット	27 ｾｯﾄ	1	2		2		2				2		2		1
特設公衆電話	85 台	5	5		5		5				5		5		5
脚立	18 台	1	1		1		1				1		1		1

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（日本橋地域）													
		常盤小	十思 スクエア	日本橋 保健 センター	日本橋小	人形町 保育園	有馬小	箱崎町 住宅	リバー ゲート	日本橋 公会堂	久松小	久松町 区民館	日本橋中	NEX 人形町 ビル	阪本小
④敷物・掛物															
毛布	20,005 枚	300	850	800	1,000	320	560		1,790	1,310	1,000		1,000	1,090	500
ござ	2,580 枚	100	164		160		165			132	150		100		100
ブルーシート	221 枚	10	10	13	7		6				25		10		10
避難所区画用ブルーシート	589 枚				46		48				48		48		
簡易エアマット	19,640 枚	300	1,500		1,400		2,400			930	1,000		2,000		510
簡易ベッド	180 台	10	10		10		10			10	10		10		10
間仕切りテント(2m×2m)	498 張	10	10	20	10	20	10		40		40		10	20	10
間仕切りテントカバー	379 枚	10	10	20	1	20	10		40		40		10	20	10
防災用テント(2.1×2.1×1.5m)	164 張	8		12		12			12		12			12	8
パーテーション(3×3×1.8m)	16 台	1	1		1		1				1		1		1
パーテーション（4.5畳×10部屋）	0 ｾｯﾄ														
避難所用マット	0 枚														
カーペット	0 枚														
布団・毛布セット	0 組														
⑤照明															
バルーン投光器(400W)	37 組	2	2		4		2			1	2		2		2
コードリール	59 台	4	4		4		4				4				4
ハロゲン投光器セット(300W)	58 組	4	4		2		4				4		4		
LEDランタン（300ﾙｰﾒﾝ、単一）	136 個	8	8		8		8			4	8		8		8
LED懐中電灯(170ﾙｰﾒﾝ、単三)	18 個	1	1		1		1			1	1		1		1
LEDペンライト(100ﾙｰﾒﾝ、単三)	340 個	20	20		20		20			10	20		20		20
LEDヘッドライト(45ﾙｰﾒﾝ、単三)	170 個	10	10		10		10			5	10		10		10
誘導灯（単二）	32 本	2	2		2		2				2		2		2
⑥動力・燃料															
ガソリン式発電機(4000W)	0 台														
ガソリン式発電機(1600W)	2 台												1		
ガソリン式発電機(1300W)	15 台	1	1	1	1		1				1				1
ガソリン式発電機(900W)	2 台														
ガソリン式発電機(650W)	0 台														
ガソリン(1L缶)	552 缶	32	20	20	32		32				32		32		32
ガソリン携行缶(20ℓ)	18 缶	1	1		1		1				1		1		1
灯油(1L缶)	384 缶	24	24		24		24				24		24		24
ガスパワー発電機(900W)	19 台	1	1		1		1			1	1		1		1
カセットガスボンベ(1組3本)	2,736 本	180	96		180		180			12	180		180		180
可搬型蓄電池(1400W)	16 台	1	1		1		1				1		1		1
乾電池(単一)	1,072 本	64	64	24	64		64				64		64		64
乾電池(単二)	204 本	12	12	12	12		12				12		12		12
乾電池(単三)	4,482 本	260	160	108	300		350				310		290		270
乾電池(単四)	768 本	36	12	12	108		12				72		60		48
⑦給食・給水															
組立式煮炊きレンジ	16 台	1	1		1		1				1		1		1
コンパネ（白）	15 枚	1	1		1		1				1		1		1
缶入マッチ	300 缶	15	15		20		20			5	20		15		20
かまどセット	90 台	5		5		5		7				7		6	5
燻薪	88 箱	5		6		5		10				8		4	5
カセットコンロ	323 台	20		20		20		20				20		20	20
炊飯袋	52,000 袋	3,000		3,000		3,000		4,000				4,000		3,000	3,000
鍋(9.6L)	189 個	10		10		12		12				13		12	12
やかん(6L)	170 個	10		10		10		10				10		10	10
ひしゃく	47 本	3		3		3		3				2		3	3
トング	45 本	3		3		3		3				3		3	3
レードル	216 本	14		14		14		14				12		14	14
どんぶり(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	19,640 個	280		900		1,500		3,380				1,560		2,060	520
食品用ラップ(45cm100m巻)	760 本	40		40		60		60				60		40	60
ﾌｫｰｸ・ｽﾌﾟｰﾝ・箸ｾｯﾄ	19,220 組	300		1,500		1,400		3,100				2,200		2,020	500
わりばし	25,000 膳	1,000		2,000		1,000		5,000				2,000		2,000	1,000
コップ(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	17,030 個	400		1,200		1,000		2,400				1,560		1,320	650
紙コップ(200cc)	55,800 個	1,800	5,400		3,600			10,800			7,200		5,400		1,800
お茶スティック	9,920 本	120	800		680		1,640				1,160		920		240

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（日本橋地域）														
		常盤小	十思 スクエア	日本橋 保健 センター	日本橋小	人形町 保育園	有馬小	箱崎町 住宅	リバー ゲート	日本橋 公会堂	久松小	久松町 区民館	日本橋中	NEX 人形町 ビル	阪本小
保温ポット	44 個	2	4		2		4				4		4		2
応急給水栓ｾｯﾄ(水道局-黄)	8 組	1	1		1		1								
手動式ろ過器(ｶｰﾄﾘｯｼﾞ付)	13 台	1			1		1				1		1		1
ろ過器用滅菌液(1,8L)	26 本	2			2		2				2		2		2
ウォーターパッカー(2t/h)	0 台														
ウォーターパッカー用フィルム	0 袋														
ｳｫｰﾀｰﾊﾟｯｶｰ用滅菌液(600ml)	0 本														
車載用給水タンク(1,000L)	0 台														
車載用給水タンク(790L)	0 台														
給水タンク(40L)	40 個														
給水タンク(20L)	350 個	20		20		20		30			10	20		20	20
折畳み式給水タンク(20L)	90 個														
給水タンク(7L)	0 個														

⑧トイレ

便槽式仮設トイレ(大)	10 基														
便槽式仮設トイレ(小)	10 基														
仮設トイレ用スペア便槽	20 台														
地下タンク用仮設トイレ	6 基														
トイレ用電動ポンプ	1 台														
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（防災拠点等）	60 台	5	5		5		5				5				5
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ(下水道局)	52 台	3	3		3		3				3		3		3
マンホール開閉工具	16 本				1		2				1		1		1
井戸用ポンプハンドル	15 本	1	1		1		1				1		1		1
便袋(凝固剤付)	33,560 枚	300	3,100		2,600		3,400			4,000	4,500		3,700		1,000
トイレットペーパー(60m)	820 巻	50	48		50		50			24	50		50		50
トイレットペーパー(65m)	0 巻														
トイレットペーパー(205m)	0 巻														

⑨要配慮者用・衛生用品

哺乳びん(240ml)	518 本	10	46		46		72				60		46		10
哺乳びん乳首	528 本	12	36		36		84				48		48		12
哺乳びん消毒剤	60 本	2	4		4		8				5		5		2
紙おむつ(大人用)M~L	1,496 枚	88	88		88		176				88		88		88
紙おむつ(大人用)L~LL	1,440 枚	80	80		80		160				160		80		80
紙おむつ(乳幼児用)S	7,384 枚	336	672		336		672				672		672		336
紙おむつ(乳幼児用)M	6,636 枚	256	512		512		768				768		512		256
紙おむつ(乳幼児用)L	4,104 枚	216	216		216		864				216		216		216
おしりふき	12,480 個	480	960		720		1,680				1,200		960		480
生理用品	12,600 個	300	900		900		1,800				1,500		1,200		300
肌着(大人用)①	0 枚														
肌着(大人用)②	0 枚														
肌着(子供用)	0 枚														
肌着(幼児用)	0 着														
乳児用衣料	0 着														
タオル	12,090 枚	300		900		700		2,050			1,020	150		1,000	500
ごみ袋(45L)	1,500 枚	100	100		100		100				100		100		100
歯ブラシ	15,104 本	360		1,200		840		2,400				1,600		1,200	480
歯ブラシ(子供用)	2,192 本	120		120		120		360				206		180	50
歯磨き粉	13,700 個	200		1,000		800		2,400				1,400		1,200	400
歯磨き粉(子供用)	1,980 個	120		80		80		240				220		160	40
爪切り・体温計(水銀)・おまる	16 個	1	1		1		1				1		1		1

⑩防災拠点運営用品

事務用品ケース	32 箱	2	2		2		2				2		2		2
ヘルメット(臨時非常向け)	160 個	10	10		10		10				10		10		10
委員ビブス(青色)	726 枚	32	62		40		40				43		53		54
体調確認票	24,710 枚	320	1,750		1,920		4,050				2,740		2,260		640
健康確認シート	24,710 枚	320	1,750		1,920		4,050				2,740		2,260		640
健康確認シート(感染者用)	160 枚	10	10		10		10				10		10		10
避難者収容報告書	80 枚	5	5		5		5				5		5		5
避難者名簿	13,900 枚	200	1,000		1,100		2,300				1,500		1,200		300
安否情報の照会記録簿	2,500 枚	100	200		200		300				200		200		100
避難者カード	23,100 枚	300	1,700		1,900		4,000				2,700		2,200		600

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（日本橋地域）													
		常盤小	十思 スクエア	日本橋 保健 センター	日本橋小	人形町 保育園	有馬小	箱崎町 住宅	リバー ゲート	日本橋 公会堂	久松小	久松町 区民館	日本橋中	NEX 人形町 ビル	阪本小
避難所運営従事者への留意事項	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
専用区域での留意事項	32 枚	2	2		2		2				2		2		2
個人用防護具(PPE)の着用	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
咳エチケット	236 枚	14	12		14		23				14		14		14
流水での手洗い方法	146 枚	9	7		9		13				9		9		9
手指消毒の方法	220 枚	14	12		14		15				14		14		14
避難所でのルール	278 枚	16	14		16		30				16		16		16
専用区域内に避難されている方へのお願い	112 枚	7	7		7		7				7		7		7
トイレ使用上のルール	146 枚	9	7		9		13				9		9		9
次亜塩素酸消毒液の作り方	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
トイレ清掃マニュアル	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
おう吐物・ふん便処理マニュアル	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
ごみの捨て方について（運営従事者用）	36 枚	2	2		2		4				2		2		2
ごみの捨て方について（避難者用）	236 枚	14	12		14		23				14		14		14
⑪女性に配慮した備蓄品															
LED電灯	62 個	2	4		5		9				5		4		3
防犯ブザー（単四）	119 個	4	8		9		16				10		8		5
カーテン	32 個	2		2		2		2				2		2	2
洗面器	1,545 個	16		94		118		271				167		103	33
物干しハンガー	1,545 個	16		94		118		271				167		103	33
洗濯ロープ	772 個	8		47		59		136				83		52	17
⑫感染症対策用															
アルコール消毒液①	420 本	7	34		29		70				47		37		9
アルコール消毒液②	68 本	2	4		5		7				7		5		3
パルスオキシメーター	32 個	2	2		2		2				2		2		2
次亜塩素酸ナトリウム溶液	38 本	2	2		2		4				3		3		2
マスク	36,660 枚	600	2,910		2,610		5,940				4,020		3,240		900
不織布マスク	0 枚														
子供用マスク	0 枚														
使い捨て手袋	8,000 枚	500	500		500		500				500		500		500
うがい薬	144 本	3	11		10		23				16		13		3
ハンドソープ	554 本	8	45		39		93				62		49		12
アルミマット	2,388 本	104	98		152		146				152		180		176
フェイスシールド	800 個	50	50		50		50				50		50		50
ウェットティッシュ	800 個	50	50		50		50				50		50		50
クリアフェンス	84 枚	4	4		4		10				8		8		4
ビニール袋	23,200 枚	300	1,900		1,700		3,900				2,600		2,100		500
防護服	240 着	15	15		15		15				15		15		15
ペーパータオル	2,713 箱	35	218		193		460				307		245		60
手洗い用給水タンク	38 個	2	2		2		4				3		3		2
⑬東京都寄託物資															
ライスクッキー	0 食														
ｸﾘｰﾑｻﾝﾄﾞﾋﾞｽｹｯﾄ	0 食														
アルファ米(五目)	0 食														
アルファ米(わかめ)	0 食														
アルファ米(白粥)	0 食														
アルファ米(白飯)	0 食														
毛布	18,600 枚														
カーペット	990 枚														
簡易トイレ	1,000 個														

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（月島地域）																				
		佃島小	佃中	キャピタル ゲート	佃 区民館	月島 第一小	キャピタル ゲート	月島 区民館	月島 第二小	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 勝どき	月島 第三小	晴海中	晴海 ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	晴海 区民館	晴海西 小中	はる みらい (1F)	豊海小	水産庁 船員 詰所	ﾐｯﾄﾞﾍﾞｲ 勝どき
①食料（住民用）																						
クラッカー	41,363 食			4,970			3,640		1,140						1,270					2,488	4,270		
ライスクッキー	34,360 食	3,408				2,496			2,688						3,024					1,968	2,928		
バランス栄養食	36,545 食	2,120				3,200			3,980						4,590				1,680	320	1,760		
缶入りソフトパン	13,176 食	3,336							1,272						2,952						2,664		
アルファ米(白飯)	123,555 食			11,010			7,200			7,000							8,950			11,090		10,450	
サバイバルフーズ	108,120 食			10,320			9,900			9,600							11,520			5,760		9,420	
（主食　要配慮者）																							
お粥(白粥)	29,580 食	3,250				1,750			1,850						3,200				1,080	100	2,250		
（副食）																							
カレー	52,600 食			4,400			3,390			3,160							4,260			6,290		5,150	
やきとり缶詰	52,200 缶			4,704			3,408			3,300							4,272			7,756		5,090	
魚缶詰	52,596 缶			4,720			3,420			3,300							4,140			8,340		3,780	
（飲料水）																							
飲料水（500ml）	89,279 本	9,007				6,600			6,408						8,016				3,600	1,404	7,812		
（要配慮者）																							
粉ミルク	1,518 缶	168				132			120						54	53			53	50	144		
粉ミルク(ｱﾚﾙｷﾞｰ用)	66 缶	7				6			5						3	3			3		6		
粉ミルク用軟水（1.5ℓ）	2,055 本			416			272		7						16				80	132	18	352	
（帰宅困難者対応用）																							
バランス栄養食	20,640 食	500				500			500						500					1,000			
飲料水（500ml）	20,548 本	500				500			500						500					1,000			
②消火・救助・手当																							
スコップ(丸)	115 丁	5				5			5						5						5		
スコップ(角)	116 丁	5				5			5						5				5		5		
バール(テコ)	116 丁	5				5			8						5				5		5		
バール(平)	119 丁	5				5			5						5				5		5		
かけや(大型木づち)	82 丁	3				3			4						3				5		5		
大ハンマー	113 丁	5				5			4						5				5		5		
なた	114 丁	5				5			5						5				5		5		
のこぎり	114 丁	5				5			5						5				5		5		
つるはし	225 丁	10				10			10						10				5		10		
トラロープ	253 本	15				10			15						10				10		15		
ブルーシート(屋根補修用)	290 枚	20		20		10			10						10	10			10	10	10		
ガムテープ	472 巻	25	25			20		4	25				10	20	10	20			10	4	10		
軍手	2,700 双	150	150			100			150						100				100		150		
レインコート	1,296 着	10	36			10			10						10				10	1,020	10		
エアージャッキ(3t×2)	120 組	5				5			5						5				5		5		
エアージャッキ(3t×1、6t×1)	25 組					5																	
台車	36 台	1				1		2				1		4		1			1	5			
リヤカー(折り畳み式)	90 台	2				2			2				3	4	2						2	1	2
消火器	162 本	9				6			6						6				6		9		
ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟｾｯﾄ(水道局-青)	25 組	1				1		1	1						1					1	1		
バケツ(8L)	480 個	20	10			20			20						20	10			20		20	20	
車椅子	24 個	1	1			1			1						1	1			1		1		
救急箱(約50人分)	26 個	1	1			1			1						1	1			1	1	1		
担架(布製二つ折り)	61 台	2	2			2			2						2	2			2		2		
③情報収集・伝達																							
緊急告知ラジオ（単三）	49 台	2	2			2		2	2						2	2				2	2		
ポータブルテレビ（単三）	22 台	1	1			1			1						1	1			1		1		
トラメガ（単三）	61 台	3	2			2			3						2	2			2	1	3		
マイクスピーカー（単一）	24 台	1	1			1			1						1	1			1		1		
ホワイトボード	20 台	1				1			1						1				1				
ライティングシート	32 巻	1	1			1		1	1			1	1	2	1	1			1	1	1		
スマホ用充電キット	47 セット	2	2			2			2					2	2	2			2	2	2		
特設公衆電話	125 台	5	5			5			5						5	5				5	5		
脚立	26 台	1	1			1			1						1	1			1		1		

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（月島地域）																					
		佃島小	佃中	キャピタル ゲート	佃 区民館	月島 第一小	キャピタル ゲート	月島 区民館	月島 第二小	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 勝どき	月島 第三小	晴海中	晴海 ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	晴海 区民館	晴海西 小中	はる みらい (1F)	豊海小	水産庁 船員 詰所	ﾐｯﾄﾞﾍﾞｲ 勝どき
④敷物・掛物																							
毛布	41,665 枚		1,190	720	2,242	1,000	1,206	1,000	1,310		919	250	600	1,050	900	1,080		1,637	1,200	1,910	1,000		2,446
ござ	4,013 枚		250			200		131	200			52	50		100	150				50	250		
ブルーシート	316 枚	15		20		10			1						10					21	18		
避難所区画用ブルーシート	1,207 枚	106				60			61					132	110				100		49		
簡易エアマット	39,020 枚	3,700				2,500		500	2,490			250	500	1,050	2,680	500			1,800	300	3,110		
簡易ベッド	314 台	14	10			10		10	10			10	10	10	10	10			10	10	10		
間仕切りテント(2m×2m)	1,080 張	10	10	102		10	100		10		100				10	10		100	10		10		100
間仕切りテントカバー	579 枚	10	10	24		10	24		10		24				10	10		24	10		10		24
防災用テント(2.1×2.1×1.5m)	336 張			32			32				32							32		12			32
パーテーション(3×3×1.8m)	24 台	1	1			1			1						1	1			1		1		
パーテーション(4.5畳×10部屋)	0 ｾｯﾄ																						
避難所用マット	0 枚																						
カーペット	0 枚																						
布団・毛布セット	0 組																						
⑤照明																							
バルーン投光器(400W)	58 組	2	2			2		1	2			1	1	2	2	2			1	1	2		
コードリール	92 台	4	4			4			4				1	4	4	4			4				
ハロゲン投光器セット(300W)	84 組	4	2			4			4						2	4			2		4		
LEDランタン（300ﾙｰﾒﾝ、単一）	231 個	8	8			8		4	8			4	4	15	8	8			8	4	8		
LED懐中電灯(170ﾙｰﾒﾝ、単三)	32 個	1	1			1		1	1			1	1	2	1	1			1	1	1		
LEDペンライト(100ﾙｰﾒﾝ、単三)	573 個	20	20			20		10	20			10	5	38	20	20			20	10	20		
LEDヘッドライト(45ﾙｰﾒﾝ、単三)	289 個	10	10			10		5	10			5	5	19	10	10			10	5	10		
誘導灯（単二）	48 本	2	2			2			2						2	2			2		2		
⑥動力・燃料																							
ガソリン式発電機(4000W)	0 台																						
ガソリン式発電機(1600W)	2 台																						
ガソリン式発電機(1300W)	22 台	1	1			1			1						1	1					1		
ガソリン式発電機(900W)	3 台																			1			
ガソリン式発電機(650W)	2 台																2						
ガソリン(1L缶)	804 缶	32	16			32			32						32	12			32	32	32		
ガソリン携行缶(20ℓ)	27 缶	2	1			1			1						1	1			1		1		
灯油(1L缶)	600 缶	24	24			24			24						24	24			24	24	24		
ガスパワー発電機(900W)	31 台	1	1			1		1	1				1	2	1	1				1	1		
カセットガスボンベ(1組3本)	4,506 本	180	153			177		12	180				48	120	180	180			60	300	180		
可搬型蓄電池(1400W)	26 台	1	1			1			1					2	1	1				1	1		
乾電池(単一)	1,717 本	64	64			64		24	64				64	45		64			64	64	64		
乾電池(単二)	300 本	12	12			12			12				12			12			12		12		
乾電池(単三)	7,411 本	390	240			360		64	380				300	295		240			240	110	310		
乾電池(単四)	1,098 本	84	12			72			84				42			12			12		12		
⑦給食・給水																							
組立式煮炊きレンジ	24 台	1	1			1			1						1	1				1	1		
コンパネ（白）	22 枚	1	1			1			1						1	1				1			
缶入マッチ	450 缶	20	15			20		5	20			5	5		20	15				5	20		
かまどセット	142 台	7	7			5				7					5	5				5	7	4	
燻薪	156 箱			14			5			7							10			5		27	
カセットコンロ	491 台			48			20			20							40			20		20	
炊飯袋	79,000 袋			8,000			3,000			4,000							6,000			2,000		4,000	
鍋(9.6L)	297 個			24			10			10							24			30		10	
やかん(6L)	255 個			20			10			10							20			15		10	
ひしゃく	71 本			6			3			3							6			3		3	
トング	69 本			6			3			3							6			3		3	
レードル	325 本			28			12			14							24			17		14	
どんぶり(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	34,980 個			3,170			2,040			2,000							2,690			2,910		2,530	
食品用ラップ(45cm100m巻)	1,160 本			80			60			60							100			40		60	
ﾌｫｰｸ・ｽﾌﾟｰﾝ・箸セット	33,420 組			3,000			2,000			2,000							2,600			2,100		2,500	
わりばし	36,800 膳			2,000			2,000			2,000								2,000		1,800		2,000	
コップ(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	31,770 個			2,000			1,090			2,000							2,000			5,650		2,000	
紙コップ(200cc)	84,600 個	5,400				3,600			3,600						5,400				5,400		5,400		
お茶スティック	20,200 本	2,000				1,440			1,400						1,920				1,800		1,720		

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（月島地域）																				
		佃島小	佃中	キャピタル ゲート	佃 区民館	月島 第一小	キャピタル ゲート	月島 区民館	月島 第二小	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 勝どき	月島 第三小	晴海中	晴海 ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	晴海 区民館	晴海西 小中	はる みらい (1F)	豊海小	水産庁 船員 詰所	ﾐｯﾄﾞﾍﾞｲ 勝どき
保温ポット	66 個	4				4			4						4				2		4		
応急給水栓ｾｯﾄ(水道局-黄)	13 組	1				1			1						1	1							
手動式ろ過器（ｶｰﾄﾘｯｼﾞ付）	21 台	1	1			1			1						1	1			1		1		
ろ過器用滅菌液(1,8L)	42 本	2	2			2			2						2	2			2		2		
ウォーターパッカー(2t/h)	0 台																						
ウォーターパッカー用フィルム	0 袋																						
ｳｫｰﾀｰﾊﾟｯｶｰ用滅菌液(600ml)	0 本																						
車載用給水タンク(1,000L)	0 台																						
車載用給水タンク(790L)	0 台																						
給水タンク(40L)	40 個																						
給水タンク(20L)	530 個	30	30			20				20							20			30	30		
折畳み式給水タンク(20L)	150 個	10				10			10						10	10					10		
給水タンク(7L)	0 個																						

⑧トイレ

便槽式仮設トイレ(大)	10 基																					
便槽式仮設トイレ(小)	10 基																					
仮設トイレ用スペア便槽	20 台																					
地下タンク用仮設トイレ	12 基														6							
トイレ用電動ポンプ	1 台																					
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ（防災拠点等）	97 台		5			5			5				5						8		5	4	
ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ(下水道局)	75 台	3	3			3			3						3	3				2	3		
マンホール開閉工具	25 本		1			1		1	1						1	1			1	1	1		
井戸用ポンプハンドル	20 本	1				1			1							1					1		
便袋(凝固剤付)	61,060 枚	5,000				3,600			3,500					1,100	4,800				4,000	1,600	3,900		
トイレットペーパー(60m)	820 巻																						
トイレットペーパー(65m)	0 巻																						
トイレットペーパー(205m)	7,704 巻													72								7,632	

⑨要配慮者用・衛生用品

哺乳びん(240ml)	858 本	60				60			60						60				40		60		
哺乳びん乳首	1,040 本	96				84			84						96				40	12	100		
哺乳びん消毒剤	108 本	9				8			8						9				3	2	9		
紙おむつ(大人用)M~L	2,354 枚	176				88			88						176				66	88	176		
紙おむつ(大人用)L~LL	2,440 枚	160				160			160						160				120	80	160		
紙おむつ(乳幼児用)S	11,400 枚	672				672			672						336				656	336	672		
紙おむつ(乳幼児用)M	11,500 枚	1,024				768			768						512				768	256	768		
紙おむつ(乳幼児用)L	10,800 枚	1,512				1,080			1,080						1,296				216	216	1,296		
おしりふき	22,000 個	1,920				1,200			1,200						1,440				1,920	400	1,440		
生理用品	24,570 個	2,100				1,800			1,500						1,800				2,670	300	1,800		
肌着(大人用)①	1,250 枚				1,250																		
肌着(大人用)②	0 枚																						
肌着(子供用)	0 枚																						
肌着(幼児用)	50 着																				50		
乳児用衣料	30 着																				30		
タオル	23,440 枚			2,500			1,500			1,450							2,100			1,800		2,000	
ごみ袋(45L)	2,300 枚	100	100			100			100						100	100			100		100		
歯ブラシ	26,504 本			3,000			1,800			1800							2,400					2,400	
歯ブラシ(子供用)	3,392 本			240			240			240							240					240	
歯磨き粉	25,100 個			3,000			1,800			1800							2,400					2,400	
歯磨き粉(子供用)	3,180 個			240			240			240							240					240	
爪切り・体温計(水銀)・おまる	24 個	1	1			1			1						1	1			1		1		

⑩防災拠点運営用品

事務用品ケース	47 箱	2	2			2			2						2	2			1		2		
ヘルメット(臨時非常向け)	240 個	10	10			10			10						10	10			10		10		
委員ビブス(青色)	1,010 枚	57				39			54						66				35		33		
体調確認票	48,560 枚	5,060				3,550			3,560						3,030				2,500	1,720	4,430		
健康確認シート	48,560 枚	5,060				3,550			3,560						3,030				2,500	1,720	4,430		
健康確認シート(感染者用)	230 枚	10				10			10						10				10	10	10		
避難者収容報告書	115 枚	5				5			5						5				5	5	5		
避難者名簿	27,400 枚	2,900				2,000			2,000						1,700				1,400	1,000	2,500		
安否情報の照会記録簿	4,400 枚	300				300			300						300				200	200	300		
避難者カード	46,700 枚	5,000				3,500			3,500						3,000				2,500	1,700	4,400		

品名	中央区 全体合計	防災拠点倉庫・防災備蓄倉庫（月島地域）																				
		佃島小	佃中	キャピタル ゲート	佃 区民館	月島 第一小	キャピタル ゲート	月島 区民館	月島 第二小	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾌﾟﾘﾘｱｲｽﾄ ﾀﾜｰ勝どき	勝どき ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 勝どき	月島 第三小	晴海中	晴海 ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ	晴海 区民館	晴海西 小中	はる みらい (1F)	豊海小	水産庁 船員 詰所	ﾐｯﾄﾞﾍﾞｲ 勝どき
避難所運営従事者への留意事項	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
専用区域での留意事項	50 枚	2	2			2			2						2	2			2	2	2		
個人用防護具（PPE）の着用	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
咳エチケット	387 枚	14	14			23			32						14	14			14	12	14		
流水での手洗い方法	237 枚	9	9			13			17						9	9			9	7	9		
手指消毒の方法	355 枚	14	14			15			24						14	14			14	12	14		
避難所でのルール	462 枚	16	16			30			44						16	16			16	14	16		
専用区域内に避難されている方へのお願い	175 枚	7	7			7			7						7	7			7	7	7		
トイレ使用上のルール	237 枚	9	9			13			17						9	9			9	7	9		
次亜塩素酸消毒液の作り方	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
トイレ清掃マニュアル	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
おう吐物・ふん便処理マニュアル	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
ごみの捨て方について（運営従事者用）	60 枚	2	2			4			6						2	2			2	2	2		
ごみの捨て方について（避難者用）	387 枚	14	14			23			32						14	14			14	12	14		
⑪女性に配慮した備蓄品																						
LED電灯	108 個			12			10			11							5		3			5	
防犯ブザー（単四）	210 個			22			18			19							10		13			9	
カーテン	44 個			2			2			2							2			2		2	
洗面器	3,051 個			413			323			382							137			137		114	
物干しハンガー	3,051 個			413			323			382							137			137		114	
洗濯ロープ	1,526 個			207			161			191							69			69		57	
⑫感染症対策用																						
アルコール消毒液①	805 本	41	40			57			58						59	10			45	5	70		
アルコール消毒液②	120 本	7	7			8			8						5	4			2	3	8		
パルスオキシメーター	50 個	2	2			2			2						2	2			2	2	2		
次亜塩素酸ナトリウム溶液	62 本	2	2			4			5						4	1			2	1	3		
マスク	72,200 枚	3,480	3,450			4,860			4,860						2,910	2,850			6,500	630	6,000		
不織布マスク	0 枚																						
子供用マスク	0 枚																						
使い捨て手袋	12,500 枚	500	500			500			500						500	500			500	500	500		
うがい薬	273 本	14	13			19			19						11	11			15	3	24		
ハンドソープ	1,068 本	55	54			76			76						45	45			60	9	94		
アルミマット	3,962 本	240	222			136			164						180	204			150	52	226		
フェイスシールド	1,250 個	50	50			50			50						50	50			50	50	50		
ウェットティッシュ	1,250 個	50	50			50			50						50	50			50	50	50		
クリアフェンス	148 枚	5	5			12			14						8	2			8	2	8		
ビニール袋	44,700 枚	2,300	2,200			3,200			3,200						2,800	1,000			2,500	400	3,900		
防護服	375 着	15	15			15			15						15	15			15	15	15		
ペーパータオル	5,256 箱	270	269			373			374						246	245			300	2	464		
手洗い用給水タンク	62 個	2	2			4			5						3	1			3	1	3		
⑬東京都寄託物資																						
ライスクッキー	0 食																						
ｸﾘｰﾑｻﾝﾄﾞﾋﾞｽｹｯﾄ	0 食																						
アルファ米(五目)	0 食																						
アルファ米(わかめ)	0 食																						
アルファ米(白粥)	0 食																						
アルファ米(白飯)	0 食																						
毛布	18,600 枚																						
カーペット	990 枚																						
簡易トイレ	1,000 個																						

品名	中央区 全体合計	防災備蓄倉庫（京橋・日本橋・月島地域）																										
		本の森 ちゅうおう	日本橋 特別 出張所	晴海 住宅	本庁舎 (B3F)	京橋 区民館	京橋 トラスト タワー	西銀座 駐車場	京橋 こども園	築地 あかつき	湊 ｺﾐｭﾆﾃｨ ﾙｰﾑ	八重洲 ｱﾍﾞﾆｭｰ	八丁堀 区民館	日本橋 プラザ	総合 ｽﾎﾟｰﾂ センター	月島 特別 出張所	晴海 児童館	晴海 ﾌﾟﾗｲﾑ ｽｸｴｱ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 晴海	ティアロ レジデンス	クロノ レジデンス	ドゥ トゥール	晴海 特別 出張所	はる みらい (2F)	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ﾌﾞPORT VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ﾌﾞSEA VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ﾌﾞSUN VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ﾌﾞ PARK	勝どき ザタワー
①食料（住民用）																												
クラッカー	41,363 食																											
ライスクッキー	34,360 食																											
バランス栄養食	36,545 食																											
缶入りソフトパン	13,176 食																											
アルファ米(白飯)	126,455 食		2,900																									
サバイバルフーズ	124,200 食		16,080																									
（主食　要配慮者）																												
お粥(白粥)	31,980 食		2,400																									
（副食）																												
カレー	52,600 食																											
やきとり缶詰	52,200 缶																											
魚缶詰	52,596 缶																											
（飲料水）																												
飲料水(500ml)	90,863 本		1,584																									
（要配慮者）																												
粉ミルク	1,518 缶																											
粉ミルク(ｱﾚﾙｷﾞｰ用)	66 缶																											
粉ミルク用軟水(1.5ℓ)	2,055 本																											
（帰宅困難者対応用）																												
バランス栄養食	30,000 食	1,880	3,420				2,580							1,480														
飲料水(500ml)	30,000 本	1,972	3,456				2,540							1,484														
②消火・救助・手当																												
スコップ(丸)	145 丁													10		10						10						
スコップ(角)	126 丁													5		5												
バール(テコ)	126 丁													5		5												
バール(平)	149 丁													10		10						10						
かけや（大型木づち）	92 丁													5		5												
大ハンマー	133 丁													5		5						10						
なた	124 丁													5		5												
のこぎり	134 丁													5		5						10						
つるはし	255 丁													10		10						10						
トラロープ	278 本															15						10						
ブルーシート(屋根補修用)	300 枚		10																									
ガムテープ	472 巻																											
軍手	2,870 双															150						20						
レインコート	1,306 着															10												
エアージャッキ(3t×2)	130 組													5		5												
エアージャッキ(3t×1、6t×1)	35 組													5		5												
台車	52 台																		2			3			1	2	2	2	4
リヤカー(折り畳み式)	134 台	7	8	14			5							5		5												
消火器	177 本													6		9												
ｽﾀﾝﾄﾊﾟｲﾌﾟｾｯﾄ(水道局−青)	26 組		1																									
バケツ(8L)	480 個																											
車椅子	36 個																		10			2						
救急箱(約50人分)	28 個													1		1												
担架(布製二つ折り)	99 台	7	8	13															5			5						
担架(ストレッチャー)	6 台																											
ディスポーザル救護マット	300 枚																											
③情報収集・伝達																												
緊急告知ラジオ（単三）	49 台																											
ポータブルテレビ（単三）	22 台																											
トラメガ（単三）	73 台													3		3			3			3						
マイクスピーカー（単一）	24 台																											
ホワイトボード	22 台													1		1												
ライティングシート	34 巻																					2						
スマホ用充電キット	47 ｾｯﾄ																											
特設公衆電話	125 台																											
脚立	32 台																		1			5						
④敷物・掛物																												
毛布	46,375 枚						2,920					1,000		640		150												
ござ	4,497 枚	339	105													40												
ブルーシート	407 枚				47					8				10		13		13										
避難所区画用ブルーシート	1,207 枚																											
簡易エアマット	39,340 枚	320																										
簡易ベッド	324 台																					10						
間仕切りテント(2m×2m)	1,180 張																			100								
間仕切りテントカバー	669 枚			90																								
防災用テント(2.1×2.1×1.5m)	336 張																											
パーテーション(3×3×1.8m)	24 台																											
パーテーション(4.5畳×10部屋)	24 ｾｯﾄ			24																								
避難所用マット	4,600 枚			4,600																								
カーペット	460 枚						460																					
布団・毛布セット	100 組						100																					
⑤照明																												
バルーン投光器(400W)	128 組															2			15			5						48
コードリール	169 台															4			20			5						48
ハロゲン投光器セット(300W)	88 組															4												
LEDランタン（300ﾙｰﾒﾝ、単一）	235 個															4												
LED懐中電灯(170ﾙｰﾒﾝ、単三)	33 個															1												
LEDペンライト(100ﾙｰﾒﾝ、単三)	593 個															20												
LEDヘッドライト(45ﾙｰﾒﾝ、単三)	299 個															10												
誘導灯（単二）	48 本																											

品名	中央区 全体合計	防災備蓄倉庫（京橋・日本橋・月島地域）																										
		本の森 ちゅうおう	日本橋 特別 出張所	晴海 住宅	本庁舎 (B3F)	京橋 区民館	京橋 トラスト タワー	西銀座 駐車場	京橋 こども園	築地 あかつき	湊 ｺﾐｭﾆﾃｨ ﾙｰﾑ	八重洲 ｱﾍﾞﾆｭｰ	八丁堀 区民館	日本橋 プラザ	総合 ｽﾎﾟｰﾂ ｾﾝﾀｰ	月島 特別 出張所	晴海 児童館	晴海 ﾌﾟﾗｲﾑ ｽｸｴｱ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 晴海	ﾃｨｱﾛ ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	ｸﾛﾉ ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	ドゥ トゥール	晴海 特別 出張所	はる みらい (2F)	晴海ﾌﾗｯｸﾞ PORT VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ SEA VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ SUN VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ PARK	勝どき ザタワー
⑥動力・燃料																												
ガソリン式発電機(4000W)	1 台									1																		
ガソリン式発電機(1600W)	3 台															1												
ガソリン式発電機(1300W)	23 台													1														
ガソリン式発電機(900W)	9 台		3	2												1												
ガソリン式発電機(650W)	2 台																											
ガソリン(1L缶)	920 缶		32							36				20		28												
ガソリン携行缶(20ℓ)	28 缶															1												
灯油(1L缶)	672 缶		24											24		24												
ガスパワー発電機(900W)	99 台																		15			5					48	
カセットガスボンベ(1組3本)	12,159 本																		576			165			972	1,980	1,980	1,980
可搬型蓄電池(1400W)	26 台																											
乾電池(単一)	1,789 本		24											24		24												
乾電池(単二)	324 本													12		12												
乾電池(単三)	7,969 本		90											108		360												
乾電池(単四)	1,182 本													12		72												
⑦給食・給水																												
組立式煮炊きレンジ	25 台		1																									
コンパネ(白)	29 枚		2													5												
缶入マッチ	460 缶																					10						
かまどセット	142 台																											
燻蒸	156 箱																											
カセットコンロ	491 台																											
炊飯袋	79,000 袋																											
鍋(9.6L)	297 個																											
やかん(6L)	255 個																											
ひしゃく	71 本																											
トング	72 本															3												
レードル	325 本																											
どんぶり(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	34,980 個																											
食品用ラップ(45cm100m巻)	1,160 本																											
フォーク・スプーン・箸セット	33,420 組																											
わりばし	36,800 膳																											
コップ(ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製)	31,770 個																											
紙コップ(200cc)	84,600 個																											
お茶スティック	20,200 本																											
保温ポット	66 個																											
応急給水栓セット(水道局−黄)	13 組																											
手動式ろ過器(ｶｰﾄﾘｯｼﾞ付)	22 台				1																							
ろ過器用滅菌液(1.8L)	44 本				2																							
ウォーターパッカー(2t/h)	1 台									1																		
ウォーターパッカー用フィルム	90,000 袋									90,000																		
ｳｫｰﾀｰﾊﾟｯｶｰ用滅菌液(600ml)	24 本									24																		
車載用給水タンク(1,000L)	4 台				4																							
車載用給水タンク(790L)	3 台				3																							
給水タンク(40L)	90 個			50																								
給水タンク(20L)	936 個	50	80	130					96													50						
折畳み式給水タンク(20L)	150 個																											
給水タンク(7L)	200 個														200													
⑧トイレ																												
便槽式仮設トイレ(大)	30 基			10											10													
便槽式仮設トイレ(小)	30 基			10											10													
仮設トイレ用スペア便槽	50 台			10											20													
地下タンク用仮設トイレ	18 基														6													
トイレ用電動ポンプ	3 台																					2						
マンホールトイレ(防災拠点等)	148 台		5									3				5	5		4			24	5					
マンホールトイレ(下水道局)	82 台		3											1		3												
マンホール開閉工具	28 本		2													1												
井戸用ポンプハンドル	21 本															1												
便袋(凝固剤付)	93,260 枚	7,500	8,200	15,000												1,500												
トイレットペーパー(60m)	2,233 巻											1,248										165						
トイレットペーパー(65m)	5,000 巻																		5,000									
トイレットペーパー(205m)	7,704 巻																											
⑨要配慮者用・衛生用品																												
哺乳びん(240ml)	1,329 本	471																										
哺乳びん乳首	1,040 本																											
哺乳びん消毒剤	108 本																											
紙おむつ(大人用)M~L	2,354 枚																											
紙おむつ(大人用)L~LL	2,440 枚																											
紙おむつ(乳幼児用)S	11,400 枚																											
紙おむつ(乳幼児用)M	11,500 枚																											
紙おむつ(乳幼児用)L	10,800 枚																											
おしりふき	22,480 個	480																										
生理用品	24,570 個																											
肌着(大人用)①	11,050 枚	2,710	2,400	4,690																								
肌着(大人用)②	6,055 枚	1,500	1,515	3,040																								
肌着(子供用)	1,050 枚	450	300	300																								
肌着(幼児用)	700 着	250	250	150																								
乳児用衣料	660 着	150	180	300																								
タオル	23,590 枚															150												
ごみ袋(45L)	14,300 枚	3,000	3,000	6,000																								
歯ブラシ	28,184 本	1,680																										
歯ブラシ(子供用)	3,512 本	120																										
歯磨き粉	26,900 個	1,800																										
歯磨き粉(子供用)	3,180 個																											
爪切り・体温計(水銀)・おまる	24 個																											

品名	中央区 全体合計	防災備蓄倉庫（京橋・日本橋・月島地域）																										
		本の森 ちゅうおう	日本橋 特別 出張所	晴海 住宅	本庁舎 (B3F)	京橋 区民館	京橋 トラスト タワー	西銀座 駐車場	京橋 こども園	築地 あかつき	湊 ｺﾐｭﾆﾃｨ ﾙｰﾑ	八重洲 ｱﾍﾞﾆｭｰ	八丁堀 区民館	日本橋 プラザ	総合 ｽﾎﾟｰﾂ ｾﾝﾀｰ	月島 特別 出張所	晴海 児童館	晴海 ﾌﾟﾗｲﾑ ｽｸｴｱ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 晴海	ﾃｨｱﾛ ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	ｸﾛﾉ ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	ドゥ トゥール	晴海 特別 出張所	はる みらい (2F)	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞPORT VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞSEA VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞSUN VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞ PARK	勝どき ザタワー
⑩防災拠点運営用品																												
事務用品ケース	47 箱																											
ヘルメット（臨時非常向け）	240 個																											
委員ビブス（青色）	1,010 枚																											
体調確認票	48,560 枚																											
健康確認シート	48,560 枚																											
健康確認シート（感染者用）	230 枚																											
避難者収容報告書	115 枚																											
避難者名簿	27,400 枚																											
安否情報の照会記録簿	4,400 枚																											
避難者カード	46,700 枚																											
避難所運営従事者への留意事項	60 枚																											
専用区域での留意事項	50 枚																											
個人用防護具（PPE）の着用	60 枚																											
咳エチケット	387 枚																											
流水での手洗い方法	237 枚																											
手指消毒の方法	355 枚																											
避難所でのルール	462 枚																											
専用区域内に避難されている方へのお願い	175 枚																											
トイレ使用上のルール	237 枚																											
次亜塩素酸消毒液の作り方	60 枚																											
トイレ清掃マニュアル	60 枚																											
おう吐物・ふん便処理マニュアル	60 枚																											
ごみの捨て方について（運営従事者用）	60 枚																											
ごみの捨て方について（避難者用）	387 枚																											
⑪女性に配慮した備蓄品																												
LED電灯	108 個																											
防犯ブザー（単四）	210 個																											
カーテン	44 個																											
洗面器	3,051 個																											
物干しハンガー	3,051 個																											
洗濯ロープ	1,526 個																											
⑫感染症対策用																												
アルコール消毒液①	805 本																											
アルコール消毒液②	120 本																											
パルスオキシメーター	50 個																											
次亜塩素酸ナトリウム溶液	62 本																											
マスク	72,200 枚																											
不織布マスク	5,750 枚	1,750	2,000	2,000																								
子供用マスク	15,000 枚	3,600	3,900	7,500																								
使い捨て手袋	12,500 枚																											
うがい薬	273 本																											
ハンドソープ	1,068 本																											
アルミマット	3,962 本																											
フェイスシールド	1,250 個																											
ウェットティッシュ	1,250 個																											
クリアフェンス	148 枚																											
ビニール袋	44,700 枚																											
防護服	375 着																											
ペーパータオル	5,256 箱																											
手洗い用給水タンク	62 個																											
⑬東京都寄託物資																												
ライスクッキー	11,200 食																					11,200						
ｸﾘｰﾑｻﾝﾄﾞﾋﾞｽｹｯﾄ	5,000 食							5,000																				
アルファ米（五目）	44,000 食							24,000												20,000								
アルファ米（わかめ）	9,000 食							9,000																				
アルファ米（白粥）	11,500 食							6,500														5,000						
アルファ米（白飯）	600 食							600																				
毛布	18,600 枚																											
カーペット	3,420 枚							2,430																				
簡易トイレ	1,000 個																											
⑭遺体収容所用																												
棺おけセット	162 組														93									69				
テント	10 張														10													
投光器セット	5 組														5													
コードリール	5 台														5													
エンジンポンプ	1 台														1													
送風機	2 台														2													
発電機(2400W)	1 台														1													
ガソリン	32 缶														32													
組み立て水槽	1 台														1													
ブルーシート	110 枚														110													
バケツ	30 個														30													
タオル	200 枚														200													
ごみ袋	30 枚														30													
遺体収容袋	10 枚														10													
除菌防臭消臭剤	22 本														22													

品名	中央区 全体合計	防災備蓄倉庫（京橋・日本橋・月島地域）																										
		本の森 ちゅうおう	日本橋 特別 出張所	晴海 住宅	本庁舎 (B3F)	京橋 区民館	京橋 トラスト タワー	西銀座 駐車場	京橋 こども園	築地 あかつき	湊 ｺﾐｭﾆﾃｨ ﾙｰﾑ	八重洲 ｱﾍﾞﾆｭｰ	八丁堀 区民館	日本橋 プラザ	総合 ｽﾎﾟｰﾂ センター	月島 特別 出張所	晴海 児童館	晴海 ﾌﾟﾗｲﾑ ｽｸｴｱ	ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 晴海	ティアロ レジデンス	クロノ レジデンス	ドゥ トゥール	晴海 特別 出張所	はる みらい (2F)	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞPORT VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞSEA VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞSUN VILLAGE	晴海ﾌﾗｯｸﾞ ｸﾞ PARK	勝どき ザタワー
⑮災対職員用資器材																												
レスキューキット	6 組				6																							
大ハンマー	6 丁				6																							
バケツ	68 個				68																							
担架	8 台				8																							
副木	36 本				36																							
救急箱	2 箱				2																							
トラメガ	20 個				20																							
マイクスピーカー	2 台				2																							
毛布	249 枚				249																							
毛布(真空パックなし)	67 枚				67																							
簡易ベッド	20 台				20																							
簡易エアマット	500 枚				500																							
寝袋	8 枚				8																							
バルーン投光器(1000W)	1 台				1																							
バルーン投光器(400W)	3 台				3																							
LED投光器(100W)	4 台				4																							
LEDランタン	30 台				30																							
LEDペンライト	260 本				260																							
LEDヘッドライト	10 個				10																							
ローソク	278 本				278																							
発電機(1300W)	2 台				2																							
発電機(900W)	2 台				2																							
発電機(650W)	1 台				1																							
ガスパワー発電機	1 台				1																							
コードリール	1 個				1																							
ガソリン携行缶	2 缶				2																							
ガソリン	32 缶				32																							
灯油	26 缶				26																							
カセットガスボンベ	108 本				108																							
乾電池(単一)	180 本				180																							
乾電池(単ニ)	600 本				600																							
組立式煮炊きﾚﾝｼﾞ(職員用)	1 台				1																							
カセットコンロ	22 台				22																							
やかん	12 個				12																							
ろ過機	1 台				1																							
給水タンク(20L)	100 個				100																							
給水袋	150 袋				150																							
コップ	600 個				600																							
レインコート	280 着				280																							
貯留式非常用トイレ	4 組				4																							
貯留式非常用トイレ	1 組				1																							

31. 佃備蓄倉庫内医薬品及び器具一覧（本文213・265頁）

品　　名	規　格　等	数　量	摘　　要
医　薬　品　類			
ホ　ス　ミ　シ　ン　S	1ｇ×10ｖ	50箱	
沈降破傷風トキソイド	0.5ml×5ｖ	10箱	
ブ　ス　コ　パ　ン　注	20mg　1ml×10A	50箱	
ネ　オ　フ　ィ　リ　ン　注	250mg　10ml×30A	1個	
硫　酸　ア　ト　ロ　ピ　ン　注	0.5mg　1ml×10A	50個	
ラ　シ　ッ　ク　ス　注	20mg　2ml×10A	50ｾｯﾄ	
ボ　ス　ミ　ン　注	0.1%　1ml×20A	50ｾｯﾄ	
ホ　リ　ゾ　ン　注	10mg　2ml×10A	50ｾｯﾄ	
ジ　ギ　ラ　ノ　ゲ　ン　C	0.4mg　2ml×50A	10ｾｯﾄ	
ノルアドレナリン注	0.1%　1ml×10A	50個	
フ　ェ　ノ　バ　ー　ル	100mg　1ml×10A	50個	
キシロカインポリアンプ	1%　10ml×10本入	25箱	
ﾆﾄﾛﾍﾞﾝｸﾞﾘｾﾘﾝﾃｰﾌﾟ(経皮吸入剤)	ﾐﾆﾄﾛﾃｰﾌﾟ　27mg　35枚	1個	
ソ　ル　コ　ー　テ　フ　注	500mg　5v	10箱	
メ　イ　ロ　ン　静　注	7%　20ml×50A	5箱	
アドナ注射液（静脈）	50mg　10ml×10A	50箱	
ソフラチュール貼付剤	10×10cm　10枚	100ｾｯﾄ	
クロロマイセチン軟膏	25g	50個	
医療用消炎鎮痛剤ﾓｰﾗｽﾊﾟｯﾌﾟ	30mg　10×14cm　7枚入	50個	
バ　ラ　マ　イ　シ　ン　軟　膏	60ｇ	30個	
消　毒　薬　類			
ク　レ　ゾ　ー　ル　石　鹸　液	500ml	50本	
ハ　イ　ア　ミ　ン	1000ml	25本	
滅　菌　消　毒　ガ　ー　ゼ	ｱｸﾘﾉｰﾙ0.2% 12包(個別包装) 50×42mm	360ｾｯﾄ	
オ　キ　シ　ド　ー　ル	100ml	50個	
精　　製　　水	500ml	100個	
消毒用アルコール	500ml	50個	
補　液　材　料　類			
翼　　状　　針	23Ｇ×3/4	1000本	
ゴ　　ム　　管	１ｍ	150個	
駆　　血　　帯		197個	
ディスポシリンジ	20ml針なし	500本	
ディスポシリンジ	5ml針付き	500本	
デ　ィ　ス　ポ　針	23Ｇ　1inch	1000本	
ラ　ク　テ　ッ　ク　注	500ml　20袋入	50箱	
ブ　ド　ウ　糖	5%　250ml　20袋入	25箱	
輸　液　点　滴　セ　ッ　ト		1000ｾｯﾄ	
静　脈　留　置　針	ﾃﾞｨｽﾎﾟ　18G　20G　22G	250ｾｯﾄ	
三方活栓付延長チューブ	50cm	125ｾｯﾄ	

注１　薬品名の最後に「注」とあるのは、注射液のことです。

32. 災害救助法適用後の米穀等配給系統図（本文265頁）

災害救助法適用後

災害救助法適用後は、区長（本部長）が都福祉局に要請し、福祉局からの放出を受ける。
災害時の米穀・乾パン・食塩の配給系統は次のとおりである。

(1) 米穀を調達する場合

ア　米穀を区市町村長が登録小売業者から購入する場合

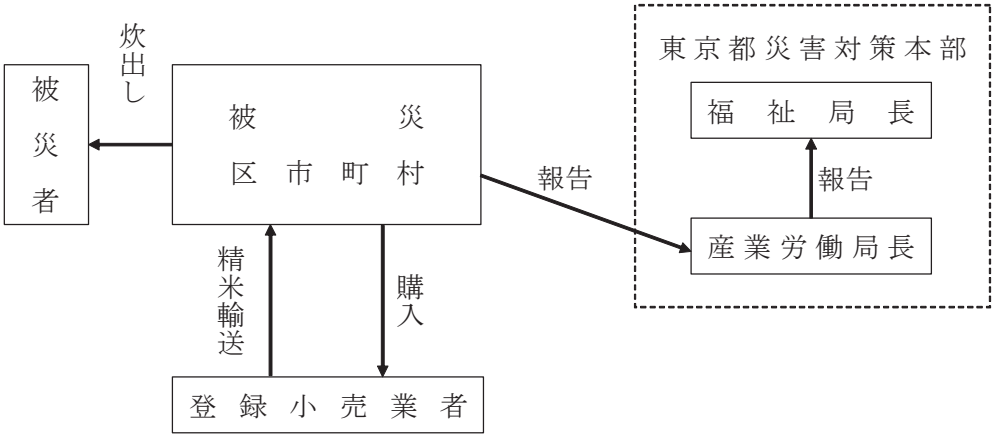

1　区市町村は、当該地域の登録小売業者から必要な精米を購入する。

2　米穀の調達に不足のある場合、又は不足を生ずると認める場合、区市町村は、知事に調達を要請する。

イ　知事又は指定区市町村長が、農林水産省生産局長の出荷指示により卸売業者から調達する場合

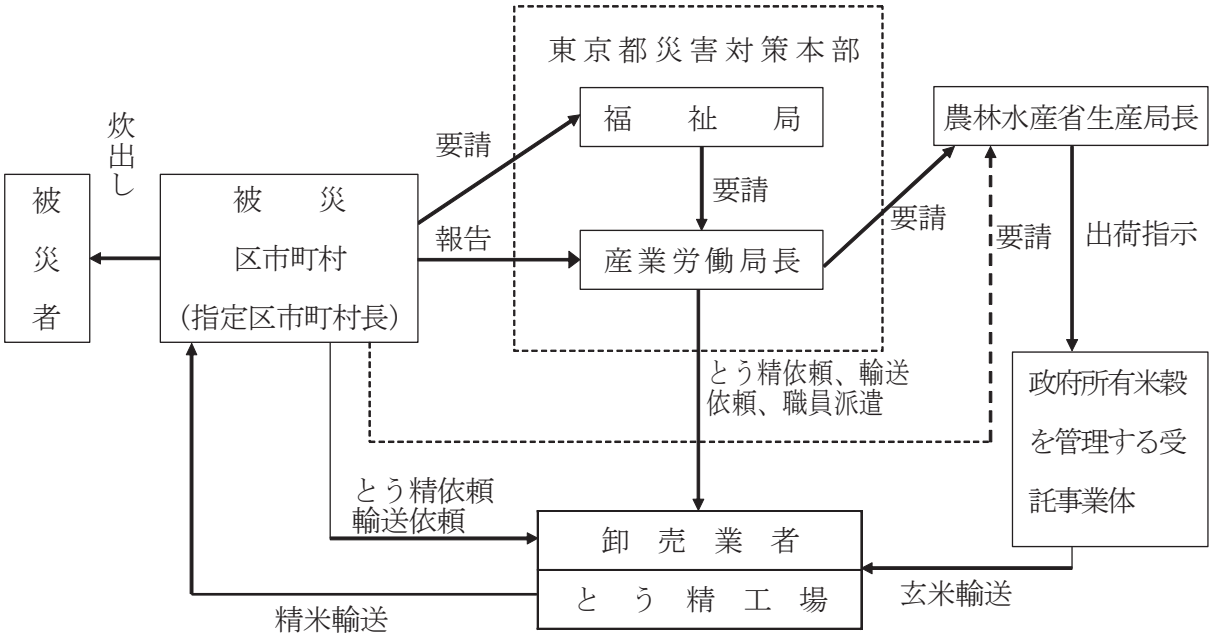

1　アの方法で必要量の米穀が調達できない場合、区市町村は、福祉局又は農林水産省生産局長に米穀を調達するよう要請する。

2　区市町村は、卸売業者又はとう精工場から精米輸送を受けた場合、産業労働局長に報告する。

(2) 食塩の調達

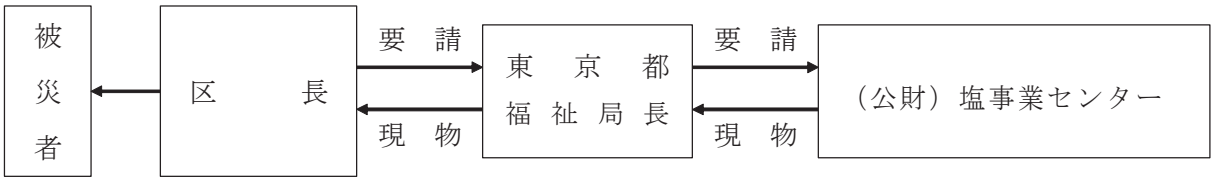

33. 倉庫一覧（本文266頁）

(1)防災拠点倉庫【25施設】　　（令和６年４月１日現在）

	地域	施設名	住所	備考	面積(㎡)
1	京橋	城東小学校	八重洲2-2-1	２階	74.83
2		京橋プラザ	銀座1-25-3	地下１階	68.95
3		泰明小学校	銀座5-1-13	１・２階	43.74
4		東急プラザ銀座（泰明小学校）	銀座5-2-1	地下３階	56.72
5		銀座中学校	銀座8-19-15	地下１階	63.49
6		中央小学校	湊1-4-1	１階	49.12
7		明石小学校	明石町1-15	地下１階	60.74
8		京橋築地小学校	築地2-13-1	１・２階	72.69
9		京華スクエア	八丁堀3-17-9	１階	47.50
10		明正小学校	新川2-13-4	１・３階	78.20
11	日本橋	常盤小学校	日本橋本石町4-4-26	１階	29.80
12		十思スクエア	日本橋小伝馬町5-1	１階、別館２階	72.55
13		日本橋小学校	日本橋人形町1-1-17	地下１・２階、３階	75.39
14		有馬小学校	日本橋蛎殻町2-10-23	地下１階、１階	43.75
15		久松小学校	日本橋久松町7-2	１・４階	57.72
16		日本橋中学校	東日本橋1-10-1	地下１階	53.12
17		阪本小学校	日本橋兜町15-18	１・３階	71.41
18	月島	佃島小学校	佃2-3-1	地下１階、２階	64.48
19		佃中学校	佃2-3-2	地下１階	23.29
20		月島第一小学校	月島4-15-1	２階	56.55
21		月島第二小学校	勝どき1-12-2	１・２階、屋上	85.12
22		月島第三小学校	晴海1-4-1	地下１階、３階	64.58
23		晴海西小学校・晴海西中学校	晴海5-3-5	１・２・３階	78.13
24		マイホームはるみ（晴海中学校）	晴海1-5-1	地下１階	40.37
25		豊海小学校	豊海町3-1	１・２階	75.05

(2)副拠点倉庫【７施設】

	防災拠点	施設名	住所	備考	面積(㎡)
1	明正小学校	新川区民館	新川1-26-1	３階	20.63
2	有馬小学校	日本橋公会堂	日本橋蛎殻町1-31-1	地下１階	37.37
3	月島第一小学校	月島区民館※１	月島2-8-11	１階	33.89

4	月島第二小学校	ﾌﾞﾘﾘｱｲｽﾄﾀﾜｰ勝どき (勝どき区民館・敬老館)	勝どき 1-3-1	地下１階 (民間協力倉庫)	50.05
5		勝どきビュータワー （勝どき児童館）	勝どき 1-8-1	地下２階 (民間協力倉庫)	59.26
6		GRAND MARINA TOKYO ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ勝どきｻｳｽ	勝どき 4-6-1	１階	86.38
7		GRAND MARINA TOKYO ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ勝どきﾐｯﾄﾞ	勝どき 4-6-2	３・４階	198.96

※１ 月島区民館は防災備蓄倉庫を兼ねる。

(3)活動資器材庫【３施設】

	地　域	施 設 名	住　所	備　考	面積(㎡)
1	日　本　橋	日本橋保健センター	日本橋堀留町 1-1-1	地下２階	20.00
2		日 本 橋 プ ラ ザ	日本橋 2-3-4	地下１階	22.00
3	月　島	月 島 特 別 出 張 所	月島 4-1-1	地下１階	22.13

(4)防災備蓄倉庫【25 施設】

	地　域	名　称	住　所	備　考	面積(㎡)
1	京　橋	本　庁　舎	築地 1-1-1	地下３階	70.98
2		京 橋 こ ど も 園	京橋 2-17-7	地下１階	103.57
3		京 橋 区 民 館	京橋 2-6-7	地下１階	25.00
4		銀座一丁目認可保育所等複合施設	銀座 1-12-6	３階	73.02
5		京 橋 プ ラ ザ	銀座 1-25-3	２階	85.74
6		本の森ちゅうおう	新富 1-13-14	地下１階	80.00
7		湊コミュニティルーム	湊 1-1-9	３階	27.84
8		明 石 町 区 民 館	明石町 14-2	地下１階	84.50
9		築地あかつきコミュニティルーム	築地 7-9-13	１階	9.94
10		八 丁 堀 区 民 館	八丁堀 4-13-12	４階	94.77
11		京 華 ス ク エ ア	八丁堀 3-17-9	２階	168.11
12		新 川 区 民 館	新川 1-26-1	３階	310.71
13	日　本　橋	人形町保育園等複合施設	日本橋人形町 2-12-1	駐車場棟１階	30.51
14		日 本 橋 特 別 出 張 所	日本橋蛎殻町 1-31-1	地下２階	96.03
15		区 立 箱 崎 町 住 宅	日本橋箱崎町 22-10	地下１階	67.63
16		久 松 町 区 民 館	日本橋久松町 1-2	地下１階	26.60
17		総合スポーツセンター	日本橋浜町 2-59-1	地下２階	54.09
18	月　島	佃　区　民　館	佃 2-17-8	地下１階	112.66
19		月 島 区 民 館 ※ 1	月島 2-8-11	１階	33.89

	地　域	名　称	住　所	備　考	面積(㎡)
20		水産庁船員詰所	勝どき 5-10-3	1階	52.02
21		晴海区民館	晴海 1-8-6	3階	39.75
22		晴海児童館等複合施設	晴海 2-4-31	地下1階、3階	128.42
23		晴海住宅	晴海 3-11-11	敷地内倉庫 1・2階	200.00
24		晴海特別出張所等複合施設	晴海 4-8-1	地下1階	62.30
25		晴海地域交流センター	晴海 5-2-3	地下1階	152.39

※1　月島区民館は副拠点倉庫を兼ねる。

(5)民間協力による防災備蓄倉庫【20施設】

	地　域	名　称	住　所	備　考	面積(㎡)
1	京橋	西銀座駐車場	銀座 5-2,3 先銀座 8-3,4 先	地下1・2階	112.07
2		ミレニアム銀座	銀座 5-11-1	地下1階	55.39
3		京橋トラストタワー	京橋 2-1-3	地下2階	50.42
4		ﾌﾞﾘﾘｱ･ｻﾞ･ﾀﾜｰ東京八重洲ｱﾍﾞﾆｭｰ	新川 2-10-1	1階	52.04
5		シティタワー銀座東	湊 2-11-1	1階	50.23
6	日本橋	NEX 人形町ビル	日本橋人形町 2-26-5	1階	25.00
7		リバーゲート	日本橋箱崎町 36-2	地下2階	30.00
8	月島	キャピタルゲートプレイス	月島 1-5-1	地下2階	227.00
9		勝どきザ・タワー	勝どき 5-3-1	地下1階	177.30
10		東京ミッドベイ勝どき	勝どき 5-10-10	1階	35.70
11		晴海ビュータワー	晴海 1-6-3	1階	50.00
12		晴海プライムスクエア	晴海 2-1-40	1階	50.00
13		パークタワー晴海	晴海 2-2-42	1階	216.45
14		ｻﾞ･ﾊﾟｰｸﾊｳｽ晴海ﾀﾜｰｽﾞﾃｨｱﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	晴海 2-3-2	2階	52.60
15		ｻﾞ･ﾊﾟｰｸﾊｳｽ晴海ﾀﾜｰｽﾞｸﾛﾉﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	晴海 2-3-30	2階	54.72
16		ドゥ・トゥール	晴海 3-13-1	2階	60.00
17		晴海フラッグ (PORT VILLAGE)	晴海 5-3	C棟1階	150.00
18		晴海フラッグ (SEA VILLAGE)	晴海 5-4	D棟1階 E棟1階	150.00
19		晴海フラッグ (SUN VILLAGE)	晴海 5-5	B棟1階 C棟1階	150.00
20		晴海フラッグ (PARK VILLAGE)	晴海 5-6	B棟1階 F棟1階	150.00

34. 炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿（本文267頁）

様　式　1

炊　出　し　給　与　状　況

給食年月日等		給食内容	給食数	備考
年月日	区分			

様　式　2

食　品　給　与　物　品　受　払　簿

品　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	摘要	単位	受入	払出	残	備考

35. 区立公共施設内受水槽（本文270頁）

（令和６年４月１日現在）

施設名	受水槽容量	学校名		受水槽容量
※中央区役所	40.0m³	中学校	※銀座	80.0m³
※日本橋特別出張所等複合施設	24.0		※佃	80.0
※月島特別出張所等複合施設	32.0		※晴海中学校等複合施設設	45.0
中央区保健所等複合施設	18.0		※日本橋	24.0
※日本橋保健センター等複合施設	36.0	小学校	※城東	28.0
※月島保健センター等複合施設	9.0		※泰明	12.0
※総合スポーツセンター	105.0		※中央	40.0
※中央会館	36.0		※明石	30.0
男女平等センター	7.5		※京橋築地	16.0
産業会館等複合施設	3.0		※明正	20.0
新富分庁舎等複合施設	8.0		※常盤	9.0
※八丁堀分庁舎等複合施設	9.0		※日本橋小学校等複合施設	24.0
※京橋区民館等複合施設	6.0		※有馬	37.5
※銀座区民館等複合施設	3.0		※久松	24.0
※明石町区民館等複合施設	22.0		※阪本	18.0
久松町区民館等複合施設	7.5		※月島第一	36.0
※佃区民館等複合施設	12.0		※月島第二	40.0
※新場橋区民館	4.5		※月島第三	27.5
つくだ保育園	8.0		※豊海	32.0
※シニアセンター等複合施設	10.0		※晴海西小・中学校	40.0
※築地社会教育会館等複合施設	54.0			
浜町敬老館等複合施設	31.5			
築地児童館等複合施設	8.0			
月島幼稚園等複合施設	25.0			
※中央清掃事務所	15.0			
※晴海地域交流センター	50.0			
※京橋プラザ	40.0			
※京華スクエア	12.0			
※セレモニーホール	5.2			
リハポート明石	36.0			
※きらら中央	15.0			
※勝どき児童館・かちどき西保育園	10.0			
※晴海児童館等複合施設	13.5			
※人形町保育園複合施設	13.5			
十思スクエア	8.0			
十思スクエア別館	62.5			
※桜川保育園等複合施設	30.0･10.0			
※京橋図書館	24.0			
※晴海特別出張所等複合施設	30.0･10.0			
39か所	903.7	20か所		663.0

（注）　※印は取水器具取り付け施設

36. 学校プール及び区立プール一覧表（本文270頁）

学校プール　　（令和６年４月１日現在）

プール名		所在地	規模				
			縦	横	最深	最浅	満水量
中学校	銀座	銀座中学校内	25m	12m	1.50m	1.20m	405㎥
	佃	佃中学校内	25	12	1.50	1.20	405
	晴海	晴海中学校内	25	12	1.50	1.20	405
	＊日本橋	千代田公園内	25	12	1.50	1.20	408
	小計						1,623
小学校	＊城東	城東小学校内	25	10	1.50	0.10※	468
	泰明	泰明小学校内	25	7	1.20	0.80	170
	中央	中央小学校内	25	12	1.50	0※	570
	明石	明石小学校内	25	10	1.20	0.90	267
	京橋築地	京橋築地小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	明正	明正小学校内	25	12	1.20	0.90	300
	常盤	常盤公園内	25	12	1.20	0.80	309
	日本橋	日本橋小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	有馬	有馬小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	久松	久松小学校内	25	12	1.10	0※	450
	阪本	阪本小学校内	25	9	1.50	0※	435
	佃島	佃島小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	＊月島第一	月島第一小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	月島第二	月島第二小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	月島第三	月島第三小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	＊豊海	豊海小学校内	25	12	1.20	0.90	321
	晴海西	晴海西小・中学校内	25	15.2	1.50	0※	730
	小計						6,267
合計							7,890

（注）＊印は夏期のみ　　※可動床

区立プール

プール名	所在地	水量
月島スポーツプラザ温水プール	月島１－９－２	430㎥
総合スポーツセンター温水プール	日本橋浜町２－59－１	1,150㎥

37. 災害時における飲料水供給協力協定締結状況（本文270頁）

（京橋地域）　　（令和６年１月１日現在）

番号	名　　称	所　在　地	容量(ﾄﾝ)	防　災　区　民　組　織	設置年度
1	味の素㈱本社ビル	京橋1-15-1	20	京橋一之部防災隊	平成４年度
2	ヤマト運輸本社ビル	銀座2-16-10	25	銀座二丁目東町会防災区民組織	平成３年度
3	新王子製紙ビル	銀座4-7-5	26	銀座四丁目共和会防災組織	平成５年度
4	新王子製紙神崎ビル	銀座4-9-8	16	銀座四丁目東町会防災区民組織	平成５年度
5	銀座クイント	銀座5-14-1	24	銀座五丁目東町会防災会	平成７年度
6	電源開発㈱本店社屋	銀座6-15-1	64	銀座六・七丁目東町会防災会	平成３年度
7	住友新富ビル	新富2-14-4	22.5	新富町会防災区民組織	平成２年度
8	住友入船ビル別館	入船1-4-10	12.6	入船一丁目町会防災組織	平成２年度
9	住友入船ビル２号館	入船1-8-2	16	入船一丁目町会防災組織	平成２年度
10	住友入船ビル	入船2-1-1	90	入船二丁目町会防災組織	平成２年度
11	住友不動産築地ビル	築地7-17-1	25	築地七丁目町会防災組織	平成２年度
12	八丁堀ＳＦビル	八丁堀3-12-8	16	八丁堀三丁目西町会防災区民組織	平成５年度
13	新川一丁目ビル	新川1-6-11	16	新川一丁目西町会防災会	平成３年度
14	アクロス新川ビル	新川1-8-8	64	新一北町会防災会	平成６年度
15	住友不動産茅場町ビル	新川1-16-3	35.5	新一北町会防災会	平成２年度
16	日清製油本社ビル	新川1-23-4	20	新川一丁目東町会防災区民組織	平成３年度
17	マリンビル	新川1-23-17	20	新川一丁目東町会防災区民組織	平成５年度
18	東京住友ツインビル東館	新川2-27-1	120	新川二丁目越二防災区民組織	平成２年度
19	第２新日鐵ビル東館	新川2-31-1	58	新川二丁目越一町会防災区民組織	平成17年度
京　橋　地　域　計			690.6		

（日本橋地域）

番号	名　　称	所　在　地	容量(ﾄﾝ)	防 災 区 民 組 織	設置年度
1	松本ビル	日本橋大伝馬町14-15	20	大伝馬町三之部町会防災組織	平成３年度
2	イトーピア日本橋ＳＡビル	日本橋堀留町1-2-10	25.2	堀留町一丁目町会防災部	平成７年度
3	滝泰ＴＴ－１ビル	日本橋人形町1-14-8	22	人形町一丁目町会防災区民組織	平成４年度
4	日本通運㈱人形町ビル	日本橋人形町2-26-5	46	人形町二丁目浪花会防災会	平成３年度
5	滝泰ＴＴ－２ビル	日本橋人形町3-8-1	26.9	人形町三丁目東町会災害対策組織	平成４年度
6	山万ビル	日本橋小網町6-1	80	小網町町会防災区民組織	平成５年度
7	ぺんてる本社ビル	日本橋小網町7-2	40	小網町町会防災区民組織	平成３年度
8	水天宮北辰ビル	日本橋蛎殻町1-39-5	20	住民防災対策本部（蛎一自衛会）	平成３年度
9	住友不動産箱崎ビル	日本橋箱崎町16-9	31.5	箱崎二・三防災会	平成２年度
10	リバーゲート	日本橋箱崎町36-2	58	箱崎四丁目町会防災区民組織	平成５年度
11	日本橋プラザビル	日本橋2-3-4	66	日本橋二丁目通町会防災区民組織	平成２年度
12	澁澤倉庫㈱	日本橋茅場町1-13-16	20	日本橋七の部防災対策本部	平成４年度
13	第二証券会館	日本橋茅場町2-1-1	40	日本橋七の部防災対策本部	平成３年度
14	東京証券取引所	日本橋兜町2-1	140	日本橋七の部防災対策本部	平成３年度
日　本　橋　地　域　計			635.6		

（月島地域）

番号	名　　称	所　在　地	容量(ﾄﾝ)	防 災 区 民 組 織	設置年度
1	ＣＢＣ㈱　自社ビル	月島2-15-13	8	月島二之部防災区民組織	平成２年度
2	住友生命勝どきビル	勝どき5-2-15	9.9	勝どき西町会防災区民組織	平成２年度
3	㈱豊海ビル	豊海町3-16	17	豊海町会防災区民組織	平成４年度
4	晴海グランドホテル	晴海3-8-1	84	区との二者協定	平成４年度
5	ホテルマリナーズコート	晴海4-7-28	60	区との二者協定	平成４年度
月　島　地　域　計			178.9		

合　　計	38施設	1,505.1	

38.「災害応急活動期」に従事する車両（本文273・276頁）

各部ごとの保有数	四輪自動車								小計	二輪車	
	貨物兼用乗用自動車	軽自動車	小型貨物自動車	小型乗用自動車	特殊用途自動車	乗合自動車	普通貨物自動車	普通乗用自動車		原動付自転車	自転車
企画部											2
総務部	1			1	1	1		3	7		7
区民部	1			1					2		13
福祉保健部	1	1	3		3				8		81
環境土木部※		3	3		1		6	1	14	1	33
都市整備部											2
区議会議会局								1	1		
教育委員会事務局		1							1		2
合計	3	5	6	2	5	1	6	5	33	1	140

※中央清掃事務所が保有する車両は除く。

39. 緊急通行車両様式一覧（本文273頁）

別記様式第４（第６の２条関係）

備考１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第３（第６条関係）　　取扱所属（　　署課隊　）

令和　年　月　日

東京都公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住所

氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		・災害対策基本法 [　　] ・原子力災害法 [　　] ・国民保護措置法 [　　]
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
備考		□ 災害対策基本法用　□ 原子力災害対策法用　□ 国民保護措置法用

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とする。

40. り災証明書の様式（本文285頁）

り災証明書

第　　号

令和　　年　　月　　日

世帯主住所			
世帯主氏名		世帯人員	人

り災状況	災害の原因	
	り災者住所	
	り災者	
	り災者区分	
	り災場所	
	り災物件種別	

世帯構成

氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

り災程度	区分	
	参考	
	その他	

上記のとおり、り災したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

中央区長

印

41. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（本文327頁）

災害救助法施行細則（令和５年東京都規則第163号）

別表第一（第２条関係）

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	1　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	1　避難所設置のため支出できる費用は、1人1日当たり340円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。 (1) 法第４条第１項第１号の避難所　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材日、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (2) 法第４条第２項の避難所　災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費 2　高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	法第４条第１項第１号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とし、同条第２項の避難所を開設できる期間は、法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	1　建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2　賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1　建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 2　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3　建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり1,230円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

<table>
<tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>1　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
2　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
(1) 被服、寝具及び身の回り品
(2) 日用品
(3) 炊事用具及び食器
(4) 光熱材料</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり１又は２の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。
1　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季
4月から9月まで</th><th>冬季
10月から翌年3月まで</th></tr><tr><td>１人世帯</td><td>19,200円</td><td>31,800円</td></tr><tr><td>２人世帯</td><td>24,600円</td><td>41,100円</td></tr><tr><td>３人世帯</td><td>36,500円</td><td>57,200円</td></tr><tr><td>４人世帯</td><td>43,600円</td><td>66,900円</td></tr><tr><td>５人世帯</td><td>55,200円</td><td>84,300円</td></tr><tr><td>６人以上の世帯</td><td>55,200円に世帯人員が６人以上１人を増すごとに8,000円を加算した額</td><td>84,300円に世帯人員が６人以上１人を増すごとに11,600円を加算した額</td></tr></table>
2　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季
4月から9月まで</th><th>冬季
10月から翌年3月まで</th></tr><tr><td>１人世帯</td><td>6,300円</td><td>10,100円</td></tr><tr><td>２人世帯</td><td>8,400円</td><td>13,200円</td></tr><tr><td>３人世帯</td><td>12,600円</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>４人世帯</td><td>15,400円</td><td>22,300円</td></tr><tr><td>５人世帯</td><td>19,400円</td><td>28,100円</td></tr><tr><td>６人以上の世帯</td><td>19,400円に世帯人員が６人以上１人を増すごとに2,700円を加算した額</td><td>28,100円に世帯人員が６人以上１人を増すごとに3,700円を加算した額</td></tr></table></td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</td></tr>
</table>

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
医療及び助産	医療	1　医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。 2　医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。 3　医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。
	助産	1　助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。 2　助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1　2に掲げる世帯以外の世帯　706,000円 2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与		生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
学用品の給与	1　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1　教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2　文房具及び通学用品 小学校児童　1人につき4,800円 中学校生徒　1人につき5,100円 高等学校等生徒　1人につき5,600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2　埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
死体の処理	1　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3　検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり3,500円以内の額とする。 2　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は１体当たり5,500円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3　検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた１世帯当たりの平均が138,700円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1)　被災者（法第４条第２項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 (2)　医療及び助産 (3)　被災者の救出 (4)　飲料水の供給 (5)　死体の捜索 (6)　死体の処理 (7)　救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第二（第６条関係）（令５規則163・一部改正）

１　令第４条第１号から第４号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職　　種	日　当	超過勤務手当	旅　　費
医師	22,200円	勤務一時間当たりの日当の額（日当の額を7.75で除して得た額をいう。）を基礎として職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第15条第１項及び第２項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）第２条第２項の規定により１級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	21,300円		
薬剤師	18,400円		
保健師、助産師及び看護師	17,300円		
准看護師	14,200円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	15,300円		
歯科衛生士	14,900円		
救急救命士	17,700円		
土木技術者及び建築技術者	16,600円		
大工	27,600円		
左官	29,500円		
とび職	29,900円		

２　令第４条第５号から第10号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の３の額も加算した額以内の額とする。

42. 救助実施記録日計票等の様式（本文327頁）

救助実施記録日計票等

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票

救助の種類				
	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	学務供給			

区市町村

責任者氏名　　印

NO.

月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救助日報

<table>
<tr><td colspan="2">報告機関</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受信機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">送信者</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受信者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告時限</td><td colspan="2">年　月　日　時現在</td><td colspan="2">受信時間</td><td colspan="3">年　月　日　時現在</td></tr>
<tr><td rowspan="6">避難場所開設</td><td rowspan="2">開設期間</td><td>開設日時</td><td>日　時</td><td rowspan="6">被服寝具生活必需品給与</td><td colspan="2">都より受入又は前日より繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td>閉鎖予定日</td><td>月　日</td><td rowspan="4">本日支給</td><td>全壊（焼）　世帯数
流出　世帯数</td><td>（　）世帯
点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">既存建物</td><td>箇所数</td><td>箇所</td><td>半壊半焼　世帯数
床上浸水　世帯数</td><td>（　）世帯
点</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野外仮設</td><td>箇所数</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td>収容人員</td><td>人</td><td colspan="2">翌日への繰越量</td><td>点</td></tr>
<tr><td rowspan="12">炊出し</td><td rowspan="2">炊出期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td rowspan="8">医療・助産救助</td><td rowspan="3">医療班</td><td>医療班出動数</td><td>ケ班</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td>救助地区</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">炊出し箇所数</td><td>箇所</td><td rowspan="2">診療者数</td><td>医療</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">救出人員</td><td>朝</td><td>人</td><td>助産</td><td>人</td></tr>
<tr><td>昼</td><td>人</td><td rowspan="2">医療機関</td><td rowspan="2">医療</td><td>施設数</td><td>ケ所</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>人</td><td>診療人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td><td>助産</td><td>施設数</td><td>ケ所</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給人員</td><td>人</td><td colspan="3">救助終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">供給水量</td><td>ℓ</td><td rowspan="5">被災者救出</td><td colspan="3">救出地区</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水期間</td><td>開始月日</td><td>月　日</td><td colspan="3">救助した人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td>終了予定日</td><td>月　日</td><td colspan="3">今後救出を要する人員</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水方法</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">救出終了予定月日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">救出の方法</td><td></td></tr>
</table>

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	（　　）人 点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯数	（　　）人 点			死体縫合	体
						死体消毒	体
					死体保存	既存建物利用	ケ所
						仮設建物	ケ所
	中学生	全壊（焼）世帯	（　　）人 点		死体処理機関		
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯数	（　　）人 点		今後処理を要する死体		体
	高校生	全壊（焼）世帯	（　　）人 点		今後処理を要する死体		体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯数	（　　）人 点				
	翌日への繰越量		点		死体処理終了予定月日		月　日
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸)	戸
		小人	体		今後除去する戸数		戸
		計	体		除去終了予定戸月日		月　日
	翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用		台
	埋葬終了予定月日		月　日		借上車使用		台
死体の捜索	捜索地区				救助の種類		
	死体	捜査を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
		今後の要捜索死体	体				
	捜索の方法			人夫	人夫雇上げ数		
	捜索終了予定月日		月　日		従事作業		
仮設住宅	着工月日	戸	月　日		その他		
	竣工月日	戸	月　日				
住宅修理	着工月日	戸	月　日	備考			
	竣工月日	戸	月　日				

43. 激甚災害指定基準（本文327頁）

激甚災害指定基準とは、昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第２章（第３条～第４条)(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 ２　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の５
激甚法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	省　　略
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	
激甚法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	
激甚法第11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ）× おおむね100分の0.2 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×おおむね100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県内の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の２ 又は一つの都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1,400億円　ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。 １　滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上かつ次のいずれかに該当するもの (1) 滅失住宅戸数が 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10％以上 ２　滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ次のいずれかに該当するもの (1) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の20％以上
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

44. 局地激甚災害指定基準（本文327頁）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
（公共施設災害関係） ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。） （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が25,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20％を超える市町村 （ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20％に当該標準税収入から50億円を控除した額の60％を加えた額を超える市町村 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	１　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 ２　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第１項、第３項及び第４項の措置

局地激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
（農地、農業用施設等災害関係） （林業災害関係）	省　　略
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置

（注）　第４章及び第５章で述べた激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後２カ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定される。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

45. 中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）（本文343頁）

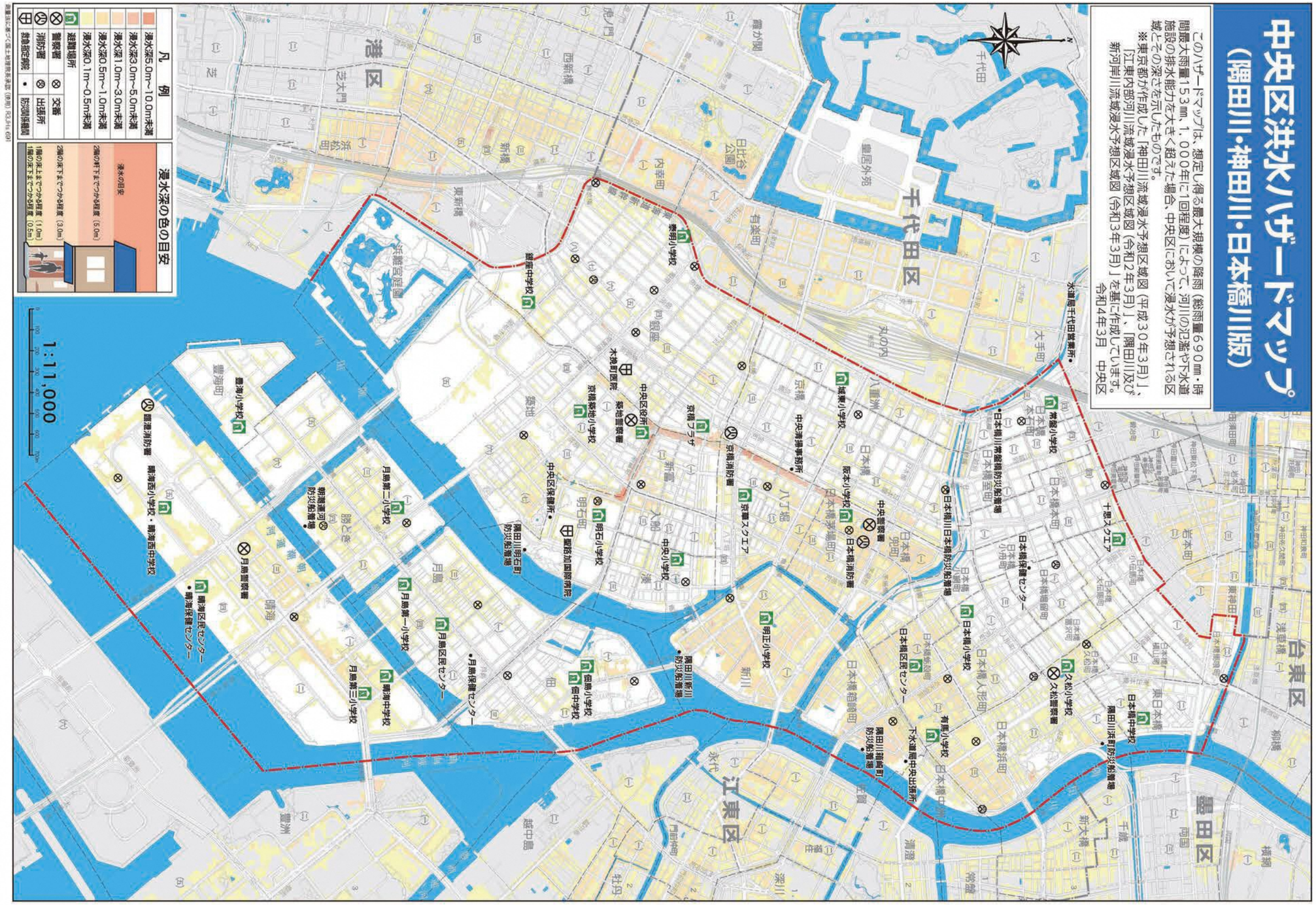
中央区洪水ハザードマップ
（隅田川・神田川・日本橋川版）
このハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm・時間最大雨量153mm、1,000年に1回程度）によって、河川の氾濫や下水道施設の排水能力を大きく超えた場合、中央区において浸水が予想される区域とその深さを示したものです。
※東京都が作成した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月）」を基に作成しています。
令和4年3月　中央区
凡　例
浸水深5.0m～10.0m未満
浸水深3.0m～5.0m未満
浸水深1.0m～3.0m未満
浸水深0.5m～1.0m未満
浸水深0.1m～0.5m未満
避難場所
警察署
交番
消防署
出張所
救急指定病院
防潮堤(構造)
浸水深の色の目安
浸水の目安
2階の床下までつかる程度（5.0m）
2階の床下までつかる程度（3.0m）
2階の床下までつかる程度（1.0m）
1階の床上までつかる程度（1.0m）
1階の床下までつかる程度（0.5m）
1:11,000
千代田区
港区
江東区
墨田区
台東区
中央区
千代田
皇居外苑
日比谷公園
有楽町
丸の内
大手町
八重洲
日本橋
日本橋室町
日本橋本町
日本橋小伝馬町
日本橋堀留町
日本橋人形町
日本橋浜町
日本橋蛎殻町
日本橋兜町
日本橋茅場町
日本橋箱崎町
日本橋中洲
日本橋横山町
日本橋馬喰町
日本橋大伝馬町
日本橋富沢町
日本橋久松町
日本橋小舟町
日本橋堀留

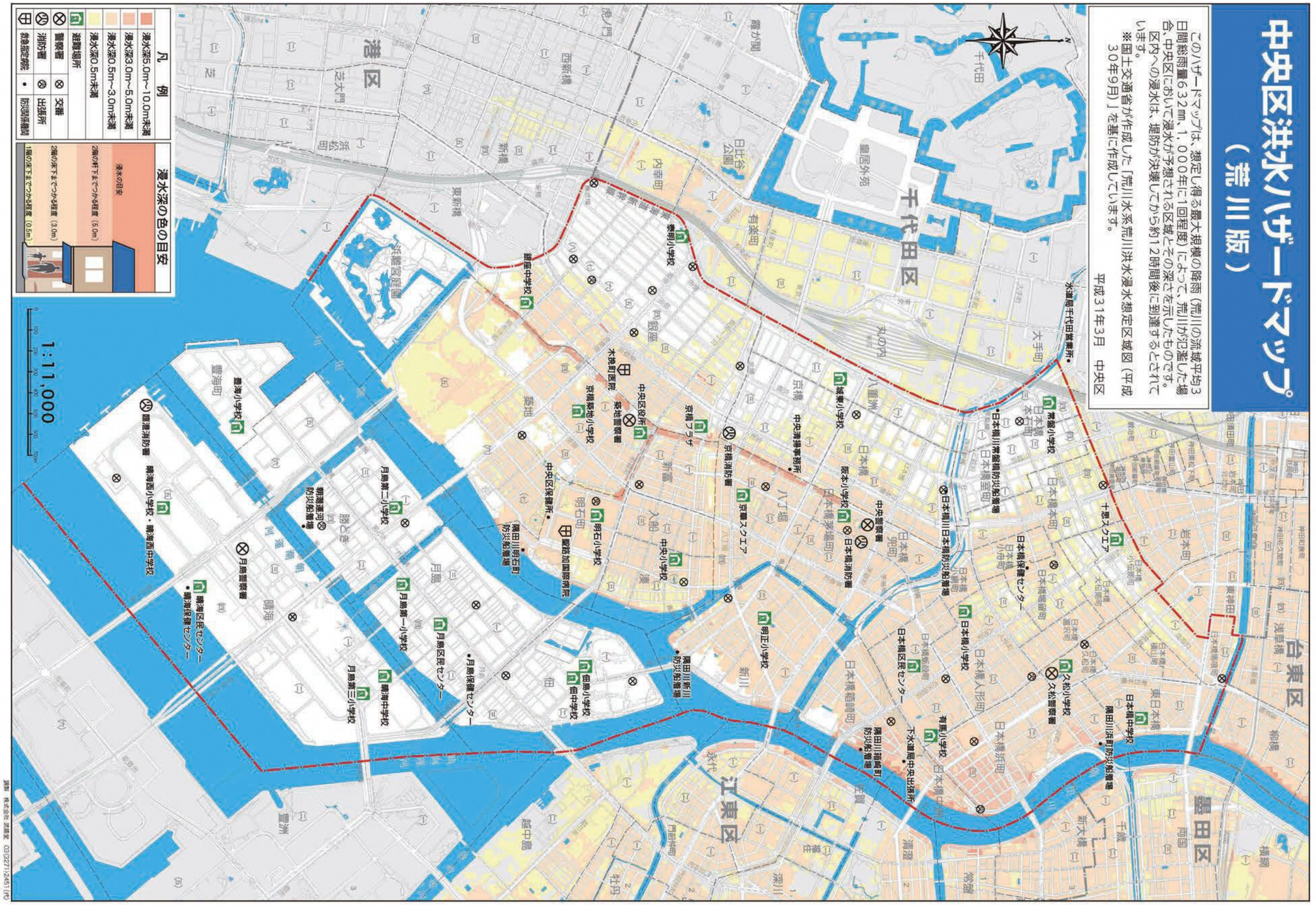
中央区洪水ハザードマップ
（荒川版）
このハザードマップは、想定し得る最大規模の降雨（荒川の流域平均3日間総雨量632mm、1,000年に1回程度）によって、荒川が氾濫した場合、中央区において浸水が予想される区域とその深さを示したものです。
区内への浸水は、堤防が決壊してから約12時間後に到達するとされています。
※国土交通省が作成した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成30年9月）」を基に作成しています。
平成31年3月　中央区
凡　例
浸水深5.0m～10.0m未満
浸水深3.0m～5.0m未満
浸水深0.5m～3.0m未満
浸水深0.5m未満
避難場所
警察署
交番
消防署
出張所
救急指定病院
防災関係機関
浸水深の色の目安
浸水の目安
2階の軒下までつかる程度（5.0m）
2階の床下までつかる程度（3.0m）
1階の床下までつかる程度（0.5m）
1:11,000
千代田区
港区
江東区
墨田区
台東区
中央区
千代田
皇居外宮
日比谷公園
有楽町
丸の内
八重洲
大手町
日本橋
日本橋室町
日本橋本町
日本橋小舟町
日本橋堀留町
日本橋人形町
日本橋浜町
日本橋箱崎町
日本橋蛎殻町
日本橋茅場町
日本橋兜町
日本橋富沢町
日本橋横山町
日本橋馬喰町
東日本橋
岩本町
東神田
神田東松下町
神田東紺屋町
神田東福田町
神田東大和町
神田東栄町
神田東松枝町
神田東平永町
神田東美土代町
神田東紺屋町
神田東福田町
神田東大和町
神田東栄町
神田東松枝町
神田東平永町
神田東美土代町
内幸町
霞が関
虎ノ門
西新橋
新橋
東新橋
浜松町
芝大門
芝
港
浜離宮庭園
築地
銀座
木挽町
明石町
入船
八丁堀
新川
永代
佃
月島
豊海町
晴海
勝どき
豊洲
越中島
門前仲町
牡丹
深川
清澄
常盤
千歳
新大橋
両国
横網
柳橋
浅草橋
水運事務所・千代田営業所
警視庁
警察署
消防署
出張所
交番
警視庁本部庁舎
警視庁第一方面本部
警視庁第二方面本部
警視庁第三方面本部
警視庁第四方面本部
警視庁第五方面本部
警視庁第六方面本部
警視庁第七方面本部
警視庁第八方面本部
警視庁第九方面本部
警視庁第十方面本部
警視庁第十一方面本部
警視庁第十二方面本部
警視庁第十三方面本部
警視庁第十四方面本部
警視庁第十五方面本部
警視庁第十六方面本部
警視庁第十七方面本部
警視庁第十八方面本部
警視庁第十九方面本部
警視庁第二十方面本部
警視庁第二十一方面本部
警視庁第二十二方面本部
警視庁第二十三方面本部
警視庁第二十四方面本部
警視庁第二十五方面本部
警視庁第二十六方面本部
警視庁第二十七方面本部
警視庁第二十八方面本部
警視庁第二十九方面本部
警視庁第三十方面本部
警視庁第三十一方面本部
警視庁第三十二方面本部
警視庁第三十三方面本部
警視庁第三十四方面本部
警視庁第三十五方面本部
警視庁第三十六方面本部
警視庁第三十七方面本部
警視庁第三十八方面本部
警視庁第三十九方面本部
警視庁第四十方面本部
警視庁第四十一方面本部
警視庁第四十二方面本部
警視庁第四十三方面本部
警視庁第四十四方面本部
警視庁第四十五方面本部
警視庁第四十六方面本部
警視庁第四十七方面本部
警視庁第四十八方面本部
警視庁第四十九方面本部
警視庁第五十方面本部
警視庁第五十一方面本部
警視庁第五十二方面本部
警視庁第五十三方面本部
警視庁第五十四方面本部
警視庁第五十五方面本部
警視庁第五十六方面本部
警視庁第五十七方面本部
警視庁第五十八方面本部
警視庁第五十九方面本部
警視庁第六十方面本部
警視庁第六十一方面本部
警視庁第六十二方面本部
警視庁第六十三方面本部
警視庁第六十四方面本部
警視庁第六十五方面本部
警視庁第六十六方面本部
警視庁第六十七方面本部
警視庁第六十八方面本部
警視庁第六十九方面本部
警視庁第七十方面本部
警視庁第七十一方面本部
警視庁第七十二方面本部
警視庁第七十三方面本部
警視庁第七十四方面本部
警視庁第七十五方面本部
警視庁第七十六方面本部
警視庁第七十七方面本部
警視庁第七十八方面本部
警視庁第七十九方面本部
警視庁第八十方面本部
警視庁第八十一方面本部
警視庁第八十二方面本部
警視庁第八十三方面本部
警視庁第八十四方面本部
警視庁第八十五方面本部
警視庁第八十六方面本部
警視庁第八十七方面本部
警視庁第八十八方面本部
警視庁第八十九方面本部
警視庁第九十方面本部
警視庁第九十一方面本部
警視庁第九十二方面本部
警視庁第九十三方面本部
警視庁第九十四方面本部
警視庁第九十五方面本部
警視庁第九十六方面本部
警視庁第九十七方面本部
警視庁第九十八方面本部
警視庁第九十九方面本部
警視庁第百方面本部
警視庁第百一方面本部
警視庁第百二方面本部
警視庁第百三方面本部
警視庁第百四方面本部
警視庁第百五方面本部
警視庁第百六方面本部
警視庁第百七方面本部
警視庁第百八方面本部
警視庁第百九方面本部
警視庁第百十方面本部
警視庁第百十一方面本部
警視庁第百十二方面本部
警視庁第百十三方面本部
警視庁第百十四方面本部
警視庁第百十五方面本部
警視庁第百十六方面本部
警視庁第百十七方面本部
警視庁第百十八方面本部
警視庁第百十九方面本部
警視庁第百二十方面本部
警視庁第百二十一方面本部
警視庁第百二十二方面本部
警視庁第百二十三方面本部
警視庁第百二十四方面本部
警視庁第百二十五方面本部
警視庁第百二十六方面本部
警視庁第百二十七方面本部
警視庁第百二十八方面本部
警視庁第百二十九方面本部
警視庁第百三十方面本部
警視庁第百三十一方面本部
警視庁第百三十二方面本部
警視庁第百三十三方面本部
警視庁第百三十四方面本部
警視庁第百三十五方面本部
警視庁第百三十六方面本部
警視庁第百三十七方面本部
警視庁第百三十八方面本部
警視庁第百三十九方面本部
警視庁第百四十方面本部
警視庁第百四十一方面本部
警視庁第百四十二方面本部
警視庁第百四十三方面本部
警視庁第百四十四方面本部
警視庁第百四十五方面本部
警視庁第百四十六方面本部
警視庁第百四十七方面本部
警視庁第百四十八方面本部
警視庁第百四十九方面本部
警視庁第百五十方面本部
警視庁第百五十一方面本部
警視庁第百五十二方面本部
警視庁第百五十三方面本部
警視庁第百五十四方面本部
警視庁第百五十五方面本部
警視庁第百五十六方面本部
警視庁第百五十七方面本部
警視庁第百五十八方面本部
警視庁第百五十九方面本部
警視庁第百六十方面本部
警視庁第百六十一方面本部
警視庁第百六十二方面本部
警視庁第百六十三方面本部
警視庁第百六十四方面本部
警視庁第百六十五方面本部
警視庁第百六十六方面本部
警視庁第百六十七方面本部
警視庁第百六十八方面本部
警視庁第百六十九方面本部
警視庁第百七十方面本部
警視庁第百七十一方面本部
警視庁第百七十二方面本部
警視庁第百七十三方面本部
警視庁第百七十四方面本部
警視庁第百七十五方面本部
警視庁第百七十六方面本部
警視庁第百七十七方面本部
警視庁第百七十八方面本部
警視庁第百七十九方面本部
警視庁第百八十方面本部
警視庁第百八十一方面本部
警視庁第百八十二方面本部
警視庁第百八十三方面本部
警視庁第百八十四方面本部
警視庁第百八十五方面本部
警視庁第百八十六方面本部
警視庁第百八十七方面本部
警視庁第百八十八方面本部
警視庁第百八十九方面本部
警視庁第百九十方面本部
警視庁第百九十一方面本部
警視庁第百九十二方面本部
警視庁第百九十三方面本部
警視庁第百九十四方面本部
警視庁第百九十五方面本部
警視庁第百九十六方面本部
警視庁第百九十七方面本部
警視庁第百九十八方面本部
警視庁第百九十九方面本部
警視庁第二百方面本部
警視庁第二百一方面本部
警視庁第二百二方面本部
警視庁第二百三方面本部
警視庁第二百四方面本部
警視庁第二百五方面本部
警視庁第二百六方面本部
警視庁第二百七方面本部
警視庁第二百八方面本部
警視庁第二百九方面本部
警視庁第二百十方面本部
警視庁第二百十一方面本部
警視庁第二百十二方面本部
警視庁第二百十三方面本部
警視庁第二百十四方面本部
警視庁第二百十五方面本部
警視庁第二百十六方面本部
警視庁第二百十七方面本部
警視庁第二百十八方面本部
警視庁第二百十九方面本部
警視庁第二百二十方面本部
警視庁第二百二十一方面本部
警視庁第二百二十二方面本部
警視庁第二百二十三方面本部
警視庁第二百二十四方面本部
警視庁第二百二十五方面本部
警視庁第二百二十六方面本部
警視庁第二百二十七方面本部
警視庁第二百二十八方面本部
警視庁第二百二十九方面本部
警視庁第二百三十方面本部
警視庁第二百三十一方面本部
警視庁第二百三十二方面本部
警視庁第二百三十三方面本部
警視庁第二百三十四方面本部
警視庁第二百三十五方面本部
警視庁第二百三十六方面本部
警視庁第二百三十七方面本部
警視庁第二百三十八方面本部
警視庁第二百三十九方面本部
警視庁第二百四十方面本部
警視庁第二百四十一方面本部
警視庁第二百四十二方面本部
警視庁第二百四十三方面本部
警視庁第二百四十四方面本部
警視庁第二百四十五方面本部
警視庁第二百四十六方面本部
警視庁第二百四十七方面本部
警視庁第二百四十八方面本部
警視庁第二百四十九方面本部
警視庁第二百五十方面本部
警視庁第二百五十一方面本部
警視庁第二百五十二方面本部
警視庁第二百五十三方面本部
警視庁第二百五十四方面本部
警視庁第二百五十五方面本部
警視庁第二百五十六方面本部
警視庁第二百五十七方面本部
警視庁第二百五十八方面本部
警視庁第二百五十九方面本部
警視庁第二百六十方面本部
警視庁第二百六十一方面本部
警視庁第二百六十二方面本部
警視庁第二百六十三方面本部
警視庁第二百六十四方面本部
警視庁第二百六十五方面本部
警視庁第二百六十六方面本部
警視庁第二百六十七方面本部
警視庁第二百六十八方面本部
警視庁第二百六十九方面本部
警視庁第二百七十方面本部
警視庁第二百七十一方面本部
警視庁第二百七十二方面本部
警視庁第二百七十三方面本部
警視庁第二百七十四方面本部
警視庁第二百七十五方面本部
警視庁第二百七十六方面本部
警視庁第二百七十七方面本部
警視庁第二百七十八方面本部
警視庁第二百七十九方面本部
警視庁第二百八十方面本部
警視庁第二百八十一方面本部
警視庁第二百八十二方面本部
警視庁第二百八十三方面本部
警視庁第二百八十四方面本部
警視庁第二百八十五方面本部
警視庁第二百八十六方面本部
警視庁第二百八十七方面本部
警視庁第二百八十八方面本部
警視庁第二百八十九方面本部
警視庁第二百九十方面本部
警視庁第二百九十一方面本部
警視庁第二百九十二方面本部
警視庁第二百九十三方面本部
警視庁第二百九十四方面本部
警視庁第二百九十五方面本部
警視庁第二百九十六方面本部
警視庁第二百九十七方面本部
警視庁第二百九十八方面本部
警視庁第二百九十九方面本部
警視庁第三百方面本部
警視庁第三百一方面本部
警視庁第三百二方面本部
警視庁第三百三方面本部
警視庁第三百四方面本部
警視庁第三百五方面本部
警視庁第三百六方面本部
警視庁第三百七方面本部
警視庁第三百八方面本部
警視庁第三百九方面本部
警視庁第三百十方面本部
警視庁第三百十一方面本部
警視庁第三百十二方面本部
警視庁第三百十三方面本部
警視庁第三百十四方面本部
警視庁第三百十五方面本部
警視庁第三百十六方面本部
警視庁第三百十七方面本部
警視庁第三百十八方面本部
警視庁第三百十九方面本部
警視庁第三百二十方面本部
警視庁第三百二十一方面本部
警視庁第三百二十二方面本部
警視庁第三百二十三方面本部
警視庁第三百二十四方面本部
警視庁第三百二十五方面本部
警視庁第三百二十六方面本部
警視庁第三百二十七方面本部
警視庁第三百二十八方面本部
警視庁第三百二十九方面本部
警視庁第三百三十方面本部
警視庁第三百三十一方面本部
警視庁第三百三十二方面本部
警視庁第三百三十三方面本部
警視庁第三百三十四方面本部
警視庁第三百三十五方面本部
警視庁第三百三十六方面本部
警視庁第三百三十七方面本部
警視庁第三百三十八方面本部
警視庁第三百三十九方面本部
警視庁第三百四十方面本部
警視庁第三百四十一方面本部
警視庁第三百四十二方面本部
警視庁第三百四十三方面本部
警視庁第三百四十四方面本部
警視庁第三百四十五方面本部
警視庁第三百四十六方面本部
警視庁第三百四十七方面本部
警視庁第三百四十八方面本部
警視庁第三百四十九方面本部
警視庁第三百五十方面本部
警視庁第三百五十一方面本部
警視庁第三百五十二方面本部
警視庁第三百五十三方面本部
警視庁第三百五十四方面本部
警視庁第三百五十五方面本部
警視庁第三百五十六方面本部
警視庁第三百五十七方面本部
警視庁第三百五十八方面本部
警視庁第三百五十九方面本部
警視庁第三百六十方面本部
警視庁第三百六十一方面本部
警視庁第三百六十二方面本部
警視庁第三百六十三方面本部
警視庁第三百六十四方面本部
警視庁第三百六十五方面本部
警視庁第三百六十六方面本部
警視庁第三百六十七方面本部
警視庁第三百六十八方面本部
警視庁第三百六十九方面本部
警視庁第三百七十方面本部
警視庁第三百七十一方面本部
警視庁第三百七十二方面本部
警視庁第三百七十三方面本部
警視庁第三百七十四方面本部
警視庁第三百七十五方面本部
警視庁第三百七十六方面本部
警視庁第三百七十七方面本部
警視庁第三百七十八方面本部
警視庁第三百七十九方面本部
警視庁第三百八十方面本部
警視庁第三百八十一方面本部
警視庁第三百八十二方面本部
警視庁第三百八十三方面本部
警視庁第三百八十四方面本部
警視庁第三百八十五方面本部
警視庁第三百八十六方面本部
警視庁第三百八十七方面本部
警視庁第三百八十八方面本部
警視庁第三百八十九方面本部
警視庁第三百九十方面本部
警視庁第三百九十一方面本部
警視庁第三百九十二方面本部
警視庁第三百九十三方面本部
警視庁第三百九十四方面本部
警視庁第三百九十五方面本部
警視庁第三百九十六方面本部
警視庁第三百九十七方面本部
警視庁第三百九十八方面本部
警視庁第三百九十九方面本部
警視庁第四百方面本部
警視庁第四百一方面本部
警視庁第四百二方面本部
警視庁第四百三方面本部
警視庁第四百四方面本部
警視庁第四百五方面本部
警視庁第四百六方面本部
警視庁第四百七方面本部
警視庁第四百八方面本部
警視庁第四百九方面本部
警視庁第四百十方面本部
警視庁第四百十一方面本部
警視庁第四百十二方面本部
警視庁第四百十三方面本部
警視庁第四百十四方面本部
警視庁第四百十五方面本部
警視庁第四百十六方面本部
警視庁第四百十七方面本部
警視庁第四百十八方面本部
警視庁第四百十九方面本部
警視庁第四百二十方面本部
警視庁第四百二十一方面本部
警視庁第四百二十二方面本部
警視庁第四百二十三方面本部
警視庁第四百二十四方面本部
警視庁第四百二十五方面本部
警視庁第四百二十六方面本部
警視庁第四百二十七方面本部
警視庁第四百二十八方面本部
警視庁第四百二十九方面本部
警視庁第四百三十方面本部
警視庁第四百三十一方面本部
警視庁第四百三十二方面本部
警視庁第四百三十三方面本部
警視庁第四百三十四方面本部
警視庁第四百三十五方面本部
警視庁第四百三十六方面本部
警視庁第四百三十七方面本部
警視庁第四百三十八方面本部
警視庁第四百三十九方面本部
警視庁第四百四十方面本部
警視庁第四百四十一方面本部
警視庁第四百四十二方面本部
警視庁第四百四十三方面本部
警視庁第四百四十四方面本部
警視庁第四百四十五方面本部
警視庁第四百四十六方面本部
警視庁第四百四十七方面本部
警視庁第四百四十八方面本部
警視庁第四百四十九方面本部
警視庁第四百五十方面本部
警視庁第四百五十一方面本部
警視庁第四百五十二方面本部
警視庁第四百五十三方面本部
警視庁第四百五十四方面本部
警視庁第四百五十五方面本部
警視庁第四百五十六方面本部
警視庁第四百五十七方面本部
警視庁第四百五十八方面本部
警視庁第四百五十九方面本部
警視庁第四百六十方面本部
警視庁第四百六十一方面本部
警視庁第四百六十二方面本部
警視庁第四百六十三方面本部
警視庁第四百六十四方面本部
警視庁第四百六十五方面本部
警視庁第四百六十六方面本部
警視庁第四百六十七方面本部
警視庁第四百六十八方面本部
警視庁第四百六十九方面本部
警視庁第四百七十方面本部
警視庁第四百七十一方面本部
警視庁第四百七十二方面本部
警視庁第四百七十三方面本部
警視庁第四百七十四方面本部
警視庁第四百七十五方面本部
警視庁第四百七十六方面本部
警視庁第四百七十七方面本部
警視庁第四百七十八方面本部
警視庁第四百七十九方面本部
警視庁第四百八十方面本部
警視庁第四百八十一方面本部
警視庁第四百八十二方面本部
警視庁第四百八十三方面本部
警視庁第四百八十四方面本部
警視庁第四百八十五方面本部
警視庁第四百八十六方面本部
警視庁第四百八十七方面本部
警視庁第四百八十八方面本部
警視庁第四百八十九方面本部
警視庁第四百九十方面本部
警視庁第四百九十一方面本部
警視庁第四百九十二方面本部
警視庁第四百九十三方面本部
警視庁第四百九十四方面本部
警視庁第四百九十五方面本部
警視庁第四百九十六方面本部
警視庁第四百九十七方面本部
警視庁第四百九十八方面本部
警視庁第四百九十九方面本部
警視庁第五百方面本部
警視庁第五百一方面本部
警視庁第五百二方面本部
警視庁第五百三方面本部
警視庁第五百四方面本部
警視庁第五百五方面本部
警視庁第五百六方面本部
警視庁第五百七方面本部
警視庁第五百八方面本部
警視庁第五百九方面本部
警視庁第五百十方面本部
警視庁第五百十一方面本部
警視庁第五百十二方面本部
警視庁第五百十三方面本部
警視庁第五百十四方面本部
警視庁第五百十五方面本部
警視庁第五百十六方面本部
警視庁第五百十七方面本部
警視庁第五百十八方面本部
警視庁第五百十九方面本部
警視庁第五百二十方面本部
警視庁第五百二十一方面本部
警視庁第五百二十二方面本部
警視庁第五百二十三方面本部
警視庁第五百二十四方面本部
警視庁第五百二十五方面本部
警視庁第五百二十六方面本部
警視庁第五百二十七方面本部
警視庁第五百二十八方面本部
警視庁第五百二十九方面本部
警視庁第五百三十方面本部
警視庁第五百三十一方面本部
警視庁第五百三十二方面本部
警視庁第五百三十三方面本部
警視庁第五百三十四方面本部
警視庁第五百三十五方面本部
警視庁第五百三十六方面本部
警視庁第五百三十七方面本部
警視庁第五百三十八方面本部
警視庁第五百三十九方面本部
警視庁第五百四十方面本部
警視庁第五百四十一方面本部
警視庁第五百四十二方面本部
警視庁第五百四十三方面本部
警視庁第五百四十四方面本部
警視庁第五百四十五方面本部
警視庁第五百四十六方面本部
警視庁第五百四十七方面本部
警視庁第五百四十八方面本部
警視庁第五百四十九方面本部
警視庁第五百五十方面本部
警視庁第五百五十一方面本部
警視庁第五百五十二方面本部
警視庁第五百五十三方面本部
警視庁第五百五十四方面本部
警視庁第五百五十五方面本部
警視庁第五百五十六方面本部
警視庁第五百五十七方面本部
警視庁第五百五十八方面本部
警視庁第五百五十九方面本部
警視庁第五百六十方面本部
警視庁第五百六十一方面本部
警視庁第五百六十二方面本部
警視庁第五百六十三方面本部
警視庁第五百六十四方面本部
警視庁第五百六十五方面本部
警視庁第五百六十六方面本部
警視庁第五百六十七方面本部
警視庁第五百六十八方面本部
警視庁第五百六十九方面本部
警視庁第五百七十方面本部
警視庁第五百七十一方面本部
警視庁第五百七十二方面本部
警視庁第五百七十三方面本部
警視庁第五百七十四方面本部
警視庁第五百七十五方面本部
警視庁第五百七十六方面本部
警視庁第五百七十七方面本部
警視庁第五百七十八方面本部
警視庁第五百七十九方面本部
警視庁第五百八十方面本部
警視庁第五百八十一方面本部
警視庁第五百八十二方面本部
警視庁第五百八十三方面本部
警視庁第五百八十四方面本部
警視庁第五百八十五方面本部
警視庁第五百八十六方面本部
警視庁第五百八十七方面本部
警視庁第五百八十八方面本部
警視庁第五百八十九方面本部
警視庁第五百九十方面本部
警視庁第五百九十一方面本部
警視庁第五百九十二方面本部
警視庁第五百九十三方面本部
警視庁第五百九十四方面本部
警視庁第五百九十五方面本部
警視庁第五百九十六方面本部
警視庁第五百九十七方面本部
警視庁第五百九十八方面本部
警視庁第五百九十九方面本部
警視庁第六百方面本部
警視庁第六百一方面本部
警視庁第六百二方面本部
警視庁第六百三方面本部
警視庁第六百四方面本部
警視庁第六百五方面本部
警視庁第六百六方面本部
警視庁第六百七方面本部
警視庁第六百八方面本部
警視庁第六百九方面本部
警視庁第六百十方面本部
警視庁第六百十一方面本部
警視庁第六百十二方面本部
警視庁第六百十三方面本部
警視庁第六百十四方面本部
警視庁第六百十五方面本部
警視庁第六百十六方面本部
警視庁第六百十七方面本部
警視庁第六百十八方面本部
警視庁第六百十九方面本部
警視庁第六百二十方面本部
警視庁第六百二十一方面本部
警視庁第六百二十二方面本部
警視庁第六百二十三方面本部
警視庁第六百二十四方面本部
警視庁第六百二十五方面本部
警視庁第六百二十六方面本部
警視庁第六百二十七方面本部
警視庁第六百二十八方面本部
警視庁第六百二十九方面本部
警視庁第六百三十方面本部
警視庁第六百三十一方面本部
警視庁第六百三十二方面本部
警視庁第六百三十三方面本部
警視庁第六百三十四方面本部
警視庁第六百三十五方面本部
警視庁第六百三十六方面本部
警視庁第六百三十七方面本部
警視庁第六百三十八方面本部
警視庁第六百三十九方面本部
警視庁第六百四十方面本部
警視庁第六百四十一方面本部
警視庁第六百四十二方面本部
警視庁第六百四十三方面本部
警視庁第六百四十四方面本部
警視庁第六百四十五方面本部
警視庁第六百四十六方面本部
警視庁第六百四十七方面本部
警視庁第六百四十八方面本部
警視庁第六百四十九方面本部
警視庁第六百五十方面本部
警視庁第六百五十一方面本部
警視庁第六百五十二方面本部
警視庁第六百五十三方面本部
警視庁第六百五十四方面本部
警視庁第六百五十五方面本部
警視庁第六百五十六方面本部
警視庁第六百五十七方面本部
警視庁第六百五十八方面本部
警視庁第六百五十九方面本部
警視庁第六百六十方面本部
警視庁第六百六十一方面本部
警視庁第六百六十二方面本部
警視庁第六百六十三方面本部
警視庁第六百六十四方面本部
警視庁第六百六十五方面本部
警視庁第六百六十六方面本部
警視庁第六百六十七方面本部
警視庁第六百六十八方面本部
警視庁第六百六十九方面本部
警視庁第六百七十方面本部
警視庁第六百七十一方面本部
警視庁第六百七十二方面本部
警視庁第六百七十三方面本部
警視庁第六百七十四方面本部
警視庁第六百七十五方面本部
警視庁第六百七十六方面本部
警視庁第六百七十七方面本部
警視庁第六百七十八方面本部
警視庁第六百七十九方面本部
警視庁第六百八十方面本部
警視庁第六百八十一方面本部
警視庁第六百八十二方面本部
警視庁第六百八十三方面本部
警視庁第六百八十四方面本部
警視庁第六百八十五方面本部
警視庁第六百八十六方面本部
警視庁第六百八十七方面本部
警視庁第六百八十八方面本部
警視庁第六百八十九方面本部
警視庁第六百九十方面本部
警視庁第六百九十一方面本部
警視庁第六百九十二方面本部
警視庁第六百九十三方面本部
警視庁第六百九十四方面本部
警視庁第六百九十五方面本部
警視庁第六百九十六方面本部
警視庁第六百九十七方面本部
警視庁第六百九十八方面本部
警視庁第六百九十九方面本部
警視庁第七百方面本部
警視庁第七百一方面本部
警視庁第七百二方面本部
警視庁第七百三方面本部
警視庁第七百四方面本部
警視庁第七百五方面本部
警視庁第七百六方面本部
警視庁第七百七方面本部
警視庁第七百八方面本部
警視庁第七百九方面本部
警視庁第七百十方面本部
警視庁第七百十一方面本部
警視庁第七百十二方面本部
警視庁第七百十三方面本部
警視庁第七百十四方面本部
警視庁第七百十五方面本部
警視庁第七百十六方面本部
警視庁第七百十七方面本部
警視庁第七百十八方面本部
警視庁第七百十九方面本部
警視庁第七百二十方面本部
警視庁第七百二十一方面本部
警視庁第七百二十二方面本部
警視庁第七百二十三方面本部
警視庁第七百二十四方面本部
警視庁第七百二十五方面本部
警視庁第七百二十六方面本部
警視庁第七百二十七方面本部
警視庁第七百二十八方面本部
警視庁第七百二十九方面本部
警視庁第七百三十方面本部
警視庁第七百三十一方面本部
警視庁第七百三十二方面本部
警視庁第七百三十三方面本部
警視庁第七百三十四方面本部
警視庁第七百三十五方面本部
警視庁第七百三十六方面本部
警視庁第七百三十七方面本部
警視庁第七百三十八方面本部
警視庁第七百三十九方面本部
警視庁第七百四十方面本部
警視庁第七百四十一方面本部
警視庁第七百四十二方面本部
警視庁第七百四十三方面本部
警視庁第七百四十四方面本部
警視庁第七百四十五方面本部
警視庁第七百四十六方面本部
警視庁第七百四十七方面本部
警視庁第七百四十八方面本部
警視庁第七百四十九方面本部
警視庁第七百五十方面本部
警視庁第七百五十一方面本部
警視庁第七百五十二方面本部
警視庁第七百五十三方面本部
警視庁第七百五十四方面本部
警視庁第七百五十五方面本部
警視庁第七百五十六方面本部
警視庁第七百五十七方面本部
警視庁第七百五十八方面本部
警視庁第七百五十九方面本部
警視庁第七百六十方面本部
警視庁第七百六十一方面本部
警視庁第七百六十二方面本部
警視庁第七百六十三方面本部
警視庁第七百六十四方面本部
警視庁第七百六十五方面本部
警視庁第七百六十六方面本部
警視庁第七百六十七方面本部
警視庁第七百六十八方面本部
警視庁第七百六十九方面本部
警視庁第七百七十方面本部
警視庁第七百七十一方面本部
警視庁第七百七十二方面本部
警視庁第七百七十三方面本部
警視庁第七百七十四方面本部
警視庁第七百七十五方面本部
警視庁第七百七十六方面本部
警視庁第七百七十七方面本部
警視庁第七百七十八方面本部
警視庁第七百七十九方面本部
警視庁第七百八十方面本部
警視庁第七百八十一方面本部
警視庁第七百八十二方面本部
警視庁第七百八十三方面本部
警視庁第七百八十四方面本部
警視庁第七百八十五方面本部
警視庁第七百八十六方面本部
警視庁第七百八十七方面本部
警視庁第七百八十八方面本部
警視庁第七百八十九方面本部
警視庁第七百九十方面本部
警視庁第七百九十一方面本部
警視庁第七百九十二方面本部
警視庁第七百九十三方面本部
警視庁第七百九十四方面本部
警視庁第七百九十五方面本部
警視庁第七百九十六方面本部
警視庁第七百九十七方面本部
警視庁第七百九十八方面本部
警視庁第七百九十九方面本部
警視庁第八百方面本部
警視庁第八百一方面本部
警視庁第八百二方面本部
警視庁第八百三方面本部
警視庁第八百四方面本部
警視庁第八百五方面本部
警視庁第八百六方面本部
警視庁第八百七方面本部
警視庁第八百八方面本部
警視庁第八百九方面本部
警視庁第八百十方面本部
警視庁第八百十一方面本部
警視庁第八百十二方面本部
警視庁第八百十三方面本部
警視庁第八百十四方面本部
警視庁第八百十五方面本部
警視庁第八百十六方面本部
警視庁第八百十七方面本部
警視庁第八百十八方面本部
警視庁第八百十九方面本部
警視庁第八百二十方面本部
警視庁第八百二十一方面本部
警視庁第八百二十二方面本部
警視庁第八百二十三方面本部
警視庁第八百二十四方面本部
警視庁第八百二十五方面本部
警視庁第八百二十六方面本部
警視庁第八百二十七方面本部
警視庁第八百二十八方面本部
警視庁第八百二十九方面本部
警視庁第八百三十方面本部
警視庁第八百三十一方面本部
警視庁第八百三十二方面本部
警視庁第八百三十三方面本部
警視庁第八百三十四方面本部
警視庁第八百三十五方面本部
警視庁第八百三十六方面本部
警視庁第八百三十七方面本部
警視庁第八百三十八方面本部
警視庁第八百三十九方面本部
警視庁第八百四十方面本部
警視庁第八百四十一方面本部
警視庁第八百四十二方面本部
警視庁第八百四十三方面本部
警視庁第八百四十四方面本部
警視庁第八百四十五方面本部
警視庁第八百四十六方面本部
警視庁第八百四十七方面本部
警視庁第八百四十八方面本部
警視庁第八百四十九方面本部
警視庁第八百五十方面本部
警視庁第八百五十一方面本部
警視庁第八百五十二方面本部
警視庁第八百五十三方面本部
警視庁第八百五十四方面本部
警視庁第八百五十五方面本部
警視庁第八百五十六方面本部
警視庁第八百五十七方面本部
警視庁第八百五十八方面本部
警視庁第八百五十九方面本部
警視庁第八百六十方面本部
警視庁第八百六十一方面本部
警視庁第八百六十二方面本部
警視庁第八百六十三方面本部
警視庁第八百六十四方面本部
警視庁第八百六十五方面本部
警視庁第八百六十六方面本部
警視庁第八百六十七方面本部
警視庁第八百六十八方面本部
警視庁第八百六十九方面本部
警視庁第八百七十方面本部
警視庁第八百七十一方面本部
警視庁第八百七十二方面本部
警視庁第八百七十三方面本部
警視庁第八百七十四方面本部
警視庁第八百七十五方面本部
警視庁第八百七十六方面本部
警視庁第八百七十七方面本部
警視庁第八百七十八方面本部
警視庁第八百七十九方面本部
警視庁第八百八十方面本部
警視庁第八百八十一方面本部
警視庁第八百八十二方面本部
警視庁第八百八十三方面本部
警視庁第八百八十四方面本部
警視庁第八百八十五方面本部
警視庁第八百八十六方面本部
警視庁第八百八十七方面本部
警視庁第八百八十八方面本部
警視庁第八百八十九方面本部
警視庁第八百九十方面本部
警視庁第八百九十一方面本部
警視庁第八百九十二方面本部
警視庁第八百九十三方面本部
警視庁第八百九十四方面本部
警視庁第八百九十五方面本部
警視庁第八百九十六方面本部
警視庁第八百九十七方面本部
警視庁第八百九十八方面本部
警視庁第八百九十九方面本部
警視庁第九百方面本部
警視庁第九百一方面本部
警視庁第九百二方面本部
警視庁第九百三方面本部
警視庁第九百四方面本部
警視庁第九百五方面本部
警視庁第九百六方面本部
警視庁第九百七方面本部
警視庁第九百八方面本部
警視庁第九百九方面本部
警視庁第九百十方面本部
警視庁第九百十一方面本部
警視庁第九百十二方面本部
警視庁第九百十三方面本部
警視庁第九百十四方面本部
警視庁第九百十五方面本部
警視庁第九百十六方面本部
警視庁第九百十七方面本部
警視庁第九百十八方面本部
警視庁第九百十九方面本部
警視庁第九百二十方面本部
警視庁第九百二十一方面本部
警視庁第九百二十二方面本部
警視庁第九百二十三方面本部
警視庁第九百二十四方面本部
警視庁第九百二十五方面本部
警視庁第九百二十六方面本部
警視庁第九百二十七方面本部
警視庁第九百二十八方面本部
警視庁第九百二十九方面本部
警視庁第九百三十方面本部
警視庁第九百三十一方面本部
警視庁第九百三十二方面本部
警視庁第九百三十三方面本部
警視庁第九百三十四方面本部
警視庁第九百三十五方面本部
警視庁第九百三十六方面本部
警視庁第九百三十七方面本部
警視庁第九百三十八方面本部
警視庁第九百三十九方面本部
警視庁第九百四十方面本部
警視庁第九百四十一方面本部
警視庁第九百四十二方面本部
警視庁第九百四十三方面本部
警視庁第九百四十四方面本部
警視庁第九百四十五方面本部
警視庁第九百四十六方面本部
警視庁第九百四十七方面本部
警視庁第九百四十八方面本部
警視庁第九百四十九方面本部
警視庁第九百五十方面本部
警視庁第九百五十一方面本部
警視庁第九百五十二方面本部
警視庁第九百五十三方面本部
警視庁第九百五十四方面本部
警視庁第九百五十五方面本部
警視庁第九百五十六方面本部
警視庁第九百五十七方面本部
警視庁第九百五十八方面本部
警視庁第九百五十九方面本部
警視庁第九百六十方面本部
警視庁第九百六十一方面本部
警視庁第九百六十二方面本部
警視庁第九百六十三方面本部
警視庁第九百六十四方面本部
警視庁第九百六十五方面本部
警視庁第九百六十六方面本部
警視庁第九百六十七方面本部
警視庁第九百六十八方面本部
警視庁第九百六十九方面本部
警視庁第九百七十方面本部
警視庁第九百七十一方面本部
警視庁第九百七十二方面本部
警視庁第九百七十三方面本部
警視庁第九百七十四方面本部
警視庁第九百七十五方面本部
警視庁第九百七十六方面本部
警視庁第九百七十七方面本部
警視庁第九百七十八方面本部
警視庁第九百七十九方面本部
警視庁第九百八十方面本部
警視庁第九百八十一方面本部
警視庁第九百八十二方面本部
警視庁第九百八十三方面本部
警視庁第九百八十四方面本部
警視庁第九百八十五方面本部
警視庁第九百八十六方面本部
警視庁第九百八十七方面本部
警視庁第九百八十八方面本部
警視庁第九百八十九方面本部
警視庁第九百九十方面本部
警視庁第九百九十一方面本部
警視庁第九百九十二方面本部
警視庁第九百九十三方面本部
警視庁第九百九十四方面本部
警視庁第九百九十五方面本部
警視庁第九百九十六方面本部
警視庁第九百九十七方面本部
警視庁第九百九十八方面本部
警視庁第九百九十九方面本部
警視庁第千方面本部
警視庁第千一方面本部
警視庁第千二方面本部
警視庁第千三方面本部
警視庁第千四方面本部
警視庁第千五方面本部
警視庁第千六方面本部
警視庁第千七方面本部
警視庁第千八方面本部
警視庁第千九方面本部
警視庁第千十方面本部
警視庁第千十一方面本部
警視庁第千十二方面本部
警視庁第千十三方面本部
警視庁第千十四方面本部
警視庁第千十五方面本部
警視庁第千十六方面本部
警視庁第千十七方面本部
警視庁第千十八方面本部
警視庁第千十九方面本部
警視庁第千二十方面本部
警視庁第千二十一方面本部
警視庁第千二十二方面本部
警視庁第千二十三方面本部
警視庁第千二十四方面本部
警視庁第千二十五方面本部
警視庁第千二十六方面本部
警視庁第千二十七方面本部
警視庁第千二十八方面本部
警視庁第千二十九方面本部
警視庁第千三十方面本部
警視庁第千三十一方面本部
警視庁第千三十二方面本部
警視庁第千三十三方面本部
警視庁第千三十四方面本部
警視庁第千三十五方面本部
警視庁第千三十六方面本部
警視庁第千三十七方面本部
警視庁第千三十八方面本部
警視庁第千三十九方面本部
警視庁第千四十方面本部
警視庁第千四十一方面本部
警視庁第千四十二方面本部
警視庁第千四十三方面本部
警視庁第千四十四方面本部
警視庁第千四十五方面本部
警視庁第千四十六方面本部
警視庁第千四十七方面本部
警視庁第千四十八方面本部
警視庁第千四十九方面本部
警視庁第千五十方面本部
警視庁第千五十一方面本部
警視庁第千五十

47. 地下街等又は要配慮者利用施設（本文347頁）

水防法第15条第１項の規定に基づいて本計画に定める地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地は以下のとおりとする。

なお、これらの施設への洪水予報の伝達は、電子メール、ＦＡＸ、電話等により行う。

※ 地下街等又は要配慮者利用施設の一覧は、区ホームページに最新の情報を掲載。

URL：https://www.city.chuo.lg.jp/a0034/bousaianzen/bousai/bousaitaisaku/suigaisonae/hinanplan.html

１　地下街等の範囲

本計画に名称と所在地を定める地下街等の範囲は次のとおりとする。

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。

(1)「荒川水系荒川洪水浸水想定区域」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域」、「東京都高潮浸水想定区域」内にあり、かつ次のアまたはイのいずれかに該当するもの。

ア 不特定多数の者が出入する地下街

イ 地下駅

(2) その他、区が必要と認めるもの

２　地下街等の名称及び所在地（令和６年１月１日現在）

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
八重洲地下街	八重洲１－１－１	○		
ＪＲ　総武線新日本橋駅	日本橋室町４－４－１０	○		
ＪＲ　総武線馬喰町駅	日本橋馬喰町１－１１－１０	○		
ＪＲ　京葉線八丁堀駅	八丁堀３－２５－１０	○		○
都営地下鉄浅草線東銀座駅	銀座４－１０－１０	○		○
都営地下鉄浅草線宝町駅	京橋２－１３－１１	○		
都営地下鉄浅草線日本橋駅	日本橋１－３－１	○		○
都営地下鉄浅草線人形町駅	人形町３－７－１３	○	○※	
都営地下鉄浅草線東日本橋駅	東日本橋３－１１－８	○	○※	○
都営地下鉄新宿線馬喰横山駅	日本橋横山町４－１３	○	○※	
都営地下鉄新宿線浜町駅	日本橋浜町２－５９－３	○	○※	○
都営地下鉄大江戸線築地市場駅	築地５－１－２	○		○
都営地下鉄大江戸線月島駅	月島１－５－４先			○
都営地下鉄大江戸線勝どき駅	勝どき２－１０－１５先			○
東京メトロ銀座線三越前駅	日本橋室町１－８－１	○		
東京メトロ半蔵門線三越前駅	日本橋室町１－８－１	○		

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
東京メトロ半蔵門線水天宮前駅	日本橋蛎殻町２－１－１	○		
東京メトロ銀座線銀座駅	銀座４－１－２	○		○
東京メトロ丸ノ内線銀座駅	銀座４－１－２	○		○
東京メトロ日比谷線銀座駅	銀座４－１－２	○		○
東京メトロ銀座線日本橋駅	日本橋１－３－１１	○		○
東京メトロ東西線日本橋駅	日本橋１－３－１１	○		○
東京メトロ日比谷線茅場町駅	日本橋茅場町１－４－６	○		○
東京メトロ東西線茅場町駅	日本橋茅場町１－４－６	○		○
東京メトロ日比谷線人形町駅	日本橋人形町２－６－５	○		
東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅	銀座１－７－１２	○		○
東京メトロ有楽町線新富町駅	築地１－１－１	○		○
東京メトロ日比谷線小伝馬町駅	日本橋小伝馬町１１－１	○		
東京メトロ日比谷線八丁堀駅	八丁堀２－２２－５	○		○
東京メトロ日比谷線築地駅	築地３－１５－１	○		○
東京メトロ日比谷線東銀座駅	銀座４－１２－１５	○		○
東京メトロ有楽町線月島駅	月島１－３－９			○

※：(2)の要件に該当する施設

3　要配慮者利用施設の範囲

本計画に名称と所在地を定める要配慮者利用施設の範囲は「荒川水系荒川洪水浸水想定区域」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域」、「東京都高潮浸水想定区域」内にあるもので、かつ次の種別に当てはまるものとする。

〔社会福祉施設〕
・老人福祉施設※1
・有料老人ホーム※1
・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設※1
・身体障害者社会参加支援施設
・障害者支援施設※2
・地域活動支援センター
・福祉ホーム
・障害福祉サービス事業の用に供する施設※2
・保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設）
・児童福祉施設※3
・障害児通所支援事業の用に供する施設※4
・児童自立生活援助事業の用に供する施設
・子育て短期支援事業の用に供する施設
・一時預かり事業の用に供する施設
・児童相談所
・母子・父子福祉施設
〔学校〕
・幼稚園

〔医療施設〕
・病院
・診療所（有床に限る）
・助産所（入所室を有する施設に限る）

※1：以下に該当する施設を対象とする

①介護保険法上の「施設サービス」を提供する施設

②介護保険法上の「居宅サービス」のうち、以下のサービスを提供する施設

【通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護】

③介護保険法上の「地域密着型サービス」のうち以下のサービスを提供する施設

【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

④おとしより相談センター

⑤敬老館

⑥シニアセンター

※2：以下に該当する施設を対象とする

・障害者総合支援法上の「障害福祉サービス」のうち、以下のサービスを提供する施設

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助】

※3：居宅訪問型保育事業のみの施設は対象外とする

※4：以下に該当する施設を対象とする

・児童福祉法上の「障害児通所支援」のうち、以下のサービスを提供する施設

【児童発達支援、放課後等デイサービス】

4　要配慮者利用施設の名称及び所在地（令和６年１月１日現在）

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
桜川保育園	入船 1-1-13	○		○
明石町保育園	明石町 12-1	○		○
築地保育園	築地 4-15-1	○		○
八丁堀保育園	八丁堀 4-5-10	○		○
十思保育園	日本橋小伝馬町 5-1	○		
堀留町保育園	日本橋堀留町 1-1-1-2F	○		
人形町保育園	日本橋人形町 2-14-5	○		
日本橋保育園	日本橋蛎殻町 1-1-2	○		
浜町保育園	日本橋浜町 3-37-1	○		○
つくだ保育園	佃 2-2-2			○
月島保育園	月島 2-10-3			○
かちどき西保育園	勝どき 1-8-1-3F			○
勝どき保育園	勝どき 1-4-1			○

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
晴海保育園	晴海 1-5-15			○
京橋こども園	京橋 2-17-7	○		○
晴海こども園	晴海 2-4-31			○
ブライト保育園東京入船	入船 3-5-10 藤和入船ﾋﾞﾙ 2F	○		○
ＴＫチルドレンズファーム湊校	湊 1-2-9TK ｵﾌｨｽﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 1~4F	○		○
ぽけっとランド明石町保育園	明石町 7-15 ぱぱす明石町ﾋﾞﾙ 2F3F	○		○
さくらさくみらい築地	築地 3-10-7	○		○
太陽の子新川保育園	新川 1-24-1 ﾕﾆｿﾞ新川永代通りﾋﾞﾙ 2F	○		○
あい保育園新川	新川 1-26-9 新川ｲﾜﾃﾞﾋﾞﾙ 1.2F	○		○
ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀	新川 2-30-3NM ﾋﾞﾙ 1~4F	○		○
にじいろ保育園小伝馬町	日本橋小伝馬町 13-7 銀泉日本橋小伝馬町ﾋﾞﾙ 1~4F	○		
ほっぺるランド日本橋堀留町	日本橋堀留町 2-8-4 日本橋ｺｱﾋﾞﾙ 1F	○		
さくらさくみらい人形町	日本橋富沢町 2-6	○		
まちのてらこや保育園	日本橋富沢町 4-1 ﾐｽﾞﾎﾋﾞﾙ 1F2F	○		
あい保育園日本橋	日本橋富沢町 9-10 稲村ﾋﾞﾙ 1F	○		
かふう保育園日本橋	日本橋富沢町 10-18 ﾕﾆｿﾞ東日本橋ﾋﾞﾙ 2F	○		
モニカ人形町園	日本橋人形町 3-7-5 IKT ﾋﾞﾙ 1~4F	○		
グローバルキッズかきがら園	日本橋蛎殻町 1-16-11 ﾕﾆｿﾞ蛎殻町 1 丁目ﾋﾞﾙ 1F.2F	○		○
あい保育園水天宮	日本橋蛎殻町 1-29-9 ﾈｵﾃｯｸ水天宮ﾋﾞﾙ 1F2F	○		
キッズラボ水天宮前園	日本橋蛎殻町 1-35-5 ｾｲﾗﾝ水天宮前 1F~2F･B1F	○		
キッズラボ水天宮分園	日本橋蛎殻町 1-25-7 澤田ﾋﾞﾙ 1F	○		
THREE STAR　蛎殻町園 NURSERY	日本橋蛎殻町 2-15-5 水天宮 CP ﾋﾞﾙ 1~4F	○		
コビープリスクールはこざき	日本橋箱崎町 17-9 箱崎升喜ﾋﾞﾙ 1.2F	○		
テンダーラビング保育園東日本橋	東日本橋 1-4-6 東日本橋 1 丁目ﾋﾞﾙ 1,2F	○		○
ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋	東日本橋 1-5-13 ｾｲﾜ東日本橋ﾋﾞﾙ 1~4F	○		○
ほっぺるランド東日本橋	東日本橋 3-3-3Anela ﾋﾞﾙ 1~3 階	○		
さくらさくみらい東日本橋	東日本橋 3-6-15	○		
ナーサリールームベリーベアー日本橋	日本橋久松町 9-4	○		
AIAI NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町 1-9-12 日本橋ﾌﾟﾗﾔﾋﾞﾙ 2F	○		○
キッズハウス浜町公園	日本橋浜町 2-44-4 第 17 村上	○		○

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
	ﾋﾞﾙ 1.2F			
キッズハウス浜町公園分園	日本橋浜町 2-29-6 河合ﾋﾞﾙ 1F.B1F	○		○
グローバルキッズ浜町園	日本橋浜町 3-40-3 ﾊﾟｰｸﾎｰﾑｽﾞ日本橋浜町ｻﾞﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ 1F･2F	○		○
ＥＤＯ日本橋保育園	日本橋 3-15-10	○		○
ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町 2-16-6	○		○
さくらさくみらい佃	佃 1-4-8			○
さくらさくみらいつくだ大通り	佃 1-10-7 ｺﾝﾌｫｰﾙ月島 1~3F			○
ほっぺるランド佃	佃 1-11-8 ﾋﾟｱｳｴｽﾄｽｸｴｱ 2F			○
保育所まぁむ月島駅前園	佃 2-10-9 ﾗｲｵﾝｽﾞﾀﾜｰ月島 1F			○
保育所まぁむ月島駅前園分園	月島 1-3-14 ﾄﾞｳｰｴ月島 1F			○
みちてる保育園	佃 2-22-2			○
ほっぺるランド佃大橋	月島 1-1-13 ﾌﾟﾗｲﾏﾙ月島 1･2F			○
太陽の子月島保育園	月島 1-5-2 ｷｬﾋﾟﾀﾙｹﾞｰﾄﾌﾟﾚｲｽ 2F			○
アンジェリカ月島保育園	月島 2-13-5 ｵﾙﾌｪ月島ﾋﾞﾙ 2.3F			○
クオリスキッズ月島保育園	月島 3-16-1 ｱｳﾞｪﾙｰﾅ月島 1~3F			○
月島雲母保育園	月島 3-26-11 ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽｼｬﾙﾏﾝ月島 1F			○
さくらさくみらい東仲通り	月島 4-3-14			○
さくらさくみらい月の岬	月島 4-4-11			○
月島聖ルカ保育園	月島 4-5-8			○
勝どきちとせ保育園	勝どき 2-16-3			○
まなびの森保育園勝どき	勝どき 3-3-7 KN ﾘﾊﾞｰｼﾃｨ 2F			○
ほっぺるランド勝どき	勝どき 3-4-4			○
ほっぺるランド清澄通り勝どき	勝どき 3-7-2			○
さくらさくみらい勝どき	勝どき 4-8-4			○
アスク勝どき保育園	勝どき 4-8-14			○
ベネッセ勝どき保育園	勝どき 5-1-17 勝どきｻﾞ･ﾘﾊﾞｰﾌﾛﾝﾄ 2F			○
ほっぺるランド新島橋かちどき	勝どき 5-2-15EDGE 勝どき 1.2F			○
勝どきえほん保育園	勝どき 6-1-9			○
ﾆﾁｲｷｯｽﾞさわやか勝どき６丁目保育園	勝どき 6-3-1 ｻﾞ･ﾄｳｷｮｰﾀﾜｰｽﾞｼｰﾀﾜｰ 3F			○
ﾆﾁｲｷｯｽﾞさわやか勝どき６丁目保育園分園	勝どき 4-13-8			○
太陽の子晴海トリトン保育園	晴海 1-8-2 晴海ﾄﾘﾄﾝｽｸｴｱ展示棟 3F			○
ポピンズナーサリースクール晴海	晴海 2-1-40 晴海ﾌﾛﾝﾄ 2F			○
ポピンズナーサリースクール晴海分園	晴海 2-3-2 ｻﾞ･ﾊﾟｰｸﾊｳｽ晴海ﾀﾜｰｽﾞﾃｨｱﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ 1F			○
さくらさくみらい晴海	晴海 2-5-24 晴海ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 1F			○

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
小学館アカデミー晴海保育園	晴海 3-6-8 ｽｶｲﾘﾝｸﾀﾜｰ 2F			○
小学館アカデミー晴海保育園分園	晴海 2-2-42 ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ晴海 1F			○
アスク晴海３丁目保育園	晴海 3-10-1 ｸﾞﾗｽｼﾃｨ晴海 1F			○
小学館アカデミー勝どきこども園	勝どき 1-3-1 ﾌﾞﾘﾘｱｲｽﾄﾀﾜｰ勝どき 2F			○
キャリー保育園八丁堀	湊 1-2-2 大倉ﾋﾞﾙ 1F	○		○
Kuukids	銀座 1-19-7 銀座一丁目ｲｰｽﾄﾋﾞﾙ 1F	○		○
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座 1-25-3 京橋ﾌﾟﾗｻﾞ 1F	○		○
グローバルキッズ新川園	新川 2-16-10 ﾌﾟﾗｲﾑｱｰﾊﾞﾝ新川 3F	○		○
アスク人形町駅前保育園	日本橋人形町 3-4-14 FORECAST 人形町 PLACE2F	○		
グローバルキッズ水天宮前園	日本橋箱崎町 44-7 箱崎 YM ﾋﾞﾙ	○		
ﾆﾁｲｷｯｽﾞさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町 3-3-1 ﾄﾙﾅｰﾚ日本橋浜町 2F	○		○
マミーズエンジェル月島保育園	月島 1-2-13 ﾜｲｽﾞﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 1F			○
ちゃいれっく月島駅前保育園	月島 1-3-2 佃権月島ﾋﾞﾙﾁﾞﾝｸﾞ 3F			○
さくらさくみらい月島	月島 2-18-2			○
ポピンズナーサリースクール月島	月島 3-1-11 1F.2F			○
ピノキオ幼児舎月島園	月島 4-18-3 ｸｲｰﾝｽﾞﾊｳｽ 1F			○
ﾆﾁｲｷｯｽﾞさわやかﾌﾟﾗｻﾞ勝どき保育園	勝どき 1-1-1 ﾌﾟﾗｻﾞ勝どき 1F			○
アスク晴海保育園	晴海 1-8-16 晴海ﾄﾘﾄﾝ 2F			○
キッズ花花　銀座店	銀座 7-15-18 銀ﾋﾞﾙ 1 階	○		○
アオバジャパン・バイリンガルプリスクール	晴海 1-8-2 ﾄﾘﾄﾝｽｸｴｱ内 2 階			○
ナーサリーウイ	銀座 6-16-5 銀座さ可井･小川ﾋﾞﾙ 2 階	○		○
あんふぁにぃ	銀座 2-12-3 ﾗｲﾄﾋﾞﾙ 2 階	○		○
サンシャインキッズアカデミー(東京キャンパス)	築地 1-5-5 ｸﾆﾋﾞﾙ	○		○
キッズルームなごみ	湊 3-12-11 ﾏﾝｼｮﾝ築地 101	○		○
ママズスマイル　月島店	月島 2-20-14			○
KIDS　GARDEN　にほんばし	日本橋本町 3-8-3	○		
大伝馬ふれあい保育園	日本橋大伝馬町 7 番 3 号 5 階	○		
一時あずかりふらっと銀座のかけこみ寺	銀座 5-14-17 銀座 USB ﾋﾞﾙ 902 号	○		○
独立行政法人国立がん研究センターどんぐり保育園	築地 5-1-1 築地宿舎 1 階	○		○
聖路加国際病院　聖路加ナーサリー	明石町 2-14	○		○
ウイ　インターナショナルプリスクール	銀座 6-16-5 さ可井小川ﾋﾞﾙ 3 階	○		○
FUTURE 児童園・日本橋	日本橋富沢町 14-1 北祥ﾋﾞﾙ 1 階	○		

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
みらいえインターナショナルスクール人形町	日本橋富沢町 6-5 ｱｿﾙﾃｨ人形町 1 階	○		
東京インターナショナルスクール　勝どきキンダーガーテン	勝どき 3-12-1 ﾌｫｱﾌﾛﾝﾄﾀﾜｰ 1 階			○
サンシャインキッズアカデミー（Kindergarten&Afterschool）	築地 2-11-5 大倉ﾋﾞﾙ	○		○
TJ　International Nursery ＆ Preschool	新川 2-3-11 共立ﾋﾞﾙ 1 階	○		○
ラーニングトゥリー月島キャンパス	月島 2-14-12 月島ｾﾝﾄﾗﾙﾋﾞﾙ 4,5 階			○
アウルインターナショナルスクール日本橋校	日本橋富沢町 6?4 Renoble Ningyocho 1 階	○		
アウルインターナショナルスクール月島校	月島 3-30-3 平成ﾋﾞﾙ 5,6 階			○
ブロッサムズインターナショナルスクール	佃 3-2-10 ｵｰｹﾝﾋﾞﾙ 3 階			○
T.N.G.Montessori Academy（月島校）	月島 1-1-8 CITTA ﾋﾞﾙ 6 階			○
T.N.G.Montessori Academy（築地校）	築地 6-15-6 OHKAWA ﾋﾞﾙ 3 階	○		○
Kids Rocket Academy	日本橋人形町 2-15-11	○		
コトナキッズ保育園　人形町園	日本橋富沢町 4-10 京成日本橋富沢ﾋﾞﾙ 1 階	○		
さくらインターナショナルスクール日本橋校	日本橋小舟町 13-1 ﾊﾟｰｸﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ日本橋三越前ｻﾞﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ 1 階 2 階	○		
EEMS Ease English Montessori School	入船 1-1-24	○		○
スプリング保育所	日本橋人形町 3-2-5 東京第一綿業岩田ﾋﾞﾙ 1 階	○		
コトナキッズ保育園	日本橋浜町 1-3-13 栗田ﾋﾞﾙ 1 階	○		
ＭＩＲＡＩｔｅｒｒａｃｅ	築地 6-19-20 ﾆﾁﾚｲ東銀座ﾋﾞﾙ 2 階	○		○
はぐみっく保育園八丁堀園	入船 1-1-24	○		○
こどもの王国保育園　東日本橋園	東日本橋 1-3-13	○		
野菜を好きになる保育園　ベジ・キッズ	日本橋浜町 2-1-1 田辺浜町ﾋﾞﾙ 1 階	○		
中央区立知的障害者生活支援施設レインボーハウス明石	明石町 1-6	○		○
さわやかワーク中央	東日本橋 2-27-12	○		○
浜町花だより	日本橋浜町 3-18-6	○		○
クローバーズ・ピア日本橋	日本橋浜町 2-44-4	○		○
クローバーズ・ピア浜町公園第１	日本橋浜町 2-44-4	○		○
クローバーズ・ピア浜町公園第２	日本橋浜町 2-44-4	○		○
ナチュラルプランツ･サポート	日本橋大伝馬町 17-1 城野ﾋﾞﾙⅡ3F	○		
エヌフィットキャリアカレッジ日本橋	日本橋人形町 3-3-10 日本橋 TEC ﾋﾞﾙ 3~5F	○		
グループホームハーモニー	日本橋蛎殻町 2-12-5	○		
リワークセンター　日本橋	日本橋 1-2-10 一東洋ﾋﾞﾙ 7 階	○		

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
アイビー	新富 1-15-4 ｱﾙﾌｧ新富ﾋﾞﾙ 3 階	○		○
アリストランプ／アリストランプ	築地 3-10-10	○		○
アリストランプ	築地 3-12-11 ﾅｶｼｹﾞﾋﾞﾙ 4F	○		○
リバーサイドつつじ	佃 2-17-8 佃区民館 2F			○
ピアつきしま	月島 3-1-11			○
３Ｄ&ＭＵＳＩＣ　ＪＡＭ	日本橋大伝馬町 11-8HAT ﾋﾞﾙ 5 階	○		
ポジリブ　ミニ	東日本橋 2-24-12 東日本橋槇町ﾋﾞﾙ 1 階	○		○
アストハピコ	日本橋浜町 2-42-9 浜町中央ﾋﾞﾙ 2 階	○		○
アルエット	日本橋小伝馬町 5-1 十思ｽｸｴｱ 1 階	○		
放課後等デイサービス　ポジリブ	日本橋久松町 6?9ASONE 日本橋 East2 階	○		
放課後等デイサービスミライエ日本橋	日本橋蛎殻町 2-5-3	○		
児童デイサービススマイル日本橋	日本橋茅場町 2-17-9 長尾ﾋﾞﾙ 201	○		○
トリプル・ハート	日本橋茅場町 2-5-6 2 階	○		○
コペルプラス新富町教室	新富 2-11-2 新富 MT ﾋﾞﾙ 2 階	○		○
みらいキッズ月島	月島 3-17-2 岡崎ﾋﾞﾙ 2 階			○
ゆうゆうらいふ アカデミー中央	新川 2-18-5AS ﾋﾞﾙ 2 階	○		○
アストハピコ人形町教室	日本橋人形町 2-17-10 人形町小池ﾋﾞﾙ 2 階	○		
コアヴィレッジ	日本橋小網町 9-5 2 階	○		○
トリプル・ワーク	湊 1-9-8 2 階	○		○
築地児童館	築地 7-9-17	○		○
新川児童館	新川 2-13-4	○		○
堀留町児童館	日本橋堀留町 1-1-1	○		
浜町児童館	日本橋浜町 3-37-1	○		○
佃児童館	佃 1-11-1			○
月島児童館	月島 4-1-1			○
勝どき児童館	勝どき 1-8-1			○
晴海児童館	晴海 2-4-31			○
子ども家庭支援センター	勝どき 1-4-1			○
子ども家庭支援センター日本橋分室	日本橋蛎殻町 1-31-1	○		
子ども家庭支援センター十思分室	日本橋小伝馬町 5-1	○		
ポケット中央	明石町 12-1	○		○
福祉センター	明石町 12-1	○		○
福祉センターふれあい作業所	晴海 1-4-1			○
子ども発達支援センター	明石町 12-1	○		○
中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ	晴海 1-5-1			○

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
新とみ	新富 1-4-6	○		○
特別養護老人ホーム　晴海苑	晴海 1-1-26			○
中央区立介護老人保健施設リハポート明石	明石町 1-6	○		○
グッドタイムナーシングホーム・日本橋	日本橋箱崎町 9-1	○		
ONODERA ナーシングヴィラ京橋	新川 2-12-3	○		○
ケアハウスあいおい	佃 3-1-15			○
ニチイホーム勝どき	勝どき 3-5-5			○
サンシティ銀座ＥＡＳＴ	月島 3-27-15			○
ドーミー月島駅前	月島 1-2-9			○
いきいきらいふデイサービスセンター馬喰町	日本橋馬喰町 2-4-5	○	○	○
中央区立日本橋高齢者在宅サービスセンター	日本橋堀留町 1-1-1	○		
クローバーデイサービス中央	日本橋本町 2-8-12	○		
デイサービスセンター　和の樹	東日本橋 3-2-4 八光ﾋﾞﾙ 1 階、4 階	○		
エンゼルハーバー	晴海 1-1-28			○
デイサービスセンターなごやか築地	築地 6-18-4 ﾗｲｵﾝｽﾞ築地ﾘﾊﾞｰﾉｰﾄ 2 階	○		○
ベストリハ日本橋	日本橋浜町 3-20-7	○		○
デイサービス　グッドライフケア銀座	築地 2-7-3 CAMEL 築地Ⅱ	○		○
田中まき整形外科	日本橋久松町 5-3 ﾎﾘｲﾋﾞﾙ 2F	○		
アトリエ・ガラパゴス　デイサービス	東日本橋 3-2-4 八光ﾋﾞﾙ 6 階	○		
こしみずリハビリデイサービスセンター	勝どき 3-3-6 勝どき田窪ﾋﾞﾙ 4 階			○
レコードブック日本橋	日本橋富沢町 7-14	○		
レコードブック勝どき	月島 4-8-10 月島福寿ﾏﾝｼｮﾝ 113 号			○
レコードブック京橋	八丁堀 3-1-9 京橋北見ﾋﾞﾙ西館 1 階	○		○
Best ジムスタジオ入船	入船 3-1-2-102 ﾗｲｵﾝｽﾞﾏﾝｼｮﾝ新富町第 2	○		○
Best シニアフィットネス湊	湊 3-2-9 丹波ﾋﾞﾙ 1 階	○		○
デイサービス　ラソンブレ	東日本橋 1-2-10 ｵｰ･ｱｲ･東日本橋 2 階	○		○
浜町デイサービス	日本橋浜町 2-55-7 日本橋ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞﾋﾞﾙ 3 階	○		○
ほっとミルク銀座	銀座 4-13-11 松竹倶楽部ﾋﾞﾙ 5 階	○		○
優っくり村　中央湊	湊 2-16-23 2 階	○		○
ココファン勝どき	勝どき 5-3-2 勝どきｻﾞ･ﾀﾜｰ			○
グループホーム　人形町	日本橋人形町 2-14-5	○		
ケアサポートセンターつきしま	月島 1-5-2 ｷｬﾋﾟﾀﾙｹﾞｰﾄﾌﾟﾚｲｽ 3 階､4 階			○

施設の名称	施設の所在地	荒川	神田川	高潮
ケアサポートセンター十思	日本橋小伝馬町5-19 十思ｽｸｴｱ別館4階･5階	○		
京橋おとしより相談センター	明石町1-6 ﾘﾊﾎﾟｰﾄ明石等複合施設1階	○		○
日本橋おとしより相談センター	日本橋小伝馬町5-1 十思ｽｸｴｱ1階	○		
人形町おとしより相談センター	日本橋人形町2-32-4 日本橋医師会人形町ﾋﾞﾙ1階	○		
月島おとしより相談センター	月島4-1-1 月島区民ｾﾝﾀｰ1階			○
勝どきおとしより相談センター	勝どき5-1-17 勝どきｻﾞ･ﾘﾊﾞｰﾌﾛﾝﾄ1階			○
いきいき桜川（桜川敬老館）	入船1-1-13	○		○
いきいき浜町（浜町敬老館）	日本橋浜町3-37-1	○		○
いきいき勝どき（勝どき敬老館）	勝どき1-5-1			○
シニアセンター	佃1-11-1			○
聖路加国際病院	明石町9-1	○		○
国立研究開発法人　国立がんセンター中央病院	築地5-1-1			○
医療法人社団健育会　石川島記念病院	佃2-5-2			○
聖カタリナ病院	晴海3-7-10			○
医療法人社団ウィミンズ・ウェルネス対馬ルリ子女性ライフクリニック銀座	銀座2-6-5 銀座ﾄﾚｼｬｽ7階	○		
木挽町医院	銀座4-11-4 木挽町ﾋﾞﾙ	○		○
医療法人社団高恵会　築地神経科クリニック	築地1-9-9 細川築地ﾋﾞﾙ1･2･3･4階	○		○
公益財団法人朝日生命成人病研究所附属医院	日本橋馬喰町2-2-6 朝日生命須長ﾋﾞﾙ2･3･4階	○	○	○
聖路加助産院　マタニティケアホーム	明石町1-242~4階	○		○
中央幼稚園	湊一丁目4-1	○		○
明石幼稚園	明石町1-15	○		○
京橋朝海幼稚園	築地二丁目13-1	○		○
明正幼稚園	新川二丁目13-4	○		○
日本橋幼稚園	日本橋人形町一丁目1-17	○		
有馬幼稚園	日本橋蛎殻町二丁目10-23	○		
久松幼稚園	日本橋久松町7-2	○		
阪本こども園	日本橋兜町15-18	○		○
月島幼稚園	月島一丁目9-7			○
月島第一幼稚園	月島四丁目15-1			○
月島第二幼稚園	勝どき一丁目12-2			○
晴海幼稚園	晴海一丁目4-1			○
豊海幼稚園	豊海町3-1			○

48. 水防用無線配置状況（高潮対策センター）（本文 356 頁）

防災行政無線系統図（全都系）

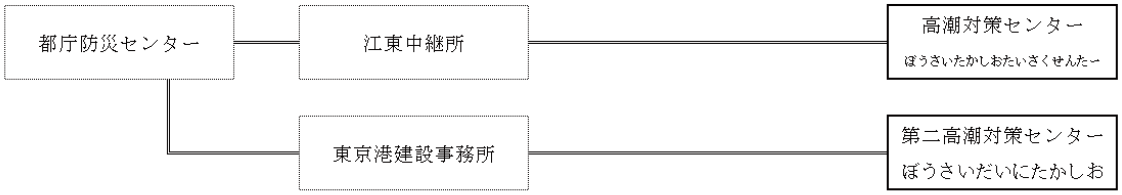

※枠内の上段は施設名称、下段は呼び出し符号

防災行政無線系統図（地区移動系）

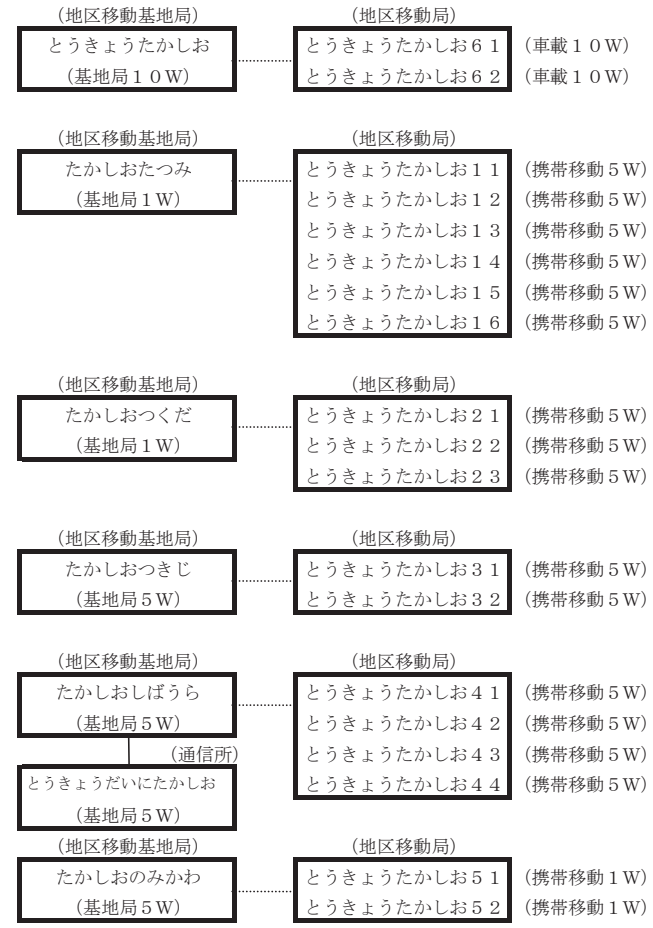

通信事項
　防災行政事務に関する事項
　（水防業務通信）

周波数
　１５０．８１MHｚ

凡　例
：多重＋ＭＣＡ　：ＭＣＡ　：高潮対策センター無線局

49. 東京港建設事務所所管陸こう一覧（本文358・359頁）

施設名称	設置場所	径間×高さ	閉鎖時間	操作方法	設置敷高	天端高	管理部所	備考
月G－11	中央区勝どき5－13－7	11.0×2.05	7分	手動	AP＋3.55	AP＋5.6	東部地区保守担当	閉鎖中
晴G－11	中央区晴海2	10.0×1.30	3分	電動	AP＋4.3	AP＋5.6	3521-3019	

東京港建設事務所所管逆流防止扉一覧

施設名称	設置場所	筐体経	操作方法	扉位置	用途	地盤高	管底	管理部所	備考
晴Ｖ－11	中央区晴海4－2	800	ハンドル	内水側	雨水	3.63	1.158		閉鎖中
月Ｖ－7	中央区勝どき5－12－9地先	400	〃	外水側	〃	3.5	1.96	東部地区保守担当	
月Ｖ－15	〃　5－6－8地先	300	〃	〃	雨水	〃	2.20	3521－3019	閉鎖中
月Ｖ－16	〃　5－6－7地先	〃	〃	〃	〃	〃	1.30		閉鎖中

50. 東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図（本文359頁）

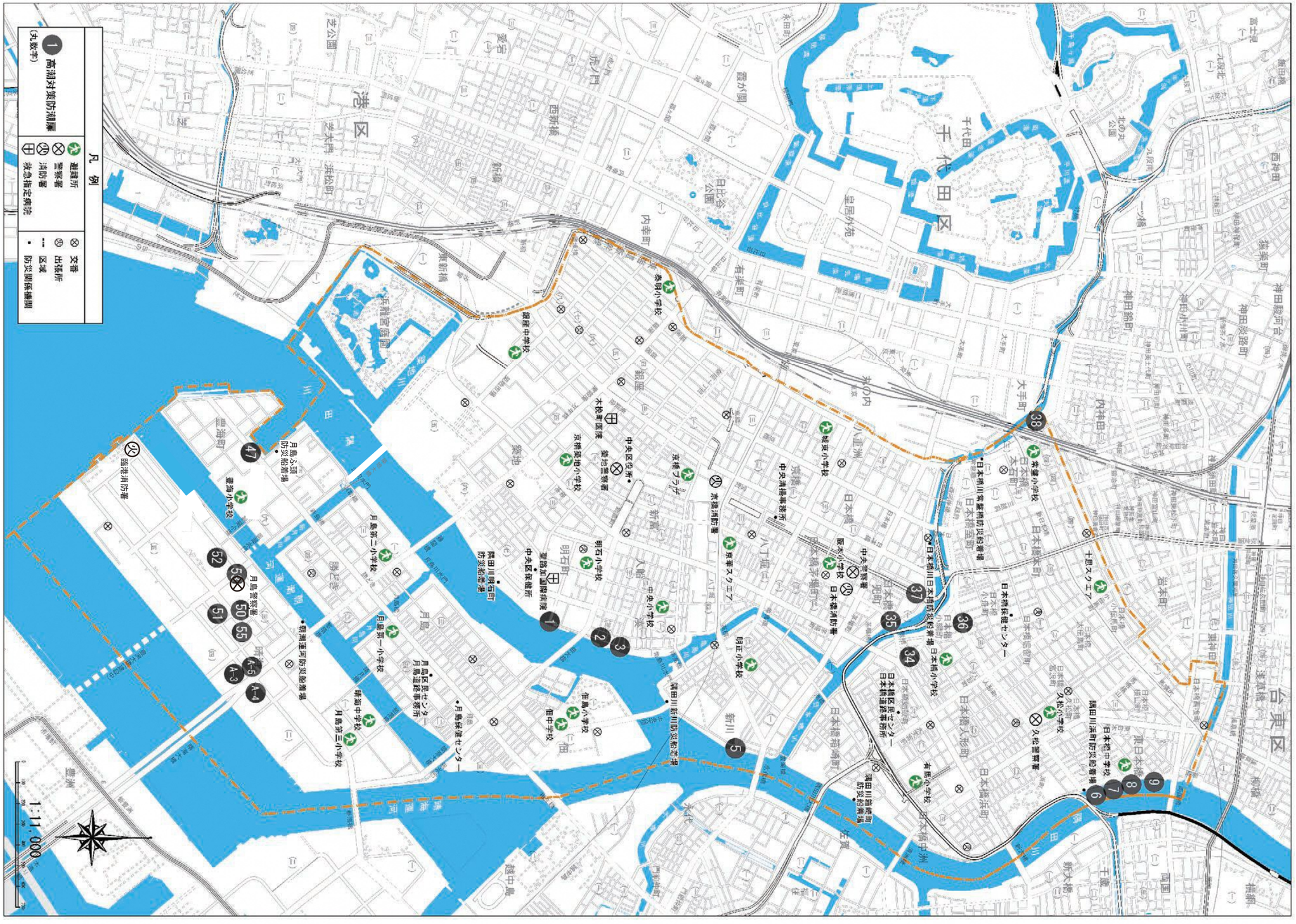

51. 東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表（本文359頁）

下水道局整理番号	河川名	設置場所	目標	高潮防潮扉構造	防潮扉閉塞水位（ＡＰ）	下水道局事務所（電　　話）
3	隅田川	湊町２－16	児童遊園裏	蝶形弁　φ800	3.68	中部下水道事務所 3270-8325
6	隅田川	日本橋浜町１－11	㈱アイリス前	蝶形弁　φ700	2.72	
7	隅田川	東日本橋１－11	区立日本橋中前	蝶形弁　φ800	3.10	
8	隅田川	東日本橋１－10	区立日本橋中前	蝶形弁　φ1000	3.22	
9	隅田川	東日本橋２－20	区立日本橋中前	蝶形弁　φ800	3.54	
34	日本橋川	日本橋小網町8	鎧橋下流	スルースゲート　φ1061	2.66	
35	日本橋川	日本橋茅場町１－１	鎧橋下流	スルースゲート　φ682	3.35	
37	日本橋川	日本橋１－19	三菱倉庫前	スルースゲート　□1500×2100	3.49	
47	月島埠頭	勝どき６－７	月島警察署前	逆流防止扉　φ600	水位情報等で判断	
53	晴海埠頭	晴海５－１	東京港管理事務所	逆流防止扉　φ800	3.46	
58	隅田川	勝どき５－５	勝どきポンプ所	ローラーゲート　□4000×6000	水位情報等で判断	
59	晴海運河	晴海５－１	東京港管理事務所	逆流防止扉　φ300	〃	
60	晴海運河	晴海５－１	東京港管理事務所	逆流防止扉　φ700	3.46	
計		13箇所				

52. 水防活動報告書（本文363頁）

＜速 報 版＞　　**水 防 活 動 報 告 書**　　都様式－１

<table>
<tr><td>水防管理団体</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">令和　年　月　日　時現在</td></tr>
<tr><td>担当部所連絡先</td><td colspan="2">部　課
係</td><td>Tel
Fax</td><td>報告者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>水防活動実施個所</td><td colspan="6">左
川　岸　地先
右</td></tr>
<tr><td>地名・住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">区市
町村</td></tr>
<tr><td>活　動　日　時</td><td colspan="6">自　月　日　時　～　至　月　日　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td colspan="2">職　員</td><td colspan="2">消防団</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防活動の
概況および工法</td><td>工　法</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>延　長</td><td colspan="5">m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使
用
資
機
材</td><td>品　名</td><td>単位</td><td colspan="2">数　量</td><td rowspan="2">水位の
状　況</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">水防関係者の
死 傷 状 況</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>通
信
欄</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)
注２．水防活動終了後３日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

53. 地震防災対策強化地域（本文411頁）

○大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域

東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

都県名	市　　町　　村　　名
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ケ崎市、泰野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

平成２４年４月１日現在　　計　　８都県１５７市町村

54. 警戒宣言、地震予知情報について（気象庁）（本文412頁）

１　地震予知体制

大規模地震対策措置法第３３条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆となる異常現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについて、判断するための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という。）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長及び委員５名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

２　東海地震に関連する情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報を発表する。

(2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）と東海地震注意情報の発表形態

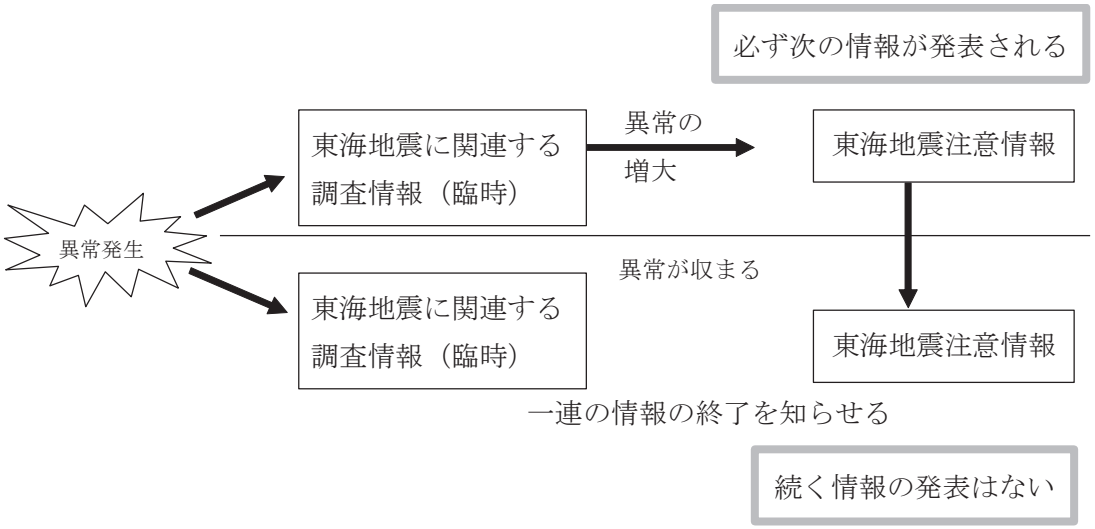

(3)　地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

(1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由

(2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期

(3) 震源域

(4) 地震の規模

(5) 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度

(6) 地震の発生による生ずるおそれのある津波の予想

(7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。

地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのは甚だ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、２、３日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「２、３日以内」と２通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「２、３日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは１日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言の発せられた時点から２、３日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

(1) 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される

(2) 異常現象が正常に戻るなど、地震の発生するおそれがなくなったと認められた場合

である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

３　警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

警戒宣言文の一例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度６弱以上、その隣接地域では震度５強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣　○　○　○　○

55. 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（気象庁）（本文412頁）

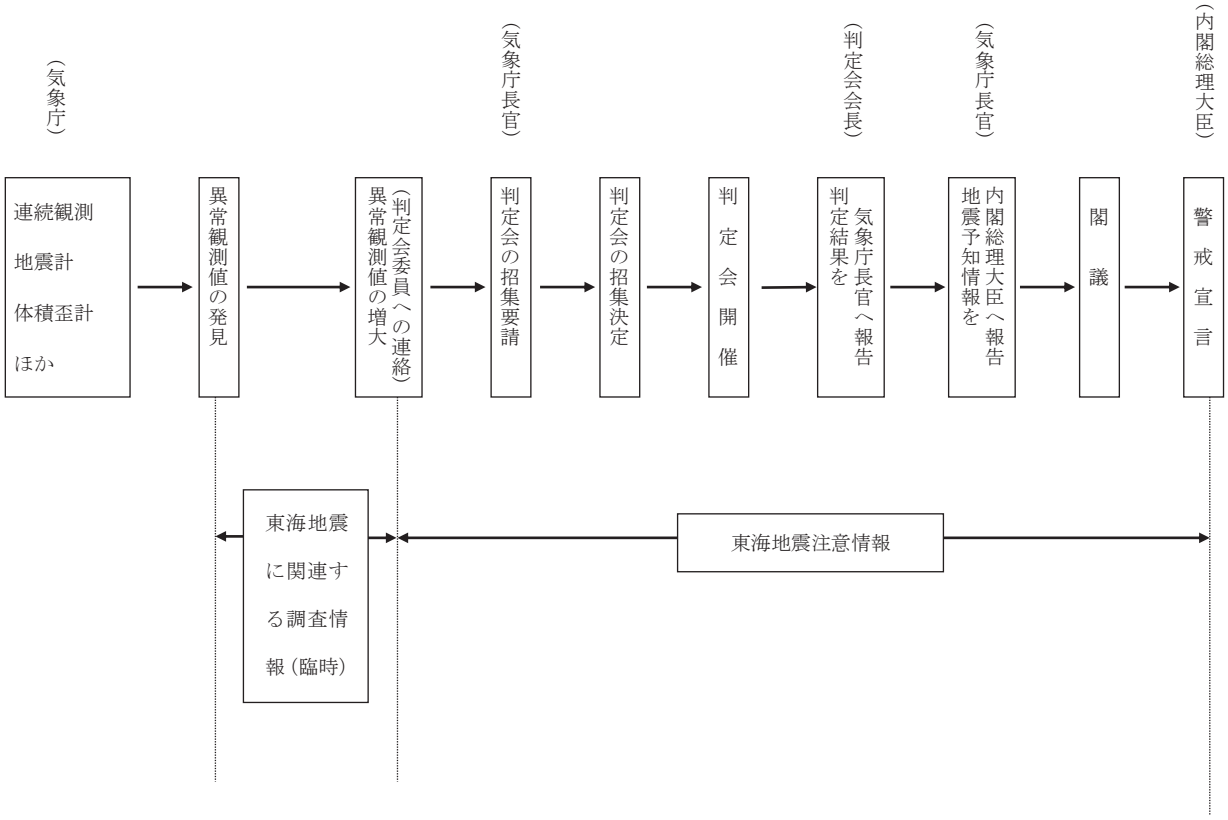

地震防災対策強化地域判定会の招集要請基準

地震防災対策強化地域判定会要綱第10項前段の規定に基づき直ちに招集を要請する基準は下のとおりとする。なお、この基準のほか、地震防災強化地域に係る観測データに有意な異常を認めた場合についても、直ちに要請する。

ひずみ観測点のうち、３箇所以上でそれぞれの地点の検出可能レベルの変化が観測された場合。

ただし、上の基準に達する変化が確認されても、火山噴火その他の要因によるものと判断される場合はこの限りではない。

56. 気象庁震度階級関連解説表（本文412頁）

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

57. 警戒宣言時における交通規制図（本文445頁）

【第一次交通規制】

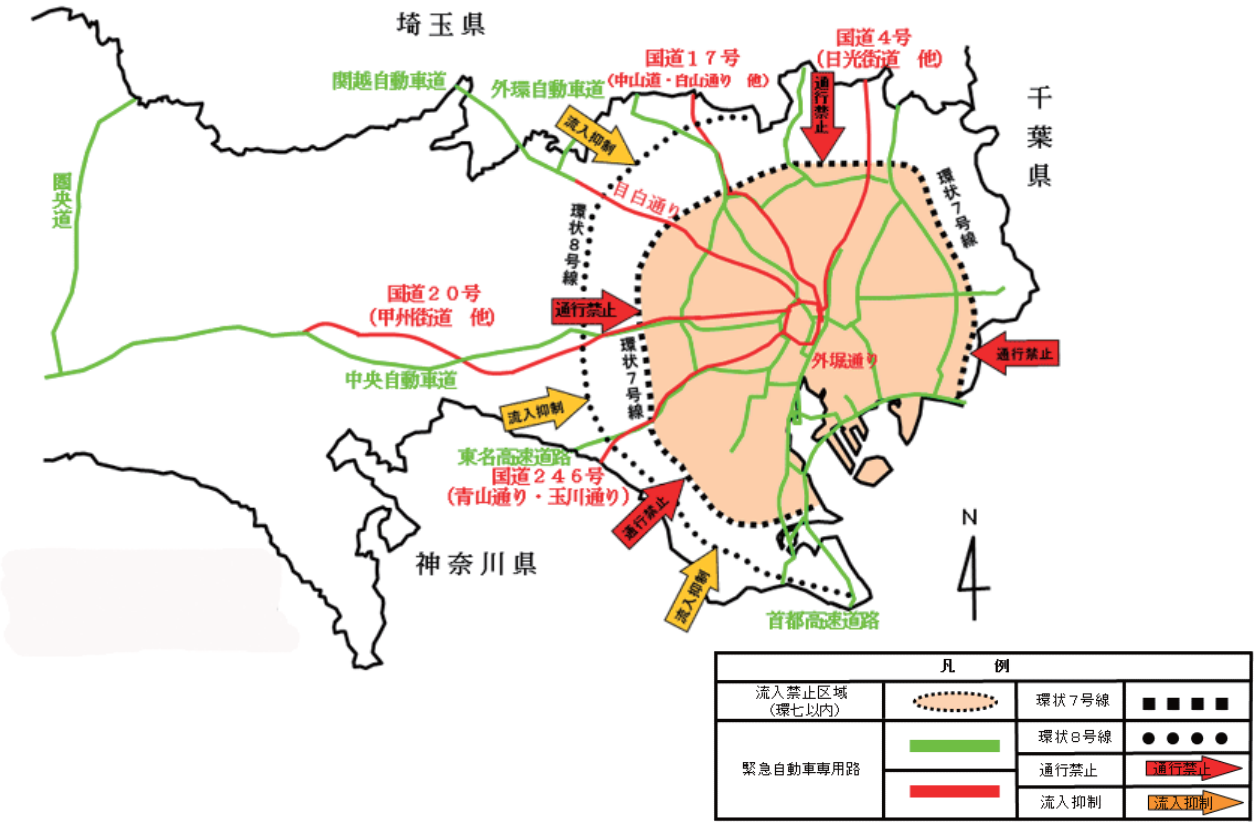

【第二次交通規制】

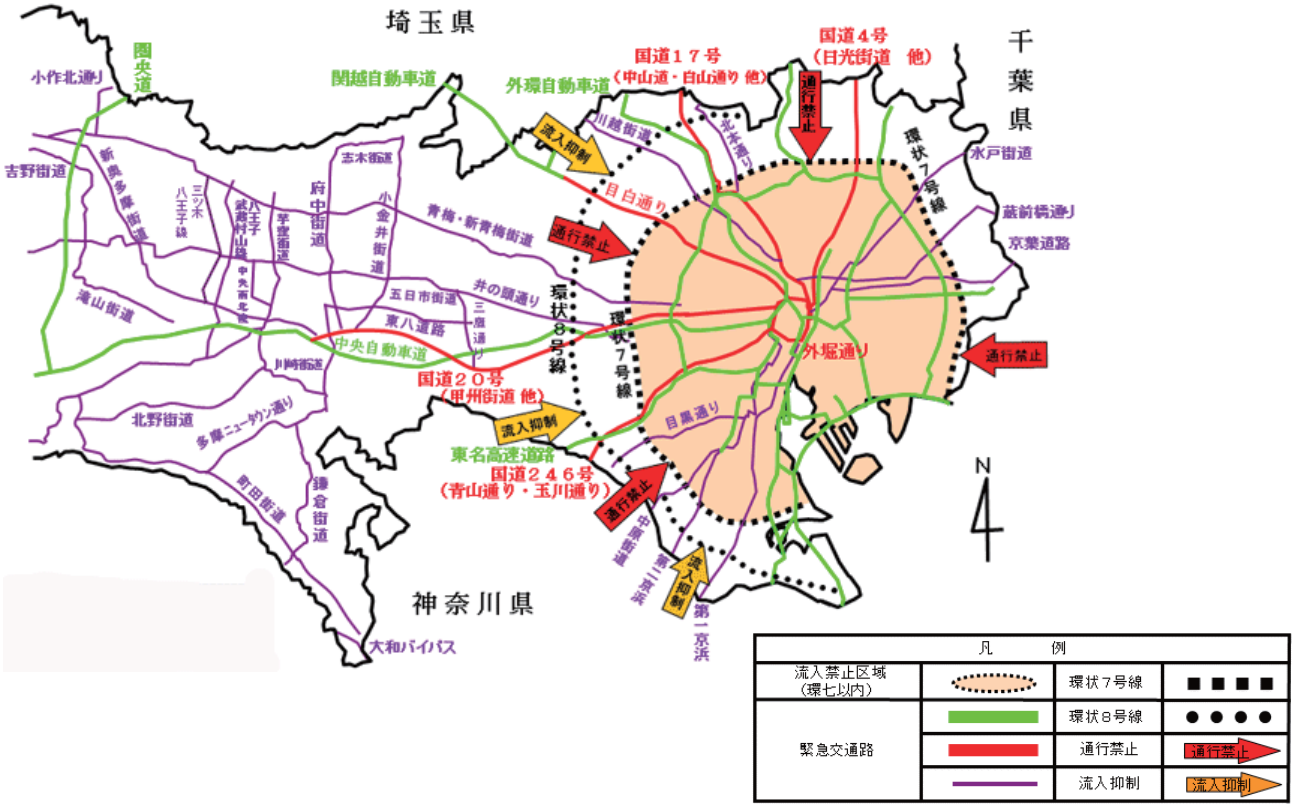

58. 警戒宣言時の公共輸送対策（都地域防災計画より抜粋）（本文447頁）

バス・タクシー等対策

機　　関	内　　容
東京バス協会	1　路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア　警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h)を行う。 イ　減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ　危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ　翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ　道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2　貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

59. 警戒宣言時のＪＲの運転中止区間図（本文448頁）

60. 災害対策基本法（抄）（本文６頁）

昭和36年11月15日
法 律 第 223 号

（市町村地域防災計画）

第42条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第４項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条においては「地区防災計画」という。）について定めることができる。

４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

５　市町村防災会議は、第１項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　第21条の規定は、市町村長が第１項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の２　地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

２　前項の規程による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

３　市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認められるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

４　市町村防災会議は、前項の規程により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5　市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第21条　都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

61. 東京都震災対策条例（本文４頁）

平成12年12月22日
条 例 第 ２０２号

東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）の全部を改正する。

目次

前文
第１章　総則
　第１節　目的（第１条）
　第２節　知事の責務（第２条－第７条）
　第３節　都民の責務（第８条）
　第４節　事業者の責務（第９条－第11条）
第２章　予防対策
　第１節　震災に関する研究、公表等（第12条）
　第２節　防災都市づくりの推進（第13条）
　第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保（第14条－第23条）
　第４節　火災の防止等（第24条－第31条）
　第５節　防災広報及び防災教育（第32条・第33条）
　第６節　防災組織（第34条－第37条）
　第７節　地域における相互支援ネットワークづくり（第38条）
　第８節　ボランティアへの支援（第39条）
　第９節　要援護者に対する施策（第40条）
　第10節　防災訓練（第41条・第42条）
　第11節　都民等の意見（第43条）
第３章　応急対策
　第１節　応急体制等の整備（第44条－第46条）
　第２節　避難（第47条－第51条）
　第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保（第52条）
　第４節　帰宅困難者対策（第53条・第54条）
第４章　復興対策
　第１節　震災復興の推進（第55条－第56条）
　第２節　地域協働復興（第57条－第58条）
第５章　委任（第59条）
附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、

全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第１章　総則

第１節　目的

第１条　この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第２節　知事の責務

（基本的責務）

第２条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

３　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第１項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（平15条例124・一部改正）

（都民及び事業者に対する指導等）

第３条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアにする支援）

第４条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

（都民等への助成）

第５条　知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）

第６条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

２　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

（協力要請）

第７条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第３節　都民の責務

第８条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二　家具の転倒防止

三　出火の防止
四　初期消火に必要な用具の準備
五　飲料水及び食糧の確保
六　避難の経路、場所及び方法についての確認

3　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

（平15条例124・一部改正）

第４節　事業者の責務

（基本的責務）

第９条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（平15条例124・一部改正）

（事業所防災計画の作成）

第10条　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

（事業所防災計画の届出）

第11条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第２章　予防対策

第１節　震災に関する研究、公表等

第12条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3　知事は、第１項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第２節　防災都市づくりの推進

第13条　知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第１項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　防災都市づくりに関する施策の指針
二　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
三　重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）

等の指定
3　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第１項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保

（都市施設等の耐震性等の確保）

第14条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

（一般建築物の耐震性等の確保）

第15条　知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

（特殊建築物等の耐震性等の確保）

第16条　知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第17条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第18条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第19条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第20条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第21条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第22条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第23条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の定めるところにより、地下用水について揚水の

抑制に努めなければならない。

第４節　火災の防止等

（火災の防止）

第24条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第25条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第26条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第27条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

２　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第28条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

２　消防法第９条の３の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の整備）

第29条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第30条　知事は、消防法第２条第７項の危険物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第31条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第５節　防災広報及び防災教育

（防災広報）

第32条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育）

第33条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第６節　防災組織

（防災市民組織）

第34条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第35条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）
第36条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。
（防災リーダーの育成）
第37条　知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第７節　地域における相互支援ネットワークづくり

第38条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第８節　ボランティアへの支援

第39条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。
２　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第９節　要援護者に対する施策

第40条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節　防災訓練

（防災訓練の実施）
第41条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。
２　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。
（防災組織の訓練）
第42条　第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。
２　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。
３　知事は、第１項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節　都民等の意見

第43条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。
２　都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。
３　知事は、前２項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第３章　応急対策

第１節　応急体制等の整備

（災害応急体制の整備）
第44条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
２　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。
（情報連絡体制の整備等）

第45条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

（他団体への協力要請の方法）

第46条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第２節　避難

（避難場所の指定）

第47条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

２　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

（避難道路の指定）

第48条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）

第49条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立）

第50条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

（車両による避難の禁止）

第51条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第８号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

２　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

３　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

４　知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第９条第１項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第１項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

（平25条例114・一部改正）

第４節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第53条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第54条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第４章　復興対策

第１節　震災復興の推進

（平15条例124・節名追加）

（震災復興体制の確立）

第55条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第56条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

２　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

３　知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

４　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

（平15条例124・一部改正）

第２節　地域協働復興

（平15条例124・節名追加）

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第57条　知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（平15条例124・追加）

（復興市民組織）

第58条　知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

２　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

（平15条例124・追加）

第５章　委任

第59条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附則（平15条例124号・追加）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附則（平25条例114号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成25年10月１日）

62. 東京都震災対策条例施行規則

平成13年３月30日
規　則　第　５２号

東京都震災対策条例施行規則を公布する。
東京都震災対策条例施行規則
東京都震災予防条例施行規則（昭和47東京都規則第85号）の全部を改正する。
（趣旨）
第１条　この規則は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（事業所防災計画に規定すべき事項）
第２条　条例第10条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。
（事業所防災計画を届け出なければならない施設）
第３条　条例第11条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。
（事業所防災計画の届出）
第４条　条例第11条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。
２　前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。
３　前２項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。
（地域危険度の測定）
第５条　知事は、条例第12条第１項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね５年ごとに実施しなければならない。
（強震計を設置する工作物）
第６条　条例第12条第２項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。
一　公立学校
二　公営共同住宅
三　庁舎及び公会堂
四　橋及び鉄道
五　ダム、堤防及び水門
六　岸壁及びさん橋
七　その他防災対策上特に重要な工作物
２　前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。
（特殊建築物等の指定）
第７条　条例第16条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号）第10条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。
（重要建築物の種類）
第８条　条例第17条第１号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。
一　消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
二　建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
三　治水事務所
四　都立葬儀所
五　保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
六　防災備蓄倉庫及び中央卸売市場

七　災害対策住宅及び職務住宅

２　条例第17条第２号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

一　東京都養護老人ホーム条例（平成11年東京都条例第136号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）に規定するナーシングホーム

二　都立の障害児者施設

（平20規則107・一部改正）

（落下危険物の安全性の基準）

第９条　条例第20条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）39条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）

第10条　条例第21条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第２章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）

第11条　条例第31条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第13条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）

第12条　条例第41条第１項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

一　東京都が主催するもの

二　警視庁又は警察署が主催するもの

三　東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）

第13条　知事は、条例第41条第２項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第17条まで及び第19条から第22条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）

第14条　前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

一　入院療養補償

二　通院療養補償

三　休業補償

四　後遺障害一時金

五　死亡一時金

（災害補償の金額）

第15条　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第１の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、31万5,000円を限度とする。

（後遺障害一時金）

第16条　後遺障害一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して１年６箇月以内において、別表第２に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

２　事故発生の日から起算して１年６箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第２に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

３　前２項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程

度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

（死亡一時金）

第17条　死亡一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）第11条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、700万円とする。

（訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償）

第18条　知事は、第12条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前３条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

（災害補償金計算の特例）

第19条　正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

２　事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

３　知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

（防災訓練に係る災害補償の認定）

第20条　第12条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から７日以内に知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を経由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

（災害補償の請求及び決定）

第21条　災害補償を受けようとする者は、前条第２項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

一　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償　当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。

二　後遺障害一時金　当該後遺障害が固定したとき。

三　死亡一時金　災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

２　知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

（災害補償に係る事項の委任）

第22条　第13条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

（避難場所の指定基準）

第23条　条例第47条第１項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

一　周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。

二　避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

（避難道路の指定基準）

第24条　条例第48条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

２　前項に規定する避難道路は、幅員15メートル以上のものとする。

（避難場所又は道路の指定等の告示）

第25条　知事は、条例第47条の避難場所又は条例第48条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

（土地及び家屋の利用計画）

第26条　条例第52条第２項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

一　救出及び救助活動

二　災害時におけるヘリコプター緊急離着陸

三　ボランティアの活動

四　生活物資の集積及び輸送

五　公営住宅等の建設

六　庁舎の建設

七　その他知事が必要と認める事項

（活動拠点の指定等の告示）

第27条　知事は、条例第52条第４項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附則

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条から第22条までの規定を適用する。

３　この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第13条から第22条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附則（平成20年規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１　災害補償の金額（第15条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
１　入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	3,500円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が90日を超えるときは90日とする。
２　通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	2,500円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して90日以内の通院に限る。
３　休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	3,000円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後５時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が90日を超えるときは90日とする。

別表第２　災害補償後遺障害等級表（第16条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第１級	700万円	１　両眼が失明したもの ２　一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ３　両眼の視力が0.02以下になったもの ４　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの ５　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ６　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ７　両上肢を腕関節以上で失ったもの ８　両上肢の用を全廃したもの ９　両下肢を足関節以上で失ったもの 10　両下肢の用を全廃したもの
第２級	550万円	１　一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ２　両眼の視力が0.06以下になったもの ３　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能を廃したもの ４　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの ５　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ６　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ７　両耳の聴力を全く失ったもの ８　一上肢をひじ関節以上で失ったもの ９　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 10　両手の手指の全部を失ったもの 11　両手の手指の全部の用を廃したもの 12　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第３級	400万円	１　一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ２　両眼の視力が0.1以下になったもの ３　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ４　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ５　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの ６　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ７　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ８　脊柱（せき）に著しい奇形又は運動障害を残すもの ９　一上肢を腕関節以上で失ったもの 10　一上肢の用を全廃したもの 11　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 12　一下肢を足関節以上で失ったもの 13　一下肢の用を全廃したもの 14　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 15　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの 16　両足の足指の全部を失ったもの
第４級	300万円	１　一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ２　一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの ３　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ４　一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ５　神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

等級	金額	後遺障害の程度
第４級	300万円	6　胸腹部臓器の機能に障害等を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7　脊柱に運動障害を残すもの 8　一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 9　一手の母指を含み二の手指を失ったもの 10　一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 11　一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 12　両足の足指の全部の用を廃したもの 13　一足をリスフラン関節以上で失ったもの 14　一上肢に仮関節を残すもの 15　一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 16　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 17　一下肢を５センチメートル以上短縮したもの 18　一下肢に仮関節を残すもの 19　一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 20　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 21　一足の足指の全部を失ったもの 22　女子の外貌に著しい醜状を残すもの 23　両側の睾丸を失ったもの 24　脾臓又は一側の腎臓を失ったもの
第５級	200万円	1　両眼の視力が0.6以下になったもの 2　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4　一眼の視力が0.1以下になったもの 5　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 7　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8　一耳の聴力を全く失ったもの 9　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの 10　一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 11　14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 12　神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 13　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 14　一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの 15　一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの 16　一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 17　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 18　一下肢を３センチメートル以上短縮したもの 19　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 20　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 21　一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 22　一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 23　一足の足指の全部の用を廃したもの 24　生殖器に著しい障害を残すもの

等級	金額	後遺障害の程度
第６級	130万円	1　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 4　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 6　七歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 7　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 8　一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 9　耳の耳殻の大部分を欠損したもの 10　胸腹部臓器に障害を残すもの 11　脊(せき)柱に奇形を残すもの 12　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 13　長管骨に奇形を残すもの 14　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 15　一手の中指又は薬指を失ったもの 16　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの 17　一手の中指又は薬指の用を廃したもの 18　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 19　一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 20　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 21　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 22　局部に頑固な神経症状を残すもの 23　男子の外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの 24　女子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの
第７級	70万円	1　一眼の視力が0.6以下になったもの 2　一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 3　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 4　一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5　三歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの 6　一耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 7　上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 8　一手の小指を失ったもの 9　一手の母指の指骨の一部を失ったもの 10　一手の示指の指骨の一部を失ったもの 11　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 12　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 13　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 14　一手の小指の用を廃したもの 15　一下肢を１センチメートル以上短縮したもの 16　下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 17　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 18　一足の第二の足指の用を廃したもの又は第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの若しくは第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 19　一足の第三足指以下の一又は二足指の用を廃したもの 20　局部に神経症状を残すもの 21　男子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの

63. 東京都帰宅困難者対策条例（本文４頁）

平成24年３月30日
東京都条例第17号

目次

第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第７条―第９条）
第３章　安否確認及び情報提供（第10条・第11条）
第４章　一時滞在施設の確保（第12条）
第５章　帰宅支援（第13条）
第６章　雑則（第14条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第２条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３　知事は、前２項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第３条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければ

ならない。
3　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
4　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第５条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第５章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第６条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第２章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第７条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。
2　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の３日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第８条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
2　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
3　前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前２項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第９条　学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第１条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第124条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第134条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第３章　安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第10条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第11条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第４章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第12条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第５章　帰宅支援

（帰宅支援）

第13条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第６章　雑則

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

64. 中央区防災会議条例　（本文７頁）

（昭和38年３月20日条例第13号）

改正

昭和38年９月28日条例第26号
昭和44年７月１日条例第20号
昭和50年４月１日条例第24号
昭和62年10月１日条例第27号
昭和63年４月１日条例第６号
平成10年３月31日条例第13号
平成12年３月31日条例第４号
平成24年12月５日条例第43号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、中央区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（昭50条例24・平12条例４・一部改正）

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

１　中央区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

２　区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

３　前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

４　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（一部改正〔昭和50年条例24号・平成24年条例43号〕）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、区長をもつて充てる。

３　会長は、防災会議を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

１　区議会の議員のうちから区長が任命する者及び議会局長

２　区長がその部内の職員のうちから指名する者

３　区教育委員会の教育長及び事務局次長

４　東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者

５　警視庁の警察官のうちから区長が任命する者

６　東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者

７　消防団長で区長が任命するもの

８　区を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者

９　指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者

10　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから区長が任命する者

11　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者

12　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

6　前項の委員の総数は、60人以内とする。

（一部改正〔昭和38年条例26号・44年20号・50年24号・62年27号・63年6号・平成10年13号・24年43号〕）

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（一部改正〔昭和50年条例24号〕）

（幹事）

第５条　防災会議に幹事を置く。

2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4　幹事の総数は、50人以内とする。

（一部改正〔昭和38年条例26号・50年24号・63年6号・平成10年13号〕）

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付則

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。

付則（昭和38年９月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（昭和44年７月１日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年４月１日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和62年10月１日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和63年４月１日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成10年３月31日条例第13号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附則（平成12年３月31日条例第４号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附則（平成24年12月５日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

65. 中央区防災会議運営規程　（本文７頁）

（趣旨）

第１条　この規程は、中央区防災会議条例（昭和38年４月東京都中央区条例第13号）第６条の規定に基づき中央区防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　会議は必要に応じ会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議に招集を求めることができる。

３　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

５　前項の代理者は、委員を補佐する職にある者とする。

（議事手続）

第３条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

（会議の公開）

第４条　会議は公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

（会議の記録）

第５条　会長は、議事録を作成しておかなければならない。

２　議事録には、次の事項を記載しなければならない。

１　会議の日時及び場所

２　出席した委員の職名及び氏名

３　議事の件名及び概要並びに議決事項

４　その他必要と認める事項

（委任）

第６条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

２　会長は委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第７条　専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

附則

この規程は、昭和38年９月10日から施行する。

附則

この規程は、平成10年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成18年６月12日から適用する。

66. 中央区防災会議委員等設置要綱　（本文７頁）

昭和56年５月26日
56中総総発第230号

（委員）
第１条　中央区防災会議条例（昭和38年３月中央区条例第13号。以下「条例」という。）第３条第５項第１号の区議会議員のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　議長
二　企画総務委員会委員長
三　防災等安全対策特別委員会委員長
２　条例第３条第５項第２号の区長がその部内の職員のうちから指名する者は、次に掲げる者とする。
一　副区長
二　各部長
三　総務部防災危機管理室長
四　福祉保健部高齢者施策推進室長
五　中央区保健所長
六　都市整備部都市活性プロジェクト推進室長
３　条例第３条第５項第４号の東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　建設局第一建設事務所長
二　東京港建設事務所長
三　交通局馬喰駅務管区管区長
四　水道局中央支所長
五　下水道局中部下水道事務所長
４　条例第３条第５項第５号の警視庁の警察官のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　警視庁第一方面本部長
二　管内警察署長及び東京湾岸警察署長
５　条例第３条第５項第６号の東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　東京消防庁第一消防方面本部長
二　管内消防署長
６　条例第３条第５項第８号の中央区（以下「区」という。）を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者は、第１師団第１普通科連隊第１中隊長とする。
７　条例第３条第５項第９号の指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者は、海上保安庁東京海上保安部次長とする。
８　条例第３条第５項第10号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　日本郵便株式会社晴海郵便局長
二　日本郵便株式会社日本橋郵便局長
三　日本郵便株式会社銀座郵便局長
四　東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長
五　首都高速道路株式会社東京西局副局長
六　東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部御茶ノ水営業統括センター副所長（神田駅長）
七　東京ガス株式会社東京中支店支店長
八　東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長
九　公益社団法人中央区医師会長
十　公益社団法人日本橋医師会長
十一　一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会長

十二　公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会長
十三　一般社団法人京橋薬剤師会長
十四　一般社団法人日本橋薬剤師会理事
十五　東京地下鉄株式会社銀座駅務管区長

9　条例第３条第５項第11号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　京橋地域町会連合会会長
二　日本橋地域町会連合会会長
三　月島地域町会連合会会長
四　京橋防火女性の会会長
五　日本橋防火防災女性の会会長
六　臨港防火防災女性の会会長

10　条例第３条第５項第12号の区長が必要と認める者は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会常務理事とする。

（幹事）

第２条　条例第５条第２項の規定により、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する者は、次に掲げる者とする。
一　各部庶務担当課長
二　企画部広報課長
三　総務部防災危機管理課長
四　総務部地域防災担当課長
五　総務部副参事（防災計画等・特命担当）
六　総務部副参事（生活安全・特命担当）
七　福祉保健部生活衛生課長
八　環境土木部道路課長
九　中央清掃事務所長
十　教育委員会事務局庶務課長
十一　建設局第一建設事務所工事課長
十二　東京港建設事務所副所長兼高潮対策センター所長
十三　交通局馬喰駅務管区副管区長
十四　水道局千代田営業所長
十五　下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課長
十六　警視庁第一方面本部警備担当管理官
十七　管内警察署警備課長及び東京湾岸警察署警備課長
十八　東京消防庁第一消防方面本部指揮隊長
十九　管内消防署警防課長
二十　陸上自衛隊第１師団第１普通科連隊第１中隊対戦車小隊長
二十一　海上保安庁東京海上保安部警備救難課長
二十二　日本郵便株式会社晴海郵便局総務部長
二十三　東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店設備部長
二十四　首都高速道路株式会社東京西局保全管理課担当課長
二十五　東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部御茶ノ水営業統括センター副所長（神田駅長）
二十六　東京ガス株式会社東京中支店地域広報担当課長
二十七　東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社地域渉外担当
二十八　公益社団法人中央区医師会副会長
二十九　公益社団法人日本橋医師会副会長
三十　一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会副会長
三十一　公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会理事
三十二　一般社団法人京橋薬剤師会理事
三十三　一般社団法人日本橋薬剤師会理事
三十四　東京地下鉄株式会社銀座駅務管区東銀座地域首席助役

（発令）

第３条　発令は、条例第３条第５項第１号から第３号までの規定による委員及び第５条第２項の幹事のうち、区の職員にあっては別記第１号様式により、それ以外の者にあっては別記第２号様式により行う。

附　則（昭和57年７月16日57中総総発第275号）

この要綱は、昭和57年７月１日から適用する。

附　則（昭和58年４月18日58中総自発第２号）

この要綱は、昭和58年４月１日から適用する。

附　則（昭和60年４月６日60中総自発第33号）

この要綱は、昭和60年４月１日から適用する。

附　則（昭和62年７月29日62中総自発第90号）

この要綱は、昭和62年８月１日から適用する。

附　則（昭和63年４月30日63中総自第1065号）

この要綱は、昭和63年５月１日から適用する。

附　則（平成元年４月１日元中総防第７号）

この要綱は、平成元年４月１日から適用する。

附　則（平成元年７月19日元中総防第292号）

この要綱は、平成元年７月24日から適用する。

附　則（平成元年12月12日元中総防第408号）

この要綱は、平成元年12月１日から適用する。

附　則（平成２年４月９日２中地防第１号）

この要綱は、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成２年６月25日２中地防第340号）

この要綱は、平成２年６月25日から適用する。

附　則（平成２年８月24日２中地防第395号）

この要綱は、平成２年９月１日から適用する。

附　則（平成２年12月26日２中地防第526号）

この要綱は、平成２年12月１日から適用する。

附　則（平成３年７月10日３中地防第130号）

この要綱は、平成３年７月10から適用する。

附　則（平成４年４月９日４中地防第３号）

この要綱は、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成４年12月25日４中地防第259号）

この要綱は、平成５年１月１日から適用する。

附　則（平成６年４月12日６中地防第７号）

この要綱は、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成６年６月30日６中地防第113号）

この要綱は、平成６年７月１日から適用する。

附　則（平成６年12月20日６中地防第249号）

この要綱は、平成６年12月12日から適用する。

附　則（平成７年４月11日７中地防第５号）

この要綱は、平成６年７月１日から適用する。

附　則（平成７年５月22日７中地防第62号）

この要綱は、平成７年４月２日から適用する。

附　則（平成８年３月25日７中地防第465号）

この要綱は、平成８年３月15日から適用する。

附　則（平成８年４月１日８中地防第３号）

この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

附　則（平成９年４月１日８中地防第453号）

この要綱は、平成９年４月１日から適用する。

附　則（平成９年12月12日９中地防第280号）

この要綱は、平成10年１月１日から適用する。

附　則（平成10年４月１日10中地防第１号）

この要綱は、平成10年４月１日から適用する。

附　則（平成10年４月１日10中地防第43号）

この要綱は、平成10年４月１日から適用する。

附　則（平成10年６月12日10中地防第84号）

この要綱は、平成10年６月12日から適用する。

附　則（平成10年10月30日10中地防第195号）

この要綱は、平成10年10月30日から適用する。

附　則（平成10年12月１日10中地防第210号）

この要綱は、平成10年12月１日から適用する。

附　則（平成11年３月29日10中地管第585号）

この要綱は、平成11年４月１日から適用する。

附　則（平成11年６月１日11中区防第64号）

この要綱は、平成11年６月１日から適用する。

附　則（平成11年８月１日11中区防第116号）

この要綱は、平成11年８月１日から適用する。

附　則（平成12年４月１日11中総総第1201号「中央区要綱等の題名等を統一する要綱」）

１　この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱等（以下「改正前の要綱等という。」）の規定による登録証、利用券、許可書その他これらに類するもので、現に効力有するものは、この要綱による改正後の要綱等の規定によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際、改正前の要綱等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、なお、使用することができる。

附　則（平成12年４月１日12中区防第６号）

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年４月１日13中区防第４号）

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年６月１日14中区防第45号）

この要綱は、平成14年６月１日から施行する。

附　則（平成15年６月16日15中区防第66号）

この要綱は、平成15年５月20日から施行する。

附　則（平成17年７月６日17中区防第45,46,51号）

この要綱は、平成17年６月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日18中区防第35号）

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年５月31日18中区防第48号）

この要綱は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日18中区防第219号）

１　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に在職する収入役の在職中に限り、この要綱による改正後の中央区防災会議委員等設置要綱第１の２の規定は適用せず、この要綱による改正前の中央区防災会議委員等設置要綱（以下「旧要綱」という。）第１の２の規定は、なお、その効力を有する。この場合において、旧要綱第１の２の一中「助役」とあるのは「副区長」とする。

附　則（平成19年10月１日19中区防第123号）

この要綱は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日19中区防第219号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年７月15日20中区防第131号）

この要綱は、平成20年７月16日から施行する。

附　則（平成21年３月31日20中区防第283号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月22日21中総防第296号）

この要綱は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（平成22年６月30日22中総防第332号）
この要綱は、平成22年７月１日から施行する。
附　則（平成23年３月28日22中総防第367号）
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成23年７月29日23中総防第175号）
この要綱は、平成23年８月１日から施行する。
附　則（平成24年３月31日23中総防第457号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年３月31日23中総防第463号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年４月１日24中総防第177号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年４月30日24中総防第181号）
この要綱は、平成24年５月１日から施行する。
附　則（平成24年５月31日24中総防第143号）
この要綱は、平成24年６月１日から施行する。
附　則（平成24年６月29日24中総防第175号）
この要綱は、平成24年７月１日から施行する。
附　則（平成24年８月31日24中総防第352号）
この要綱は、平成24年９月１日から施行する。
附　則（平成24年９月28日24中総防第353号）
この要綱は、平成24年10月１日から施行する。
附　則（平成24年12月４日24中総防第372号）
この要綱は、平成24年12月５日から施行する。
附　則（平成25年４月１日25中総防第84号）
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（平成26年７月１日26中総危第77号）
この要綱は、平成26年７月１日から施行する。
附　則（平成26年７月16日26中総危第189号）
この要綱は、平成26年７月16日から施行する。
附　則（平成27年４月１日27中総危第９号）
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年４月１日28中総危第25号）
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成29年４月１日29中総危第60号）
この要綱は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（令和２年４月１日２中総危第24号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年５月29日２中総危第60号）
この要綱は、令和２年５月29日から施行する。
附　則（令和３年２月15日２中総危第286号）
この要綱は、令和３年２月15日から施行する。
附　則（令和３年４月１日３中総危第32号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和４年４月１日４中総危第67号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和４年５月31日４中総危第68号）
この要綱は、令和４年５月31日から施行する。
附　則（令和５年３月１日４中総危第282号）
この要綱は、令和５年３月１日から施行する。
附　則（令和５年４月１日５中総防第46号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月26日５中総防第173号）
この要綱は、令和５年５月26日から施行する。
附　則（令和５年７月１日５中総防第497号）
この要綱は、令和５年７月１日から施行する。
附　則（令和５年10月１日５中総防第756号）
この要綱は、令和５年10月１日から施行する。
附　則（令和６年１月29日５中総防第A65号）
この要綱は、令和６年１月29日から施行する。
附　則（令和６年４月１日６中総防第９号）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

67. 中央区防災会議委員名簿（本文７頁）

（令和６年４月１日現在）

会　　長	区長

委　員　の　区　分	役　　職　　名
議会の議員及び議会局長	区議会議長 企画総務委員会委員長 防災等安全対策特別委員会委員長 議会局長
東京都知事の部内の職員	建設局第一建設事務所長 港湾局東京港建設事務所長 交通局馬喰駅務管区管区長 水道局中央支所長 下水道局中部下水道事務所長
警視庁の警察官	第一方面本部長 中央警察署長 久松警察署長 築地警察署長 月島警察署長 東京湾岸警察署長
東京消防庁の消防吏員	第一消防方面本部長 京橋消防署長 日本橋消防署長 臨港消防署長
消防団長	京橋消防団長 日本橋消防団長 臨港消防団長
陸上自衛隊の隊員	第１師団第１普通科連隊第１中隊長
指定地方行政機関の職員	海上保安庁東京海上保安部次長

委　員　の　区　分	役　　職　　名
指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員若しくは職員	日本郵便株式会社晴海郵便局長 日本郵便株式会社日本橋郵便局長 日本郵便株式会社銀座郵便局長 東日本電信電話株式会社東京事業部東京南支店長 首都高速道路株式会社東京西局副局長 東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部御茶ノ水営業統括センター副所長（神田駅長） 東京地下鉄株式会社銀座駅務管区長 東京ガス株式会社東京中支店支店長 東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社長 公益社団法人中央区医師会長 公益社団法人日本橋医師会長 一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会長 公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会長 一般社団法人京橋薬剤師会長 一般社団法人日本橋薬剤師会理事
自主防災組織を構成する者	京橋地域町会連合会会長 日本橋地域町会連合会会長 月島地域町会連合会会長 京橋防火女性の会会長 日本橋防火防災女性の会会長 臨港防火防災女性の会会長
社会福祉協議会の理事	中央区社会福祉協議会常務理事
区長の部内の職員	副区長 企画部長 総務部長 総務部防災危機管理室長 区民部長 福祉保健部長 福祉保健部高齢者施策推進室長 保健所長 環境土木部長 都市整備部長 都市整備部都市活性プロジェクト推進室長
区教育委員会の教育長 及び事務局次長	教育長 教育委員会事務局次長

（敬称略）

68. 中央区防災区民組織の育成に関する要綱（本文48頁）

昭和63年8月１日
63中総自第1194号

（目的）

第１条　この要綱は、中央区（以下「区」という。）における防災区民組織の結成及び育成並びにそ活動を援助することにより、区の防災機能の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における防災区民組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条第２項及び東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第34条の規定に基づき震災から地域社会を守るために町会、自治会等を母体として、次条に掲げる活動を行うものとして区民が自主的に結成した団体をいう。

（防災区民組織の活動事項）

第３条　防災区民組織は、地震による被害を軽減し、又は防止するため、平常時の予防活動及び震災時の応急活動を行うものとする。

一　平常時

イ　防災意識の普及及び高揚

ロ　出火防止の徹底

ハ　初期消火、応急救出救護、避難誘導等の各種訓練の実施

ニ　防災資器材の備蓄及び保守管理

ホ　その他防災区民組織の目的を達成するために必要な事項

二　震災時

イ　出火防止及び初期消火活動

ロ　情報収集、伝達及び広報活動

ハ　応急救出救護活動

ニ　避難活動

ホ　秩序維持に対する協力

ヘ　炊き出しに対する協力

ト　救助物資の配分

（育成指導機関）

第４条　防災区民組織の育成及び指導は、区が警察署及び消防署の協力を得て行う。

（育成指導の基本方針）

第５条　防災区民組織の育成及び指導に当たっては、構成員の防災知識の向上及び防災意識の高揚を図り、もって防災区民組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

（組織結成の報告書）

第６条　防災区民組織がこの要綱の適用を受けようとするときは、その代表者は、別記第１号様式による報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出し、その認定を受けるものとする。

一　防災区民組織役員名簿

二　組織規約

三　防災計画

四　前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

２　防災区民組織の代表者は、当該防災区民組織の代表者、組織規約又は防災計画に変更が生じた場合は、速やかに別記第２号様式による報告書により、区長に報告するものとする。

（組織結成の公表）

第７条　区長は、前条第１項の規定による認定を行ったときはその認定内容を、同条第２項の規定による報告を受けたときはその報告内容を、警察署及び消防署に連絡するとともに、中央区地域防災計画に掲載し公表する。

（組織への助成）
第８条　区長は、防災区民組織の活動の目的達成に寄与するため、防災区民組織に対し、次の助成を行うことができる。
一　防災資器材の供与
二　結成費助成金の交付
三　運営費助成金の交付
四　自動体外式除細動器購入費助成金（以下「ＡＥＤ購入費助成金」という。）の交付
２　防災資器材の供与（医療救急箱及びトランジスタメガホンに係るものに限る。）及び結成費助成金の交付は、別表に定める基準により第６条第1項の規定による認定後、速やかに行う。
３　防災資器材の供与（前項に掲げるものを除く。）は、別表に定める基準により、予算の範囲内において行う。
４　前２項の基準による防災資器材のほか、区長は予算の範囲内において、防災活動に必要な資器材を供与することができる。
５　区長は、認定した防災区民組織の第３条第１項に規定する活動に対し、毎年度予算の範囲内において運営費助成金を交付する。
６　運営費助成金の交付は、別表に定める基準により１会計年度に１回行う。ただし、区長が特に必要があると認める場合にはこの限りではない。
７　区長は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を購入した防災区民組織に対し、別表に定める基準により、予算の範囲内においてＡＥＤ購入費助成金を交付する。
（交付の申請）
第９条　防災資器材（前条第４項に規定する資器材を含む。以下同じ。）の供与を受けようとする防災区民組織の代表者は、別記第３号様式による申請書その他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。
２　結成費助成金又は運営費助成金（以下「結成費助成金等」という。）の交付を受けようとする防災区民組織の代表者は、別記第４号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
一　事業計画書
二　収支予算書
三　防災区民組織役員名簿
四　その他区長が必要と認める書類
３　ＡＥＤ購入費助成金の交付を受けようとする防災区民組織の代表者は、別記第５号様式による申請書、見積書その他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。
（防災資器材供与の決定等）
第10条　区長は、前条第１項の規定により防災資器材供与申請書の提出があったときは、内容を審査の上、供与することとしたときは速やかに防災資器材を供与するものとする。この場合において、区長は、防災資器材の使用及び管理について必要な条件を付すことができる。
２　防災区民組織の代表者は、防災資器材を受領したときは、別記第６号様式による受領書を区長に提出しなければならない。
（結成費助成金等の交付決定等）
第11条　区長は、第９条第２項の規定により別記第４号様式による申請書の提出があったときは、内容を審査の上、結成費助成金等を交付することとしたときは別記第７号様式による通知書、交付しないこととしたときは別記第８号様式による通知書により、防災区民組織の代表者に通知するものとする。
２　区長は、第９条第３項の規定により別記第５号様式による申請書の提出があったときは、内容を審査の上、ＡＥＤ購入費助成金を交付することとしたときは別記第９号様式による通知書、交付しないこととしたときは別記第10号様式による通知書により、防災区民組織の代表者に通知するものとする。
３　区長は、第１項に規定する交付の決定に当たって、結成費助成金等の交付の条件を付すことができる。

（助成金の請求及び交付）
第12条　前条第１項の規定による交付決定の通知を受けた防災区民組織の代表者は、別記第11号様式による請求書を区長に提出し、結成費助成金等の交付を請求するものとする。
２　前条第２項の規定による交付決定の通知を受けた防災区民組織の代表者は、別記第12号様式による請求書、別記第13号様式による完了届、領収書その他区長が必要と認める書類を速やかに区長に提出し、ＡＥＤ購入費助成金等の交付を請求するものとする。
３　区長は、前２項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。
（実績報告）
第13条　結成費助成金等の交付を受けた防災区民組織の代表者は、助成金事業が完了したとき又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別記第14号様式による報告書（以下「実績報告書」という。）を、区長に提出しなければならない。
（助成金の額の確定）
第14条　区長は前条の実績報告書を審査の上、助成額を確定し、防災区民組織の代表者に通知するものとする。
２　前項の審査に際し、区長は、必要と認める場合は、調査を行うものとする。
（決定の取消し）
第15条　区長は、結成費助成金、運営費助成金又はＡＥＤ購入費助成金（以下「各種助成金」という。）の交付決定を受けた防災区民組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、各種助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
一　偽りその他の手段により各種助成金の交付決定を受けたとき。
二　各種助成金を助成対象以外の用途に使用したとき。
三　各種助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他区長の命令に違反したとき。
（各種助成金の返還）
第16条　区長は、前条の規定により、各種助成金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に各種助成金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。
２　区長は、第14条第１項の規定により交付すべき結成費助成金等の額を確定した場合において、既にその額を超えて結成費助成金等が交付されているときには、当該超えた額について、その返還を命じるものとする。
（防災資器材及びＡＥＤの管理）
第17条　防災資器材の供与及びＡＥＤ購入費助成金の交付を受けた防災区民組織は、平常時の活動においても十分防災資器材を活用するとともに良好な管理に努めなければならない。

附則

１　この要綱は、昭和63年８月１日から施行する。
２　この要綱施行の際、現に存する防災区民組織は、第６条第１項の規定に基づく組織結成の報告がなされ、区長の認定があったものとみなす。
３　昭和63年度の運営費助成金の交付は、昭和63年４月１日から昭和64年３月31日までの防災区民組織の活動を対象として行う。
４　東京都中央区防災区民組織結成補助金交付要綱（昭和50年10月23日付50中総総発第679号決裁）は昭和63年７月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成元年８月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附則（平成12年４月１日付11中総総発第1201号。中央区要綱等の題名等を統一する要綱）

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成20年９月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱の改正前の中央区防災区民組織の育成に関する要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表（第８条関係）

助成種別	基　　準
防災資器材	1　医療救急箱 組織結成時に、１組織に１セット配付する。 2　トランジスタメガホン 次の基準により、組織結成時に配付する。 配付個数＝世帯数×１／100 ただし、端数が生じるときは、小数点以下第１位を四捨五入する。 なお、100世帯未満の組織については、１個とする。 3　防災区民組織用消火器（蓄圧式・粉末（ABC）消火器４型） 次の基準により、各組織に配付する。 配付本数＝10本＋世帯数×１／３ ただし、端数が生じるときは、小数点以下第１位を四捨五入する。 4　軽可搬ポンプ一式 保管場所を確保し、かつ、３名以上の使用担当員を配備できる組織に供与する。 5　大型消火器（蓄圧式・強化液20リットル、車載型） 保管場所を確保し、かつ、使用担当員を配備できる組織に供与する。 6　防災資器材倉庫 防災資器材の保管場所に困窮し、かつ、倉庫の設置場所を確保できる組織に供与する。
結成助成費金	次の算式により得た額を組織結成時に助成する。 @200円×世帯数 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
運営費助成金	1　基本分 (1) 次の算式により得た額を助成する。 (30,000円×組織を構成する町会等の数）…　①＋@200円×世帯数 (1,000円未満切り上げ。) (2) 平成３年４月１日以降に結成した組織で複数町会等により構成 ア　４町会等以上により構成 結成年度＝①×３／３＋@200円×世帯数 ２年度目＝①×２／３＋@200円×世帯数 ３年度目以降＝①×１／３＋@200円×世帯数 (1,000円未満切り上げ。）を限度として助成する。 イ　３町会等以下により構成 結成年度＝①×３／３＋@200円×世帯数 ２年度目＝①×２／３＋@200円×世帯数 ３年度目以降単独町会等による組織と同等の額 (1,000円未満切り上げ。）を限度として助成する。 (3) 平成３年４月１日以前に結成した組織で複数の町会等により構成 30,000円×組織を構成する町会等の数×１／３＋@200円×世帯数 (1,000円未満切り上げ。) 2　特別分（軽可搬ポンプの供与を受けた組織のみ） 軽可搬ポンプの保守点検等経費を助成する。
ＡＥＤ購入費助成金	助成額 ＡＥＤ購入費に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満切捨て。）又は20万円のいずれか少ない額。

69. 中央区初期消火訓練に対する助成要綱（本文48頁）

（目的）

第１条　この要綱は、中央区内に存する防災区民組織、町会・自治会等（以下「組織等」という。）が行う初期消火訓練（以下「訓練」という。）に対し区が、必要な援助を行うことにより、充実した訓練の実施を図ることを目的とする。

（訓練）

第２条　この要綱において訓練とは、組織等が消防署の指導のもとに行う訓練をいう。

（助成内容）

第３条　助成は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　訓練において使用した消火器の薬剤の詰替経費

(2)　前号において使用した消火器で、いわゆる失効消火器として処分されるものの処分経費

(3)　その他区長が必要と認めるもの

（訓練の認定）

第４条　第３条第１項第１号又は第２号による助成を希望するものは、あらかじめ所轄の消防署を通じて、第１号様式による訓練実施計画書を区に提出し区の承認を受けなければならない。

（訓練に対する災害補償）

第５条　区は、承認した訓練における参加者の不慮の事故等に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

附則

１　この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

２　初期消火訓練実施要綱（昭和53年５月12日付53中総総発第206号決裁）は平成５年３月31日をもって廃止する。

70. 中央区災害対策本部条例（本文141頁）

（昭和38年３月20日条例第14号）
改正　昭和40年３月20日条例第12号
平成８年６月28日条例第20号
平成24年12月５日条例第44号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、中央区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（一部改正〔平成８年条例20号・平成24年条例44号〕）
（本部の組織）
第２条　本部に本部長室および部を置く。
２　部に部長を置く。
３　本部長室および部に属すべき本部の職員は、区規則で定める。
（昭40条例12・一部改正）
（職務）
第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
（昭40条例12・一部改正）
（委任）
第４条　前２条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、区規則で定める。
付則
この条例は、昭和38年４月１日から施行する。
付則（昭和40年３月20日条例第12号）
この条例は、昭和40年４月１日から施行する。
附則（平成８年６月28日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成24年12月５日条例第44号）
この条例は、公布の日から施行する。

71. 中央区災害対策本部条例施行規則（本文141頁）

昭和38年５月20日
規則第13号

改正 昭和39年９月30日規則第48号 昭和40年６月１日規則第44号
昭和42年８月１日規則第22号 昭和46年６月30日規則第20号
昭和47年１月20日規則第２号 昭和48年９月１日規則第27号
昭和49年４月１日規則第12号 昭和50年８月15日規則第56号
昭和51年５月20日規則第24号 昭和52年５月20日規則第27号
昭和52年８月23日規則第43号 昭和53年８月１日規則第41号
昭和54年５月31日規則第25号 昭和56年４月１日規則第12号
昭和57年４月１日規則第24号 昭和57年12月20日規則第51号
昭和58年４月１日規則第11号 昭和60年４月１日規則第13号
昭和61年４月１日規則第15号 昭和62年９月１日規則第39号
昭和63年６月１日規則第32号 平成元年７月１日規則第27号
平成２年６月27日規則第23号 平成３年６月30日規則第36号
平成４年６月29日規則第27号 平成５年４月23日規則第25号
平成６年４月28日規則第25号 平成７年５月10日規則第25号
平成８年５月20日規則第32号 平成９年５月15日規則第28号
平成10年６月30日規則第29号 平成11年３月31日規則第11号
平成13年６月29日規則第29号 平成14年11月１日規則第37号
平成15年８月29日規則第30号 平成16年９月１日規則第41号
平成18年８月10日規則第54号 平成19年12月14日規則第76号
平成20年12月15日規則第54号 平成21年４月１日規則第12号
平成23年４月１日規則第４号 平成23年８月１日規則第18号
平成24年４月１日規則第６号 平成25年３月１日規則第２号
平成25年３月30日規則第４号 平成25年９月30日規則第42号
平成26年３月31日規則第９号 平成27年３月31日規則第20号

中央区災害対策本部条例施行規則

（目的）

第１条 この規則は、中央区災害対策本部条例（昭和38年３月中央区条例第14号。以下「条例」という。）第２条及び第４条の規定に基づき、中央区災害対策本部（以下「本部」という。）の組織、組織を構成する機関及びその所掌事務等について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成２年規則23号〕

（本部長室の所掌事務）

第２条 本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議し、策定する。

１ 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
２ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
３ 避難の勧告又は指示に関すること。
４ 他の区市町村との相互応援に関すること。
５ 部長に対する事務委任に関すること。
６ 東京都災害対策本部との連絡に関すること。
７ 東京都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
８ 公用令書による公用負担に関すること。
９ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

10　部長会議の招集に関すること。
11　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
一部改正〔昭和40年規則44号・平成18年54号・23年4号〕
（本部長室の構成）
第３条　本部長室は、次に掲げる者をもつて構成する。
１　災害対策本部長（以下「本部長」という。）
２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）
（副本部長）
第４条　副本部長は、副区長及び教育長をもつて充てる。
２　条例第３条第２項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、中央区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成17年12月中央区規則第50号）の定めるところによる。
一部改正〔昭和40年規則44号・62年39号・平成２年23号・13年29号・19年76号〕
（本部員）
第５条　本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。
１　中央区組織条例（昭和40年３月中央区条例第１号）第１条に規定する部の長
２　総務部秘書担当部長
３　総務部防災危機管理室長
４　福祉保健部高齢者施策推進室長
５　中央区保健所長
６　会計管理者
７　教育委員会事務局次長
８　監査事務局長
９　議会局長
２　前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、中央区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
一部改正〔昭和39年規則48号・40年44号・47年２号・50年56号・52年43号・62年39号・平成３年36号・18年54号・19年76号・21年12号・24年６号〕
第６条　削除
削除〔昭和40年規則44号〕
（部）
第７条　部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。
災対指令部
１　東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること。
２　本部の通信情報の総括に関すること。
３　被災者の収容計画に関すること。
４　他の部に属しないこと。
５　前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整及び総括に関すること。
災対総務部
１　本部長室及び部長会議の庶務に関すること。
２　議会との連絡その他渉外事務に関すること。
３　本部職員の動員及び給与に関すること。
４　災害対策に必要な物資、資材、車両等の調達に関すること。
５　災害に際し応急措置の業務に従事する者に関すること。
６　災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関すること。
７　り災証明の交付に関すること。
８　他の部への協力に関すること。

災対財政広報部
1　災害に関する広報及び広聴に関すること。
2　生活復興計画に関すること。
3　災害対策関係予算の総括に関すること。
4　情報機器の保全及び復旧並びに情報処理システムの運用確保に関すること。
災対区民部
1　災害地の調査に関すること。
2　被災者の救出、避難誘導及び避難収容に関すること。
3　災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分及び配送に関すること。
災対福祉保健部
1　義援金品の受領及び配分に関すること。
2　被災者の生活再建の支援に関すること。
3　一般ボランティア及び医療ボランティアの受入れ等に関すること。
4　医療関係機関との連絡調整に関すること。
5　福祉避難所の設置、管理及び運営に関すること。
6　前各号に掲げるもののほか、被災者の厚生保護に関すること。
災対保健所部
1　医療救護所の設置、管理及び運営に関すること。
2　医療、防疫及び食品衛生に関すること。
3　遺体収容所等の設置、管理及び運営に関すること。
災対環境土木部
1　応急給水に関すること。
2　災害地の環境整備に関すること。
3　ごみ及びし尿の処理に関すること。
4　水防関係機関等との連絡に関すること。
5　水防その他防災活動に関すること。
6　道路、橋りょう、河川、堤防、公園等の点検、整備及び復旧に関すること。
7　障害物の除去に関すること。
8　災害対策に必要な労務の供給に関すること。
9　遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関すること。
10　災害地の清掃に関すること。
11　東京都（以下「都」という。）が行うがれき処理への協力窓口に関すること。
災対都市整備部
1　建物のり災の程度の調査に関すること。
2　建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関すること。
3　被災住宅の応急措置に関すること。
4　都市復興計画に関すること。
5　応急危険度判定ボランティアの受入れに関すること。
6　応急仮設住宅の建設に関すること。
7　庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関すること。
8　民間被災建築物の応急危険度判定に関すること。
9　都が行うがれき処理への協力窓口に関すること。
災対教育施設部
1　被災者の収容に関すること。
2　避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関すること。
3　被災児童及び生徒の応急教育に関すること。

2　部の編成は、別表のとおりとする。

3　部に属すべき本部の職員は、別表に定める者のほか、当該部に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから部長が命ずる。

４　前２項に掲げるもののほか、部の編成に関し必要な事項は、本部長が定める。

一部改正〔昭和40年規則44号・47年２号・50年56号・平成２年23号・8年32号・10年29号・11年11号・14年37号・18年54号・19年76号・20年54号・21年12号・23年４号・25年２号〕

第８条　削除

削除〔昭和40年規則44号〕

（部長会議）

第９条　本部長は、災害対策の推進を図るために必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

２　部長会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

１　本部長

２　副本部長

３　部長

一部改正〔昭和40年規則44号〕

第10条　削除

削除〔昭和40年規則44号〕

（職務権限）

第11条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

一部改正〔平成18年規則54号〕

（雑則）

第12条　この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　東京都災害対策本部中央区支隊規則（昭和34年４月東京都中央区規則第５号）は、廃止する。

付則（昭和39年９月30日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和40年６月１日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和42年８月１日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和46年６月30日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和47年１月20日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和48年９月１日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（昭和49年４月１日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年８月15日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和51年５月20日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和52年５月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和52年８月23日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年８月１日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和54年５月31日規則第25号）

この規則は、昭和54年６月１日から施行する。

附則（昭和56年４月１日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和57年４月１日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和57年12月20日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和58年４月１日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和60年４月１日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表厚生部の部福祉課の款児童係の項の改正規定は、昭和60年４月16日から施行する。

附則（昭和61年４月１日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和62年９月１日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和63年６月１日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年７月１日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成２年６月27日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成３年６月30日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成４年６月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成５年４月23日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成６年４月28日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成７年５月10日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成８年５月20日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成９年５月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成10年６月30日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成11年３月31日規則第11号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附則（平成13年６月29日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成14年11月１日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成15年８月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成16年９月１日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成18年８月10日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成19年12月14日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成20年12月15日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成21年４月１日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成23年３月31日規則第４号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附則（平成23年８月１日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成24年３月31日規則第６号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附則（平成25年３月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成25年３月30日規則第４号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附則（平成25年９月30日規則第42号）

この規則は、平成25年10月１日から施行する。

附則（平成26年３月31日規則第９号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附則（平成27年３月31日規則第20号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

全部改正〔平成２年規則23号〕、一部改正〔平成３年規則36号・４年27号・５年25号・６年25号・７年25号・８年32号・９年28号・10年29号・11年11号・13年29号・14年37号・15年30号・16年41号・18年54号・19年76号・20年54号・21年12号・23年４号・19号・24年６号・25年２号・４号・42号・26年９号・27年20号〕

72. 中央区災害対策本部運営要綱（本文141頁）

第１章　総則

（この要綱の目的）

第１　この要綱は、中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年５月東京都中央区規則第13号。以下「規則」という。）第12条に基づき中央区災害対策本部の運営についての基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める災害で災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条に定める程度のものをいう。

第２章　本部の設置及び廃止

（本部の設置）

第３　区長は、中央区（以下「区」という。）の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、第３章の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

２　本部の部長（以下「部長」という。）の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認められたときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。

３　防災危機管理室長は、上記２の要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、規則第５条第１項の本部員の職に充てられている者に協議して、本部の設置を区長に申請しなければならない。

（本部の設置等の通知等）

第４　防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に本部の設置を通知しなければならない。

(1)　部長

(2)　中央区防災会議の委員

(3)　東京都知事

(4)　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

２　部長は、前項の規定による通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

（本部の廃止）

第５　区長は、区の区域について災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

２　本部の廃止の通知等は、上記第４に準じて処理する。

第３章　本部の非常配備態勢

（非常配備態勢の種別）

第６　災害時における本部の活動態勢の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1)　第１非常配備態勢

イ　時期

おおむね24時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。

ロ　態勢

水防その他災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。

(2)　第２非常配備態勢

イ　時期

おおむね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき、若しくは局地災害が発生したとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。

ロ　態勢

本部職員の約３分の１をもってこれに当たり、第１非常配備態勢を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

(3)　第３非常配備態勢

イ　時期

事態が切迫し、相当の地域について災害が発生すると予想されるとき、若しくは発生したとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。

ロ　態勢

本部職員の半数以上をもってこれに当たり、相当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。

(4)　第４非常配備態勢

イ　時期

災害が拡大し、第３非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。

ロ　態勢

本部の全力をもって当る態勢とする。

（職員の自動参集）

第７　職員は正規の勤務時間（中央区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年４月東京都中央区訓令甲第４号）第２条の規定により割り振られた時間をいう。）外等に震度６弱以上の地震が東京に発生した場合は、第４非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。

（非常配備態勢の特例）

第８　本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

（非常配備態勢に基づく措置）

第９　部長は、あらかじめ部が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

２　部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項の要領に基づき、所属職員に必要な指示をしなければならない。

第４章　部の編成及び分掌事務

第10　部の編成及び分掌事務は、規則の定めるところによる。

第５章　職員の配置及び服務

（職員の配置）

第11　部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に配置すべき職員を規則第７条第３項の規定に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を備えておかなければならない。

２　部長は、あらかじめ別記第１号様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

３　部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

４　部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

(1)　動員表に基づき職員を所定の部署に配備すること。

(2)　動員表に準じ総務部長へ動員状況を報告すること。

(3)　その他高次の非常配備態勢の配置に移行できる措置を講ずること。

（職員の服務）

第12　本部の職員は、本部が設置された場合は次の事項を厳守しなければならない。

(1)　常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。

(2)　不急の行事、会議、出張等を中止すること。

(3)　正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
(4)　勤務場所を離れている場合においても常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
(5)　非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って参集すること。
2　すべて本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう、厳しく注意しなければならない。

第６章　本部連絡員

（本部連絡員の職務等）

第13　本部長室と部の連絡、部相互の連絡調整を推進するため部ごとに本部連絡員を置く。
2　部長は、あらかじめ部所属の課長の職にある者のうちから複数の本部連絡員を指名し、別記第２号様式により本部長に報告しなければならない。

（本部連絡員の招集）

第14　防災危機管理室長は、本部長室が開設されたとき又は部相互間の連絡調整をはかるため必要があると認めたときは、本部連絡員を招集することができる。

第７章　本部長室の開設及び本部長室の議事

（本部長室の開設）

第15　本部長は、原則として第２非常配備態勢を発令したときは、規則第３条の本部長室の構成員を招集するものとする。
2　本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、規則第５条第２項の本部員を指名するものとする。
3　本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に、区防災会議の委員が属する機関の派遣員、その他本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（本部長室の議事）

第16　本部長室に付議する事項は、規則第２条に定める審議策定事項及び中央区地域防災計画に定める報告事項とする。
2　部長は付議事項について特に必要があると認めたときは、適当と認める説明者を出席させることを求めることができる。

第８章　本部長室における発信事項及び受信事項の処理

（発信事項の処理）

第17　災対指令部指令通信課長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち必要と認めた事項について、発信文を発議し、防災危機管理室長の確認を得た上、本部連絡員等に伝達しなければならない。

（受信事項の処理）

第18　災対指令部指令通信課長は、受信した事項を本部長室に付議するとともに本部連絡員等に連絡しなければならない。
2　災対指令部指令通信課長は、本部長室における受信事項を整理集計しておかなければならない。

（通信用紙）

第19　本部長室における発信事項及び受信事項の処理は、別記第３号様式の用紙を使用するものとする。

第９章　部長会議

（会議の招集）

第20　部長会議は、おおむね次の場合に招集する。
(1)　本部長室において招集を審議決定したとき。
(2)　部長から招集の要請があったとき。
(3)　その他重要な災害対策に関して連絡調整を図る必要があるとき。
2　部長会議の招集場所は、その都度指示する。
3　部長は、必要な補佐員を伴って会議に出席することができる。

（資料の準備）

第21　部長は、部長会議に出席するときは、所管事項についてとった措置及びとろうとする措置の概要その他参考となる資料を準備しなければならない。

第10章　本部の財務

（本部の財務）

第22　本部の財務は、通常の行政組織における職務権限により処理する。

第11章　災害対策の実施

第23　本部の各機関が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか、中央区地域防災計画の定めるところによる。

第12章　本部の被服及び標識

第24　本部の被服及び標識については、別に定める。

附則（平成２年７月５日　２中地防第351号）

この要綱は、平成２年７月１日から適用する。

附則（平成８年10月14日　８中地防第260号）

この要綱は、平成８年10月１日から適用する。

附則（平成11年３月29日　10中地管第585号）

この要綱は、平成11年４月１日から適用する。

附則（平成20年３月31日　20中区防第313号）

この要綱は、平成21年４月１日から適用する。

第１号様式

非常配備態勢別動員表

＿＿部

部	課	所属職員数	第１非常配備態勢	第２非常配備態勢	第３非常配備態勢	第４非常配備態勢	備考
＿＿部	管理職						
	＿＿課						
	管理職						
	＿＿課						
合計							

（注）１　所属職員数は、本部組織に対する通常の行政組織に所属する総職員数を記入すること。
２　女子職員数は、カッコ内書とする。
３　部に所属する管理職は、庶務担当課の管理職欄に記入すること。
４　備考欄は、交替方法等を記入すること。

第２号様式

本部連絡員名簿

＿＿部

通常の行政組織における職名	本部組織における職名	氏名	電話	住所

（注）１　自宅に電話がない場合は、必ず呼出し電話を記入すること。
２　各人ごとに自宅付近の案内図を添付すること。

第３号様式

資料編21．被害状況報告書様式を参照

73. 中央区職員の警戒勤務に関する規程（本文130頁）

昭和 59 年３月９日
訓令甲第１号

改正　平成元年４月１日訓令甲第９号　平成２年４月１日訓令甲第６号
平成４年７月１日訓令甲第10号　平成７年４月28日訓令甲第５号
平成10年４月１日訓令甲第４号　平成11年４月１日訓令甲第１号
平成15年４月８日訓令甲第８号　平成20年５月１日訓令甲第８号
平成21年４月１日訓令甲第４号　平成26年４月１日訓令甲第３号
平成27年４月１日訓令甲第１号

中央区職員の警戒勤務に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、区長が指定する職員の警戒勤務について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において「警戒勤務」とは、正規の勤務時間（中央区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 10 年４月中央区訓令甲第４号）第２条の規定により割り振られた時間をいう。）外等に発生する地震災害等の非常事態に対処するための宿直勤務及び日直勤務をいう。

一部改正〔平成７年訓令甲５号・10 年４号〕

（警戒勤務職員）

第３条　警戒勤務に従事する職員として区長が指定する職員（以下「警戒勤務職員」という。）は、部長、課長及びこれらに相当する職にある者（医師を除く。）とする。

一部改正〔平成７年訓令甲５号・15 年８号・26 年３号〕

（職務）

第４条　警戒勤務職員は、防災危機管理室長の指定する場所において警戒勤務するとともに、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２に基づく災害対策本部が設置されるまでの間、次に掲げる事務をつかさどる。

１　災害に関する情報の収集及び防災危機管理室長等への通報に関すること。

２　災害対策本部の設置準備に関すること。

３　臨時非常配備態勢の確立及び参集職員に対する指揮監督に関すること。

４　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

２　警戒勤務職員は、前項に規程する職務を遂行するに際し防災危機管理室長から指示があつたときは、これに従うものとする。

一部改正〔平成２年訓令甲６号・11 年１号・20 年８号・21 年４号・26 年３号〕

（警戒勤務時間）

第５条　警戒勤務時間の区分は、別表のとおりとする。

２　警戒勤務職員の警戒勤務日及び警戒勤務時間は、防災危機管理室長が定め、あらかじめ当該職員に通知する。

一部改正〔平成元年訓令甲９号・２年６号・４年 10 号・７年５号・11 年１号・20 年８号・21 年４号〕

（事務引継ぎ等）

第６条　警戒勤務職員が警戒勤務を終了したときは、防災危機管理室長又は交替者に事務を引き継ぐものとする。

２　警戒勤務職員は、前項の規定により交替者に事務を引き継ぐ場合においては、これを終了しない限り、警戒勤務時間経過後であつても、なお、その勤務を続けなければならない。

一部改正〔平成２年訓令甲６号・11 年１号・20 年８号・21 年４号〕

（疾病等による警戒勤務の交替等）

第７条　警戒勤務職員が、疾病その他やむを得ない事情により第５条第２項の規定により定められた警戒勤務に就くことができない場合には、速やかに警戒勤務職員のうちから交替者を定め、防災危機管理室長の承認を受けなければならない。

２　警戒勤務職員が警戒勤務中、やむを得ない事情によりその勤務を続けることができなくなつたときは、警戒勤務職員のうちから交替者を定め、その者の登庁を待つて退庁することができる。この場合においては、事後において防災危機管理室長に届け出なければならない。

一部改正〔平成２年訓令甲６号・７年５号・11 年１号・20 年８号・21 年４号・26 年３号〕

（事務の所管）

第８条　この規程の実施に関する事務は、総務部危機管理課において行う。

一部改正〔平成２年訓令甲６号・11 年１号・21 年４号・27 年第１号〕

（細部施行）

第９条　この規程の施行に関し必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

一部改正〔平成２年訓令甲６号・11 年１号・21 年４号〕

附則

この規程は、昭和 39 年４月１日から施行し、同日から始まる警戒勤務について適用する。

附則（平成２年４月１日訓令甲第６号）

１　この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際、既にこの訓令による改正前の東京都中央区職員の警戒勤務に関する規程の規定に基づき、この訓令の施行の日以後の日に係る警戒勤務職員の警戒勤務日及び警戒勤務時間について総務部長が定め、かつ通知したものにあっては、この訓令による改正後の東京都中央区職員の警戒勤務に関する規程の規定に基づき、地域振興部長が定め、かつ通知したものとみなす。

附則（平成７年４月 28 日訓令甲第５号）

１　この訓令は、平成７年５月１日から施行する。

２　平成７年４月５日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、施行日以後の日に係る警戒勤務職員の警戒勤務日及び警戒勤務時間についてなされた決定その他の行為は、この訓令による改正後の東京都中央区職員の警戒勤務に関する規程の規定に基づきなされたものとみなす。

附則（平成 11 年４月１日訓令甲第１号）

この規程の施行の際、既に第五条の規定による改正前の東京都中央区職員の警戒勤務に関する規程第５条第３項の規定に基づき、地域振興部長が定め、通知した平成 11 年４月１日以後の警戒勤務日及び警戒勤務時間は、第五条の規定による改正後の東京都中央区職員の警戒勤務に関する規程第５条第３項の規定に基づき、区民部長が定め、通知したものとみなす。

附則（平成 15 年４月８日訓令甲第８号）

この訓令は、平成 15 年５月１日から施行する。

附則（平成 20 年５月１日訓令甲第８号）

平成 20 年４月９日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、施行日以後の日に係る警戒勤務職員の警戒勤務日及び警戒勤務時間についてなされた決定その他の行為は、この訓令による改正後の中央区職員の警戒勤務に関する規程の規定に基づきなされたものとみなす。

附則（平成 21 年４月１日訓令甲第４号）

この訓令の施行の際、既に第４条の規定による改正前の中央区職員の警戒勤務に関する規定第５条第２項の規定に基づき、区民部長が定め、及び通知した平成 21 年４月１日以後の警戒勤務日及び警戒勤務時間は、第四条の規定による改正後の中央区職員の警戒勤務に関する規定第５条第２項の規定に基づき、防災危機管理室長が定め、及び通知したものとみなす。

附則（平成 26 年４月１日訓令甲第３号）

この訓令による改正後の中央区職員の警戒勤務に関する規程第３条の規定は、平成 26 年５月７日に始まる警戒勤務から適用する。

附則（平成 27 年４月１日訓令甲第１号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

警戒勤務日	種別	警戒勤務時間
月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	宿直勤務	午後５時15分から翌日の午前８時30分まで
日曜日及び土曜日並びに休日	日直勤務	午前８時30分から午後５時15分まで
	宿直勤務	午後５時15分から翌日の午前８時30分まで

備考　休日とは、中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年３月中央区条例第３号）第10条に規定する日をいう。

追加〔平成７年訓令甲５号〕、一部改正〔平成10年訓令甲４号〕

74. 中央区災害応急指令員勤務要領（本文130頁）

地域振興部長決裁
四中地防第121号
平成４年７月１日施行

第１　目的

この要領は、中央区非常勤職員の設置、任用等に関する要綱に基づく災害応急指令員の勤務条件等について定め、もって災害応急指令員の職務の円滑な運営に資することを目的とする。

第２　勤務命令

１　災害応急指令員の勤務の割振りは危機管理課長（以下「課長」という。）が定める。

２　勤務を命じられた者が、疾病、事故その他やむを得ない事情により勤務に服することができないときは、あらかじめ課長に申し出なければならない。

３　前項の申出があった時は、課長は他の者に交替を命ずることができる。

第３　勤務時間等

１　災害応急指令員の勤務時間は、次に掲げる区分により定めることとする。

(1)　月曜日から金曜日までの間にあっては、午後４時45分から翌日の午前９時30分までとする。

(2)　日曜日及び土曜日にあっては、午前９時から翌日の午前９時30分までとする。

２　祝日及び年末年始（12月29日から12月31日まで及び１月２日、１月３日）については、第３の１の(2)に準じる。

３　第３の１の(2)及び第３の２の場合における災害応急指令員は、勤務時間経過後であっても、交替の災害応急指令員に事務の引継ぎを終了しない限り、なお服務しなければならない。

４　第３の１及び第３の２に定める勤務時間の割振りにより難い特別の事由が発生した場合は、課長は臨時にこれを変更することができる。

５　勤務時間及び勤務態様の細部は別表のとおりとする。

第４　出退勤時の引継ぎ

１　災害応急指令員が出勤したときは、課長又は前任の災害応急指令員から所定の勤務日誌等の引渡しを受けるとともに、事務の引継ぎを受けるものとする。

２　災害応急指令員が退勤するときは、勤務日誌に所定の事項を記載し、課長又は交替の災害応急指令員に引継ぎしなければならない。

付則

この要領は、平成元年７月１日から施行し、施行日の属する週の土曜日から適用する。

附則

この要領は平成27年４月１日から施行する。

75. 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（抄）
（本文142・363頁）

昭和38年３月20日
条 例 第 １５号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第１項および水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定に基づき、災害対策基本法第65条の規定により応急措置の業務に従事した者及び水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償について定めることを目的とする。

（昭42条例27・全改、平成17条例38・一部改正）

（通知）

第３条　従事者が応急措置の業務又は水防（以下「応急措置の業務等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（昭42条例27・昭57条例32・一部改正）

（損害補償の申請）

第４条　損害補償を受けようとする者は、区規則の定めるところにより区長に申請しなければならない。

（昭42条例27・一部改正）

第２章　損害補償

（昭42条例27・改称）

（損害補償の種類）

第５条　第１条の損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

１　療養補償
２　休業補償
３　傷病補償年金
４　障害補償
　イ　障害補償年金
　ロ　障害補償一時金
５　介護補償
６　遺族補償
　イ　遺族補償年金
　ロ　遺族補償一時金
７　葬祭補償

（昭41条例18・昭42条例27・昭52条例28・平８条例21・一部改正）

〔参考〕

根拠法令

災害対策基本法

第84条　市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第２項において準用する第63条第２項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれ

らの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

② 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

水防法

第45条　第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

参 照 条 文

災害対策基本法

第65条　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

② 第63条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

第63条

② 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

水防法

第24条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に住居する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

健康保険法

第76条第２項

② 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

76. 中央区災害医療運営連絡会設置要綱（本文206頁）

（目的）

第１　この要綱は、災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、昭和52年６月１日中央区（以下「区」という。）と中央区医師会及び日本橋医師会との間に締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」第13条、平成９年６月３日区と京橋歯科医師会及び日本橋歯科医師会との間に締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」第12条、並びに平成９年６月３日区と京橋薬剤師会及び日本橋薬剤師会との間に締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」第11条の規定に基づき、中央区災害医療運営連絡会（以下「連絡会」という。）の設置及び運営について定めるものとする。

（所掌事務）

第２　連絡会は、災害時の医療救護活動の円滑な実施のため、医療救護班及び薬剤師班の派遣等必要な医療救護に関する事項について協議及び連絡調整を行う。

（構成）

第３　連絡会は、会長及び委員19名で組織する。

（会長）

第４　会長は、中央区総務部防災危機管理室長をもって充てる。

２　会長は連絡会を代表し、会務を主宰する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第５　委員は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 医師会

中央区医師会代表	１名
日本橋医師会代表	１名

(2) 歯科医師会

京橋歯科医師会代表	１名
日本橋歯科医師会代表	１名

(3) 薬剤師会

京橋薬剤師会代表	１名
日本橋薬剤師会代表	１名

(4) 区

中央区保健所長
総務部地域防災担当課長
福祉保健部管理課長
福祉保健部生活衛生課長
福祉保健部健康推進課長
教育委員会事務局庶務課長

(5) 警察署

中央警察署警備課長
久松警察署警備課長
築地警察署警備課長
月島警察署警備課長

(6) 消防署

京橋消防署警防課長
日本橋消防署警防課長
臨港消防署警防課長

（会議）

第６　連絡会は会長が必要に応じて招集する。

２　委員が出席できないときは、代理者が出席することができる。
３　会長は必要に応じて事案に関係する者を出席させることができる。
（庶務）
第７　連絡会の庶務は、中央区総務部防災危機管理課において処理する。
（その他）
第８　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和57年12月９日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

77. 中央区小災害り災者見舞金等支給要綱（本文320頁）

昭和59年３月17日
59中総自発第17号

（目的）
第１条　この要綱は、中央区の区域内（以下「区内」という。）において発生した小災害により被害を受けた者（以下「り災者」という。）又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、災害見舞の意を表すことを目的とする。
（小災害）
第２条　この要綱における小災害とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない火災、風水害等で、現にり災者が居住している住宅に起きた災害をいい、その等級及び種類は、次のとおりとする。

等　級	種　　類	り　災　の　程　度
第１級	全　　焼 全　　壊 全　流　失	住宅の70パーセント以上を焼損、損壊又は流失したもの
第２級	半　　焼 半　　壊 半　流　失	住宅の20パーセント以上70パーセント未満を焼損、損壊又は流失したもの
	床 上 浸 水	浸水が、住宅の居室の床に達した程度のもの。
第３級	部　分　焼	住宅の20パーセント未満を焼損し、一時的に居住することができないもの
	水　　損	火災等の消火等のため、住宅の内部が冠水し、一時的に居住することができないもの

（見舞金の支給）
第３条　見舞金は、区内に住所を有する者（以下「区民」という。）が、小災害にあった場合、当該世帯の世帯主に支給する。ただし、生計を一にする同居人及び雇用人には、支給しない。
２　区民が小災害により重傷を負ったときは、見舞金を支給する。
３　前２項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、見舞金を支給することができる。
（見舞金の額）
第４条　見舞金の額は、次の各号の小災害の等級に応じ、当該各号に定める額とする。
一　第１級　　１世帯　６万円（単身世帯　３万円）
二　第２級　　１世帯　４万円（単身世帯　２万円）
三　第３級　　１世帯　２万円（単身世帯　１万円）
２　前条第２項の規定により支給する見舞金の額は、３万円とする。
３　前２項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、別に見舞金の額を定めることができる。
（弔慰金の支給）
第５条　区民が小災害により死亡したときは、その遺族に、弔慰金を支給する。
２　前項の規定にかかわらず、区長が特別の事情があると認めるときは、区民以外の者が死亡した場合であっても弔慰金を支給することができる。
（弔慰金の額）
第６条　弔慰金の額は、死亡者一人につき、６万円とする。

（見舞金等の不支給）
第７条　発生した小災害が、り災者の故意により引き起こされたときは、当該り災者に係る見舞金等は、支給しない。
（小災害の等級の決定）
第８条　区内において小災害が発生した場合、防災危機管理室長は、直ちにり災現場を調査の上、小災害の等級を決定しなければならない。
２　前項の決定に当たって疑義を生じた場合は、区長の指示を受けるものとする。
（見舞金等の支給事務）
第９条　見舞金等の支給事務は、防災危機管理室長が統括し、総務部地域防災担当課長（以下「地域防災担当課長」という。）がこれを行う。
２　地域防災担当課長は、前条第１項により小災害の等級の決定があったときは、速やかに、見舞金等を支給しなければならない。
（細部施行）
第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

附則

この要綱は、昭和59年４月１日から施行する。

附則（平成元年３月24日63中総自第1554号）

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附則（平成２年４月１日２中地防第９号）

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附則（平成20年３月31日20中区防第313号）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則（令和４年３月31日３中総防第548号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和５年４月１日５中総防第515号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

78. 中央区災害義援金配分委員会設置要綱（本文321頁）

令和２年８月３日
２中福管第518号

（設置）

第１条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害により、被災した区民に対する義援金の配分を適正に行うため、中央区災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（用語）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年１０月中央区条例第２０号）で使用する用語の例による。

（所掌事務）

第３条　委員会は、義援金の配分に関し次に掲げる事項について審議の上、決定する。

⑴　配分対象者に関する事項
⑵　配分基準に関する事項
⑶　配分時期に関する事項
⑷　配分方法に関する事項
⑸　前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項

（組織）

第４条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

⑴　副区長（福祉保健部を所管する者）
⑵　福祉保健部長
⑶　総務部防災危機管理室長
⑷　社会福祉法人中央区社会福祉協議会事務局長
⑸　京橋・日本橋・月島各地域の民生・児童委員協議会会長

（任期）

第５条　委員の任期は、義援金の寄託を受けたときから２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、副区長をもって充て、副委員長は、福祉保健部長をもって充てる。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和２年８月３日から施行する。

79. 中央区職員の臨時非常配備に関する規程（本文139頁）

（昭和59年３月９日訓令甲第２号）
改正　平成２年４月１日訓令甲第７号
平成８年10月１日訓令甲第６号
平成10年４月１日訓令甲第１号
平成11年４月１日訓令甲第１号
平成25年３月１日訓令甲第１号
令和３年３月15日訓令甲第２号

（趣旨）
第１条　この規程は、非常事態等における職員の臨時的な配備について必要な事項を定めるものとする。
（臨時非常配備）
第２条　正規の勤務時間（中央区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年４月中央区訓令甲第４号）第２条の規定により割り振られた時間をいう。）外等において地震災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部の非常配備態勢が確立するまでの間、臨時的に職員を配備するものとする。
（平８訓令甲６・平10訓令甲４・一部改正）
（臨時非常配備の対象となる職員）
第３条　前条の規定による配備（以下「臨時非常配備」という。）の対象となる職員は、次に掲げる者とする。
一　区長、副区長、教育委員会の教育長
二　部長、課長及びこれらに相当する職にある者
三　職務上参集が求められる係長及びこれに相当する職にある者
四　防災危機管理室の職員である者
五　千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区及び江東区の区域内に住所を有する職員のうち、あらかじめ区長が指定する者
（平８訓令甲６・全改）
（令３訓令甲２・一部改正）
（参集の時期）
第４条　前条の規定による臨時非常配備の対象となる職員（以下「臨時非常配備職員」という。）は、次に掲げる事態が発生したとき、又は警戒勤務職員（中央区職員の警戒勤務に関する規程（昭和59年３月中央区訓令甲第１号）に基づいて勤務している職員をいう。以下同じ。）から命じられたときは、速やかにあらかじめ指定された場所に参集するものとする。
１　震度５強以上の地震が発生したとき。ただし、臨時非常配備職員のうちからあらかじめ区長が特に指定する職員にあつては、震度５弱以上の地震が発生したとき。
２　その他災害が発生し、区長が必要と認めたとき
（平８訓令甲６・平25訓令甲１・一部改正）
（令３訓令甲２・一部改正）
（指揮）
第５条　前条の規定により参集した職員（以下「参集職員」という。）は、警戒勤務職員又は参集職員のうち最も上席にある者の指揮に従わなければならない。
（令３訓令甲２・一部改正）
（参集職員の職務）
第６条　参集職員は、次に掲げる職務を行うものとする。
１　災害対策本部、避難所及び収容施設の設置準備に当たること。
２　防災無線の運用に当たること。
３　災害情報の収集及び防災関係機関との連絡に当たること。
４　災害拡散防止等の広報を行うこと。
５　庁舎施設の点検を行うこと。

６　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

（平２訓令甲７・平８訓令甲６・一部改正）

（臨時非常配備の解除）

第７条　区長は、次の各号のいずれかに定める状態となったときは、臨時非常配備を解除するものとする。

１　区長が、災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき。

２　災害対策本部が設置され、その活動が開始されたとき。

３　前二号に掲げるもののほか、区長が臨時非常配備の態勢を継続する必要がないと認めたとき。

（平25訓令甲１・一部改正）

（細部施行）

第８条　この規程の施行に関し必要な事項は、区民部長が定める。

（平２訓令甲７・平11訓令甲１・一部改正）

附則

この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

80. 中央区消防団に対する補助金の交付及び資器材等の支給に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、京橋消防団、日本橋消防団及び臨港消防団（以下これらを「消防団」という。）の運営及び活動に対する補助金の交付並びに消防団活動に必要な資器材及び個人装備品（以下「資器材等」という。）の支給を行うことにより消防団活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（補助金の対象となる事業）

第２条　補助金の交付対象とする事業は、別表１に定める事業とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、毎年度予算で定める範囲内で、別表２により算出した額とする。

（補助金の交付申請）

第４条　消防団長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による消防団補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５条　区長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、補助金を交付することに決定したときは、別記第２号様式による消防団補助金交付決定通知書により消防団長に通知する。

２　区長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その理由を付し別記第３号様式による消防団補助金不交付決定通知書により消防団長に通知する。

（補助金の請求）

第６条　消防団長は、前条第１項の規定による通知を受けたときは、速やかに別記第４号様式による消防団補助金交付請求書を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の請求書を受けたときには、速やかに補助金を交付しなければならない。

（補助金の実績報告）

第７条　消防団長は、補助金に係る事業の会計年度が終了したときは、速やかに別記第５号様式による消防団補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

一　事業報告書

二　収支決算書

三　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第８条　区長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、当該事業の執行が決定の内容に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、別記６号様式による消防団補助金交付確定通知書により消防団長に通知する。

（補助金の返還等）

第９条　区長は、消防団長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一　虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

二　補助金を他の用途に使用したとき。

三　交付した補助金が余剰したとき。

四　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その理由を付し別記第７号様式による消防団補助金交付決定取消通知書により消防団長に通知する。

（資器材等の助成）

第10条　区長は、毎年度予算で定める範囲内で、消防団から申請のあった資器材等を現物で支給する。

（資器材等の支給申請）

第11条　消防団長は、別記第８号様式による資器材等支給申請書に支給を希望する物品及び数量

を記入のうえ、あらかじめ定められた期日までに区長に対し申請を行うものとする。

（資器材等の支給決定）

第12条　区長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、資器材等を支給することに決定したときは、別記第９号様式による資器材等支給決定通知書により消防団長に通知する。

（資器材等の受領書の提出）

第13条　消防団長は、資器材等の支給を受けたときは、ただちに別記第10号様式による受領書を作成の上、区長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第14条　消防団長は、補助金の収支を明らかにした帳簿を備え、関係書類を随時提出できるよう整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を出納の閉鎖後５年間保存しておかなければならない。

（検査）

第15条　区長は、必要があると認めたときは、補助金の使途について、消防団長の帳簿等を検査することができる。

（状況報告）

第16条　区長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため、補助金の執行状況及び資器材等の利用状況に関し必要があるときは、報告書を提出させることができる。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

81. 中央区消防団員表彰要綱（本文160頁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、特別区の消防団の組織等に関する規則（昭和26年規則第149号）第15条の規定に基づき、中央区消防団員（以下「団員」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種別）

第２条　表彰は、功労賞とする。

（表彰の基準等）

第３条　区長は、次の各号の一に該当する団員に対しこれを表彰する。

一　勤続５年以上10年未満の団員で、団務成績が優秀と認められる者

二　勤続10年以上20年未満の団員で、団務成績が優秀と認められる者

三　勤続20年以上の団員で、団務成績が優秀と認められる者

２　前項に定める被表彰者の人数は、区長が別に定めるものとする。

（表彰の方法）

第４条　功労賞は、表彰状及び功労賞を授与して行う。

（表彰状の様式）

第５条　表彰状の様式は、様式第１号とする。

（記章の制式）

第６条　功労賞の制式は、別表のとおりとする。

（表彰の期日）

第７条　表彰は、毎年期日を定めて行うものとする。

（表彰候補者の推薦）

第８条　消防団長は、毎年末日現在において第３条に該当する者があると認めるときは、様式第２号を用いて当該年の10月末日までに所轄消防署長を経て区長に推薦するものとする。

２　消防署長は、前項の消防団長の推薦に意見を付して区長に報告するものとする。

（被表彰者の決定）

第９条　区長は前条の書類を審査し、被表彰者を決定する。

附則

１　この要綱は、昭和57年12月17日から施行する。

２　昭和57年度に限り、表彰候補者の推薦は第８条の規定にかかわらず、12月25日までとする。

82. 中央区消防団員表彰の被表彰者数選定に係る基準

中央区消防団員表彰要綱（昭和57年12月57中総総発第477号）第３条第２項に規定する被表彰者の人数は、次のとおりとする。

第１　第３条第１項第１号については、勤続５年以上10年未満の団員全員とする。

第２　第３条第１項第２号については、勤続10年以上20年未満の団員数のおおむね10％とする。

第３　第３条第１項第３号については、勤続20年以上の団員数のおおむね10％とする。

第４　第３の規定にかかわらず、中央区表彰規則（昭和29年５月規則第６号）に基づく消防団関係者としての表彰を受けた者は、要綱第３条第１項第３号の該当者とみなし、表彰する。ただし、既に第３の規定による表彰を受けた者はこの限りではない。

附則

この基準の適用にあたり、昭和57年度に限り第２中「おおむね10％」とあるは「おおむね20％」と、第３中「おおむね10％」とあるは「おおむね30％」とよみかえる。

83. 退団消防団員に対する謝意の取扱いに関する要綱

昭和62年５月30日
62中総自発第71号

（趣旨）

第１条　この要綱は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）第２条の規定に基づき中央区の区域内に設置されている消防団において、消防団員（以下「団員」という。）として地域防災活動の業績向上に寄与した者が退団した場合に、その功労に謝意を表するための必要事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　謝意は、地域防災活動の業績向上に寄与した団員のうち退団の直前の階級が次の各号に掲げる者に対して表する。

ただし、同一人については、一回限りとする。

一　団長

二　副団長

三　分団長

２　前項各号に掲げる者のほか、地域防災活動の業績向上に寄与した団員のうち退団時の勤続年数が２０年以上の団員で、団務成績が優秀と認められる者に対して表する。

ただし、同一人については、一回限りとする。

（謝意を表する者）

第３条　謝意は、区長が表する。

（謝意を表する方法）

第４条　第２条第１項の規定による謝意は、感謝状及び記念品を贈呈して表する。

２　第２条第２項の規定による謝意は、感謝状を贈呈して表する。

３　団員が死亡により退団し、又は退団後謝意を表する日前に死亡したときは、前項の感謝状及び記念品は、その者の遺族に贈呈する。

４　感謝状の形式は、別記の例によるものとする。

（謝意候補者の推薦）

第５条　消防団長は、第２条第２項に規定する要件に該当する者があると認めるときは、別記様式による推薦書を用いて所轄消防署長を経て区長に推薦するものとする。

２　消防署長は、前項の消防団長の推薦に意見を付して区長に報告するものとする。

（謝意の制限）

第６条　区長は、第１条及び第２条の規定にかかわらず、謝意を表することが不適当と認める者に対して、謝意を行わないものとする。

（謝意の時期）

第７条　謝意は、随時表するものとする。

（細目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、謝意の手続等の細目は、防災危機管理室長の定めるところによる。

附則

この要綱は、昭和62年５月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

84. 中央区消防少年団事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中央区の区域内の消防少年団に対し、その事業費の一部を補助することにより、少年への防火防災思想等の普及を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第２条　補助金の交付対象とする事業は、京橋消防少年団、日本橋消防少年団及び臨港消防少年団が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

(1)　入団式及び退団式

(2)　防火防災に関する知識、技術等の取得のために必要な訓練及び学習会（宿泊キャンプ等を含む。）

(3)　社会奉仕活動

(4)　防火防災思想の普及啓発活動

(5)　前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（補助金の交付額）

第３条　補助金の交付額は、年額として１０万円とする。

（補助金の交付申請）

第４条　消防少年団長（以下「団長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することに決定したときは、別記第２号様式による決定通知書により団長に通知する。

２　区長は、補助金を交付しないことに決定したときは、別記第３号様式による不交付決定通知書により団長に通知する。

（補助金の請求）

第６条　団長は、前条第１項の規定による通知を受けたときは、速やかに別記第４号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

（状況報告）

第７条　区長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため、事業の執行状況に関し必要があるときは、報告書を提出させることができる。

（補助金の実績報告）

第８条　団長は、補助金に係る事業の会計年度が終了したときは、速やかに、別記第５号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　収支決算書

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第９条　区長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、当該事業の執行が決定の内容に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、別記６号様式による確定通知書により団長に通知する。

（決定の取消し）

第10条　区長は、団長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　決定内容等又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、別記第７号様式による決定通知書により団長に通知する。

（検査）

第11条　区長は、必要があると認めたときは、補助金の使途について、消防少年団の帳簿等の検査をすることができる。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金交付に必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

附則

この要綱は、平成20年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に交付する補助金に対し適用する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

85. 中央区防火防災女性の会事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中央区の区域内の防火防災女性の会に対し、その事業費の一部を補助することにより、区民への防火知識及び防災思想の普及並びに防災行動力の向上を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象）

第２条　補助金の交付対象とする事業は、京橋防火女性の会、日本橋防火防災女性の会及び臨港防火防災女性の会が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

(1)　防火防災に関する知識、技術等の取得のために必要な講習会及び研修会の開催

(2)　社会奉仕活動

(3)　防火防災思想の普及啓発活動

(4)　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（補助金の交付額）

第３条　補助金の交付額は、年額１０万円とする。

（補助金の交付申請）

第４条　防火防災女性の会会長（以下「会長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することに決定したときは、別記第２号様式による決定通知書により会長に通知する。

２　区長は、補助金を交付しないことに決定したときは、別記第３号様式による不交付決定通知書により会長に通知する。

（補助金の請求）

第６条　会長は、前条第１項の規定による通知を受けたときは、速やかに別記第４号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

（状況報告）

第７条　区長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため、事業の執行状況に関し必要があるときは、報告書を提出させることができる。

（補助金の実績報告）

第８条　会長は、補助金に係る事業の会計年度が終了したときは、速やかに、別記第５号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書

(2)　収支決算書

(3)　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第９条　区長は、前条の規定により提出された書類を審査の上、当該事業の執行が決定の内容に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、別記６号様式による確定通知書により会長に通知する。

（決定の取消し）

第10条　区長は、会長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　決定内容等又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、別記第７号様式による決定通知書により会長に通知する。

（検査）
第11条　区長は、必要があると認めたときは、補助金の使途について、防火防災女性の会の帳簿等の検査をすることができる。
（委任）
第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金交付に必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

附則

この要綱は、平成20年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に交付する補助金に対し適用する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

86. 中央区防災対策優良マンション認定制度要綱（本文56頁）

平成27年1月21日
26中総防第358号

（目的）

第１条　この要綱は、中央区の区域内（以下「区内」という。）のマンションにおいて、防災力の向上に関する一定の条件を満たすマンションを中央区防災対策優良マンションとして認定し、予算の範囲内で防災活動に必要な助成金の交付及び資器材の供与を行うことにより、防災対策の一層の推進とコミュニティの醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　マンション　中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成５年７月中央区条例第18号）に規定する定住型住宅が10戸以上の共同住宅をいう。

二　防災区民組織　中央区防災区民組織の育成に関する要綱（昭和63年８月１日63中総自第1194号）第２条に規定する防災区民組織をいう。

三　防災組織　防災区民組織、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第２条第３号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）、管理組合と連携してマンションの防災力の向上に取り組み、当該マンションの居住者にその活動内容を周知している組織及び管理組合のないマンションにおいて防災力の向上に取り組み、当該マンションの居住者にその活動内容を周知している組織その他これらに準ずる組織をいう。

四　代表者　防災組織を代表する者（一のマンションに複数の防災組織があるときは、当該複数の防災組織を代表する防災組織の代表者）をいう。

五　中央区防災対策優良マンション　区内に存するマンションのうち、区長が第５条第１項に規定する認定をしたものをいう。

六　地域の町会等　マンションが存する区域の町会、町会に準ずる組織又は防災拠点運営委員会をいう。

七　防災拠点運営委員会　中央区地域防災計画に掲げる防災拠点運営委員会をいう。

（認定要件）

第３条　中央区防災対策優良マンションは、次に定める要件を満たすものとする。

一　防災組織を設置していること。

二　防災マニュアルを作成していること。

三　原則として年１回以上防災訓練を実施していること。

四　地域の町会等との連携が図られていること。

２　前項の認定要件に関する基準は、別表第１に定めるところによる。

（認定申請）

第４条　代表者は、当該マンションが中央区防災対策優良マンションとしての認定を受けようとするときは、別記第１号様式による申請書を区長に提出するものとする。

（認定等）

第５条　区長は、前条に規定する申請があったときは、審査の上、当該申請に係るマンションを中央区防災対策優良マンションとして認定することとしたときは別記第２号様式による認定通知書（以下「認定通知書」という。）により、認定しないこととしたときは別記第３号様式による不認定通知書により当該申請をした代表者（以下「認定申請者」という。）に通知するものとする。

２　区長は、中央区防災対策優良マンションの認定をしたときは、認定申請者に別記第４号様式による認定シール及び認定盾を交付するものとする。

３　区長は、中央区防災対策優良マンションの名称及び所在地を区ホームページにより公表することができる。

４　中央区防災対策優良マンションとして認定されたマンションに係る代表者（以下「認定マンション防災代表者」という。）は、防災組織の役員又は防災マニュアルに変更が生じたときは、速やかに別記第５号様式による代表者等変更報告書を区長に提出するものとする。

（活動の継続）

第６条　認定マンション防災代表者は、当該マンションの居住者と連携して、防災活動の継続に努めるものとする。

２　認定マンション防災代表者は、年１回、防災活動の状況について、別記第６号様式による活動状況報告書（以下「活動報告書」という。）を区長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第７条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、中央区防災対策優良マンションとしての認定（以下「認定」という。）を取り消すことができる。

一　中央区防災対策優良マンションが第３条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。

二　認定マンション防災代表者から認定の取消しの申出があったとき。

三　中央区防災対策優良マンションが滅失したとき。

四　虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。

五　活動報告書を提出しないとき。

六　前各号に掲げるもののほか、区長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

２　区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、別記第７号様式による取消通知書により認定マンション防災代表者に通知する。

３　第１項の規定により認定の取消しを受けた認定マンション防災代表者は、第５条第２項の認定証及び認定盾を区長に返還するものとする。

（防災組織への助成）

第８条　区長は、中央区防災対策優良マンションの更なる防災力の向上に資するため、当該マンション（防災区民組織の存するマンションを除く。以下同じ。）の防災組織（一のマンションに複数の防災組織があるときは、認定マンション防災代表者の属する防災組織。以下同じ。）に対し、次の助成を行うことができる。

一　防災訓練経費助成金の交付

二　自動体外式除細動器購入費助成金（以下「ＡＥＤ購入費助成金」という。）の交付

三　防災資器材の供与

２　前項第１号の防災訓練経費助成金（以下「防災訓練経費助成金」という。）は、別表第２に定める費用を対象として、年額５万円を上限に、防災訓練を実施した中央区防災対策優良マンションの防災組織に交付するものとする。

３　ＡＥＤ購入費助成金は、別表第３に定める費用を対象として、ＡＥＤ購入費に２分の１を乗じて得た額（1，000円未満の端数は切り捨てる。）又は20万円のいずれか少ない額を自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を購入した中央区防災対策優良マンションの防災組織に交付するものとする。

４　第１項第３号の防災資器材（以下「防災資器材」という。）は、別表第４に定めるものとし、中央区防災対策優良マンションの防災組織に供与するものとする。

（防災訓練経費助成金交付等の申請）

第９条　認定マンション防災代表者は、防災訓練経費助成金の交付を受けようとするときは、別記第８号様式による防災訓練経費助成金交付申請書を区長に提出するものとする。

２　認定マンション防災代表者は、ＡＥＤ購入費助成金の交付を受けようとするときは、別記第９号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付申請書を区長に提出するものとする。

３　認定マンション防災代表者は、防災資器材の供与を受けようとするときは、別記第１０号様式による防災資器材供与申請書を区長に提出するものとする。

（防災訓練経費助成金の交付決定等）

第10条　区長は、前条第１項に規定する申請があったときは、審査の上、防災訓練経費助成金を交付することとしたときは別記第11号様式による防災訓練経費助成金交付決定通知書により、交付しないこととしたときは別記第12号様式による防災訓練経費助成金交付不承認通知書により当該申請をした認定マンション防災代表者に通知するものとする。

２　区長は、前条第２項に規定する申請があったときは、審査の上、第８条第１項第２号のＡＥＤ購入費助成金を交付することとしたときは別記第１３号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付決定通知書により、交付しないこととしたときは別記第１４号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付不承認通知書により当該申請をした認定マンション防災代表者に通知するものとする。

（防災資器材の供与決定等）

第11条　区長は、第９条第３項に規定する申請があったときは、審査の上、防災資器材を供与することとしたときは別記第15号様式による防災資器材供与決定通知書により、供与しないこととしたときは別記第16号様式による防災資器材供与不承認通知書により、当該申請をした認定マンション防災代表者に通知するものとする。

２　区長は、前項に規定する供与決定をしたときは、速やかに防災資器材を供与するものとする。この場合において、区長は、防災資器材の使用及び管理について必要な条件を付すことができる。

３　認定マンション防災代表者は、前項の規定により防災資器材を受領したときは、速やかに別記第17号様式による防災資器材受領書を区長に提出しなければならない。

（防災訓練経費助成金の請求及び交付）

第12条　第10条第１項に規定する交付決定を受けた認定マンション防災代表者は、別記第18号様式による防災訓練経費助成金交付請求書を区長に提出するものとする。

２　区長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（ＡＥＤ購入費助成金の請求等）

第13条　第10条第２項に規定する交付決定を受けた認定マンション防災代表者は、別記第19号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付請求書（以下「ＡＥＤ購入費助成金交付請求書」という。）及び別記第20号様式によるＡＥＤ設置完了届を区長に提出するものとする。

２　区長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（ＡＥＤ購入費助成金の変更申請等）

第14条　前条の規定にかかわらず、ＡＥＤの購入に実際に要した費用と第10条第２項に規定する交付決定に係る金額が異なる場合には、認定マンション防災代表者は、第21号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付額変更申請書を提出するものとする。

２　区長は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、ＡＥＤ購入費助成金交付額を変更することとしたときは第22号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付額変更決定通知書により、変更しないこととしたときは別記第23号様式によるＡＥＤ購入費助成金交付額変更不承認通知書により当該申請をした認定マンション防災代表者に通知するものとする。

３　前項に規定する交付額変更決定を受けた認定マンション防災代表者は、ＡＥＤ購入費助成金交付請求書を区長に提出するものとする。

４　区長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し）

第15条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条及び第11条第１項に規定する防災訓練経費助成金及びＡＥＤ購入費助成金の交付並びに防災資器材の供与（以下「各種助成」という。）の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一　第７条第１項の規定により認定の取消しを受けたとき。

二　虚偽その他不正の手段により各種助成の決定を受けたとき。

三　防災資器材を助成対象以外の用途に使用したとき。

四　各種助成の交付決定に付した条件に違反したとき。

五　前各号に掲げるもののほか、区長が各種助成の決定を取り消す必要があると認めたとき。

２　区長は、前項の規定により取消しをしたときは、第24号様式による助成等取消通知書により、認定マンション防災代表者に通知するものとする。

（各種助成の返還）

第16条　前条の規定により各種助成の決定を取り消されたときは、認定マンション防災代表者は、当該取消しに係る部分に関し、既に防災訓練経費助成金又はＡＥＤ購入費助成金が交付されているときはその返還を、防災資器材が供与されているときは当該防災資器材の返還をしなければならない。

（ＡＥＤ及び防災資器材の管理）

第17条　認定マンション防災代表者は、この要綱による助成を受けて設置したＡＥＤ及び供与を受けた防災資器材を平常時の活動においても十分活用するとともに、良好に管理するよう努め

なければならない。

（細部施行）

第18条　この要綱の実施に関し必要な事項は、防災危機管理室長が定める。

附則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　平成27年２月１日からこの要綱の施行の日の前日までの間になされた認定に係る申請、決定及び取消しは、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

別表第１（第３条関係）

認定要件	認定基準
防災組織を設置していること。	防災組織を設置し、防災に関する活動内容を当該マンションの居住者に周知していること。また、防災に関する会議を行うとともに、水、食料等の備蓄、家具類転倒防止等の呼び掛けを当該マンションの居住者に行っていること。 同一マンション内において複数の防災組織を設置しているとき、又は同一の管理組合を母体とする複数の防災組織を設置しているときは、当該防災組織間において調整の上、代表する防災組織を定めていること。
防災マニュアルを作成していること。	災害時に居住者が自宅で自立した生活ができるよう、各家庭での防災対策、居住者同士が協力して安否確認を行う等の活動内容が記載された防災マニュアルを防災組織が作成していること。
原則として年１回以上防災訓練を実施していること。	次に掲げるもののうち、１つ以上の訓練等を原則として年１回以上実施していること。 ①　安否確認訓練 ②　初期消火訓練 ③　応急・救護訓練 ④　炊出し・配給訓練 ⑤　防災資器材操作訓練 ⑥　図上訓練 ⑦　防災講習会の開催 ⑧　建物点検調査 ⑨　上記に掲げるもののほか、区長がマンションの防災力の向上に資すると認める訓練
地域の町会等との連携が図られていること。	災害時に地域の町会等と連携した防災活動が行えるよう、日頃からコミュニティ形成のため、次に掲げるもののうち、１つ以上の活動に取り組んでいること。 ①　マンションが存する区域の町会又は町会に準ずる組織へ加入している。（当該マンションの居住者の半数以上が加入していること。） ②　地域の町会等と協力して防災訓練を実施している。 ③　集会室等のマンションの共有スペースを地域の町会等に開放している。 ④　地域の町会等との連絡担当者を設けている。 ⑤　マンションが存する区域の防災拠点運営委員会に参加している。 ⑥　上記に掲げるもののほか、地域の町会等との連携を図っていると区長が認める活動に取り組んでいること。

別表第２（第８条関係）

助成種別	認められる経費
防災訓練経費助成金	①　防災訓練参加記念品 ②　炊出訓練に係る食材費 ③　防災訓練や防災講習会に係る講師謝礼金 ④　防災訓練に付随する経費 ⑤　上記に掲げるもののほか、区長が防災訓練経費として必要と認めるもの。

別表第３（第８条関係）

助成種別	認められる費用
ＡＥＤ購入費助成金	①　本体 ②　本体に係る附属品 ③　本体を収納するためのケース ④　納入に係る送料 ⑤　ＡＥＤ設置に係る取付工事費 ⑥　購入費支払いに係る振込手数料 ⑦　上記に掲げるもののほか、区長がＡＥＤ購入費として必要と認めるもの。

※　１ポイント１万円とし、２０ポイント２０万円を上限とする（１，０００円以上１万円未満の端数は１ポイントとする。）。

※　防災資器材の供与と合わせて３年に１回限りとする。

別表第４（第８条関係）

※　ＡＥＤ購入費助成金の交付と合わせて３年に１回限りとし、１回の上限は３０ポイントとする。

助成種別	認められる防災資器材	ポイント
防災資器材	①　大型炊き出し器	３０
	②　組立式仮設トイレ	３０
	③　バルーン投光器	２８
	④　非常用階段避難車	１９
	⑤　ガスボンベ式発電機	１１
	⑥　レスキューキット（ＢＯＸ型）	9
	⑦　ＥＶ内防災用キャビネット	7
	⑧　布担架	4
	⑨　トランシーバー１台（免許不要）	2
	⑩　おんぶ帯	2
	⑪　トランジスターメガホン	2
	⑫　ヘルメット（３個）	1
	⑬　ＬＥＤランタン（２個）	1
	⑭　パック毛布（２枚）	1
	⑮　上記に掲げるもののほか、区長が防災活動に必要な資器材として認めるもの。 なお、水・食料・簡易トイレ等の個人備蓄は除くとともに、保管場所を確保できる組織に供与する。	区長が定めるポイント

87. 義援金品申込書（本文322頁）

No.

義援金品申込書

中央区長　　様

金　　円

品名

ただし、　　として上記の

とおり申し込みます。（　受付窓口　・　現金書留　・　口座振込　）

また、このことについて中央区ホームページへの掲載を　希望します。

希望しません。

年　　月　　日

住　　所(所在地)

ふりがな

氏　　名(団体名)

代表者氏名(団体の場合)

電　　話　　（　　）

88. 中央区義援金品受入台帳

中央区義援金品受入台帳

受付番号	申込書番号	領収書番号	受領月日	氏名	住所	電話	金額（円）品名（数量）	受付者

89. 義援金品受領書

義　援　金　品　受　領　書

No.＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、　　による災害に対する

義援金品として、上記のもの確かに受領しました。

年　　月　　日

中央区長

90. 中央区防災行政無線局の管理及び運用要綱（本文195頁）

（目的）

第１条　この要綱は、中央区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置した中央区防災行政無線局の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　無 線 設 備　電波法第２条第４号に規定する無線設備をいう。

(2)　無　線　局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(3)　固　定　局　固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。

(4)　固定系子局　固定局から発射された電波を受信し、地域住民に情報を伝達する受信装置をいう。

(5)　基　地　局　陸上移動局と通信をする区役所庁舎内に設置する無線局をいう。

(6)　陸上移動局　車携帯型又は携帯型の無線局をいう。

(7)　通 信 統 制　災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、情報の円滑かつ効率的収集及び伝達を図るため、平常時通信を切断し、割込及び通信順位の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

（構成）

第３条　無線局の構成は、別表に掲げるとおりとする。

（無線局の統括）

第４条　前条に定める無線局の管理及び運用に関する事務を統括するため、統括管理者を置く。

２　統括管理者は、電波法及び関係法令に定める無線局の管理及び運用上の諸手続を行うほか、無線局の職員を指揮監督し、必要に応じて通信統制を行う。

３　統括管理者は、防災危機管理室長をもって充てる。

（無線局の職員）

第５条　無線局には、管理責任者又は管理者、通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を置く。

（管理責任者）

第６条　管理責任者は、無線局の管理及び運用を行うとともに、管理者、通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

２　管理責任者は、総務部地域防災担当課長をもって充てる。

（管理者）

第７条　管理者は、本庁以外の事務所及び事業所（以下「事務所等」という。）に配備した陸上移動局に置き、配備した陸上移動局を管理し、及び運用するとともに配備した施設の通信取扱責任者及び無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

２　管理者は、陸上移動局を配備した事務所等の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第８条　通信取扱責任者は、無線設備（制御器を含む。以下同じ。）を配備した部局に置き、管理責任者又は管理者の指示に従い、無線従事者又は無線従事職員を指揮監督する。

２　通信取扱責任者は、統括管理者が指定する。

（無線従事者）

第９条　固定局及び基地局には無線従事者を置き、陸上移動局には、できる限り無線従事者を置くものとする。

２　無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督のもとに、無線設備の通信操作及び運用を行う。

３　無線従事者は、電波法第41条に定める免許を有する者の中から統括管理者が指定する。

（無線従事職員）

第10条　配備した陸上移動局で、そこに無線従事者がいないときは、その通信操作を担当する無線従事職員を置く。

２　無線従事職員は、通信取扱責任者の指揮監督のもとに、陸上移動局の通信操作を行う。

３　無線従事職員は、統括管理者が指定する。

（無線局の運用）

第11条　無線局の運用は、別に定める運用要領によるものとする。

（無線従事者の養成）

第12条　統括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正配置に努めなければならない。

（通信訓練）

第13条　統括管理者は、通信訓練実施要綱を定めて毎月１回以上定期的に通信訓練を実施するものとする。

２　管理責任者又は管理者が通信訓練を実施しようとするときは、あらかじめその実施要領を作成し、統括管理者の承認を得て実施するものとする。

（備付書類の保管）

第14条　管理責任者は、次に掲げる書類等を管理し、及び保管する。

(1)　免許状

(2)　申請書等の副本

(3)　電波法令集

(4)　無線検査簿

(5)　無線業務日誌

(6)　無線従事者選解任届の写し

（無線業務日誌）

第15条　無線従事者は、通信の都度無線業務日誌に記載し、毎日、管理責任者の査閲を受けなければならない。

２　管理責任者は、毎月末日締切後速やかに無線業務日誌を統括管理者に提出し、統括管理者の査閲を受けなければならない。

（保守）

第16条　統括管理者、管理責任者又は管理者及び通信取扱責任者は、正常な通信を確保するため、日頃から無線設備の点検、整備を実施しなければならない。

附則

この要綱は、昭和57年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

91. 中央区地域防災無線協議会規約

（目的）
第１条　中央区地域防災無線協議会は、中央区及びその周辺地域において、中央区の開設する地域防災無線システムの適切な運用により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、また、災害の復旧を図るための地域防災通信を確保することを目的とする。
（協議会の構成）
第２条　本会は、前条の目的を達成するため、中央区及び関係防災機関から選出する会員をもって構成する。
２　会員は、中央区地域防災無線協議会会員名簿に登録する。
第３条　本会に、会長及び副会長を置く。
２　会長は、中央区長を充てる。
３　副会長は、中央区副区長を充てる。
４　会長は、本会を代表し、会務を統括する。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
（会議）
第４条　会議は、総会とする。
２　総会は、毎年１回開催する。
３　前項のほか、必要に応じ臨時に開催することができる。
第５条　総会において、次の事項について協議する。
(1)　規約の制定、改廃に関する事項
(2)　地域防災通信の運用計画及び実施に関する事項
(3)　その他の必要な事項
（地域防災通信の実施）
第６条　会員は、中央区地域防災計画に基づき、会長の指揮の下に地域防災通信を行う。
（無線局の管理・運用）
第７条　会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理し、また、運用しなければならない。
第８条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑な地域防災通信の実施が確保できるよう平素から訓練を行う。
（無線局管理者の選任）
第９条　会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとする。
２　会員は前項の無線局管理責任者を定めた場合には、会長に届け出るものとする。変更した場合も同様とする。
（無線局運用証明書）
第10条　会長は、会員に別紙様式の無線局運用証明書を交付する。
２　会員は、無線局を操作するときは、必ず無線局運用証明書を携帯しなければならない。
（地域防災計画）
第11条　本会に関する事項は、中央区地域防災計画に規定する。
２　本会に関する事項について変更があった場合も同様とする。
（事務局）
第12条　本会の事務局は、中央区総務部防災課に置く。
２　事務局は、会長の指揮を受け、本会の事務を処理する。
（規約等の届出）
第13条　本会の規約及び会員名簿は、関東総合通信局長に届け出るものとする。
２　規約及び会員名簿について変更があった場合も同様とする。

附則
この規約は、平成２年７月16日から実施する。
附則
この規約は、平成13年１月６日から実施する。
附則
この規約は、平成25年２月22日から実施する。

92. 中央区防災行政無線局運用要領

第１章　総則

（目的）

第１条　この要領は、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、中央区防災行政無線局の管理及び運用要綱第11条に基づき、中央区防災行政無線局の円滑な運用を行うため定めるものである。

第２章　防災行政無線局の運用

（放送の種類）

第２条　放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。

２　緊急放送とは、地象、気象等の予警報を含む緊急に放送を要するもので区長が別に指定するものをいい、一般放送とは緊急放送以外のものをいう。

（放送事項）

第３条　放送事項は、中央区地域防災計画に定める区防災対策事務及び行政事務に関する事項とし、おおむね次に掲げる事項とする。

(1)　地象、気象、水象の予警報に関する事項

(2)　非常事態が発生した場合の指示、伝達に関する事項

(3)　区一般行政の広報に関する事項

(4)　国、都、その他公共的機関からの依頼による広報に関する事項

(5)　訓練に関する事項

（放送時間）

第４条　放送時間は原則として次に掲げる時間とする。

(1)　緊急放送は、それを必要とするときに随時実施する。

(2)　一般放送は、９時から17時の間とする。

(3)　時報は、定時放送とする。

２　放送は、緊急放送を除き３分以内に終了するよう努めなければならない。

（放送の制限）

第５条　統括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の方法）

第６条　放送の方法は、放送の受信対象者及び放送主体を明らかにしたうえで放送事項を簡潔、明瞭に放送するものとする。

２　放送の再送信を行ってはならない。

（放送の申込）

第７条　一般放送を行う場合には、あらかじめ統括管理者に申込み、統括管理者の決定を受けなければならない。

２　放送の申込手続については、統括管理者が別に定める。

（通信の方法）

第８条　通信の方法は、無線局運用規則（昭和25年11月30日電波管理委員会規則第17号）を遵守するとともに、別に定める運用の手引にのっとり、通信の円滑な実施に努めなければならない。

附則

この要領は昭和57年４月１日から実施する。

附則

この要領は平成25年３月１日から実施する。

93. 中央区地域防災無線管理規程

平成３年２月５日
２中地防第545号

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、中央区（以下「区」という。）の地域防災の責務を遂行するため、地域防災無線の適正な運用について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

(1)　地域防災無線　地域防災に関する極超短波による無線設備での通信をいう。

(2)　無線局　地域防災無線の無線設備並びにその操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。

(3)　無線設備　電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

(4)　基地局　陸上移動局との通信及び通信の統制を行う無線局をいう。

(5)　陸上移動中継局　基地局と陸上移動局及び陸上移動局と陸上移動局との中継を行う無線局をいう。

(6)　陸上移動局　陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

（統括管理）

第３条　無線局の統括管理は、総務部防災課が当たるものとする。

（地域防災無線協議会）

第４条　無線局の円滑な管理・運用を図るため、区及び関係防災機関により構成する中央区地域防災無線協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議する。

（無線局の無線管理者）

第５条　無線局に無線管理者を置く。

２　無線管理者は、無線局の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。

３　無線管理者は、防災課長の職にある者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第６条　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理・運用を行わせるものとする。

３　通信取扱責任者は、防災課防災係長の職にある者をもって充てる。

（通信担当者）

第７条　通信担当者は、電波法に定める無線従事者で、区無線設備を操作しうる資格を有するもののうちから、区長が指定したものとする。

２　通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。

３　通信担当者は、通信の相手方である陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。

（通信者）

第８条　通信者は、通信担当者の管理のもとに、電波関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行うものとする。

（秘密の保持）

第９条　通信の業務に従事するものは、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（無線従事者の配置）

第10条　無線管理者は、基地局の無線設備を操作するうえで支障のないよう、無線従事者の適正配置に努めるものとする。

（時間外勤務体制）

第11条　無線管理者は、日曜、休日等、その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用に当たらせるものとする。

（無線局の構成等）

第12条　無線局の構成は、別図１のとおりとする。

２　無線局の呼出符号、配備場所等は、別表１のとおりとする。

（通信の原則）

第13条　通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

２　通信は、非常通信を優先し、普通通信は、受付順に行う。

（通信の種類）

第14条　通信の種類は、次のとおりとする。

(1)　非常通信　災害の発生等非常の場合の通信をいう。

(2)　普通通信　平常に行う通信をいう。

(3)　訓練通信　訓練の通信をいう。

（通信の統制）

第15条　無線管理者は、非常災害時及びその他通信の円滑な運用を確保するうえで必要と認めたときは、通信の統制を行うものとする。

（他無線局との関係）

第16条　無線管理者は、同一周波数を使用する他無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、災害時等における通信の円滑な運用に万全を期するものとする。

（通信訓練）

第17条　無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年２回以上行うものとする。

（事故報告）

第18条　通信担当者は、無線設備が事故のため、通信を行うことができなくなったときは、必要な措置を講ずるとともに通信取扱責任者に報告しなければならない。

２　通信取扱責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに専門業者に修理させるとともに無線管理者に報告するものとする。

（指揮命令）

第19条　非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは、区長とし、以下同様とする。）の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

（要員体制）

第20条　無線管理者は、非常災害が発生し、又はその恐れがあると予想されるときは直ちに通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置をとらなければならない。

２　通信担当者は、前項の命を受け、又は覚知したときは、勤務時間内外を問わずに直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受け通信の運用に万全を期する。

（陸上移動局の配備）

第21条　無線管理者は、陸上移動局常置場所及びその他必要な場所に陸上移動局を配備する。

（職員等の講習会受講）

第22条　無線管理者は通信者に対して電波法令及び無線局運用に必要な知識・技能の修得のため、無線講習会に参加させるものとする。

（無線従事者の異動報告）

第23条　無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法第51条に定める選解任届を関東総合通信局長に提出するものとする。

（備付簿冊等）

第24条　無線局に備え付ける簿冊等は、電波法施行規則第２章第７節に定める次の各号に掲げるものとし、無線管理者は、これを管理保存するものとする。

(1)　免許状　送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局は、これに代わる証票を無線機本体に添付する。

(2)　電波法令等

(3)　無線局の申請及び届出に係る一切の書類

(4)　正確な時計

(5)　無線業務日誌

(6)　無線検査簿

(7)　無線従事者選解任届の写し

(8)　無線管理規程

（無線設備の保全）

第25条　無線管理者は、無線機保全のため、年２回以上定期点検を実施し、機器の保全に努めるものとする。

２　定期点検は、施工業者と保守委託契約を結び、点検の方法及び項目については、契約書により取り決めるものとする。

３　通信担当者は、非常電源の機能試験を月１回以上行うものとする。

（委任）

第26条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成３年２月５日から施行する。

附則

この規程は、平成13年１月６日から施行する。

附則

この規程は、平成25年３月１日から施行する。

94. 中央区地域防災無線運用要領

平成３年２月５日
２中地防第545号

（趣旨）
第１条　この要領は、中央区地域防災無線管理規程第26条の規定に基づき、必要な事項を定める。
（目的外使用の禁止）
第２条　無線局は、免許状に記載された目的または通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、電波法令で認められた目的外通信は、この限りでない。
（免許状記載事項の遵守）
第３条　固定した無線局は、免許状に記載された設置場所以外に移動して運用してはならない。
２　移動する無線局は、免許状に記載された移動範囲を超えて移動してはならない。
３　無線局は、自局に指定された呼出符号以外の呼出符号を使用してはならない。
（無線局の開局及び運用）
第４条　無線局は、原則として非常時または訓練時において開局し、運用するものとする。ただし、基地局、陸上移動中継局及び中央区に所属する機関に配備した陸上移動局については、平常時においても開局し、運用するものとする。
２　無線局の開局の指示は、中央区防災行政無線（戸別受信機）の発信又は電話連絡によるものとする。ただし、警戒宣言の発令時及び突然地震が発生したとき等緊急事態の場合においては、開局の指示を待たず、自発的に開局し、運用するものとする。
（電波を発射する前の注意点）
第５条　無線局が相手局を呼出そうとするときは、電波を発射する前に受信機を最良の感度に調整し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
２　前項の場合において、他の通信に混信を与える恐れがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しを行ってはならない。
（呼出方法）
第６条　特定の無線局を呼び出す方法は、相手局の呼出符号をテンキーにより入力し、呼び出すものとする。
２　不特定の無線局をまとめて呼び出す方法は、各グループのグループ番号をテンキーにより入力し、呼び出すものとする。
（呼び出しの反復）
第７条　前条の呼出しを行っても相手局の応答がないときは、なるべく２分間以上の間隔を置いて呼出しを行うものとする。この場合において、２回反復しても応答がないときは、15分（他の通信に混信を与えるおそれがないと認めるときは、３分）以上を経過した後でなければ再び呼び出しを行ってはならない。
（呼び出しの中止）
第８条　無線局は、自局の呼出しが既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。この場合において、混信を受ける旨の通知をする無線局は、分で表すおおよその待つべき時間を示めさなければならない。
（応答）
第９条　無線局は、自局に対する呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。
（通報の送信）
第10条　呼出しを行い、応答があり、応答事項に続いて「どうぞ」の送信があったときは、直ちに通報の送信を行う。
（送受信の終了）
第11条　送信の終了は、通報の後「以上です。」を送信する。
受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信する。
（非常通信）

第12条　非常時において、基地局に対して緊急連絡が必要な時は、緊急スイッチを使って行うものとする。

（訓練通信）

第13条　訓練時において、通報を送信しようとするときは、「訓練」を前置きして行うものとする。

（非常時の通信統制）

第14条　無線管理者は、非常時において、災害対策本部が設置されたときは、当該本部において、通信統制を行うものとする。

（非常時の通信体制）

第15条　非常時における通信体制は、次の各号に定めるところによる。

(1)　無線管理者は、本部長の指示に基づき通信担当者に無線機を動作させるとともに待機させる。

(2)　無線管理者は、災害対策本部の基地局に通信担当者を、陸上移動局に通信者を配置につける。

(3)　基地局及び陸上移動中継局の非常電源は、非常用発電設備及びバッテリーによるものとし、その他の無線局は、備え付けのバッテリーによるものとする。

附則

この要領は、平成３年２月５日から施行する。

附則

この要領は、平成25年３月１日から施行する。

95. 中央区地域防災無線局設置等に関する協定書（無線協議会）

中央区（以下「甲」という。）と中央区地域防災無線協議会の会員である＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、相互に緊密な連絡を図るため、中央区地域防災無線局の設置及び管理・運用に関して次のとおり協定する。

（無線局の設置）

第１条　甲は、乙の施設内に無線局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第２条　無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第３条　乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第４条　乙は、自己の都合により無線設備の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

２　甲が、自己の都合により乙の無線設備の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、乙と協議のうえ、新たな設置場所を確保するものとする。

３　前２項により設置場所を変更しようとするために必要な費用については、甲の負担とする。

（設置機器）

第５条　無線局の無線設備は次のとおりとする。

一　半固定型無線機（260MHz帯　２W）　一式

二　空中線設備　一式

三　ファクシミリ　一式

四　無停電電源装置　一式

（供給電力使用料の免除）

第６条　無線設備に要する供給電力使用料は、免除とする。

（無線局管理者）

第７条　乙の施設内に設置された無線局に無線局管理者を置く。

２　無線局管理者は、乙の＿＿＿をもって充てる。

（保守管理）

第８条　甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために定期点検を実施するものとする。

２　前項の点検に要する費用は、甲の負担とする。

（通信の原則）

第９条　通信は、原則として中央区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務に関するものでなければならない。

（運用及び保管）

第10条　乙は、甲の設置した無線設備を常に良好な状態で管理・運用するよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和＿＿年＿＿月＿＿日までとする。

２　期間満了の日の３ケ月前までに、甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第12条　この協定書に定めのない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　代表者　中央区長

乙

96. 中央区地域防災無線中継局設備設置等に関する協定書（日本橋プラザ）

中央区（以下「甲」という。）と日本橋プラザ株式会社（以下「乙」という。）とは、中央区地域防災無線中継局設備の設置等に関して、次のとおり協定する。

第１条　乙は、中継局設備を設置するために必要な設置場所及び付属設備その他の工作物を甲に使用させるものとする。

第２条　乙は、前条に伴う甲の使用料を免除するものとする。

第３条　甲又は乙が、都合により設置場所を変更又は撤去しようとするときには、相手にその理由を提示し、協議のうえ変更又は撤去するものとする。

２　設置場所の変更又は撤去に要する費用については、甲が負担するものとする。

第４条　甲は、中継局設備の安全管理について十分な配慮を払い、万が一、中継局設備に起因する事故が発生した場合には、甲の責任において解決するものとし、乙に一切の迷惑を及ぼさないものとする。

第５条　中継局設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

第６条　甲は、中継局設備を常に確実かつ安全に作動させるために定期点検を行うものとする。

２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は可能な限りの供与を図るものとする。

３　中継局設備の故障復旧に要する費用は、甲が負担するものとする。

第７条　乙は、中継局設備に要する供給電力使用料を負担するものとする。

２　甲は、中継局設備以外に供給電力を使用してはならない。

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３年３月31日までとする。

２　期間満了の日の３ケ月前までに、甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

第９条　この協定書に定めのない事項又はこの協定に定める条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成２年11月28日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋二丁目３番４号
　　日本橋プラザ株式会社
　　代表者　代表取締役

別　表

中継局用無線装置	１架
非常用発動発電機	１台
直流電源装置	１台
空中線共用器	１台
空中線	４本
空中線柱	１本

97. 中央区防災行政無線設備設置等に関する協定書

中央区を「甲」とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を「乙」として、＿＿＿＿＿＿（中央区＿＿＿＿＿＿）に甲が設置する中央区防災行政無線（以下「無線設備」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

第１条　乙は無線設備を設置するために必要な設置場所及び附属設備を甲に使用させるものとする。

第２条　前条に伴う使用料は、無償とする。

第３条　無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

第４条　無線設備の設置により設置施設及び附属設備に破損を生じたときは、甲の負担により復旧する。

第５条　甲又は乙が、都合により設置場所を変更又は撤去しようとするときは、相手にその理由を提示し、協議の上変更又は撤去するものとする。

２　前項による、設置場所の変更又は撤去に必要な費用については、甲の負担とする。

第６条　無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

第７条　甲は無線設備を常に確実かつ安全に作動させるため、定期点検・修理等の作業を行うものとする。

２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

３　無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

第８条　無線設備に起因する事故及び苦情については、甲の責任において処理するものとする。

第９条　本協定の有効期間は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から令和＿＿年＿＿月＿＿日までとする。なお、期間満了の日の３か月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申し出がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

第10条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえその１通を保有する。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

甲　東京都中央区築地１―１―１
　　中央区
　　中央区長

乙

98. 東京都防災行政無線局設置等に関する協定書（東京都）

東京都（以下「甲」という。）と中央区（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に緊密な連絡を図るために、東京都防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定を締結する。

第１章　総則

（無線局の設置）

第１条　甲は、乙の所管する庁舎内に、無線局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第２条　無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第３条　乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第４条　乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

２　前項により、場所を変更するために必要な費用については乙の負担とする。

３　甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

４　前項により、場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（設置機器類の基準）

第５条　無線局の無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

（電話交換機等の接続）

第６条　甲は、無線回線を、乙の所管する電話交換機に接続する。

２　甲は、乙と協議のうえ、乙の所管する庁舎内に無線専用電話機を設置する。

（無線管理者等）

第７条　乙の庁舎内に設置された無線局に無線管理者及び無線従事者（電波法第２条第６号の規定に基づく。）を置く。

２　無線管理者は、乙の区長をもって充てる。

３　無線従事者は、乙の職員で当該無線設備に適合した郵政大臣の免許を取得した者の中から、乙の推薦により甲が選任する。

（無線従事者の研修）

第８条　甲は、無線従事者の確保又は技術向上を図るため、毎年１回以上研修を行うこととする。

第２章　管理運用

（定期点検等）

第９条　甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

３　無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

（法規に定める備えつけ品）

第10条　無線局の管理運用に関するもので、電波法及び同法施行規則等で規定された備えつけ品については、甲の負担において常備する。

（光熱水費等の負担）

第11条　乙の庁舎内に設置された無線設備の運用に要する電力及び発動発電機用燃料その他消耗品等は、乙の負担とする。

（通信の原則）

第12条　通信は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

（無線局の管理運用）

第13条　この協定書に定めるものを除くほか、無線局の管理運用に関する事項は、甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

第３章　その他

（有効期間）

第14条　本協定の有効期間は、昭和53年９月１日から昭和54年３月31日までとする。なお、期間満了の日の３ケ月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第15条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和53年９月１日

甲　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
　　東京都
　　代表者　東京都知事

乙　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

別　表

1　無線設備	
(1) 多重無線電話装置	一式
(2) 遠隔被監視制御装置	〃
(3) 無線中継交換機	〃
(4) 副統制台	1台
(5) 直流電源装置	一式
(6) 空中線設備	〃
(7) 無線専用電話機	〃
2　非常電源設備	
(1) 発動発電機	1台
(2) オイルタンク	1基

99. 東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書（東京都）

東京都（以下「甲」という。）と中央区（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務に関し相互に緊密な連絡を図るため、東京都防災行政無線に接続する端末機器（以下「端末機器」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定書を締結する。

第１章　総則

（端末機器の設置）

第１条　甲は、乙の所管する庁舎内に東京都防災行政無線に接続する端末機器を設置する。

（端末機器設備の経費負担）

第２条　端末機器設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第３条　乙は、端末機器を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更）

第４条　乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

２　前項により、場所を変更するために必要な費用については、乙の負担とする。

３　甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

４　前項により場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（端末機器の種類等）

第５条　設置する端末機器設備は、次の機器類とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

(1)　準動画端末装置一式

(2)　データ端末装置一式

(3)　ファクシミリ装置一式

２　乙は、前項の機器を自己の負担により増設しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

第２章　管理

（管理責任者）

第６条　甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書第７条に定める無線管理者は、甲が乙の庁舎内に設置した端末機器を常に良好に機能を発揮できるよう責任をもって管理しなければならない。

（定期点検等）

第７条　甲は、端末機器を常に確実かつ安全に作動させるために定期点検を行うものとする。

２　前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

３　端末機器の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

（消耗品）

第８条　端末機器の運用に要する消耗品については、乙の負担において常備する。

（光熱水費）

第９条　乙の庁舎内に設置された端末機器の運用に要する電気料金は、乙の負担とする。

第３章　運用

（運用の原則）

第10条　端末機器による情報伝達は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

２　データ端末で得られる情報は、防災行政以外の目的に使用してはならない。

３　乙は、データ端末機器及びそのソフトに加工修正を加えようとするときは、甲に協議するものとする。

（研修）
第11条　甲は、乙の職員が端末機器を確実かつ円滑に操作できるよう十分な研修を行うものとする。

第４章　その他

（無線局の管理運用）
第12条　この協定書に定めるものを除くほか、端末機器の設置及び管理運用等に関する事項は、甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書ならびに甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

（有効期間）
第13条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成４年３年31日までとする。
なお、期間満了の日の３ケ月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）
第14条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２年12月28日

甲　東京都
　　代表者　東京都知事

乙　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

100. 災害応急活動における協力に関する基本協定書（都市整備公社）（本文150頁）

東京都中央区を「甲」とし、財団法人中央区都市整備公社を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中央区の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急活動（中央区地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）等に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から乙に派遣された職員に限る。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、現に従事する必要が生じた場合において、乙の業務上特に支障があると認めたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一　東京都中央区職員の臨時非常配備に関する規程（昭和59年東京都中央区訓令甲第２号）に定める臨時非常配備職員の職務

二　東京都中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都中央区規則第13号）に定める本部の職員の職務

２　乙は、甲が実施する防災訓練に対する協力要請があったときは、業務上支障がない限り、乙の職員を従事させるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第３条　前条第１項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一　第１号の職務に従事する職員　　同号に掲げる訓令の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二　第２号の職務に従事する職員　　同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ別に定める。

（通知）

第４条　甲は、乙の職員を第２条第１項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

２　経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２年12月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区長

乙　東京都中央区明石町１番６号
財団法人　中央区都市整備公社
理事長

101. 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（本文177頁）

（目的）

第１条　この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第２条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

２　本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

３　本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

４　本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

５　本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

６　本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第３条　支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

２　本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

３　支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第４条　この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第４条の２　隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

（相互協力及び相互支援の内容）

第５条　この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への応援職員の派遣

ロ　支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ　その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（２）救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ　被災区への救援物資の提供

ロ　支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ　その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（３）避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
（４）被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
イ　被災区へのボランティアの斡旋
ロ　支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
ハ　その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
（５）被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
（６）動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（７）被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（８）ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
（９）災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
イ　被災区への専門職員等の派遣
ロ　支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
ハ　その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
イ　被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ　支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ　その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
(14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
(16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
(17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）

第６条　支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

２　支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）

第７条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）

第８条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）

第９条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

１　この協定は、平成26年４月１日から適用する。

２　平成８年２月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

３　この協定の締結を証するため、本協定書を２３通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成26年３月14日

102. 東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定書（本文178頁）

（趣旨）

第１条　東京都中央区（以下「甲」という。）と山形県東根市（以下「乙」という。）とは友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（応援要請）

第２条　甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するように努めるものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

１　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

２　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材の提供

３　救護及び救助活動に必要な車両等の提供

４　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員の派遣

５　被災者の一時収容のための施設の提供

６　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（輸送）

第４条　応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。

ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（経費）

第５条　応急物資の供給に要する費用（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して決定する。

（協議）

第６条　この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙署名のうえ各１通を保有する。

平成７年７月５日

甲　　東京都中央区長

乙　　山形県東根市長

103. 東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定書（本文178頁）

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都中央区（以下「甲」という。）又は岡山県玉野市（以下「乙」という。）の区域内において災害が発生し、被災した甲又は乙（以下「被災区市」という。）が単独では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項の規定に基づく被災区市の応援要求に対して、応援措置を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

一　被災者の救出、医療、防疫及びこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

二　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供

三　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

四　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職及び事務職職員等の派遣

五　被災者の一時収容のための施設の提供

六　前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

（応援要求の手続）

第３条　被災区市は、次の事項を明らかにして、文書により応援を要求するものとする。

一　被害の状況

二　前条第１号から第３号に掲げるものの資器材等の種類及び数量

三　前条第４号に掲げるものの職種別人員

四　応援の場所及び応援の場所への経路

五　応援の期間

六　前各号に定めるもののほか、必要な事項

（緊急応援）

第４条　応援をしようとする区市（以下「応援区市」という。）は、事態が緊急を要すると判断したときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第５条　応援区市の職員等は、被災区市の長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を要求した側の負担とするものとし、その額については双方で協議して決定する。

（連絡の窓口）

第７条　相互応援に関する連絡担当部局は、甲においては地域振興部防災課、乙においては総務部総務課とし、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、この規定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

第10条　この協定は、平成８年７月29日から効力を発生するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有する。

平成８年７月29日

甲　　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

乙　　岡山県玉野市
　　代表者　岡山県玉野市長

104. 東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書（本文178頁）

（趣旨）

第１条　東京都中央区と千葉県銚子市は、いずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項の規定に基づく被災した側の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(2)　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣

(5)　被災者の一時収容のための施設の提供

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災した側は、次の事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに規定する資機材等の種類及び数量

(3)　前条第４号に規定する職員等の職種別人員

(4)　応援の場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（輸送）

第４条　応急物資の輸送は、当該応急物資の供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により当該応急物資の供給を要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（緊急応援）

第５条　応援をする側は、事態が緊急を要すると判断したときは、応援要請の有無にかかわらず、必要な応急措置を行うものとする。

（指揮権）

第６条　応援をする側の職員等は、応援を要請した側の長の指揮下に入り、行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を要請した側の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

２　応援を要請する側が、経費を支弁するいとまがなく、かつ要請があった場合は、応援をする側が一時立替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第８条　第３条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、双方あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議して定めるものとする。

第10条　この協定は、平成19年１月29日から平成20年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、東京都中央区、千葉県銚子市からなんらかの申出がないときは、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書２通を作成し、双方が署名のうえ、各自その１通を保有する。

平成19年１月29日

東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
東京都中央区長

千葉県銚子市若宮町１番地の１
千葉県銚子市
千葉県銚子市長

105. 東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定書（本文178頁）

（趣旨）

第１条　東京都中央区と宮城県石巻市とは、いずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項の規定に基づく被災した側の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）被災者の救出、医療、防疫及びこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

（２）食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器材の提供

（３）救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災した側は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号までに規定する資器材等の種類及び数量

（３）前条第４号に規定する職員等の職種別人員

（４）応援の場所及びその経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか、被災した側が必要とする事項

（輸送）

第４条　応急物資の輸送は、当該応急物資の供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により当該応急物資の供給を要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（緊急応援）

第５条　応援をする側は、事態が緊急を要すると判断したときは、第３条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第６条　応援をする側の職員等は、応援を要請した側の長の指揮下に入り、行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を要請した側の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

２　応援を要請する側が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請があった場合は、応援をする側が一時立替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第８条　第３条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、双方あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成24年４月５日から平成25年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、東京都中央区、宮城県石巻市からなんらかの申出がないときは、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書２通を作成し、双方が署名のうえ、各自その１通を保有す

る。

平成２４年４月５日

東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
東京都中央区長

宮城県石巻市穀町１４番１号
宮城県石巻市
宮城県石巻市長

106. 東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定書（本文178頁）

（趣旨）

第１条　東京都中央区（以下「中央区」という。）と山梨県富士河口湖町（以下「富士河口湖町」という。）は、いずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項の規定に基づく被災した側の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(2)　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣

(5)　被災者の一時収容のための施設の提供

(6)　ホームページの代理掲載その他災害時の情報発信協力

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災した側は、次の事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに規定する資機材等の種類及び数量

(3)　前条第４号に規定する職員等の職種別人員

(4)　応援の場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（輸送）

第４条　応急物資の輸送は、当該応急物資の供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により当該応急物資の供給を要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（緊急応援）

第５条　応援をする側は、事態が緊急を要すると判断したときは、応援要請の有無にかかわらず、必要な応急措置を行うものとする。

（指揮権）

第６条　応援をする側の職員等は、応援を要請した側の長の指揮下に入り、行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を要請した側の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

２　応援を要請する側が経費を支弁するいとまがない場合は、応援をする側が一時立て替えて支弁するものとする。

（連絡責任者）

第８条　第３条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、双方があらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議して定めるものとする。

第10条　この協定の有効期間は、平成26年11月４日から平成27年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、中央区又は富士河口湖町から何らかの申出がないときは、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、双方が署名の上、各自その１通を保有する。

平成26年11月４日

東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
山梨県富士河口湖町
山梨県富士河口湖町長

107. 災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書（本文264頁）

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、甲が保有する賞味期限又は消費期限が迫った災害対策用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を有効に活用するため、相互に協力するものとし、その内容について覚書を取り交わす。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が備蓄物資を乙の行う防災啓発活動、生活支援活動、人道支援活動等のために乙に譲渡することにより、地域の防災力、福祉等の向上を図るとともに、備蓄物資を有効に活用し、廃棄食料の削減に資することを目的とする。

（備蓄物資の活用）

第２条　甲は、備蓄物資を譲渡する時期、量等について乙と協議し、双方合意の上、甲が乙に当該備蓄物資を譲渡する。

２　乙は前項の規定により甲から譲渡された備蓄物資（以下「譲渡された備蓄物資」という。）を第５条に掲げる事業に活用できるものとする。

３　乙は、譲渡された備蓄物資の活用に当たっては、有効性及び効率性に配慮するものとする。

（無償譲渡等）

第３条　甲は、前条第１項の規定により乙に備蓄物資を譲渡するときは、無償で譲渡するものとする。

２　乙は、譲渡された備蓄物資を転売し、又は金銭その他の有価物と交換してはならず、甲に対しその旨を誓約するものとする。

３　乙は、甲乙間で特別の定めがない限り、譲渡された備蓄物資を甲に返品することはできないものとする。

（備蓄物資の譲渡場所等）

第４条　備蓄物資の譲渡は、甲の指定する場所で行い、当該譲渡に係る当該場所までの運搬費については、甲の負担とし、その他の譲渡に係る経費については、乙の負担で行うものとする。

（対象事業）

第５条　乙は、譲渡された備蓄物資を次に掲げる事業に活用することができる。

（１）中央区民や中央区の区域内の在勤、在学者等を対象として実施する防災啓発活動等

（２）甲が認める乙又は乙が他の団体と協力して行う防災啓発活動等

（３）被災地又はそれに準ずる場所で行う人道支援活動

（４）社会福祉法人、ＮＰＯ法人等が実施する生活支援等の非営利活動

（５）前各号に掲げるもののほか、乙の行う活動のうち甲が必要と認めるもの

（実施報告）

第６条　乙は、前条各号に掲げる事業において、譲渡された備蓄物資を活用したときは、速やかに甲に対してその報告を行うものとする。

（甲及び乙の責務）

第７条　甲は、第２条第１項の規定により乙に譲渡する備蓄物資が、適切な保管方法で管理されていたことを保証する。

２　譲渡後の備蓄物資に食品衛生上の問題等の事故が発生したときは、乙の責任とする。

３　甲が第２条第１項の規定により乙に譲渡した備蓄物資を起因として事故が発生したときは、甲、乙及び関係する第三者により原因を調査する。

４　甲及び乙は、前項の規定による調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、事後の対応、再発防止等について、誠実に協議し、その解決に当たるものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、情報交換に努めるものとする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日から３か月前までに甲又は乙のいずれからも書面によるこの覚書の終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

この覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々１通を保有する。

令和２年１２月７日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　三重県四日市市浮橋一丁目４番３号
一般社団法人　日本非常食推進機構
代表理事

108. 防災用井戸の使用に関する覚書（人形町一丁目芳人防災会）（本文234頁）

東京都中央区を「甲」とし、日本橋人形町一丁目芳人防災会を「乙」とし、甲乙間において、乙の所有する防災用井戸（設置場所　東京都中央区日本橋人形町一丁目18番地先。以下「井戸」という。）の災害時における使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、大震災により災害が発生した場合において、東京都中央区立日本橋小学校「防災拠点」に避難した被災者のための水を確保することにより応急給水活動の円滑化を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、前条の目的を達成するため甲の要請に基づき井戸の水を甲に供給するとともに、搬送に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　乙は、常に井戸の設備を良好に維持管理するものとする。

（経費の負担）

第４条　前条に規定する維持管理に要する経費は、乙の負担により行うものとする。ただし、井戸の水の水質検査は、甲の負担により行うものとする。

（協議）

第５条　この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記覚書締結の証として、本覚書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年９月７日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　中央区長

乙　　東京都中央区日本橋人形町一丁目18番３号
日本橋人形町一丁目芳人防災会
代表者

109. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定（あかつき公園）（本文269頁）

東京都を甲とし、中央区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例121号）に基づき中央区立あかつき公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関連区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、昭和59年８月15日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和59年８月15日

甲　　東京都
　　代表者　東京都知事

乙　　中央区
　　代表者　中央区長

110. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目（あかつき公園）（本文269頁）

東京都水道局長（以下「甲」という。）と中央区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和59年８月15日締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第１条　乙は、協定第４条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「中央区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設に関する取扱要綱」第６項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第２条　協定第４条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

(1)　別紙様式１に必要事項を記載し、災害訓練実施日の７日前までに東京都水道局中央支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。

(2)　災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第３条　給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式２により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第４条　乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式３により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第５条　乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を費消し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第６条　乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第７条　この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第８条　この実施細目は昭和59年８月15日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和59年８月15日

甲　　東京都水道局長

乙　　中央区長

111. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（堀留児童公園）（本文269頁）

東京都知事を甲とし、中央区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき中央区立堀留児童公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する費用を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る費用を負担するものとする。

（関連区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、平成12年４月１日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成12年３月31日

甲　　東京都知事

乙　　中央区長

112. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目（堀留児童公園）（本文269頁）

東京都水道局長（以下「甲」という。）と中央区長（以下「乙」という。）は、東京都知事と乙との間で平成12年３月31日付で締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第１条　乙は、協定第４条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「中央区立堀留児童公園内震災対策応急給水施設に関する取扱要綱」第７項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第２条　協定第４条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

(1)　別紙様式第１号に必要事項を記載し、災害訓練実施日の７日前までに東京都水道局中央支所長（以下「支所長」という。）に届け出てその承認を得ること。

(2)　災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第３条　給水施設の適正な使用を図るため、乙は給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式第２号により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第４条　乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式第３号により支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第５条　乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第６条　乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第７条　この実施細目の解釈に疑義が生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用日）

第８条　この実施細目は平成12年４月１日から適用する。

甲と乙とは上記実施細目締結の証として、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成12年３月31日

甲　　東京都水道局長

乙　　中央区長

113. 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都）（本文269頁）

東京都（以下「甲」という。）と中央区（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第２条　応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

２　応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第３条　甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（２）　避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（３）　応急給水栓の設置位置

２　甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第４条　甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

２　乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

３　乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

４　乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第５条　応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

２　設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

３　前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

４　甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知りながら乙に告げなかったときは、この限りでない。

５　前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持た

ないときは、この限りでない。

6　甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7　甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第３条第１項第２号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

（応急給水栓の維持管理）

第６条　乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2　乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3　乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。

4　乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（応急給水栓の機能維持）

第７条　乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年１回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2　乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3　前条第４項の規定は、前項の場合に準用する。

（不可抗力に伴う調整）

第８条　引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第３条から第５条までに規定する義務を再度負うものとする。

2　前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

（開栓器等の引渡し）

第９条　応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

（１）　開栓器
（２）　蓋鍵
（３）　スタンドパイプ
（４）　蛇口アダプター
（５）　排水用ホース
（６）　ホーローカップ
（７）　残留塩素キット
（８）　収納バッグ

2　前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3　甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知りながら乙に告げなかったときは、この限りでない。

4　乙は、第１項の規定による引渡しの後、開栓器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

（操作方法及び機能維持の説明）

第10条　甲は、前条第１項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急給水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

（甲の応急給水栓の使用）

第11条　甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2　甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3　甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

（乙の応急給水栓の使用）

第12条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

（１）　災害発生時において応急給水活動を行う場合

（２）　応急給水栓の機能維持を行う場合

2　乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3　乙は、第１項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4　乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5　乙は、第１項第１号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

（避難所の指定解除による応急給水栓の撤去）

第13条　乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2　乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3　乙は、第１項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4　乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

（乙の理由による応急給水栓の移設）

第14条　乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2　乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知す

るものとする。

３　乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

（覚書の解除）

第15条　甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

２　前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

（有効期間）

第16条　この覚書は、締結日から１年間その効力を有する。

２　甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の６か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に１年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

３　甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

４　甲又は乙から第２項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

（解釈に疑義を生じた場合等）

第17条　この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（記載事項の変更）

第18条　この覚書に定める事項を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
代表者　東京都公営企業管理者
水道局長

乙　　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

114. 災害時における飲料水供給協力に関する協定書（防災区民組織）（本文270頁）

中央区を「甲」とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を「乙」とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿防災区民組織を「丙」として、甲、乙及び丙の三者間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大震災により災害が発生した場合において、甲の行う応急給水活動に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めることにより、災害救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき丙及び地域住民に第３項で定める協定受水槽の水（以下「飲料水」という。）を供給するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害の状況により、甲が乙に要請するいとまがないときは、中央区災害対策本部が設置された時点をもって要請されたものとみなす。

３　協定受水槽の所在地・名称・容量は、次のとおりとする。

(1)所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)受水槽の容量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　甲は、乙に対し「中央区災害時飲料水供給協力受水槽」の標示板を交付するものとする。

（提供）

第３条　乙は、甲の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲又は丙に対し飲料水を提供するものとする。

２　前項の特別の理由とは、次の場合をいう。

一　災害によって、協定受水槽が破損し、飲料水が枯渇したとき。

二　災害によって、協定受水槽内に有害物質が流入した可能性があるとき。

三　火災消火又は火災消火協力のため使用したとき。

四　上記のほか、甲又は丙において、真にやむを得ない事情があると認めるとき。

（費用負担）

第４条　甲は、この協定に基づいて提供を受けた飲料水の料金を負担するものとする。

（請求）

第５条　乙は、飲料水提供後、甲の確認を受けて使用水量の料金を甲に請求することができる。この場合の請求金額は、東京都水道局が定めた規定により算出された金額とする。

（支払）

第６条　甲は、乙から前条の請求があったときは、速やかに乙へ支払うものとする。

（供与）

第７条　甲は、協定受水槽から飲料水を取水するために必要な資器材を予算の範囲内で丙に供与することができる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙の三者による協議のうえ決定するものとする。

甲、乙及び丙の三者で、本協定書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　中央区
　　代表者　中央区長

乙　　住所
　　氏名

防災区民組織

丙　　住所
　　氏名

115. 災害時における米穀供給協力に関する協定書（米穀小売商業組合）（本文265頁）

東京都中央区を「甲」とし、東京都米穀小売商業組合中央支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合、甲の行う食糧の応急給食活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることにより、災害救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、前条の目的を達成するため次のとおり協力するものとする。

(1) 災害時に甲の要請があったときは、精米を優先的に供給する。

(2) 前号の供給を確保するため、所属各組合員（以下「組合員」という。）の店舗に支部全体として最低162俵の精米を常時保有する。

２　甲は、この協定に基づき組合員店舗に対し、「中央区災害時食糧供給協力店」の表示板の交付をするものとする。

（業務）

第３条　乙は、甲からこの協定による協力の要請を受けた場合指定数量の米穀を指定納入場所に納入するものとする。

２　納入業務に従事する組合員は、区職員の指示に従って納入するものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、第２条第１項第２号の経費を予算の範囲内で負担するものとする。

２　甲は、乙が前条により納入した米穀の代金（標準価格又は指導価格による。）及びその所要経費を負担するものとする。

（支払）

第５条　甲は、前条第１項の経費を毎年５月末までに支払うものとする。

２　甲は、乙から第３条の業務終了後、前条第２項の費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、昭和55年２月28日から昭和56年３月31日までとする。ただし、期限満了の日の３ケ月前までに甲乙なんらの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方署名押印のうえ各１通を保有するものとする。

昭和55年２月28日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋小網町16－16
　　東米商中央支部
　　代表者

116. 災害時における麺類等供給協力に関する協定書（麺類協同組合）（本文265頁）

東京都中央区を「甲」とし、東京都麺類協同組合（京橋、築地、日本橋、久松、月島）支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合、甲の行う食糧の応急給食活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることにより、災害救助活動の円滑化を図ることを目的とする。

（協力）

第２条　乙は、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき麺類等の供給を行うものとする。

２　甲は、この協定に基づき乙の所属各組合員店舗に対し「中央区災害時食糧供給協力店」の表示板の交付をするものとする。

（業務）

第３条　乙は、甲からこの協定による協力の要請を受けた場合次の業務を実施するものとする。

(1)　原材料の提供

(2)　設備機器等の提供

(3)　労務の提供

２　甲は、乙に対し当該要請をするときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（費用負担）

第４条　甲は、第３条第１項第１号及び第２号の乙の業務に対しその実費を負担するものとする。

（支払）

第５条　甲は、乙から第３条に定める業務終了後、前条に定める費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、昭和55年2月28日から昭和56年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の３ヶ月前までに、甲乙なんらの申し出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方署名押印のうえ各１通を保有するものとする。

昭和55年２月28日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区八丁堀３－14－３
東京都麺類協同組合京橋支部
代表者　京橋支部長

乙　東京都中央区銀座３－８－１
東京都麺類協同組合築地支部
代表者　築地支部長

乙　東京都中央区日本橋堀留町１－４－16
東京都麺類協同組合日本橋支部
代表者　日本橋支部長

乙　東京都中央区日本橋馬喰町２－２－14
東京都麺類協同組合久松支部
代表者　久松支部長

乙　東京都中央区月島３－６－５
東京都麺類協同組合月島支部
代表者　月島支部長

117. 災害時における石油類等の供給に関する協定書（石油商業組合）（本文274頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合京橋支部及び日本橋支部（以下「乙」という。）とは、中央区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための石油類等を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第２条　甲は、乙に石油類等の供給を要請するときは、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を指示するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、災害時における甲の応急対策のための石油類等の供給要請に対し、積極的に協力し、石油類等を優先的に供給するものとする。

（業務）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ石油類等を納入し、区職員の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第５条　甲の要請により供給する石油類等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

２　乙は、石油類等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第６条　甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３か年とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲又は乙から何らの申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本証３通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年12月11日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区新川二丁目16番10号
東京都石油商業組合京橋支部
代表者　支部長

乙　東京都中央区日本橋茅場町三丁目３番６号
東京都石油商業組合日本橋支部
代表者　支部長

118. 災害発生時における災害対応型給油所の協力に関する協定書（隅田商事）（本文274頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と災害対応型給油所の認定を受けた隅田商事株式会社（以下「乙」という。）とは、中央区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための石油類等を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第２条　甲は、乙に石油類等の供給を要請するときは、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を指示するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、災害時における甲の応急対策のための協力要請に対し、次に掲げる事項について積極的に協力するものとする。この場合において、甲は、乙に対し、協力の内容を円滑に機能できるように被害状況情報を提供するものとする。

一　甲が指示する車両へ燃料油を優先的に給油すること。ただし、甲が指示する車両の燃料給油地は、東京都中央区日本橋本石町四丁目３番７号の乙が指示する給油所とする。

二　甲が指示する場所へ石油類を納入すること。

三　住民への非常用食料、飲料水等の集積地として、用地及び設備を提供すること。

（価格及び請求）

第４条　甲の要請により供給する石油類等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

２　乙は、石油類等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第５条　甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上速やかに支払うものとする。

（平常時の連携）

第６条　甲は、乙に対し、東京都中央区地域防災計画の一環として防災訓練等への参加を求めることができる。

２　甲は、災害対応型給油所の役割について区民に周知するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３か年とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲又は乙から何らの申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため、本証２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成９年４月11日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号
隅田商事株式会社
代表取締役

119. 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書（トラック協会）（本文273頁）

災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、東京都中央区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会中央支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における輸送車両の確保に関し、区内運送業者との協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、この協定に基づく輸送用車両及び運転者（以下「車両等」という。）が必要であると認めたときは、乙に対し、日時及び場所を指定して車両等の優先提供を要請するものとする。

（車両等の供給）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し車両等を提供し、業務を実施しなければならない。

（費用負担）

第４条　この協定により、乙が実施する業務に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担する。

(1)　乙が供給した車両等の料金

(2)　業務の実施に係る高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

（車両等の料金）

第５条　前条第１号に掲げる料金は、別表のとおりとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

（供給の継続）

第７条　乙の供給した車両等が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は、直ちに当該車両を交換し、その提供を継続しなければならない。

（報告）

第８条　乙は、業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第９条　甲は、その責めに帰すべき事由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中にその責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第10条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（提供可能車両等の報告）

第11条　乙は、この協定の締結に当たり災害時に提供可能な車両等を甲に報告するものとする。

（協定期間及び更新）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成４年３月31日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第13条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、その１通を保有する。

平成３年10月８日

甲　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

乙　社団法人　東京都トラック協会中央支部
　　代表者　支部長

別表（第５条関係）

	供給車両	数量	金　　額
１	２ｔ10尺幌付き	１　台	平常時の契約料金を準用する。
２	残　　業	１時間	

（備　考）　作業時間は、午前８時30分から午後５時を定時間とし、
　　午後５時以降の作業は残業とする。

120. 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（味の素物流）（本文273頁）

災害時における緊急輸送業務等（以下「業務」という。）に関し、東京都中央区（以下「甲」という。）と味の素物流株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする 。

なお、乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の運送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（要請）

第２条　甲は、乙に対し、前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する備蓄品等の避難所への輸送

(2)　甲が指定する輸送拠点から避難所への救援物資の輸送

(3)　甲が指定する輸送拠点での物資の受け入れ、仕分け及び入出庫管理等の作業（以下「物資の受け入れ等」という。）

(4)　前各号に掲げるもののほか、甲乙が前条の目的達成のために行うことを相当と認めたもの

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、乙の本社が壊滅的な被害を受けた等の特別の理由がない場合は、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生又は災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用（甲が指定する場所までの移動に係る燃料費を含む。）を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第５条　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第６条　甲は、その責めに帰すべき事由により、本業務に従事する車両及び従事した者に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第７条　本業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、本業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（中途解約）

第９条　甲及び乙は、前条に定めるこの協定の有効期間中であっても、１か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面で通知し、協議することにより、本協定の全部又は一部を解約す

ることができる。
２　中途解約は、前項の規定による協議の結果、甲と乙との間で合意されることを条件とし、当該合意がなされたときは、合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。
（協議）
第10条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、その１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区新川一丁目17番24号
味の素物流株式会社
代表取締役社長

121. 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（エコ配）（本文273頁）

災害時における緊急輸送業務等（以下「業務」という。）に関し、東京都中央区（以下「甲」という。）と株式会社エコ配（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする 。

なお、乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の運送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（要請）

第２条　甲は、乙に対し、前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務の提供について協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する備蓄品等の避難所への輸送

(2)　甲が指定する輸送拠点から避難所への救援物資の輸送

(3)　甲が指定する輸送拠点での物資の受け入れ、仕分け及び入出庫管理等の作業（以下「物資の受け入れ等」という。）

(4)　乙が管理する施設を活用した物資の受け入れ等及び避難所への輸送

(5)　前各号に掲げるもののほか、甲乙が前条の目的達成のために行うことを相当と認めたもの

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない場合は、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生又は災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第６条　甲は、その責めに帰すべき事由により、業務に従事する車両及び従事した者に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中にその責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、その１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都港区西新橋二丁目８番１２号
株式会社エコ配
代表取締役

122. 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（佐川急便）（本文273頁）

災害時における緊急輸送業務等（以下「業務」という。）に関し、東京都中央区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする 。

なお、乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の運送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（要請）

第２条　甲は、乙に対し、前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務の提供について協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する備蓄品等の避難所への輸送

(2)　甲が指定する輸送拠点から避難所への救援物資の輸送

(3)　甲が指定する輸送拠点での物資の受け入れ、仕分け及び入出庫管理等の作業（以下「物資の受け入れ等」という。）

(4)　前各号に掲げるもののほか、甲乙が前条の目的達成のために行うことを相当と認めたもの

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、できる限り甲に協力しなければならない。

（費用負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生又は災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第６条　甲は、その責めに帰すべき事由により、業務に従事する車両及び従事した者に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中にその責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、その１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都江東区東雲二丁目１３番３２号
佐川急便株式会社　関東支店
支店長

123. 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（日本通運）（本文273頁）

災害時における緊急輸送業務等（以下「業務」という。）に関し、東京都中央区（以下「甲」という。）と日本通運株式会社首都圏支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする 。

なお、乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の運送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（要請）

第２条　甲は、乙に対し、前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務の提供について協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する備蓄品等の避難所への輸送

(2)　甲が指定する輸送拠点から避難所への救援物資の輸送

(3)　甲が指定する輸送拠点での物資の受け入れ、仕分け及び入出庫管理等の作業（以下「物資の受け入れ等」という。）

(4)　前各号に掲げるもののほか、甲乙が前条の目的達成のために行うことを相当と認めたもの

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、できる限り甲に協力しなければならない。

（費用負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生又は災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第６条　甲は、乙の責に帰すべき事由によらず業務に従事する車両及び従事した者に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中にその責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、その１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区日本橋人形町二丁目26番５号
日本通運株式会社　常務取締役執行役員
首都圏支店長

124. 災害時における救援物資の輸送等に関する協定書（ヤマト運輸）（本文273頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間において、災害時における緊急輸送業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

なお、乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の運送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（業務内容）

第２条　甲は、乙に対し、災害時に前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する備蓄品等の避難所への輸送業務

(2)　甲が指定する輸送拠点から避難所への救援物資の輸送業務

(3)　甲が指定する輸送拠点での物資の受け入れ、仕分け及び入出庫管理等の業務（以下「物資の受け入れ等」という。）

(4)　前各号に掲げるもののほか、甲乙が前条の目的達成のために相当と認めた業務

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない場合は、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条　乙が第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生又は災害の発生する恐れの生じる直前における時価相場等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

３　甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第５条　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第６条　甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に従事する車両及び従事した者に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を合理的な範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、合理的な範囲内で賠償を行うものとする。

（損害賠償）

第７条　本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、本業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（協定期間及び更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（中途解約）

第９条　甲及び乙は、前条に定めるこの協定の有効期間中であっても、１か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面で通知し、協議することにより、本協定の全部又は一部を解約することができる。

２　中途解約は、前項の規定による協議の結果、甲と乙との間で合意されることを条件とし、当該合意がなされたときは、合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。

（協議）

第10条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定成立の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年３月３１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　東京都港区海岸３丁目１５番１４号
　　ヤマト運輸株式会社　東東京主管支店
　　主管支店長

125. 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書（日立自動車交通）（本文274頁）

中央区（以下「甲」という。）と日立自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請するバス輸送の支援協力に関し、その手続等について定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

２　乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の輸送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（業務内容）

第２条　甲は、乙に対し、災害時に前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

（１）　傷病者の搬送に関する業務

（２）　被災者（滞留者を含む。以下同じ。）等の輸送に関する業務

（３）　災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関する業務

（４）　ボランティアの輸送に関する業務

（５）　前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的達成のために相当と認めた業務

２　甲は、前項の規定による要請をするに当たり、本業務に従事する車両及び従事する者の安全確保に配慮して行う。

（業務の実施）

第３条　乙は、甲の前条第１項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限りは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条　乙が本業務の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、支払いが行われるまでの間は、乙の一時立替とする。

２　前項の費用の額は、災害の発生又は災害の発生するおそれの生じる直前における時価相場等を基準として、本業務終了後、甲乙協議の上、決定する。

３　乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

４　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払う。

（安全の確保）

第５条　乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する被災者の安全の確保を行う。

２　乙は、安全の確保のため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第６条　乙が供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに代替車両を手配し、可能な範囲内で業務の継続に努めるものとする。

２　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第７条　甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に従事する車両及び従事した者に損害を与えたときは、乙に対しその損害を合理的な範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、合理的な範囲内で賠償を行うものとする。

（損害賠償）

第８条　本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は本業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年中央区条例第１５号）の規定に準じて、甲が保障する。

（連絡体制等）
第９条　本業務の実施に当たり、甲及び乙は、連絡における責任者を定めるものとする。
（防災訓練）
第10条　乙は、甲からの要請があった場合には、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。
（協定期間及び更新）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。
（中途解約）
第12条　甲及び乙は、前条の有効期間中であっても、１か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面で通知し、甲乙協議の上、この協定の全部又は一部を解約することができる。
２　前項に規定する中途解約は、同項の協議の結果、甲と乙との間で合意されたことを条件とし、当該合意がなされたときは、合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。
（疑義の決定）
第13条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

以上、この協定成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都足立区綾瀬六丁目11番12号
日立自動車交通株式会社
代表取締役

126. 災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書（日の丸自動車興業）（本文274頁）

中央区（以下「甲」という。）と日の丸自動車興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請するバス輸送の支援協力に関し、その手続等について定め、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

２　乙は甲がこの協定の目的達成のために乙以外の輸送事業者等と同様の協定を締結することを妨げないものとする。

（業務内容）

第２条　甲は、乙に対し、災害時に前条の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

（１）　被災者（滞留者を含む。以下同じ。）等の輸送に関する業務

（２）　災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関する業務

（３）　ボランティアの輸送に関する業務

（４）　前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的達成のために相当と認めた業務

２　甲は、前項の規定による要請をするに当たり、本業務に従事する車両及び従事する者の安全確保に配慮して行う。

（業務の実施）

第３条　乙は、甲の前条第１項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限りは、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条　乙が本業務の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、支払いが行われるまでの間は、乙の一時立替とする。

２　前項の費用の額は、災害の発生又は災害の発生するおそれの生じる直前における時価相場等を基準として、本業務終了後、甲乙協議の上、決定する。

３　乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

４　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払う。

（安全の確保）

第５条　乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する被災者の安全の確保を行う。

２　乙は、安全の確保のため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第６条　乙が供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに代替車両を手配し、可能な範囲内で業務の継続に努めるものとする。

２　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第７条　甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に従事する車両及び従事した者に損害を与えたときは、乙に対しその損害を合理的な範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、合理的な範囲内で賠償を行うものとする。

（損害賠償）

第８条　本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は本業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年中央区条例第１５号）の規定に準じて、甲が保障する。

（連絡体制等）

第９条　本業務の実施に当たり、甲及び乙は、連絡における責任者を定めるものとする。

（防災訓練）

第10条　乙は、甲からの要請があった場合には、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（協定期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日から１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（中途解約）

第12条　甲及び乙は、前条の有効期間中であっても、１か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面で通知し、甲乙協議の上、この協定の全部又は一部を解約することができる。

２　前項に規定する中途解約は、同項の協議の結果、甲と乙との間で合意されたことを条件とし、当該合意がなされたときは、合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。

（疑義の決定）

第13条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

以上、この協定成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　東京都千代田区神田三崎町三丁目９番３号
　　日の丸自動車興業株式会社
　　代表取締役

127. 災害時の医療救護活動についての協定書（中央区医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人中央区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1)　医　　師
(2)　看　護　師　　若干名
(3)　その他補助事務

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者に対する応急処置
(2)　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3)　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
(4)　死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第９条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）

第10条　救護所における医療費は無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第11条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第12条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の編成・派遣を伴うもの

ア　医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2)　合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第13条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中央区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）

第14条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第15条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和52年６月１日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区勝どき一丁目６番７号
公益社団法人　中央区医師会
会長

128. 災害時の医療救護活動実施細目（中央区医師会）（本文204頁）

昭和52年６月１日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第14条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要を認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前条により、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

(1)　医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式１－１）及び医療救護班診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

(2)　医療救護班が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式１に薬品・衛生材料使用報告書（様式２）を添えて請求するものとする。

(3)　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式３）に事故傷病者概要（様式３－１）を添えて報告するものとする。

(4)　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。

(5)　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式１に物件損傷等報告書(様式４)を添えて請求するものとする。

(6)　その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めたときは、協定書第12条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

129. 災害時の医療救護活動についての協定書（日本橋医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人日本橋医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1)　医　　師
(2)　看　護　師　　若干名
(3)　その他補助事務

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者に対する応急処置
(2)　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3)　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
(4)　死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第９条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）

第10条　救護所における医療費は無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第11条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第12条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の編成・派遣を伴うもの

ア　医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2)　合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第13条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中央区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）

第14条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第15条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和52年６月１日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区日本橋久松町１番２号
公益社団法人　日本橋医師会
会長

130. 災害時の医療救護活動実施細目（日本橋医師会）（本文204頁）

昭和52年６月１日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第14条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要を認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前条により、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

(1)　医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式１－１）及び医療救護班診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

(2)　医療救護班が、携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式１に薬品・衛生材料使用報告書（様式２）を添えて請求するものとする。

(3)　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式３）に事故傷病者概要（様式３－１）を添えて報告するものとする。

(4)　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。

(5)　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式１に物件損傷等報告書(様式４)を添えて請求するものとする。

(6)　その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めたときは、協定書第12条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

131. 医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（中央区医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人中央区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和52年６月１日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のように覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出勤につき、次のとおりとする。

職　種	医療救護活動	合 同 訓 練
医　　師	22,800円	19,100円
看 護 師	8,500円	7,100円
事 務 員	4,900円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
医　　師	7,550円	6,340円	ただし、超過従事時間が午後５時から午後10時まで及び午前５時から午前９時までの場合は、100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は、100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
看 護 師	2,760円	2,300円	
事 務 員	1,560円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　医療救護班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　医療救護班が、転送した患者の診察について、この患者を診察した後方医療施設と患者との間に、医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ別紙様式により甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

（その他）

第６　本覚書締結により、昭和53年８月31日から平成６年４月１日までに締結した覚書については、効力を失うものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年４月１日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
東京都中央区長

乙　　東京都中央区勝どき一丁目６番７号
公益社団法人　中央区医師会
会長

132. 医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（日本橋医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人日本橋医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和52年６月１日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のように覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出勤につき、次のとおりとする。

職　種	医療救護活動	合 同 訓 練
医　　師	22,800円	19,100円
看 護 師	8,500円	7,100円
事 務 員	4,900円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
医　　師	7,550円	6,340円	ただし、超過従事時間が午後５時から午後10時まで及び午前５時から午前９時までの場合は、100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は、100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
看 護 師	2,760円	2,300円	
事 務 員	1,560円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　医療救護班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　医療救護班が、転送した患者の診察について、この患者を診察した後方医療施設と患者との間に、医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ別紙様式により甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

（その他）

第６　本覚書締結により、昭和53年８月31日から平成６年４月１日までに締結した覚書については、効力を失うものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年４月１日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
東京都中央区長

乙　　東京都中央区日本橋久松町１番２号
公益社団法人　日本橋医師会
会長

133. 災害時の医療救護活動についての協定書（京橋歯科医師会・お江戸日本橋歯科医師会）（本文204頁）

東京都中央区を甲とし、一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会及び公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

３　前項に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1)　歯　科　医　師
(2)　歯科衛生士又は歯科技工士　―― 若干名
(3)　その他事務補助

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害時の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者に対する応急処置
(2)　救護所等における軽易な患者に対する治療

２　前項の医療救護活動を実施するにあたっては、社団法人中央区医師会及び社団法人日本橋医師会との連携のもとに行うものとする。

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第７条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第８条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲

は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第10条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中のうち、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア　医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2)　合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第12条　甲は、この協会の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中央区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）

第13条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書三通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人　東京都中央区京橋歯科医師会
代表者　会長

乙　　東京都中央区日本橋久松町１番２号
公益社団法人　お江戸日本橋歯科医師会
代表者　会長

134. 災害時の医療救護活動実施細目（京橋歯科医師会・お江戸日本橋歯科医師会）（本文204頁）

平成９年６月３日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（連絡調整等）

第２条　協定書第２条第１項に定める医療救護班の派遣要請並びに協定書第６条に定める医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、環境衛生部長が行うものとする。

（救護所設置の特例）

第３条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めるときは、東京都地域防災計画に基づき東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めるときは、前項による後方医療施設のほか医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第４条　前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第５条　乙は、協定書第11条及び前条に規定する費用弁償等について、医療救護活動終了後速やかに、次に定めるところにより甲に一括して請求し、及び報告するものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（１号様式）に、各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（２号様式）及び医療救護班診察記録（３号様式）を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号に定める１号様式に薬品・衛生材料使用報告書（４号様式）を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（５号様式）に、事故傷病者概要（６号様式）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、第１号から前号までの規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、第１号に定める１号様式に、物件損傷等報告書（７号様式）を添えて請求するものとする。

（費用弁償等の支払）

第６条　甲は、前条に規定により請求され、及び報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めるときは、協定書第11条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目三通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区八丁堀四丁目10番２号
一般社団法人　京橋歯科医師会
代表者　会長

乙　東京都中央区日本橋久松町１番２号
公益社団法人　お江戸日本橋歯科医師会
代表者　会長

135. 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（京橋歯科医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、平成９年６月３日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し次のように覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

職　　種	医療救護活動	合 同 訓 練
歯　科　医　師	22,800円	19,100円
歯科衛生士又は歯科技工士	8,500円	7,100円
事　　務　　員	4,900円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
歯　科　医　師	7,550円	6,340円	超過従事時間が午後５時から午後10時まで及び午前５時から午前９時までの場合は100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は、100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
歯科衛生士又は歯科技工士	2,760円	2,300円	
事　　務　　員	1,560円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　医療救護班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　医療救護班の医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担と

ならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会
代表者　会長

136. 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（お江戸日本橋歯科医師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、平成９年６月３日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し次のように覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

職　　種	医療救護活動	合 同 訓 練
歯　科　医　師	22,800円	19,100円
歯科衛生士又は歯科技工士	8,500円	7,100円
事　　務　　員	4,900円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
歯　科　医　師	7,550円	6,340円	超過従事時間が午後５時から午後10時まで及び午前５時から午前９時までの場合は100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は、100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
歯科衛生士又は歯科技工士	2,760円	2,300円	
事　　務　　員	1,560円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　医療救護班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　医療救護班の医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督

促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋久松町１番２号
公益社団法人お江戸日本橋歯科医師会
代表者　会長

137. 災害時の医療救護活動についての協定書（京橋薬剤師会・日本橋薬剤師会）（本文204頁）

東京都中央区を甲とし、一般社団法人京橋薬剤師会及び一般社団法人日本橋薬剤師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害時の医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第４条　乙所属の薬剤師班は、災害薬事センター、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所及び医薬品の集積場所において医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

１　救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

２　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

３　一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

４　避難所の衛生管理・防疫対策への協力

（指揮命令）

第６条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、災害薬事コーディネーターが行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第７条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第８条　救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中のうち、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第10条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成・派遣に伴うもの

ア　薬剤師班の編成・派遣に要する経費

イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　薬剤師班の薬剤師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第11条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する中央区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）

第12条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第13条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書三通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人　京橋薬剤師会
代表者　会長

乙　東京都中央区日本橋久松町１番２号
一般社団法人　日本橋薬剤師会
代表者　会長

138. 災害時の医療救護活動実施細目（京橋薬剤師会・日本橋薬剤師会）（本文204頁）

平成９年６月３日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりとする。

（薬剤師班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（連絡調整等）

第２条　協定書第２条第１項に定める薬剤師班の派遣要請は甲が行い、協定書第６条に定める薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、災害薬事コーディネーターが行うものとする。

（救護所設置の特例）

第３条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めるときは、東京都地域防災計画に基づき東京都が指定した災害拠点病院等に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めるときは、前項による災害拠点病院等のほか医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第４条　前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第５条　協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

(1) 薬剤師班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（１号様式）に、各薬剤師班ごとの薬剤師班活動報告・薬剤師班員名簿（２号様式）により請求するものとする。

(2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号に定める１号様式に薬品・衛生材料使用報告書（３号様式）を添えて請求するものとする。

(3) 薬剤師班の薬剤師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（４号様式）に、事故傷病者概要（５号様式）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、第１号から前号までの規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、第１号に定める１号様式に、物件損傷等報告書（６号様式）を添えて請求するものとする。

（費用弁償等の支払）

第６条　甲は、前条の規定により請求され、及び報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めるときは、協定書第10条第２項による基準により算定した額を速やかに、乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目三通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人　京橋薬剤師会
代表者　会長

乙　東京都中央区日本橋久松町１番２号
一般社団法人　日本橋薬剤師会
代表者　会長

139. 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（京橋薬剤師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、一般社団法人京橋薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、平成９年６月３日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のように覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

職　種	医療救護活動	合 同 訓 練
薬　剤　師	16,500円	13,900円
事　務　員	4,800円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
薬　剤　師	5,430円	4,590円	超過従事時間が午後５時から午後10時まで、及び午前５時から午前９時までの場合は、100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
事　務　員	1,530円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　薬剤師班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　薬剤師班の医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区銀座一丁目25番3号
一般社団法人京橋薬剤師会
代表者　会長

140. 医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書（日本橋薬剤師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、一般社団法人日本橋薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、平成９年６月３日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償に関し、次のように覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者等の実費弁償）

第１　医療救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、一回の出動につき、次のとおりとする。

職　種	医療救護活動	合 同 訓 練
薬　剤　師	16,500円	13,900円
事　務　員	4,800円	3,900円

２　医療救護活動又は合同訓練の時間が３時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１ 時 間 単 価		備　　考
	医療救護活動	合 同 訓 練	
薬　剤　師	5,430円	4,590円	超過従事時間が午後５時から午後10時まで、及び午前５時から午前９時までの場合は、100分の125を、午後10時から午前５時までの場合は100分の150を左記単価に乗じて得た額とする。
事　務　員	1,530円	1,250円	

（医薬品等の実費弁償）

第２　薬剤師班又は合同訓練参加者が携帯した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

２　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第３　医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医事紛争の処理）

第４　薬剤師班の医療救護活動において、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

（未収金の処理）

第５　後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、調査のうえ支払義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙と協議のうえ、後方医療施設の負担とならないよう措置するものとする。

甲と乙とは、本覚書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成９年６月３日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋久松町１番２号
一般社団法人　日本橋薬剤師会
代表者　会長

141. 災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（京橋薬剤師会）（本文212頁）

中央区を「甲」とし、一般社団法人京橋薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（応急医薬品等の供給等）

第２条　甲が応急医薬品等を調達する必要が生じた場合は、甲の要請に基づき、乙は甲に応急医薬品等を供給するものとする。

２　前項の応急医薬品等とは、乙及び乙の会員店舗等にあるもので、次に掲げるものをいう。

１　医薬品

２　衛生用品

３　その他生活雑貨など

（要請）

第３条　乙に対する甲の要請は、中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年５月中央区規則第13号）に定める医療救護所の運営を行う部の長が行う。

２　甲は、あらかじめ乙が指定した者に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙が指定した者以外の乙の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、乙の会員店舗等から甲が指示する数量を、甲の指定する場所に納入し、甲の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第５条　甲の要請に基づき、乙が甲に納入した応急医薬品等の価格は、災害発生直前における販売価格とする。

２　乙が、甲に納入するために要した輸送経費は、原則として乙の負担とする。

３　乙は、甲の要請により応急医薬品等を納入したときは、第１項の販売価格による応急医薬品等の代金を請求するものとする。

（支払）

第６条　甲は、乙から応急医薬品等の納品後、前条の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　甲は、乙が甲の要請に基づく応急医薬品等を輸送中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書第３に規定する額を補償するものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年３月31日までとする。ただし、期限満了の日の３か月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成15年８月１日

甲　　中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　　中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人　京橋薬剤師会
会長

142. 災害時の応急医薬品等供給協力実施細目協定（京橋薬剤師会）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人京橋薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成15年８月１日付けをもって締結した災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定により災害時の応急医薬品等供給協力実施細目について、次のとおり協定する。

（要請の手続き）

第１条　協定書第４条に定める甲の要請は、応急医薬品等供給要請書（別記第１号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理することができる。

（納入場所の指定）

第２条　甲が納入場所を指定するときは、甲乙協議のうえ指定するものとする。

（請求及び報告）

第３条　乙は、協定書第５条に規定する応急医薬品等の代金の請求及び協定書第７条に規定する従事者の損害補償について、応急医薬品等の供給後速やかに、次に定めるところにより甲に請求及び報告するものとする。

一　協定書第５条に定める請求は、応急医薬品等供給に係る請求書（別記第２号様式）に受取確認印のある応急医薬品等供給要請書（別記第１号様式）を添えて請求するものとする。

二　甲の要請に基づく応急医薬品等を輸送中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、事故報告書（別記第３号様式）に、事故傷病者概要（別記第４号様式）を添えて報告するものとする。

この細目協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成15年８月１日

甲　中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　中央区銀座一丁目25番３号
一般社団法人　京橋薬剤師会
会長

143. 災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（日本橋薬剤師会）（本文212頁）

中央区を「甲」とし、一般社団法人日本橋薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（応急医薬品等の供給等）

第２条　甲が応急医薬品等を調達する必要が生じた場合は、甲の要請に基づき、乙は甲に応急医薬品等を供給するものとする。

２　前項の応急医薬品等とは、乙及び乙の会員店舗等にあるもので、次に掲げるものをいう。

１　医薬品

２　衛生用品

３　その他生活雑貨など

（要請）

第３条　乙に対する甲の要請は、中央区災害対策本部条例施行規則（昭和38年５月中央区規則第13号）に定める医療救護所の運営を行う部の長が行う。

２　甲は、あらかじめ乙が指定した者に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙が指定した者以外の乙の会員に要請することもできるものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、乙の会員店舗等から甲が指示する数量を、甲の指定する場所に納入し、甲の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第５条　甲の要請に基づき、乙が甲に納入した応急医薬品等の価格は、災害発生直前における販売価格とする。

２　乙が、甲に納入するために要した輸送経費は、原則として乙の負担とする。

３　乙は、甲の要請により応急医薬品等を納入したときは、第１項の販売価格による応急医薬品等の代金を請求するものとする。

（支払）

第６条　甲は、乙から応急医薬品等の納品後、前条の費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　甲は、乙が甲の要請に基づく応急医薬品等を輸送中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書第３に規定する額を補償するものとする。

（細目）

第８条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年３月31日までとする。ただし、期限満了の日の３か月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成15年８月１日

甲　　中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　　中央区日本橋久松町１番２号
一般社団法人　日本橋薬剤師会
会長

144. 災害時の応急医薬品等供給協力実施細目協定（日本橋薬剤師会）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本橋薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成15年８月１日付けをもって締結した災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第８条の規定により災害時の応急医薬品等供給協力実施細目について、次のとおり協定する。

（要請の手続き）

第１条　協定書第４条に定める甲の要請は、応急医薬品等供給要請書（別記第１号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理することができる。

（納入場所の指定）

第２条　甲が納入場所を指定するときは、甲乙協議のうえ指定するものとする。

（請求及び報告）

第３条　乙は、協定書第５条に規定する応急医薬品等の代金の請求及び協定書第７条に規定する従事者の損害補償について、応急医薬品等の供給後速やかに、次に定めるところにより甲に請求及び報告するものとする。

一　協定書第５条に定める請求は、応急医薬品等供給に係る請求書（別記第２号様式）に受取確認印のある応急医薬品等供給要請書（別記第１号様式）を添えて請求するものとする。

二　甲の要請に基づく応急医薬品等を輸送中に、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、事故報告書（別記第３号様式）に、事故傷病者概要（別記第４号様式）を添えて報告するものとする。

この細目協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成15年８月１日

甲　　中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　　中央区日本橋久松町１番２号
　　一般社団法人　日本橋薬剤師会
　　会長

145. 災害時における応急救護活動に関する協定書（柔道整復師会）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道整復師会千代田・中央支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、応急救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して、応急救護活動を要請するものとする。

２　甲は、乙に協力を要請するときは、応急救護活動を実施する日時及び場所等の必要な事項を指示するものとする。

（協力）

第３条　乙の行う協力は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲内での応急救護活動とする。

２　乙が救護所において行う応急救護活動は、甲、社団法人中央区医師会及び社団法人日本橋医師会が編成する医療救護班に属することとし、当該班の医師の指示のもとに行うものとする。

（療養費）

第４条　救護所における療養費は、無料とする。

（費用弁償）

第５条　甲は、乙が携帯した衛生材料等を使用した場合は、その実費を弁償するものとする。

（報告）

第６条　乙は、応急救護活動が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が甲の要請に基づく応急救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月中央区条例第15号）に基づき、これを補償するものとする。

（防災訓練への参加）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に協力するものとする。

（応急救護計画の策定）

第９条　乙は、本協定で定める応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（細目）

第10条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第11条　この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成17年３月31日までとする。ただし、期限満了の日の３か月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有するものとする。

平成15年８月１日

甲　　中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　　中央区日本橋横山町５番８号
　　公益社団法人東京都柔道整復師会
　　千代田・中央支部
　　支部長

146. 災害時の応急救護活動実施細目協定（柔道整復師会）（本文204頁）

中央区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会千代田・中央支部（以下「乙」という。）とは、平成15年８月１日付けで締結した災害時における応急救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定により災害時の応急救護活動実施細目について、次のとおり協定する。

（要請の手続き）

第１条　協定書第２条に定める甲の要請は、応急救護活動要請書（別記第１号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理することができる。

（報告）

第２条　協定書第６条に定める報告は、応急救護活動報告・従事者名簿（別記第２号様式）により行うものとする。

（費用弁償等の請求・報告）

第３条　乙は、協定書第５条に規定する費用弁償及び協定書第７条に規定する災害補償について、応急救護活動終了後速やかに、次に定めるところにより甲に請求及び報告するものとする。

一　乙が携帯した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、費用弁償等請求書（別記第３号様式）により請求するものとする。

二　甲の要請に基づく応急救護活動に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、事故報告書（別記第４号様式）に、事故傷病者概要（別記第５号様式）を添えて報告するものとする。

この細目協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成15年８月１日

甲　中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　中央区日本橋横山町５番８号
公益社団法人東京都柔道整復師会
千代田・中央支部
支部長

147. 災害時の医療救護活動についての協定書（国立がん研究センター中央病院）（本文204頁）

中央区を「甲」とし、国立研究開発法人　国立がん研究センター中央病院を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　乙は、がん医療の専門医療機関として災害発生時には中央区の地域に留まらず広域的な役割を担っていることに鑑み、当該役割に支障のない範囲内で甲が行う医療救護活動に協力するものとする。

（救護所の設置）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合には、乙に対し、乙の敷地内に救護所の設置を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに救護所を設置し、乙所属の医師、看護師、その他補助事務員等の医療従事者（以下「医療従事者」という。）を医療救護活動に従事させ、救護所を運営するものとする。

３　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第１項の規定による甲からの要請を待たずに救護所を設置した場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合においては、第１項に規定する甲の要請があったものとみなす。

４　乙は、医療救護活動において乙所属の医療従事者が不足する場合は、甲に対し不足する医療従事者の派遣を要請することができる。

（医療救護所における業務）

第３条　救護所において医療従事者が従事する医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

(4) 死亡の確認

（救護所の備蓄医薬品等）

第４条　乙は、乙が設置する救護所で使用する備蓄医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）を収容するスペースを、乙の敷地内に確保する。

２　備蓄医薬品等の品目及び数量は甲乙協議の上で決定するものとし、備蓄医薬品等の調達及び更新は原則として甲が行う。

３　乙は、医療救護活動中に備蓄医薬品等が不足する場合には、甲に対し不足する医薬品等の供給を要請することができる。

４　乙が設置する救護所において必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。

（乙が設置する救護所以外での医療救護活動）

第５条　乙は、乙所属の医療従事者において乙が設置する救護所での医療救護活動の従事者数に余裕がある場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2　甲は、乙から前項の規定による連絡を受けた場合は、乙所属の医療従事者を甲が避難所又は後方医療施設等に設置する救護所に派遣するよう要請することができる。

3　前項の規定による要請に応じて派遣された乙所属の医療従事者は、甲が指定する者の指揮命令下において医療救護活動に従事する。

（医療費）

第６条　乙が設置する救護所における傷病者の医療費は無料とする。

（合同訓練）

第７条　乙は、甲から要請があった場合は、乙所属の医療従事者を甲が実施する合同訓練に参加させるよう努めるものとする。

（費用弁償等）

第８条　甲の要請に基づき、乙所属の医療従事者が医療救護活動等に従事した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 乙が設置する救護所の設置及び運営に要する経費

(2) 乙所属の医療従事者の派遣に要する経費

(3) 乙が設置する救護所において、乙が所有する医薬品等を使用した場合の経費

(4) 乙所属の医療従事者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(5) 合同訓練時における医療救護活動に係る前各号の経費

2　前項に規定する経費の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

3　救護所における医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

（細目）

第９条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 10 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 27 年 10 月 1 日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長

乙　東京都中央区築地五丁目１番１号
国立研究開発法人　国立がん研究センター中央病院
代表者　中央病院長

148. 災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書（聖路加国際大学）（本文204頁）

中央区（以下「甲」という。）及び学校法人聖路加国際大学（以下「乙」という。）は、災害時における緊急医療救護所の設置等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、乙が東京都災害拠点病院設置運営要綱（昭和６１年１月１７日６０衛医対第８１５号）に基づく災害拠点病院として医療救護活動を実施する際、甲及び乙が管理する施設及び用地（以下「施設等」という。）を利用して、甲による緊急医療救護所の設置及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第２条　本協定において「緊急医療救護所」とは、災害時における乙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ、軽症者に対する治療等を実施する場所をいう。

（対象施設等）

第３条　本協定における施設等は、次のとおりとする。

（１）甲が管理する施設等

名　称　中央区保健所

所在地　東京都中央区明石町１２－１

（２）乙が管理する施設等

名　称　聖路加国際病院

所在地　東京都中央区明石町９－１

（緊急医療救護所の設置）

第４条　甲は、災害時において、必要があると認めるときは、緊急医療救護所を設置するものとする。

２　甲は、乙に対し、前条第２号に規定する施設等の使用について、協力の要請をすることができる。

３　乙は、緊急に対応することが必要であると認めるときは、自ら緊急医療救護所を設置することができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（運営体制及び連絡体制）

第５条　甲は、乙と協議の上、あらかじめ緊急医療救護所における運営方法を定め、協力体制を明らかにするものとする。

２　甲及び乙は、緊急医療救護所の開設及び運営を適正かつ円滑に実施するため、相互の緊急時の連絡先を定めるほか、平時から緊急医療救護所の運営等に関する情報交換を行うものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定により定めた運営方法又は緊急時の連絡先に変更が生じたときは、速やかにその旨を報告し、協議するものとする。

（災害発生時の対応）

第６条　乙は、第４条第２項の要請に基づき、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠等の必要な措置を講じた上、甲に対し施設等を提供し、医師等を派遣するものとする。

（開設期間）

第７条　緊急医療救護所の開設期間は、災害発生後７２時間までとする。ただし、甲乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（医療用資器材等）

第８条　乙は甲からの委託を受け、平時から緊急医療救護所で使用する医療用資器材を調達し、備蓄倉庫等により適切に保管及び管理を行うものとする。

２　甲は、緊急医療救護所の設置及び運営に必要な医療用資器材及び医薬品（以下「医療用資器材等」という。）について、緊急かつ止むを得ない場合は、必要な範囲内で乙が所有する医療用資器材等を使用することができる。

（合同訓練）

第９条　甲は緊急医療救護所の設置及び運営に係る訓練を実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（費用弁償等）

第10条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合における次に掲げる経費は、甲が負担する。

（１）　医師等の派遣に要する経費

（２）　医療用資器材の調達、保管及び管理に要する経費

（３）　医療用資器材等の使用に要する経費

（４）　医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（５）　合同訓練時における医療救護活動の前各号に係る経費

２　前項に規定する費用弁償等の額については、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第11条　本協定の各条項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第12条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、期間満了の日から３か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙の記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年 12 月 15 日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　　東京都中央区明石町 10 番１号
学校法人聖路加国際大学
理事長

149. 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（スズケン）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成27年３月25日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区長

乙　　東京都千代田区神田佐久間河岸59号地
株式会社スズケン　中央支店
支店長

150. 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成27年３月30日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区長

乙　東京都千代田区神田美土代町７番地
アルフレッサ株式会社
代表取締役

151. 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（東邦薬品）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成27年３月30日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区長

乙　　東京都品川区勝島一丁目５番21号
　　東邦薬品株式会社　東京営業部
　　港・中央営業所長

152. 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（メディセオ）（本文212頁）

中央区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）医療器具

（４）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成27年３月30日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区長

乙　東京都中央区八重洲二丁目７番15号
株式会社メディセオ

153. 災害時における動物救護活動に関する協定書（獣医師会）（本文214頁）

中央区を「甲」とし、公益社団法人東京都獣医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、中央区地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（動物救護の活動場所）

第３条　乙は、甲があらかじめ指定する動物救護所等において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の業務）

第４条　乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

一　負傷した動物の応急手当に関すること。

二　被災した動物の保護及び管理に関すること。

三　被災した動物に関する情報の収集及び提供に関すること。

四　動物の死亡の確認に関すること。

（負担）

第５条　甲は、乙に対し、この業務のために必要とする用地、施設、設備、物資等を可能な限り提供するものとする。

（費用弁償）

第６条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

２　前項の規定により甲が負担する経費の範囲については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（連絡会）

第８条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、必要な都度、連絡会を開催するものとする。

（動物救護連絡協議会の設置）

第９条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

（連絡調整）

第10条　この協定に関する事項の連絡調整を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

２　前項の連絡責任者は、甲及び乙がそれぞれ指定する者とする。

（細目）

第11条　この協定に関する細目は、別途定めるものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の証として本協定書２通を作成し、それぞれに記名押印の上、各１通を保有する。

平成25年２月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都港区南青山一丁目１番１号新青山ビル西館23階
公益社団法人東京都獣医師会
会長

154. 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）（本文296頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第11条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）

第12条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第13条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第14条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

155. 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）（本文296頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において対象となる災害廃棄物とは、災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第11条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第12条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第13条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第14条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

156. 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）（本文296頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京都中小建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前各号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告

する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第11条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人　東京都中小建設業協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第12条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第13条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第14条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

157. 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）（本文297頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人東京都産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生する災害廃棄物の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請する災害廃棄物の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみその他災害に起因する廃棄物

（２）仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するため、原則として東京２３区が共同して設置する「二次仮置場」

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）災害廃棄物の撤去

（２）災害廃棄物の収集及び運搬

（３）災害廃棄物の処理及び処分

（４）災害廃棄物の仮置場の造成及び監理

（５）前各号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第７条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第５条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、災害廃棄物の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第６条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第７条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第８条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第９条　甲は、協力の実施中に第５条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第５条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第11条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人東京都産業資源循環協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第12条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第13条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第14条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

158. 災害廃棄物の共同処理等に関する協定（本文297頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京２３区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）災害廃棄物　災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物

（２）二次仮置場　各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破砕、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設

（３）仮設処理施設　災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破砕選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。

（４）広域処理　東京２３区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京２３区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第３条　各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

２　初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。

３　初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後１週間を目途に本部長の招集により設置する。

（１）東京２３区内の１か所以上で震度６弱以上が観測された場合

（２）本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管部長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合

４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。

５　初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。

６　初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第４条　初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

（１）各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。

（２）次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第５条　災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

２　対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。

３　対策本部は、本部長の招集により設置する。

４　各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。

５　対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。

６　対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）

第６条　対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

（１）災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。

（２）関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。

（３）車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。

（４）二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。

（５）民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。

（６）共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。

（７）前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）

第７条　初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

（従事職員の身分の取扱い）

第８条　初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

（平常時の措置）

第９条　各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

（実施細目の作成）

第10条　この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

２　各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

（その他）

第11条　この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

159. 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）（本文293頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と一般社団法人　東京環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災

害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては一般社団法人東京環境保全協会事務局とする。

（協定の有効期間等）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第12条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第13条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

160. 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）（本文293頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区（以下「甲」と総称する。）と東京廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の収集及び運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の収集及び運搬

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙に加盟する事業者等の被害状況、し尿の収集及び運搬状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災

害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては東京廃棄物事業協同組合事務局とする。

（協定の有効期間等）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第12条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第13条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

161. 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（京葉興業）
（本文293頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　京葉興業（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　京葉

興業とする。

（協定の有効期間等）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第12条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第13条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

162. 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定（太陽油化）（本文293頁）

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「甲」と総称する。）と株式会社　太陽油化（以下「乙」という。）は、災害時において東京２３区内から発生するし尿の処理、処分等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京２３区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が乙に要請するし尿の処理、処分等の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について乙に対し協力を要請することができる。

（１）し尿の受入れ並びに処理及び処分

（２）前号に伴い必要となる事項

２　甲は、前項各号に掲げる事項に係る協力（以下「協力」という。）を要請する場合は、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書により行うことができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請があった場合、協力を実施する。ただし、協力要請の受諾の前後にかかわらず、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りでない。

２　乙が、甲の要請がある前に協力を実施する場合は、第６条に規定する甲への報告をもって、甲の要請に基づき行われたものとする。

（情報の提供等）

第４条　甲は、協力が円滑に得られるように、東京２３区内の被害状況、復旧状況その他必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害時において乙の管理する施設の被害状況、し尿の処理状況等を甲に報告する。

（協力の期間）

第５条　甲が乙に要請する協力の期間は、甲乙協議の上、決定する。

（報告）

第６条　乙が協力を実施した場合は、事後速やかに甲に報告書を提出する。

（費用の負担）

第７条　乙の協力に要した費用は、甲が負担する。

２　甲が負担する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第８条　甲は、協力の実施中に第４条第２項の規定により知り得た情報について、甲のそれぞれの条例に基づき適切に取り扱うものとする。

２　乙は、協力の実施中に第４条第１項の規定により知り得た情報について、甲の承諾を得ずに、本協定の目的以外に使用してはならない。

（損害賠償）

第９条　甲又は乙は、この協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、やむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に基づく協力に係る連絡窓口は、甲においては災害発生後に設置する特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とし、乙においては株式会社　太陽

油化とする。

（協定の有効期間等）

第11条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この協定の有効期間は翌日から同一の内容をもって更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上、この協定を解除することができる。

（実施細目の作成）

第12条　この協定の円滑な実施を図るため、甲乙協議の上、実施細目を定める。

２　甲又は乙は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことのないように努める。

（その他）

第13条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

163. マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書（本文294頁）

1　覚書の主旨

本覚書は、東京都下水道局（以下「甲」という。）が維持管理する人孔を震災時などの緊急時及び防災訓練時に中央区（以下「乙」という。）がマンホール用仮設トイレ（以下「仮設トイレ」という。）を設置・使用することに関し、次のとおり、覚書を交換する。

2　連絡体制

(1) 乙が甲の人孔を仮設トイレ用に使用する場合は、事前に甲に連絡するものとする。

ただし、震災時などの緊急を要するため事前連絡をすることができない場合は、事後により速やかに連絡をするものとする。

(2) 乙は、防災訓練で甲の人孔を仮設トイレに使用する場合は、実施１週間前までに甲に連絡するものとする。

3　人孔蓋開閉及び安全管理

(1) 乙は、第２項の規定により、仮設トイレの設置・撤去に伴う甲の人孔蓋開閉作業を乙単独で行うことができるものとする。

(2) 乙は、人孔開閉時及び仮設トイレ使用時の安全管理に努めるものとする。

(3) 乙は、乙が選定した仮設トイレ設置箇所の人孔を使用する場合、人孔蓋自体を取り外すことなく設置できる仕様の仮設トイレを選定することを基本とする。

4　道路使用許可等の申請

(1) 震災時などの緊急時に仮設トイレを設置する場合、乙は、道路使用許可書の申請について、所轄警察署に連絡し、その指示に従うものとする。

(2) 防災訓練により仮設トイレを設置する場合、乙は、所轄警察署へ道路使用許可書の申請を行うものとする。

(3) 前２項に準じ、乙は、道路管理者へ道路占用許可書の申請を行うものとする。

5　人孔蓋開閉工具

(1) 乙は、人孔蓋開閉工具について必要数を乙の負担により備蓄するものとする。

(2) 乙は、人孔蓋開閉工具について適正な保管管理を行わなければならない。

6　管路施設の故障処理作業及び費用負担

仮設トイレの使用に起因して、管路施設の人孔内清掃作業などを必要とする場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

ただし、故障処理作業に伴う費用は乙負担とする。

7　清掃作業及び確認行為

(1) 清掃作業

乙は、仮設トイレを使用した場合、設置箇所付近及び人孔内の清掃作業を行わなければならない。

(2) 確認行為

乙は、仮設トイレの撤去時における安全管理並びに設置箇所付近及び人孔内の清掃作業状況について、甲に立会いを求め、甲・乙とで確認する。

8　連絡先

仮設トイレを設置するための連絡先については次のとおりとする。

甲；東京都下水道局中部管理事務所
　　管路施設課　中央出張所　　電話３６６８－８６６１
乙；中央区区民部防災課　　電話３５４６－５２８７

9　疑義の決定等

この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、覚書の証として、本書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成18年９月26日

甲　東京都下水道局中部管理事務所
管路施設課長

乙　中央区区民部防災課長

164. 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書（本文295頁）

中央区（以下「甲」という。）と東京都下水道局（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第２条　甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

２　乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受け入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

（役割分担）

第３条　平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1)　乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

(2)　甲は、前号の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

(3)　甲は、独自にし尿の搬入訓練を実施する場合は事前に乙に届出のうえ、承認を得る。

２　災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1)　甲は、水再生センターへし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。

(2)　甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3)　甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4)　甲は、し尿受け入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5)　乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第４条　甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第５条　甲は、受け入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

２　乙は、受け入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

（その他）

第６条　本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各々その一通を保有する。

平成18年12月15日

甲　中央区
　　区民部長

乙　東京都下水道局
　　中部管理事務所長

165. 災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書（東京都環境保全協同組合）（本文295頁）

中央区を「甲」とし、東京都環境保全協同組合を「乙」とし、災害時におけるし尿収集業務に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が区内に発生し、又は発生するおそれがある場合において、中央区地域防災計画に定めるし尿処理計画に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、甲が管理する施設においてし尿収集の必要があるときは、乙に対し、し尿収集業務を行うために必要な車両、作業員及び資器材の供給を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、日時、場所、処理方法その他必要な事項を明らかにした文書を乙に送付するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、事後において文書を送付することができる。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な事情がない限り協力するものとする。

（業務）

第４条　乙は、甲の要請により次の業務を行うものとする。

一　し尿の収集に関すること。

二　し尿の運搬に関すること。

三　し尿の下水道投入施設への投入に関すること。

四　その他し尿処理に関し甲が必要と認める業務に関すること。

（業務報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づくし尿収集業務を完了したときは、業務内容及び収集のために使用した車両の台数、収集量、作業員数その他必要な事項を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条の業務に要した費用を負担するものとする。

２　乙は、業務を終了し、甲の確認を受けた後、前項の費用を請求するものとする。

３　前項の費用は、当該災害時直前の価格に基づき算定するものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の従事者が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第８条　乙は、甲の要請に対応できる車両台数、連絡体制等について、毎年４月に区長に連絡するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに１年間延長し、その後もまた同様とする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成20年３月25日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長

乙　東京都中央区銀座一丁目27番８号
東京都環境保全協同組合
代表者　理事長

166. 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定（防災協力会）（本文98頁）

中央区の区域内（以下「区内」という。）において、災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関し、中央区（以下「甲」という。）と中央防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が区内に発生した場合に、甲が中央区地域防災計画に基づき、道路障害物除去等の災害応急対策を実施するに当たり、乙の積極的な協力を得るため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が区内に発生した場合に、道路障害物の除去等応急対策を実施するため、乙の出動及び必要な資機材の供給を要請するものとする。

（資機材の供給）

第３条　乙は、前条の要請を受けた時は、甲が指定した場所に直ちに出動するとともに、特別の理由がない限り資機材を供給するものとする。

２　甲は出動した乙を指揮するものとする。

３　乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条に規定する甲の要請を受ける前に、出動することができる。

（活動業務）

第４条　甲の要請により出動した乙は、次の業務を行う。

(1) 落下物、倒壊建物等の路上障害物の除去に関すること。

(2) 道路及び橋梁の亀裂、陥没等の応急補修に関すること。

(3) 応急給水に関すること。

(4) 死体の運搬及び収容に関すること。

(5) その他甲が必要と認める業務に関すること。

（災害応急対策活動計画書の策定及び提出）

第５条　乙は、業務を実施するため、災害応急対策活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙が第２条に規定する資機材の供給（以下「資機材の供給」という。）及び第４条に規定する業務（以下「業務」という。）を実施した場合において、費用を負担するものとする。

（請求）

第７条　乙は、資機材の供給及び業務を終了し甲の確認を受けた後、前条による費用を甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第８条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（損害賠償）

第９条　乙は、業務の実施について、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

２　甲は、第３条の規定に基づき乙から供給を受けた資機材の使用について、甲の責めに帰する理由により資機材を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条　甲の要請に基づき、乙が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月東京都中央区条例第15号）に基づき、これを補償するものとする。

（防災訓練）
第11条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し協力するものとする。
（細目）
第12条　この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。
（協議）
第13条　この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。
（効力の発生）
第14条　この協定は、平成７年12月６日から効力を発生するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成７年12月６日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区京橋三丁目13番１号
中央防災協力会
代表者　会長

167. 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定細目（本文98頁）

災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続き等）

第１条　協定第２条に定める甲の要請は、応急対策等要請書（別記第１様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、これらによらないことができる。

２　甲は、前項の規定に基づきその会員に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

（資機材の供給）

第２条　協定第３条に定める資機材には、応急対策業務に必要なブルドーザ等の重機械を含むものとする。

（業務の実施）

第３条　乙は、協定第４条に定める業務を実施するために出動したときは、速やかに災害の状況並びに協力隊の規模、現場責任者、出動時刻等を中央区災害対策本部に出動報告書（別記第２様式）により報告しなければならない。

（業務終了報告書）

第４条　乙は、前条の業務を終了したときは、速やかに中央区災害対策本部に応急対策業務終了報告書（別記第３様式）により報告しなければならない。

（請求手続）

第５条　協定第７条に定める請求は、応急対策等に係る請求書（別記第４様式）により請求するものとする。

（協議）

第６条　この細目の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本細目書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成７年12月６日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　東京都中央区
　　代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区京橋三丁目13番１号
　　中央防災協力会
　　代表者　会長

168. 災害時における車両等障害物除去応急対策業務に関する協定書（自動車整備振興会）（本文98頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と、社団法人東京都自動車整備振興会中央支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における車両等障害物除去応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中央区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の積極的な協力を得ることにより道路等における車両等障害物を除去し、災害時の道路啓開に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に対し、災害の状況に応じて、業務内容、日時及び場所を指定して業務への協力を要請するものとする。ただし、乙は、災害の状況により業務が緊急を要すると判断した場合は、甲と密接な連絡をとりながら直ちに出動し、その業務に従事することができる。

（資機材の供給等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた時は、甲が指定した場所に直ちに出動し、業務を行うとともに、必要な資機材を供給するものとする。

（報告）

第４条　乙は、業務内容及び供給した資機材の数量について、甲に報告をするものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、前条の報告に基づき乙が業務を行うために要した費用及び供給した資機材の費用を認定し、負担するものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、業務終了後、前条の規定により甲の認定を受けた費用を甲に対し請求するものとする。

（費用の支払）

第７条　甲は、乙から前条の規定による請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月東京都中央区条例第15号）に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成８年12月20日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区東日本橋三丁目５番７号
社団法人　東京都自動車整備振興会中央支部
代表者　支部長

169. 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）（本文98・273頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合京橋支部及び日本橋支部（以下「乙」という。）は、中央区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業資機材、操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第２条　甲は、乙に作業用資機材等の提供を要請するときは、日時、場所等の必要な事項を指示するものとする。

（協力内容）

第３条　乙の行う協力は、災害時における建築物その他の工作物の崩壊等に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業並びに救援物資、調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

（業務）

第４条　乙は、甲の出動要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所へ提供し、区職員の指示により、業務を行うものとする。

（業務完了報告）

第５条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費の請求及び支払）

第６条　乙は、甲の出動要請により要した業務実費を甲に請求し、甲は、請求内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が甲の要請に基づく業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月東京都中央区条例第15号）に基づき、これを補償するものとする。

（提供可能な作業用資機材等の報告）

第８条　乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材等を年１回甲に報告するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書三通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成９年５月16日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区新富一丁目16番８号
東京都印刷工業組合京橋支部
代表者　支部長

乙　東京都中央区日本橋茅場町二丁目14番５号
東京都印刷工業組合日本橋支部
代表者　支部長

170. 災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）（本文98・273頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合京橋支部及び日本橋支部（以下「乙」という。）は、中央区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業資機材、操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、東京都中央区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第２条　甲は、乙に作業用資機材等の提供を要請するときは、日時、場所等の必要な事項を指示するものとする。

（協力内容）

第３条　乙の行う協力は、災害時における建築物その他の工作物の崩壊等に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業並びに救援物資、調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

（業務）

第４条　乙は、甲の出動要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所へ提供し、区職員の指示により、業務を行うものとする。

（業務完了報告）

第５条　乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費の請求及び支払）

第６条　乙は、甲の出動要請により要した業務実費を甲に請求し、甲は、請求内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が甲の要請に基づく業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月東京都中央区条例第15号）に基づき、これを補償するものとする。

（提供可能な作業用資機材等の報告）

第８条　乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材等を年１回甲に報告するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書三通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成９年５月16日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区湊三丁目13番８号
東京都製本工業組合京橋支部
代表者　支部長

乙　東京都中央区日本橋人形町二丁目34番６号
東京都製本工業組合日本橋支部
代表者　支部長

171. 災害時における応急対策業務に関する協力協定書（建築協力会）（本文86・289・291頁）

災害時における応急対策業務に関し、中央区（以下「甲」という。）と中央区災害対策建築協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が区内に発生し、又は発生するおそれのある場合に、中央区地域防災計画に基づき、収容施設の補修及び応急仮設住宅の確保等施設の維持に当たり区内建設業者の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、乙に対し必要な人員・資機材（以下「資機材等」という。）の供給を要請するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、文書又は電話等の方法で資機材等の供給を要請するものとする。

２　甲は、出動した乙を指揮するものとする。

３　甲は、第１項に基づき乙に要請した場合は、後日文書を乙に送付するものとする。

（資機材等の供給）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由のない限り、甲に対し資機材等を提供する。

（活動業務）

第５条　甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動業務を行う。

(1) 収容施設及びその他の区有施設の応急補修に関すること。

(2) 応急仮設住宅の建設に関すること。

(3) その他甲が必要と認める業務に関すること。

（活動業務の報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき資機材等の提供並びに活動業務内容等について、業務完了後速やかに甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が応急対策業務を実施した場合において、活動に要した費用、資機材等の供給に要した費用を負担するものとする。

（請求）

第８条　乙は、第５条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、作業に要した資機材等の所要経費を甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第９条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならない。

（従事者の損害補償）

第10条　甲の要請に基づき、乙が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係わる損害補償に関する条例（昭和38年３月東京都中央区条例15号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第11条　乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年４月に区長に連絡するものとする。

（協議）

第12条　この協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度甲、乙両者が協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第13条　この協定は、平成７年12月６日から効力を発生するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通を保有する。

平成７年12月６日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区銀座八丁目21番１号
中央区災害対策建築協力会
代表者　会長

172. 東京都立晴海総合高等学校における避難所施設利用に関する協定書（本文239頁）

東京都中央区長を「甲」とし、東京都立晴海総合高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次の通り災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第２条　乙は、甲に対し、地域住民及び本校生徒の生命尊重を最優先に、避難所として必要な施設を提供する。

２　乙は、利用可能な施設について、事前に甲に対して通知する。

（避難所への受入れ）

第３条　甲は、避難所に地域住民及び本校生徒を受け入れる。但し、甲の判断により前述の対象者以外を受け入れる場合がある。

２　甲は、前項の対象者に対し避難所での生活に関わるすべての経費を負担する。但し、東京都教育委員会より生徒に関わる経費の負担がある場合はこの限りではない。

（避難所として利用する施設の制限）

第４条　乙は、本校の教育活動の維持及び確保のため、避難所としての施設の使用を制限する場合がある。

２　乙は、本校の施設・設備の管理運営のため、避難所としての施設の使用を制限する場合がある。

（避難所として利用できる施設の周知）

第５条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な処置を講ずる。

（避難所の開設）

第６条　甲は、災害発生時及びまさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

２　指定した場所以外の施設を避難所として開設する必要が生じた場合、甲は乙と協議の上、使用施設について決定する。但し、第４条については最大限尊重する。

（開設の通知）

第７条　甲は、第６条の第１項に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知する。

２　甲は、緊急を要し通知するいとまがないときには、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設できる。この場合できるだけ早い時期に、乙に対して開設した旨を通知する。

（避難所の管理運営）

第８条　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

２　乙は、避難所の管理運営に関して、甲に協力する。

（費用負担）

第９条　甲は、避難所の管理運営に関わる経費及び避難所の開設終了後の原状回復に関わる経費を負担するものとする。

２　甲は、避難所使用によって生じた施設・設備の不都合が、後日発生した場合は、原状回復に関わる経費を負担するものとする。但し、因果関係が不明確なものは甲と乙で協議の上、経費の負担について決定する。

（開設期間）

第10条　避難所の開設期間は、原則として開設された日を含め７日間とする。

２　状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上その期間を延長することができる。この場合、甲は東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請を必要とする。

（避難所解消への努力）
第11条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。
（避難所の終了）
第12条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届けを提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。
２　甲は、第９条に基づき、原状回復に関わる経費を負担する。
（協議）
第13条　本協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と乙で協議の上決定する。
２　決定事項については、文書をもってとり交わす。

上記協定の証として、本協定書を二通作成し甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成10年５月19日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区晴海一丁目２番１号
東京都立晴海総合高等学校
代表者　校長

173. 東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設の避難所利用に関する協定書（本文239頁）

中央区を「甲」とし、東京二十三区清掃一部事務組合を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第２条　乙の管理する施設のうち甲が避難所として利用する施設は、中央清掃工場見学者施設の説明室及び展示ホール(以下「説明室等」という。)とする。

（避難所への受入れ）

第３条　甲は、説明室等に地域住民を受け入れる。ただし、甲の判断により地域住民以外の人を受け入れることができる。

（避難所として利用する説明室等の周知）

第４条　甲は、避難所として利用する説明室等を地域住民に周知するものとする。

（避難所の開設）

第５条　甲は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、説明室等を避難所として開設する。

（開設の通知）

第６条　甲は、前条の規定により避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要するときは、説明室等を避難所として開設することができる。ただし、事後において、乙に対して開設した旨を速やかに文書で通知しなければならない。

（避難所の管理運営）

第７条　避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

２　乙は、避難所の管理運営に関して、施設管理者として甲に協力するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、原則として開設された日を含め７日間とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、開設期間を延長する必要があると認める場合は、乙と協議の上、当該期間を延長することができる。

（避難所利用の終了）

第９条　甲は、説明室等の避難所利用を終了する場合は、乙に対してその旨を文書で通知するとともに、施設を原状に復し、乙の確認後、乙に引き渡す。

（費用負担）

第10条　甲は、避難所の管理運営及び避難所の開設期間終了後の原状回復に係る経費を負担するものとする。

（協議）

第11条　本協定書の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成20年３月25日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　中央区長

乙　東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者　管理者

174. 災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書（本文246・274頁）

中央区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、災害時における災害応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して要請する輸送業務への協力に関し、必要な事項を定め、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務内容）

第２条　甲は、乙に対し、災害時に前条の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

(1)　中央区地域防災計画に基づき甲が開設する福祉避難所への移送を中心とする、被災者（滞留者を含む。以下同じ。）の輸送に関する業務

(2)　災害応急対策活動の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的を達成するために必要があると認めた業務

２　前項の規定による要請は、別記第１号様式による輸送業務実施要請書により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

３　甲は、第１項の規定による要請をするに当たり、本業務に従事する車両及び従事する者の安全確保に配慮して行う。

（業務の実施）

第３条　乙は、前条第１項の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り、可能な範囲内で甲に協力するよう努めるものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１項の規定による要請に基づき本業務に協力したときは、その内容を別記第２号様式による輸送業務実施報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が本業務の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、支払いが行われるまでの間は、乙の一時立替とする。

２　前項の費用の額は、災害の発生する直前における時価相場等を基準として、本業務終了後、甲乙協議の上、決定する。

３　乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

４　甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに乙に支払う。

（安全の確保）

第６条　乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する被災者の安全の確保を行う。

２　乙は、安全の確保のため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は甲にその旨を速やかに報告するものとする。

（事故等）

第７条　乙が供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに代替車両を手配し、業務の継続に努めなければならない。

２　乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

（賠償）

第８条　甲は、その責に帰すべき事由により、本業務に従事する車両及び従事した者に損害を与えたときは、乙に対しその損害を合理的な範囲内で賠償するものとする。

２　乙は、本業務の実施中にその責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、

合理的な範囲内で賠償を行うものとする。

（損害賠償）

第９条　本業務に従事した者が、本業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は本業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年３月中央区条例第15号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（連絡体制等）

第10条　本業務の実施に当たり、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

２　甲及び乙は、本協定に関する協議のため、災害時の連絡体制を整備する。また、災害時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

（協定期間及び更新）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（疑義の決定）

第12条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（管轄する裁判所）

第13条　この協定に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上、この協定成立の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙

175. 災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定（本文247頁）

中央区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所及び緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）の開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時において、通常の避難所において生活することが困難な者（以下「避難者」という。）を受け入れる福祉避難所等の開設運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第２条　甲は、災害発生時において福祉避難所等を開設する必要があると認めたときは、乙に対して＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を福祉避難所等として開設することを要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り福祉避難所等の開設に応じるものとする。

（避難協力）

第３条　避難者が福祉避難所等へ避難するに際し、甲と乙は可能な範囲でこれに協力するものとする。

（開設期間）

第４条　福祉避難所等の開設期間は、災害発生の日から起算して７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、その期間を延長することができる。

（運営）

第５条　乙は、その職員等により、避難者に対して生活に必要な援助を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する援助を行うボランティアの確保に努める。

（経費負担）

第６条　甲は、福祉避難所等の開設運営に係る経費（甲乙協議の上、甲が負担することが適当でない経費を除く。）を負担するものとする。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、福祉避難所等の開設運営に当たり知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第８条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第９条　乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、福祉避難所等の閉鎖後５年間はこれらを保管しなければならない。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかにより異議の申立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（協議）

第11条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成29年４月１日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙

176. 災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定の一部を変更する協定（本文247頁）

中央区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間において平成２９年４月１日に締結した「災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定」（以下「原協定」という。）を次のとおり変更する。

前文中「おける」を「おいて中央区地域防災計画に基づき甲が開設する」に改める。

第３条を次のように改める。

（避難協力）

第３条　甲は、乙に対し、避難者が福祉避難所等へ避難や入所を行う場合に備え、福祉避難所への移送を中心とする、避難者の輸送に関する業務（以下「輸送業務」という。）の提供について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、別記第１号様式による輸送業務実施要請書により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

３　甲は、第１項の規定による要請をするに当たり、輸送業務に従事する車両及び従事する者の安全確保に配慮して行う。

第３条の次に次の２条を加える。

（報告）

第３条の２　乙は、前条第１項の規定による要請に基づき輸送業務に協力したときは、その内容を別記第２号様式による輸送業務実施報告書により甲に報告するものとする。

（安全の確保）

第３条の３　乙は、輸送業務を行うための車両の運行に当たり当該車両を利用する避難者の安全の確保を行う。

２　乙は、安全の確保のため、経路の選定及び運航継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

第６条中「開設運営」の次に「及び輸送業務」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（損害賠償）

第６条の２　乙の従事者が、福祉避難所等の開設運営及び輸送業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそれによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）」の規定に準じて、甲が保障する。

第７条中「開設運営」の次に「及び輸送業務の実施」を、「漏らしてはならない。」の次に「また、第 10 条に規定する有効期間が終了した後においても、同様とする。」を加える。

第９条中「閉鎖後」を「閉鎖及び輸送業務の実施後」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（連絡体制の整備）

第９条の２　甲及び乙は、この協定に関する協議のため、災害発生時の連絡体制を整備する。

２　甲及び乙は、災害発生時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

第 11 条の次に次の１条を加える。

（管轄する裁判所）

第 12 条　この協定に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、東京地方裁判所とする。

原協定に次の２様式を加える。

上記協定締結の証として、本協定２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙

177. 災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定書（聖路加国際大学）（本文247頁）

中央区（以下「甲」という。）と学校法人聖路加国際大学（以下「乙」という。）とは、災害時において中央区地域防災計画に基づき甲が開設する福祉避難所への生活相談員の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲が福祉避難所を開設する場合において、乙が乙の教員等で構成する避難者への支援のためのチーム（以下「支援チーム」という。）を福祉避難所へ派遣し、甲とともに生活相談員として避難者に対して心のケアや相談等の活動（以下「活動」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、支援チームによる活動が必要と認めたときは、乙に対して支援チームの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙に要請を行った場合は、派遣を要請する支援チームの規模、活動の実施を要請する期間、場所等を決定し、乙に明示する。

（活動）

第３条　乙は、前条の規定による要請があったときは、全体のコーディネート業務を行うコーディネーターを配置し、次の各号に掲げる活動を担うものとする。

（１）　支援チームに係る次に掲げるもの

ア　活動計画策定及び活動体制の管理、調整及び指示

イ　活動内容及び活動方法の管理、調整及び指示

ウ　構成する教員等の健康状態の把握及びセルフケアの促進

（２）　避難者との相談等のコミュニケーションによる、健康状態、生活環境のアセスメント及び情報提供並びにその改善のための甲への助言及び支援

（３）　支援チームによる活動終了後に向けた活動内容等の引継ぎ

（４）　前３号に掲げるもののほか、避難者に対して活動を行うために必要な支援

（活動内容の共有）

第４条　甲は、支援チームが活動を行うに当たり、活動実施の方法及び計画について随時乙及び支援チームと協議する。

２　甲、乙及び支援チームは、随時ミーティングを行い、活動内容及び避難者への支援方針等を共有する。

３　乙は、第２条の規定による要請に基づき支援チームによる活動を行ったときは、その内容を別に定める支援記録及び活動記録により、随時甲へ報告する。

４　甲は、第２項のミーティングの結果並びに前項の支援記録及び活動記録の内容に沿って、避難者に対して必要な支援が行われるようコーディネート業務を行う。

（経費負担）

第５条　第２条の規定による要請に基づき乙が実施した活動に要する経費（甲乙協議の上、甲が負担することが適当でないと判断した経費を除く。）は、甲が負担する。

２　前項の規定により甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

３　前２項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、その定めによるものとする。

（賠償）

第６条　第２条の規定による要請に基づき乙が実施した活動により発生した補償又は賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意を持って協議し決定する。

２　前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めによるものとする。

（損害賠償）
第７条　第２条の規定による要請に基づき乙が実施した活動により、乙の従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそれによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）」の規定に準じて、甲が保障する。
（個人情報の保護）
第８条　乙は、活動を行うに当たり知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。第11条に規定する有効期間が終了した後においても、同様とする。
（関係書類の整備）
第９条　乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、支援チームを派遣した場合は、当該支援チームを派遣した福祉避難所の閉鎖後５年間は関係する書類等を保管しなければならない。
（連絡体制の整備）
第10条　甲及び乙は、この協定に関する協議のため、災害時の連絡体制を整備する。
２　甲及び乙は、災害時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。
（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかにより異議の申立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。
（協議）
第12条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（管轄する裁判所）
第13条　この協定に関し、第一審の訴えを提起する場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　東京都中央区明石町10番１号
　　学校法人聖路加国際大学
　　理事長

178. 災害発生時における福祉避難所の開設運営に関する協定書（本文247頁）

中央区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、災害発生時において中央区地域防災計画に基づき甲が開設する福祉避難所の開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時において、通常の避難所において生活することが困難な者（以下「避難者」という。）を受け入れる福祉避難所の開設運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第２条　甲は、災害発生時において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「施設」という。）を福祉避難所として開設することを要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、福祉避難所の開設に応じるものとする。

（施設の開錠）

第３条　甲は、施設の開館時間以外の時間に福祉避難所の開設のための準備及び福祉避難所の開設を行う場合において、施設の開錠及び閉錠を行うものとする。

（開設期間）

第４条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から起算して７日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、その期間を延長することができる。

２　乙は、甲が、関係条例に基づき福祉避難所を開設する間の施設の一般利用を制限する場合は、甲に協力して一般利用者への周知を行うものとする。

（運営への協力）

第５条　乙は、甲が福祉避難所を開設する場合、施設の管理業務の範囲に加え、福祉避難所の運営に必要となる本来の管理業務以外の業務についても甲の要請に応じて従事するものとする。

２　甲及び乙は、福祉避難所の運営にあたり、その活動内容を随時共有するものとする。

３　甲及び乙は、甲が福祉避難所を開設する場合の人員体制について、あらかじめ検討しておくものとする。

（経費負担）

第６条　甲は、福祉避難所を開設する場合、本来の管理業務以外の福祉避難所の運営に関する業務に従事することに係る経費を含め、福祉避難所の開設運営に係る乙の経費（甲乙協議の上、甲が負担することが適当でない経費を除く。）を負担するものとする。

（物品の使用等）

第７条　甲は、福祉避難所の運営に必要な場合、乙に所有権が帰属する物品も含めて、施設の物品を使用することができる。

２　前項の規定により物品を使用し、物品に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、負担額について甲乙協議の上、甲が負担する。

（損害賠償）

第８条　乙の従事者が、福祉避難所の開設運営に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそれによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）」の規定に準じて、甲が保障する。

（個人情報の保護）

第９条　乙は、福祉避難所の開設運営に当たり知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。また、第13条に規定する有効期間が終了した後においても、同様とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は

その権利を担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第11条　乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、福祉避難所の閉鎖後５年間はこれらを保管しなければならない。

（連絡体制の整備）

第12条　甲及び乙は、この協定に関する協議のため、災害発生時の連絡体制を整備する。

２　甲及び乙は、災害発生時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかにより異議の申立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（協議）

第14条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（管轄する裁判所）

第15条　この協定に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、東京地方裁判所とする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙

179. 災害時における応急対策活動の協力に関する協定（一般ひな型）（本文133頁）

中央区（以下「甲」という。）及び株式会社＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、地震等が発生した際に甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象）

第１条　この協定の対象となる地震等は、乙の業務時間内に発生し、中央区の区域内に被害を及ぼす地震等で、甲が災害対策本部を設置し、対処しなければならないものとする。

（協力要請等）

第２条　甲は、地震等が発生し、災害対策本部を設置したときに、次に掲げる応急対策活動について乙に協力を要請することができる。この場合において、甲は、災害対策本部の設置後、速やかに乙に協力を要請するものとする。

（１）乙の所在地周辺に居住する者に対する救助活動

（２）甲が指定する水、食料等の帰宅困難者（地震等の発生により自宅へ帰ることが困難な者をいう。）への提供又は当該活動を行う場所の提供

（３）前２号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる活動

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとする。この場合において、乙は、甲の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。

３　第１項に規定する要請は、要請の理由、活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動に必要な情報を記載した書面により行うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、甲は、書面による要請が困難と認めるときは、電話等により要請することができる。この場合において、甲は、応急対策活動の終了後、速やかに前項の書面を乙に交付するものとする。

（協力期間）

第３条　前条第２項の規定により乙が協力する期間は、甲が災害対策本部を設置した日から起算して３日以内とする。ただし、乙が認めるときは、この限りでない。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１項の規定による要請に協力したときは、その活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、第２条第１項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、第２条第１項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。

（乙の責務）

第７条　乙は、地震等の発生に備え、円滑な協力が行える体制の整備に努めるものとする。

（甲の責務）

第８条　甲は、乙に地震等に関する情報を提供するとともに、前条に規定する体制の整備について必要な助言を行うものとする。

（秘密保持義務）

第９条　甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第11条に規定する有効期間が終了した後も、また、同様とする。

（協議）

第10条　甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力）

第11条　この協定の有効期間は、令和＿＿年＿＿月＿＿日から令和＿＿年＿＿月＿＿日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和＿＿年＿＿月＿＿日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙

180. 特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会との防災協力協定書（本文133頁）

中央区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会（以下「乙」という。）との間において、防災協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、区内の地域防災力の向上、災害時における地域の迅速な回復に係る活動支援に関する協力等を円滑に行うに当たり、乙との防災協力を得るために必要な事項を定める。

（会員相互間における緊急連絡体制）

第２条　乙は、災害時に速やかな活動態勢を整えることができるよう会員相互間における緊急連絡体制を構築するものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、乙に対し次条に規定する事項において協力を要請することができるものとする。

２　甲は、乙に協力を要請するときは、要請の趣旨を記載した文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であり、かつ、乙に通知することができない場合は、後日速やかに通知するものとする。

（協力事項）

第４条　甲の要請により乙が協力する事項は、次のとおりとする。

一　区の防災拠点及びその他の区有施設に対する、災害発生時における清掃並びに仮復旧活動に関すること。

二　会員の所在地周辺に居住する被災者に対する応急救護活動に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、甲が必要と認める防災業務に関すること。

（協力活動の報告）

第５条　乙は、甲の要請により、協力活動を行った場合には、その活動内容について、活動終了後速やかに甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、甲の要請により乙が災害時において第４条各号に掲げる活動（以下「応急対策活動」という。）を行った場合、その活動に要した費用を負担するものとする。

（請求）

第７条　乙は、応急対策活動を終えたときは、甲の確認を受け、活動に要した費用等の所要経費を請求するものとする。

（費用の支払）

第８条　甲は、前条の規定により乙から請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第９条　甲は、乙が第４条に規定する応急対策活動に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月中央区条例第１５号）に基づき、これを補償するものとする。

（協力体制の強化）

第10条　甲及び乙は、災害時における協力体制を強化するため、必要に応じ防災情報や協力事項等について、情報及び意見の交換を行うものとする。

（報告）

第11条　乙は、毎年４月末日までに区長に組織及び会員その他会の運営状況について報告するものとする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第13条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何ら申出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成23年３月31日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目17番２号
ライオンズマンション日本橋802号
特定非営利活動法人地域の防災と町づくりを研究する会
理事長

181. 災害時等におけるボランティア活動の支援等に関する協定書（中央区社会福祉協議会）（本文67頁）

中央区を「甲」とし、社会福祉法人中央区社会福祉協議会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。なお、平成８年11月25日に締結した「災害応急活動における協力に関する基本協定書」は、平成19年３月30日をもって廃止する。

（目的）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が協力して行うボランティア活動の支援等に関し、必要な事項を定める。

（災害ボランティアセンターの設置）

第２条　乙は、災害時等の効果的なボランティア活動を推進するため、次の各号のいずれかに該当するときは、中央区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

一　甲がセンターの設置を必要と認め、乙に設置を要請したとき。

二　前号に掲げるもののほか、乙がセンターの設置を必要と認めるとき。

２　乙は、前項の規定によりセンターを設置したときは、文書により甲に報告する。ただし、緊急時においては、口頭により報告した上、事後において文書による報告をすることができる。

（センターの設置場所）

第３条　センターの設置場所は、乙の所在地とする。ただし、乙の所在地が被災する等設置場所とすることが困難な場合は、甲が確保する場所に設置するものとする。

２　甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの必要性を認めたときは、乙の要請により拠点を確保することに努めるものとする。

（要請）

第４条　第２条第１項第１号の規定による甲が乙に対するセンターの設置の要請は、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により依頼した上、事後において文書による依頼をすることができる。

（要請内容）

第５条　甲は、乙に対し、次に掲げる事項を協力要請するものとする。

一　災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。

二　その他災害応急対策活動に関する支援

（乙の支援）

第６条　乙は、センターにおいてボランティアの受入れ、派遣等を行う。ただし、中央区地域防災計画に定める専門ボランティア及び災害時の具体的活動が予め定められている団体等を除く。

（甲の支援）

第７条　甲は、乙がセンターを設置したときは、ボランティアが円滑に活動できるよう中央区立中央会館その他の活動拠点を設置し、中央区地域防災計画に定める支援を行う。

（関係団体等の協力体制）

第８条　乙は、他のボランティア活動を支援する組織、関係機関等と連携を強化し、災害時等における協力体制の整備に努めるものとする。

（資器材等の確保）

第９条　甲は、乙が円滑な支援を行えるよう災害時に必要な資器材等を乙と協議の上、準備するものとする。

（経費の負担）

第10条　甲の要請に基づき乙が実施した業務に要する経費は、甲が負担する。

２　経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

（損害補償）

第11条　甲は、乙が受け入れるボランティアが被った損害に対し、ボランティア保険によって補

償するものとする。
２　前項のボランティア保険に係る加入金は、甲の負担とする。
（報告）
第12条　乙は、甲に対し第４条に規定する要請に対する業務について報告しなければならない。
（乙の責務）
第13条　乙は、平常時より災害時等に備えたセンター調整機能を整備する。
２　乙は、甲の実施する災害対策訓練等に積極的に参加するとともに、乙の職員の防災意識の向上に努めることとする。
（協議）
第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。
（有効期間）
第15条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年３月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の３か月前までに、甲乙のいずれかから何らの申出のないときは、さらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、１通を保有する。

平成19年３月30日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長

乙　東京都中央区八丁堀四丁目１番５号
社会福祉法人　中央区社会福祉協議会
代表者　会長

182. 非常通信の運用に関する協定書（京橋消防署）（本文194頁）

中央区（以下「甲」という。）及び東京消防庁京橋消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第５２条第４号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第２条　甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

２　前項の規定により甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第３条　非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第４条　非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

２　前項の規定により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

３　乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第５条　甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第６条　甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第７条　甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第８条　甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第９条　この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年３月31日までとする。なお、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名捺印の上、各１通を保管する。

平成20年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長

乙　東京都中央区八丁堀四丁目１番５号
東京消防庁京橋消防署
代表者　京橋消防署長

183. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（ゼンリン）（本文191頁）

中央区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時における地図製品等供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第２３条の２に規定する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めるとともに、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅地図　区内全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。

(2)　広域図　区内全域を収録した乙の広域地図をいう。

(3)　ZNET TOWN　乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。

(4)　ID 等　ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。

(5)　地図製品等　住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（別記第１号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資供給報告書（別記第２号様式）を提出するものとする。

４　第１項の規定による供給に係る代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。なお、当該地図製品等の代金は、災害対策本部設置時点における乙の一般的な販売価格（住宅地図については、住宅地図に記載の価格）を基準として、甲乙協議して決定する。

(2)　地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

(3)　甲は、地図製品等の受領後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定による地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る費用については無償とする。

２　甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。

３　乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

４　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管及び管理の状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興に係る資料として、乙から供給し、又は貸与された地図製品等について、次の用途に利用するこ

とができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2　甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは、速やかに乙に報告するものとする。

3　甲は、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し、及び管理するものとする。

4　甲は、第１項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、甲は、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。この場合において、甲は広域図を複製利用するときは別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用するときは別紙「ZNET TOWN 利用約款」に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（細目）

第７条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日から３ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面によるこの協定終了の意思表示がないときは、更に１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　甲乙間で本協定の解釈等につき疑義若しくは紛争が生じた場合又はこの協定の定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

甲）東京都中央区築地 1-1-1 中央区 中央区長	乙）東京都千代田区西神田 1-1-1 株式会社ゼンリン　東京第一支社 支社長

184. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定細目（ゼンリン）（本文 191 頁）

中央区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（貸与する地図製品等の詳細）

第１条　協定第４条に規定する、地図製品の詳細は、以下のとおりとする。

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	東京都中央区　B4 判住宅地図	５冊
広域図	東京都中央区を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	中央区 総務部 防災課 利用　閲覧地区：中央区	１ID

（甲及び乙の連絡先）

第２条　甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	総務部防災課	住所： 電話： FAX：
乙	連絡先１	総合販売本部　東京第一支社	住所： 電話： FAX：
	連絡先２	総合販売本部　東京第一支社 東京営業部	住所： 電話： FAX：

185. 災害に係る情報発信に関する協定（ヤフー）（本文196頁）

中央区（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、中央区の区域内（以下「区内」という。）の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が中央区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定に基づき、次に掲げる取組のうち、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　甲が、区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　甲が、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　甲が、災害発生時の区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　甲が、区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条の規定に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

（管轄する裁判所）
第８条　本協定に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年３月２２日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中　央　区
中央区長

乙　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役

186. 災害・防災情報等の放送に関する協定（中央エフエム）（本文199頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と、中央エフエム株式会社（以下「乙」という。）は、災害・防災情報等（以下「災害情報」という。）の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東京都中央区の区域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ＦＭ放送を利用して災害情報を区民等に広く周知することにより、避難等の混乱を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号において定める被害をいう。

（災害情報の提供）

第３条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、速やかに災害情報を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で、放送を要請することができる。

２　乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、災害情報の提供を求めることができる。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、通常放送番組に優先して災害情報を放送するものとする。

（経費の負担）

第５条　前条に規定する災害情報の放送に要する経費は、無料とする。ただし、災害が長期にわたる場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙相互の防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成10年５月31日から平成11年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲、乙なんらかの申出がないときは、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定の証として、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成10年５月27日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　　東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番13号
中央エフエム株式会社
代表者　代表取締役

187. 災害・防災情報等の放送に関する協定（東京ベイネットワーク）（本文199頁）

中央区（以下「甲」という。）と、東京ベイネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、災害・防災情報等（以下「災害情報」という。）の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中央区の区域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ケーブルテレビを利用して災害情報を区民等に広く周知することにより、避難等の混乱を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号において定める被害をいう。

（災害情報の提供）

第３条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、速やかに災害情報を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で、放送を要請することができる。

２　乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、甲に対して、災害情報の提供を求めることができる。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、通常放送番組に優先して災害情報を放送するものとする。

（経費の負担）

第５条　前条に規定する災害情報の放送に要する経費は、乙の負担とする。ただし、災害が長期に渡る場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、甲乙相互の防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成23年５月31日から平成24年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲、乙なんらかの申出がないときは、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成23年７月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都江東区東陽四丁目10番４号
東陽町SHビル２階
東京ベイネットワーク株式会社
代表者　代表取締役

188. 災害発生時における特別法律相談に関する協定（本文199頁）

中央区（以下「甲」という。）と中央区法曹会（以下「乙」という。）と東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下これら三弁護士会を「丙」という。）とは、中央区の区域内に大きな災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、区民の不安を払拭し、区民の保護と社会秩序の維持、福祉の増進を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に、中央区地域防災計画に基づき甲が行う特別法律相談（以下「相談」という。）に係る乙又は丙の派遣する弁護士（以下「担当弁護士という。」の相談業務について、必要な事項を定め、円滑な応急及び復興活動に資することを目的とする。

（派遣の要請）

第２条　甲は、相談を実施する必要が生じたときは、丙に対して、相談の日時、場所を指定し、担当弁護士の派遣を要請するものとする。

２　甲は、前項で予定された派遣要請では相談者の相談に応じきれないと判断した場合には、丙に対して担当弁護士の増員、業務体制の変更等を依頼するものとし、その方法等についてはあらかじめ甲、乙及び丙が協議して定める。

３　甲は丙との連絡が困難な場合には、乙に対して担当弁護士の派遣を要請することができる。この場合において、乙は後日、丙に担当弁護士の氏名等を報告するものとする。

（派遣計画の提出等）

第３条　丙は、前条第１項の派遣の要請があったときは、乙と協力して速やかに派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

２　前条第３項により、乙に対して派遣の要請があったときは、乙は、速やかに派遣計画を策定し、甲に提出するものとする。

３　前２項の派遣計画に記載されている事項に変更が生じたときは、乙又は丙は速やかに甲に報告することとする。

（相談内容等）

第４条　担当弁護士が行う相談内容は、災害等に起因する土地、家屋、相続、金銭消費貸借、保険金請求及び婚姻等法律問題全般についての指導及び助言を原則とする。

２　相談者一人あたりの相談時間は、30分以内とし、同一内容での再相談は受けないものとする。

３　担当弁護士は、相談カードに必要事項を記入し、甲に提出するものとする。

４　担当弁護士は、甲が実施する相談の相談者から相談に係る事件についての訴訟その他の法律事務を直接受任してはならない。

５　担当弁護士は、業務上知り得た秘密を第三者に遺漏しないようにすることとし、丙は担当弁護士を指導し、監督するものとする。

６　相談の料金は、無料とする。

（弁護士の謝礼等）

第５条　甲が乙又は丙の派遣した担当弁護士に支払うべき謝礼は、平常時における法律相談の額を基準として、甲と乙及び丙が別途協議のうえ定める。

２　前項の謝礼の支払時期、支払方法等については、甲と乙及び丙が別途協議のうえ定める。

（連絡調整）

第６条　相談に係る連絡調整は、甲、乙、丙があらかじめ定めた者がこれを行うものとする。

（損害補償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は業務の従事による負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月中央区条例第15号）の規定に準じて甲が補償する。

（他の弁護士会に対する協力要請等）
第８条　丙は、他の弁護士会に、この協定に基づく相談への協力要請を行うことができる。
２　前項に基づき他の弁護士会に所属する弁護士が相談担当弁護士として派遣された場合、その弁護士に対しては、丙に所属する相談担当弁護士とみなしてこの協定を適用する。
（有効期間）
第９条　この協定書の有効期間は、平成13年３月15日から平成14年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の２カ月までに甲乙丙のいずれかから何らの申し出のないときは、さらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。
（協議条項）
第10条　この協定に記載のない事項及びこの協定に関し疑義のあるときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書５通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ甲乙が各１通を、丙が３通を保管するものとする。

平成13年３月15日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目５番２号 日下ビル
中央区法曹会会長

丙　東京都千代田区霞が関一丁目１番３号
東京弁護士会会長
東京都千代田区霞が関一丁目１番３号
第一東京弁護士会会長
東京都千代田区霞が関一丁目１番３号
第二東京弁護士会会長

189. 災害時における手話通訳活動に関する協力協定書（手話通訳者の会）（本文241頁）

災害時における手話通訳活動に関し、中央区（以下「甲」という。）と中央区登録手話通訳者の会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が区内に発生し、又は発生するおそれのある場合に、中央区地域防災計画に基づき、避難所での手話通訳必要者への適切な対応に積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、乙に対し必要な人員の供給を要請するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、電話等の方法で人員の供給を要請するものとする。

２　甲は、出動した乙を指揮するものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙に要請した場合は、要請の理由、手話通訳の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を、後日乙に送付するものとする。

（人員の供給）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別な理由のない限り、甲に対し人員を供給する。

（活動業務）

第５条　甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動業務を行う。

(1)避難所における手話通訳に関すること。

(2)その他甲が必要と認める業務に関すること。

（活動業務の報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後速やかに甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が応急対策業務を実施した場合において、活動に要した費用を負担するものとする。

（請求）

第８条　乙は、第５条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、作業に要した所要経費を甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第９条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその費用を支払わなければならい。

（従事者の損害補償）

第10条　甲の要請に基づき、乙が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月中央区条例15号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第11条　乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年４月に区長に連絡するものとする。

（協議）

第12条　この協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度甲、乙両者が協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）
第13条　この協定は、平成18年10月17日から効力を発生するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成18年10月17日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
代表者　中央区長

乙　東京都中央区晴海一丁目７番1-702号
中央区登録手話通訳者の会
代表者　会長

190. 災害時における応急物資の供給に関する協定書（セッツカートン）（本文244・266頁）

中央区（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、中央区の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に緊急に物資を確保する必要があるときは、乙に対し、物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、別記第１号様式による応急物資供給要請書により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の供給に協力するものとする。

（応急物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する応急物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が調達可能なものとする。

一　段ボール製簡易ベッド

二　段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース及び段ボールの間仕切り等）

三　前２号に掲げるもののほか、乙が取り扱う製品

（応急物資の引渡し）

第５条　応急物資の供給場所は、甲が指定するものとする。

２　前項に規定する供給場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、前項の応急物資の供給場所において、品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき応急物資の供給に協力したときは、その内容を別記第２号様式による応急物資供給報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙の応急物資の供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　応急物資の購入に要する費用　当該災害時直前の価額

二　応急物資の運搬に要する費用　実際に要した額（乙の従業員の人件費を除く。）

（請求及び支払）

第８条　甲は、乙から前条に定める費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（訓練等）

第９条　乙は、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するものとする。

（協定期間及び更新）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定を解除又は変更する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成27年４月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　兵庫県伊丹市東有岡５丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役社長

191. 災害時における応急協力に関する覚書（郵便局）（本文125頁）

東京都中央区長（以下「甲」という。）と、日本橋郵便局長、京橋郵便局長及び銀座郵便局長（以下総称して「乙」という。）は、甲乙の間において、災害時における情報収集その他協力事項に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（総則）

第１条　この覚書は、中央区地域防災計画に基づき災害時に甲が行う活動に対する乙の協力内容に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号において定める被害をいう。

（協力）

第３条　乙は、中央区内に災害が発生し、甲の要請があったときは、以下の事項について協力するものとする。

(1) 乙が収集した被災区民等の避難先及び被災状況の情報提供

(2) 乙が所有する施設の避難所、物資集積場所等としての利用

(3) 避難所等における臨時郵便差出箱の設置

(4) その他甲の要請により乙が協力できる事項

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し前条の規定による協力の必要が生じたときは、乙に対し協力要請をするものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、甲の要請に対し、可能な範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、第３条に規定する協力に要する経費について、その実費を負担するものとする。

２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（協力体制の整備）

第７条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙両者において相互の防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては中央区地域振興部防災課長、乙においては京橋郵便局総務課長とする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第10条　この覚書の有効期間は、平成９年11月25日から平成10年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲、乙なんらかの申出がないときは、この覚書は、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記覚書の証として、覚書四通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成９年11月25日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
東京都中央区
代表者　東京都中央区長

乙　東京都中央区日本橋一丁目18番１号
日本橋郵便局
代表者　日本橋郵便局長

東京都中央区築地四丁目２番２号
京橋郵便局
代表者　京橋郵便局長

東京都中央区銀座八丁目20番26号
銀座郵便局
代表者　銀座郵便局長

192. 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京）（本文133・407頁）

中央区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

２　甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　乙が貸与する台数は５台までとする。ただし、甲がそれ以上に給電車両が必要であると申し出た場合は甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

３　甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第５条　甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第９条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第７条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第８条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

２　甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第９条　給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。
３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。
４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。
（故障対応）
第10条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。
（賠償）
第11条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。
（連絡体制）
第12条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。
（平常時の取組）
第13条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。
２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。
３　甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。
（締結期間及び更新等）
第14条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年９月１日

甲　中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　港区芝浦四丁目８番３号
　　トヨタモビリティ東京株式会社
　　代表取締役社長

193. 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティサービス）（本文133・407頁）

中央区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

（給電車両）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、乙が所有するレンタカー及び社用車両とし、ＡＣ１００Ｖ（１５００W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　乙が貸与する台数は５台までとする。ただし、甲がそれ以上に給電車両が必要であると申し出た場合は甲乙協議の上、台数を決定するものとする。

３　甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（引渡し）

第５条　乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第８条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第６条　給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第７条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

２　甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第８条　給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払

うものとする。

（故障対応）

第９条　貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第10条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第11条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第12条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（締結期間及び更新等）

第13条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年７月１５日

甲　中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙　中央区日本橋浜町二丁目１２番４号
　　トヨタモビリティサービス株式会社
　　代表取締役社長

194. 起震車の運用等に関する協定書（本文42頁）

東京都中央区（以下「甲」という。）と東京消防庁京橋消防署（以下「乙」という。）、東京消防庁日本橋消防署（以下「丙」という。）及び東京消防庁臨港消防署（以下「丁」という。）は、甲の所有する起震車の運用、管理等について、適切かつ円滑に運用するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙、丙及び丁が、甲の所有する起震車を運転し、起震機能の操作をし、及び取扱う（区民、従業員等の訓練参加者（以下「訓練参加者」という。）に対する教育、指導等を含む。以下「運用」という。）場合において必要な事項を定めるものとする。

（運用の原則）

第２条　甲の所有する起震車の運用については、区民等の防災行動力の向上を図り、地震発生時の被害を軽減するため、甲並びに乙、丙及び丁が相互に協力して適正かつ円滑に行う。

（運用区域）

第３条　起震車の運用区域は、中央区の区域内とする。

２　前項の規定にかかわらず、中央区の区域外において起震車を運用する場合は、甲並びに乙、丙及び丁協議の上、決定するものとする。

（運用条件）

第４条　起震車を運用する訓練は、次のとおりとする。

一　東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第41条に規定する防災訓練

二　事業所等が行う自衛消防訓練

三　中央区総合防災訓練

四　防災区民組織、町会及び自治会が行う訓練

五　防災拠点運営委員会が行う訓練

六　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める訓練

（運用要領）

第５条　この協定の実施に必要な細目については、中央区起震車運用等に関する要綱（平成19年３月28日付け18中区防第206号）の定めるところによる。

（維持管理）

第６条　甲は、人件費を除き、起震車の維持管理及び運用に要する費用を負担する。

２　乙、丙及び丁は、起震車の使用前及び使用後に必ず点検を行わなければならない。

３　乙、丙及び丁は、起震車の使用中又は点検時において、故障又は損傷を発見したときは速やかに甲に連絡し、甲は当該損傷等の修理を行わなければならない。

（車両の保管）

第７条　起震車の保管は、甲の管理施設内とする。

（賠償責任）

第８条　起震車を使用した訓練中に職員が負傷又は死亡（以下「負傷等」という。）した場合においては、甲の職員にあっては甲が、乙、丙及び丁の職員にあっては乙、丙及び丁が、それぞれの損害を負担するものとする。

２　前項の訓練中、甲又は乙、丙及び丁の故意又は過失（以下「過失等」という。）により訓練参加者が負傷等した場合においては、甲又は乙、丙及び丁が、当該負傷等の原因となった過失等の程度に応じ、損害を賠償するものとする。ただし、甲並びに乙、丙及び丁の過失等によらずに負傷等をした場合は、甲がその損害を負担（労働者災害補償保険が適用される場合を除く。）するものとする。

３　乙、丙及び丁が起震車を運行している場合において、交通事故を起こしたときは、甲がその損害を賠償するものとする。ただし、当該事故の原因が乙、丙及び丁の故意又は重大な過失によるときは、この限りでない。

（協議）

第９条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲並びに乙、丙及び丁協議の上、定めるものとする。

（更新）

第10条　この協定書の有効期限は、起震車の運用開始の日から平成20年３月31日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙、丙及び丁から変更等の申出がない場合は、同一内容でさらに１年間更新するものとし、以後は同様とする。

甲並びに乙、丙及び丁とは、本書を４通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成19年３月28日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　代表者　中央区長

乙　東京都中央区八丁堀四丁目１番５号
　　東京消防庁京橋消防署
　　代表者　東京消防庁京橋消防署長

丙　東京都中央区日本橋兜町14番12号
　　東京消防庁日本橋消防署
　　代表者　東京消防庁日本橋消防署長

丁　東京都中央区勝どき五丁目１番23号
　　東京消防庁臨港消防署
　　代表者　東京消防庁臨港消防署長

195. 中央区起震車運用等に関する要綱

（目的）
第１条　この要綱は、東京消防庁京橋消防署、東京消防庁日本橋消防署及び東京消防庁臨港消防署（以下「消防署」という。）が中央区（以下「区」という。）の所有する起震車を運用するにあたり、必要な事項を定め、もって起震車の円滑な運用に資することを目的とする。
（申請手続）
第２条　起震車を使用しようとする者は、別記第１号様式による起震車使用申請書（初期消火訓練実施計画書及び自衛消防訓練通知書を提出した場合は省略。）により区長に申請するものとする。
２　前項の申請書は、区又は消防署で受け付けるものとする。
３　区長は、第１項の申請があったときは、原則、受付け順により使用の承認をするものとするが、使用する日が重複する場合は、区及び消防署相互の協議により変更することができる。
４　使用の承認後、区は、別記第２号様式による起震車使用受付管理簿に、申請者（団体名）、使用時間及び使用場所等の必要事項を記入する。
（運用時間）
第３条　起震車の運用は、午前９時から午後５時までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。
（運用休止）
第４条　起震車の運用休止日は、次のとおりとする。
　一　１月１日から同月３日まで
　二　12月29日から同月31日まで
２　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に起震車の運用を休止することができる。
　一　消防署から運用休止の申出があり、区長が認める場合
　二　車検等の定期点検整備及び故障等の修理による場合
　三　前二号に掲げるもののほか、区長がやむを得ないと認める場合
３　前項（第一号を除く。）による場合、区は、運用休止期間、運用再開日について遅滞なく消防署に連絡する。
（点検及び燃料補給）
第５条　消防署は、起震車の使用前後に別記第３号様式による起震車運用結果報告書により点検しなければならない。
２　消防署は、常時、起震車の燃料タンク容量の２分の１以上の燃料を確保しておかなければならない。
（保管場所等）
第６条　起震車の保管場所は、次のとおりとする。
　中央清掃事務所晴海事業所等複合施設　中央清掃事務所晴海事業所１階整備工場内
　東京都中央区晴海五丁目２番３号
（報告）
第７条　消防署は、起震車を運用したときは、運用をした日から３日以内に別記第３号様式による起震車運用結果報告書により区長に報告しなければならない。
附則
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和５年12月11日から施行する。

196. 災害時における中央区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（本文254頁）

中央区（以下「甲」という。）と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中央区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　区内における震度５強以上の地震をいう。

二　要介護高齢者　介護保険法（平成９年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。

（協力）

第３条　乙は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で区内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を実施するため、甲に協力するものとする。

（安否の確認等）

第４条　乙は、災害が発生したときは、事業者に当該事業所の居宅介護サービスを利用する区内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。

２　乙は、事業者が前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、当該事業者をして甲に報告させるものとする。

３　前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲が区内に設置するおとしより相談センター（介護保険法（平成９年法律第123号）第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に提出（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）することにより行うものとする。

４　乙は、災害が発生したときは、事業者に、利用者の避難所への避難誘導（救出及び救助を含む。）をさせるものとする。

（サービス提供）

第５条　甲は、前条第２項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。

２　乙は、前項の規定により甲から提供された情報をもとに事業者に居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。

３　乙は、甲から要請があったときは、事業者に、甲が開設する福祉避難所における居宅介護サービスの提供に協力させるものとする。

（事業者一覧）

第６条　乙は、事業者の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、事業者が第５条に規定する居宅介護サービスに要した経費（介護保険法第１８条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。

（損害補償）

第８条　甲は、居宅介護サービスの提供に従事した事業者の従業員が当該居宅サービスの提供に

起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、甲が、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年３月中央区条例第15号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第９条　甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を協議の上整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途、定めるものとする。

（情報の交換）

第１０条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第１１条　乙は、第４条に規定する安否確認等及び第５条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、及び第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

３　乙は、事業者に対して、前２項の規定に順じた取扱いをさせなければならない。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年６月３０日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２６年７月１日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
会長

197. 災害時における帰宅困難者対策活動への協力に関する協定（本文259頁）

中央区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、地震等が発生した際に甲が実施する帰宅困難者対策活動に対する乙の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（対象）

第１条　本協定の対象となる地震等は、中央区の区域内に被害を及ぼす地震等であって、甲が災害対策本部を設置し、対処しなければならないものとする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

名　　称	
所　　在	東京都中央区
規　　模	
用　　途	
敷地面積	○○㎡

（定義）

第３条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　帰宅困難者　地震等の発生により自宅へ帰ることが困難な者をいう。

（２）　備蓄倉庫　施設建築物に乙が整備する帰宅困難者用防災備蓄倉庫をいう。

（帰宅困難者一時滞在施設等）

第４条　甲は、次項に規定する箇所を甲の防災計画に基づく帰宅困難者一時滞在施設等として使用する。

２　帰宅困難者一時滞在施設等は、施設建築物のうち、次の箇所とする。

（１）　所在　＿＿＿＿＿

（計＿箇所、別紙添付図のとおり）

（２）　面積　約＿＿㎡

（前号に規定する箇所の床面積の合計）

（備蓄倉庫）

第５条　備蓄倉庫は、施設建築物のうち、次の箇所とする。

（１）　所在　＿＿＿＿＿（別紙添付図のとおり）

（２）　面積　約＿＿㎡（前号に規定する箇所の床面積の合計）

（備蓄物資）

第６条　備蓄倉庫における備蓄物資の品名及び数量は、別表１のとおりとする。

２　備蓄物資の初期購入、更新及び管理は、乙が行うものとする。

（協力要請等）

第７条　甲は、地震等が発生し、災害対策本部を設置したときは、次に掲げる帰宅困難者対策活動について乙に協力を要請することができる。この場合において、甲は、災害対策本部の設置後、速やかに乙に協力を要請するものとする。

（１）　第４条に規定する帰宅困難者一時滞在施設等への受入れ及び第６条に規定する備蓄物資の帰宅困難者への提供

（２）　前号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が可能な範囲で応じられる活動

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲でこれに協力するものとする。この場合において、乙は、甲の指示に従い帰宅困難者対策活動に従事するものとする。

３　甲及び乙は、本協定締結によって、乙が第１項各号に掲げる活動の全部又は一部の履行義務を負うものではないことを確認する。

４　第１項の規定による要請は、要請の理由、活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動に必要な情報を記載した書面により行うものとする。

５　前項の規定にかかわらず、甲は、書面による要請が困難であると認めるときは、電話等により要請することができる。この場合において、甲は、帰宅困難者対策活動の終了後、速やかに同項の書面を乙に交付するものとする。
６　乙は、施設建築物の安全性が確保できない等、甲からの要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
（協力期間）
第８条　前条第１項の規定による要請に基づき乙が協力する期間は、甲が災害対策本部を設置した日から起算して３日以内とする。ただし、甲乙協議の上、乙が合意した場合は、この限りでない。
（報告）
第９条　乙は、第７条第１項の規定による要請に協力したときは、その活動内容、活動場所、活動期間その他の乙の活動実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。
（費用の負担）
第10条　第７条第１項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、甲は当該活動費用の全てを負担するものとする。
（損害補償）
第11条　甲は、第７条第１項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３８年３月中央区条例第１５号）の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。
２　乙が協力を行う際に、乙及び第三者に発生した損害の責任に係る対応方針は、甲乙協議の上、別途定めるものとし、甲と乙との間で合意した後に合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。
（協定内容の公表）
第12条　甲は、本協定の内容を区民等に公表することができる。
２　乙は、備蓄倉庫付近の人目に付きやすい場所に、別表２に定める項目を掲示するものとする。
（災害時連絡責任者）
第13条　甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を書面により通知する。連絡責任者の変更があった場合においても同様とする。
（乙の責務）
第14条　乙は、地震等の発生に備え、円滑な協力が行える体制の整備に努めるものとする。
（甲の責務）
第15条　甲は、乙に地震等に関する情報を提供するとともに、前条に規定する体制の整備について必要な助言を行うものとする。
（秘密保持義務等）
第16条　甲及び乙は、本協定の履行上知り得た個人情報を適切に管理するとともに、理由なく他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図るために利用してはならない。第１９条に定める有効期間が終了し、又は帰宅困難者対策活動に従事しなくなった後においても、同様とする。
（協議）
第17条　甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。
（協定の変更）
第18条　甲又は乙は、本協定を変更しようとするときは、変更しようとする日の３か月前までに、文書によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に定

める有効期間内であっても本協定を変更することができる。

（効力）

第19条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から１年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の有効期間が満了する日の１か月前までに甲又は乙から書面により何らの意思表示をしないときは、本協定は同一の条件で更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

以上

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
　　中央区
　　中央区長

乙

別表１（第５条関係）

災害時における帰宅困難者に提供する備蓄物資等

品目	数量	単位

※施設建築物における帰宅困難者等の一時受入人数を__人とし、その人数に対し提供する日分の物資等とする。

別表２（第12条関係）

災害時における帰宅困難者に対し提供される旨の掲示

項目	内容
掲示板の設置場所	施設建築物の１箇所に設置する。
掲示板の規格	耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
掲示内容	本備蓄倉庫は、災害時の帰宅困難者等に提供する物資等の備蓄のために中央区との協定において設置されています。

198. り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都）（本文283頁）

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び中央区（以下「丙」という。）は、都内における災害等の発生に備え、相互連携と協力の下、被災者の生活再建を支援する業務（以下「生活再建支援業務」という。）を円滑に遂行するため、り災証明発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

（１）固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目

（２）前号の項目に係るコードの読替え表

（家屋台帳の情報の提供）

第２条　乙は、丙がり災証明の発行及び生活再建支援業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２節１「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第１章第２節１「家屋・住家の被害状況の把握」及び第３節１「り災証明発行の準備」に基づく丙からの要請により、家屋台帳の情報を提供する。

（目的外利用の禁止）

第３条　丙は、家屋台帳の情報をり災証明の発行及び生活再建支援業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理等）

第４条　丙は、家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第２項及び第８条において同じ。）及び当該情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

２　丙は、丙が指定したものに家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を管理させる時は、前項と同様に適切に管理させなければならない。

３　丙は、丙又は丙が指定したものによって、家屋台帳の情報に係る紛失、漏えい等の事故（以下「家屋台帳の情報に係る事故」という。）が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

４　丙又は丙が指定したものの故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、丙が負うものとする。

（被災者情報の提供）

第５条　丙は、東京都が被災者の生活再建支援業務に利用するため、り災証明を発行する際に丙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）第１条に規定する復興本部の設置後にあっては、復興本部。以下同じ。）に提供する。

２　丙は、被災者にり災証明を発行する際、被災者情報を東京都に情報提供する旨を周知するものとする。

（目的外利用の禁止）

第６条　甲は、被災者情報を生活再建支援業務以外の目的で利用してはならない。

２　甲は、次条の規定により被災者情報を提供する場合、提供先である東京都関係各局に対し、被災者情報を生活再建支援業務以外の目的で利用させてはならない。

（被災者情報の各局への提供等）

第７条　甲は、生活再建支援業務の遂行のため必要があると認めるときは、被災者情報を東京都関係各局に提供することができる。

２　甲は、被災者情報を東京都関係各局に提供する前に、当該局が被災者情報を利用する目的を丙に報告しなければならない。

（被災者情報の管理等）

第８条　甲は、被災者情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書

面を適切に管理しなければならない。
２　甲は、甲が指定したものに被災者情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を管理させるときは、適切に管理させなければならない。
３　甲は、甲又は甲が指定したものによって、被災者情報に係る紛失、漏えい等の事故（以下「被災者情報に係る事故」という。）が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を丙に提出しなければならない。
４　甲又は甲の指定したものの故意又は過失により、被災者情報に係る事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、甲が負うものとする。
（情報提供の頻度）
第９条　乙は、丙に対して年１回、家屋台帳の情報を提供する。
第10条　丙は、災害等の被害状況等に応じて東京都との相互連携をより円滑に行う必要があると判断した場合は、甲に対し、被災者情報を随時提供する。
（費用負担）
第11条　この協定の締結後、新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲、乙及び丙で協議して定める。
（個人情報保護手続の完了）
第12条　甲、乙及び丙は、協定締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集に関して、それぞれの個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会の了解を得る等、所定の手続を完了しておかなければならない。
（疑義等の解決）
第13条　この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。
（実施の細目）
第14条　この協定に定めるもののほか、情報提供等の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附則

この協定は、平成25年３月11日から施行する。

この協定の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本３通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成25年３月11日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都総務局
局長

乙　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都主税局
局長

丙　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
区長

199. り災証明発行に係る情報提供等に関する協定実施細目（東京都）（本文283頁）

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び中央区（以下「丙」という。）は、り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（以下「協定書」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（家屋台帳の情報の提供方法等）

第１条　家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋（全件分）、区分所有家屋（主棟分）及び共有者の４つのファイルに分割して提供する。

２　固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

（１）一般家屋ファイル、区分所有家屋（全件分）ファイル、区分所有家屋（主棟分）ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号（街区符号）	所在番号（住居番号）	所在番号（枝番）
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者区市郡名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種類用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階（自）	登記居住階（至）
登記床面積		

（２）　共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	共有者都道府県名
共有者区市郡名	共有者住所	共有者方書
共有者持分分母	共有者持分分子	

３　コードの読替え表は、次に掲げるコード表とする。

（１）　登記種類用途コード表

（２）　登記構造コード表

（３）　登記屋根コード表

（家屋台帳の情報の提供形態及び提供方法）

第２条　乙の提供する家屋台帳の情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

２　乙は、暗号化処理した家屋台帳の情報を、情報提供に供する電磁的記録媒体（以下「情報記録媒体」という。）に記録した上で、丙に提供する。この場合において、情報記録媒体は、乙が用意する。

（家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）

第３条　家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受は、乙が指示する方法により、日時及び場所を指定して行う。

２　家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送は、丙の責任において、丙の職員が行うものとする。

３　丙は、家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（過年度情報の消去等）

第４条　乙から家屋台帳の情報の提供を受けた丙は、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）がある場合、過年度情報及びそのコピーについて全

て消去（過年度情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。
２　丙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、過年度情報を記録した情報記録媒体を破壊することとし、破壊した旨及び当該情報のコピーを消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を乙に提出しなければならない。
（家屋台帳の情報の提供時期）
第５条　乙は、丙に対して家屋台帳の情報を年１回（概ね毎年７月頃）提供する。ただし、協定締結初年度の提供時期については、乙と丙とが別途協議して定める。
（被災者情報の提供形態及び提供方法）
第６条　丙が甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）第１条に規定する復興本部の設置後にあっては、復興本部。以下同じ。）に提供する被災者情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。
２　丙は、被災者情報を、情報記録媒体に記録した上で、甲に提供する。この場合において、情報記録媒体は、丙が用意する。
３　前２項の規定にかかわらず、丙は、災害等の状況により情報記録媒体での提供が困難であると認める場合は、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。
（被災者情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）
第７条　被災者情報を記録した情報記録媒体の授受は、甲と丙とが協議の上、日時、場所及び方法を定めて行う。
２　被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。
３　甲は、被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。
（被災者情報の消去等）
第８条　甲は、被災者の生活再建支援等の業務が終了した後は、速やかに丙から提供を受けた被災者情報及びそのコピーについて全て消去（被災者情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。
２　甲は、前項に規定する処理を行った後速やかに、被災者情報を全て消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を丙に提出しなければならない。
（被災者情報の提供時期等）
第９条　丙は被災者情報について、被災状況調査の進行に合わせて随時甲に対して提供する。その場合、同一の災害等で、複数回提供する場合もある。

この細則の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本３通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成25年３月11日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都総務局
局長

乙　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都主税局
局長

丙　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
区長

200. 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書（東京消防庁）（本文284頁）

中央区（以下「甲」という。）と東京消防庁京橋消防署、東京消防庁日本橋消防署及び東京消防庁臨港消防署（以下「乙」という。）は、相互協力より災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（調整会議の開催）

第２条　甲と乙は、災害発生後に協議を行い、連携してり災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、調整会議を開催して次に掲げる項目について定める。

(1)　被害状況調査の開始時期に関すること。

(2)　被害状況調査の体制に関すること。

(3)　り災証明書の発行場所、発行窓口業務及び発行期間に関すること。

(4)　情報の共有に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、り災証明書の発行に必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第３条　甲は、乙が火災調査に係る業務を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供するときは、り災証明書の発行に必要な範囲内で当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第４条　甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報をいう。）を提供する。

２　乙は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報又は生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて火災被害に対する被害状況調査に係る情報を提供する。

３　甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

（発行窓口業務）

第５条　乙は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

２　甲は、り災証明書の発行業務を円滑に行うための訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乙は、前項の訓練に参加し、第１項の支援業務の習得に努めなければならない。

（情報管理）

第６条　甲及び乙は、第４条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

２　甲及び乙は、第４条の規定により提供を受けた情報について紛失、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第７条　乙は、第４条第１項及び第３項の規定により甲から提供を受けた情報を、火災被害に対する被害状況調査以外の目的に使用してはならない。

２　甲は、第４条第２項の規定により乙から提供を受けた情報を、り災証明書の発行及び被災者台帳の作成以外の目的に使用してはならない。

（その他）

第８条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を４通作成し、甲と乙とが記名及び押印をした上、それぞれその１通を保有する。

附則

１　この協定は、令和２年９月３０日から効力を生ずる。

２　この協定の締結に伴い、平成２５年７月１日甲乙間において締結した震災時におけるり災証明発行に関する協定書は効力を失う。

令和２年９月３０日

甲　中央区築地一丁目１番１号
中央区
区長

乙　中央区京橋三丁目１４番１号
東京消防庁京橋消防署
消防署長

中央区日本橋兜町１４番１２号
東京消防庁日本橋消防署
消防署長

中央区晴海五丁目８番２０号
東京消防庁臨港消防署
消防署長

201. 大規模災害時における電力復旧等に関する協定（東京電力）（本文122頁）

中央区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、自然災害が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び同法第３４条第１項に規定する防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の更なる防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

(1)　災害時に復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト及び同リストの更新情報

(2)　住民が避難している地域及び避難所の情報

(3)　停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報

(4)　道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断及び復旧の情報

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

(1)　甲乙施設の使用若しくは電力の復旧に支障となる障害物等の除去又は応急措置の実施

(2)　甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用

(3)　住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、登録制メール、緊急告知ラジオ等の利用

（実施細目の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に実施細目により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第９条　平成２８年３月２８日付けで締結した大規模災害時における電力復旧等に関する覚書は、廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月１５日

甲　　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　　東京都港区芝公園二丁目２番４号
東京電力パワーグリッド株式会社
銀座支社
支 社 長

202. 大規模災害時等における情報連絡員の派遣に関する細目協定書（東京電力）（本文122頁）

中央区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、令和２年７月１５日に締結した「大規模災害時における電力復旧等に関する協定」に基づき、災害時における相互の情報連携を図るための職員（以下「情報連絡員」という。）の派遣に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、大規模停電が発生し、又は発生するおそれのある場合は、中央区地域防災計画等に基づき甲が行う災害応急対策活動及び災害復旧活動を行うことについて、災害時等における民間協力の一環として、情報連絡員の派遣に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、情報連絡員の派遣の協力を要請できるものとする。

２　前項の規定による要請は、別記第１号様式による要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請するものが緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により協力の要請をすることができる。

３　前項ただし書の規定により協力を要請した場合は、当該要請の相手方に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、災害時等の連携を図るため、甲乙協議の上、甲又は乙の職員をそれぞれが指定する場所に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図る態勢を確立する。

２　情報連絡員の派遣を行う場合は、甲及び乙は速やかに情報連絡員を手配し、それぞれ情報連絡員の受入れに必要な執務スペース、休憩場所等の準備をする。

３　情報連絡員の派遣を行わない場合は、第８条に定める連絡責任者又は副連絡責任者を通じて、情報の共有及び要請を行う。

４　情報連絡員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（情報連絡員の役割）

第４条　情報連絡員は、必要に応じて、甲及び乙がそれぞれ開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携及び要請の窓口としての役割を担う。

２　情報連絡員を通じ甲及び乙が共有する主な情報は次の各号に定めるところによる。

（１）甲が乙に提供する情報は、次に掲げるとおりとする。

ア　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況並びに区民から提供された停電の状況に関する情報

イ　電力復旧及び電源車の配備を優先すべき重要施設に関する情報

ウ　道路啓開及び樹木、土砂等の除去状況に関する情報

エ　住民が避難している地域、避難場所等に関する情報

（２）乙が甲に提供する情報は、次に掲げるとおりとする。

ア　停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因及び停電復旧作業の状況並びにその見

込みに関する情報

イ　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況に関する情報

ウ　プレスリリースの内容に関する情報

３　第１項に定める役割以外については、甲乙協議の上支障にならない範囲で実施するものとする。

（携行品等）

第５条　情報連絡員の役割を遂行するために必要な物資、食料等については、情報連絡員が持参するものとするが、受入れ側の甲又は乙が必要と認める場合は、受入れ側の甲又は乙が有するコピー機、ファックス等の什器、電源等の借用ができるものとする。

（費用の負担）

第６条　本協定に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。ただし、甲及び乙が協議の上必要と認めた場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定終了後も、また同様とする。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、支援協力を速やかに遂行するため、本協定に関する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び副連絡責任者を事前に定め、別記第２号様式による連絡責任者等名簿の交換により相互に報告するものとし、連絡責任者又は副連絡責任者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ報告するものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間をさらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和４年１２月２０日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都港区芝公園二丁目２番４号
東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社
支社長

203. 大規模災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する細目協定書（東京電力）（本文122頁）

中央区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、令和２年７月１５日に締結した「大規模災害時における電力復旧等に関する協定」に基づき、災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、中央区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たることができるよう必要な事項を定めることを目的とする。

２　相互協力に当たっては、道路法（昭和２７年法律第１８０号）、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）等の各所管法令の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化、復旧に緊急を要する状況等においては、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条　本協定の対象となる区域は、甲が管理する道路区域とし、啓開作業に必要と判断された場合は、道路法第４４条の規定に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　前項の規定にかかわらず、相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲及び乙が協議の上必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　前条に規定する区域において行う本協定の対象となる作業は、甲が行う啓開作業及び乙が行う停電復旧作業の支障となる樹木、土砂等の除去作業及び電力設備の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条　甲は、啓開作業への協力又は停電復旧作業の実施が必要なときは、乙に対し要請するものとする。

２　乙は、停電復旧作業への協力又は啓開作業の実施が必要なときは、甲に対し要請するものとする。

３　前２項の規定による要請は、別記第１号様式による要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、甲又は乙が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により支援協力の要請をすることができるものとする。

４　前項ただし書の規定により協力の要請した場合において、当該要請の相手方に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（技術員の派遣要請）

第５条　甲が道路啓開作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請することができる。

（費用負担）

第６条　第４条の規定に基づく要請により実施された啓開作業及び停電復旧作業の費用負担は、別

添１「災害時の停電復旧作業・啓開作業における障害物の除去等に係る作業主体」を基に、甲乙協議の上、都度定めるものとする。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第７条　甲及び乙は、第４条の規定に基づく要請により実施された啓開作業及び停電復旧作業を終了し、相手方の確認を受けた後、前条の費用を請求するものとする。

（費用の支払）

第８条　甲及び乙は、前条の規定により相手方からの請求があったときは、内容を審査し適正と認める場合は、速やかにその費用を支払わなければならない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、支援協力を速やかに遂行するため、本協定に関する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）及び副連絡責任者を事前に定め、別記第２号様式による連絡責任者等名簿の交換により相互に報告するものとし、連絡責任者又は副連絡責任者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ連絡するものとする。

（実施責任）

第１０条　関係機関への周知、第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　作業に伴い発生した事故及び災害への対応は、作業を実施した甲又は乙が責任を持って行う。

（協議）

第１１条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間をさらに１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１２月２０日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都港区芝公園二丁目２番４号
東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社
支社長

204. 大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書（ＮＴＴ東日本）（本文 124 頁）

中央区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。）は、自然災害が発生した場合における甲及び乙の相互協力に関し、甲乙間において次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条第１項の規定により作成された中央区地域防災計画に基づき、甲は区民等の生命・財産の保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は通信障害の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、同法第２条第１項に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲及び乙の協力関係の構築に資する事項を定め、地域の更なる防災力を高めることを目的に締結する。

（協力の要請）

第２条　甲及び乙は、災害時において、通信障害の復旧及び通信障害情報の早期提供に関し協力が必要なときは、相互に協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、別記第１号様式による支援協力要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により協力を要請することができる。

３　前項ただし書の規定により協力を要請した場合は、当該要請の相手方に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力態勢の構築等）

第３条　前条の規定による要請を受けた者は、事業に支障のない範囲において協力態勢を構築し、相手方の指示に基づく協力を行うよう努めるものとする。

２　前条の規定による要請を受けた者は、要請された内容のうち協力可能なものについて、別記第２号様式による協力可能事項等措置状況連絡書を相手方に提出する。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等により連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、協議の上、甲又は乙の職員を相互に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第５条　甲及び乙は、次の各号に掲げる情報を相互に提供するものとする。

（１）災害時に復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト及び同リストの更新情報

（２）区民等が避難している地域及び避難所に関する情報

（３）通信障害の発生状況、復旧見込等に関する情報

（４）道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断及び復旧に関する情報

（災害時の相互協力）

第６条　甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（１）甲乙施設の使用、通信障害の復旧に支障となる障害物等の除去又は応急措置の実施

（２）甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用

（３）区民等への通信障害に係る情報等の周知のための、甲の防災行政無線、登録制メール、緊急告知ラジオ等の利用

（細目協定の締結）

第７条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に細目協定により定めるものとする。

（費用の負担）

第８条　本協定に係る費用の負担は、細目協定に定めのない限り、原則として双方において発生しないものとする。ただし、甲及び乙が協議の上必要と認めた場合は、この限りでない。

（情報の提供）
第９条　甲及び乙は、平時から本協定が円滑に運用されるよう、甲乙それぞれが保有する災害対応拠点一覧をあらかじめ相手方に提供し、災害時に備えるものとする。
２　前項の災害対応拠点一覧に変更があった場合は、速やかに相手方へ連絡するものとする。
（秘密保持）
第１０条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定終了後も、また同様とする。
（連絡責任者等）
第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく災害時の協力を速やかに遂行するため、本協定に関する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び副連絡責任者を事前に定め、別記第３号様式による連絡責任者等名簿を相互に提出するものとし、連絡責任者又は副連絡責任者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ報告するものとする。
（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１３条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月２５日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区銀座八丁目２番７号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長

205. 大規模災害時における情報連絡員の派遣に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）（本文 124 頁）

中央区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和５年　月　　日に締結した大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書（以下「基本協定」という。）第７条の規定に基づき、災害時における相互の情報連携を図るための職員（以下「情報連絡員」という。）の派遣に関し、甲乙間において次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、大規模通信障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、同法第４２条第１項に規定により作成された中央区地域防災計画等に基づき、甲が行う災害応急対策活動及び災害復旧活動について、災害時等における民間協力の一環として、情報連絡員の派遣に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　甲及び乙は、通信障害の復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、災害時等の連携を図るため、甲乙協議の上、甲又は乙の職員をそれぞれが指定する場所に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図る態勢を確立する。

２　情報連絡員の派遣を行う場合は、甲及び乙は速やかに情報連絡員を手配し、それぞれ情報連絡員の受入れに必要な執務スペース、休憩場所等の準備をする。

３　情報連絡員の派遣を行わない場合は、基本協定第１１条に規定する連絡責任者等を通じて、情報の共有及び要請を行う。

４　情報連絡員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（情報連絡員の役割）

第３条　情報連絡員は、必要に応じて、甲及び乙がそれぞれ開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携及び要請の窓口としての役割を担う。

２　情報連絡員を通じ甲及び乙が共有する主な情報は、次の各号に定めるところによる。

（１）甲が乙に提供する情報は、次に掲げるとおりとする。

ア　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況並びに区民から提供された通信障害の状況に関する情報

イ　通信障害の復旧を優先すべき重要施設に関する情報

ウ　道路啓開及び樹木、土砂等の除去状況に関する情報

エ　住民が避難している地域、避難場所等に関する情報

（２）乙が甲に提供する情報は、次に掲げるとおりとする。

ア　通信障害の発生した時間、地域、件数及び原因並びに復旧作業の状況及びその見込みに関する情報

イ　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況に関する情報

ウ　プレスリリースの内容に関する情報

３　第１項に規定する役割以外については、甲乙協議の上支障にならない範囲で実施するものとする。

（携行品等）

第４条　情報連絡員の役割を遂行するために必要な物資、食料等については、情報連絡員が持参するものとするが、受入れ側の甲又は乙が必要と認める場合は、受入れ側の甲又は乙が有するコピー機、ファックス等の什器、電源等の借用ができるものとする。

（費用の負担）

第５条　本協定に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。ただし、甲及び乙が協議の上必要と認めた場合は、この限りでない。

（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定終了後も、また同様とする。
（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月２５日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区銀座八丁目２番７号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長

206. 大規模災害時における通信障害時の緊急対応に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）（本文 124 頁）

中央区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和５年　月　　日に締結した大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書第７条の規定に基づき、災害時における通信障害時の緊急対応に関し、甲乙間において次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、同法第４２条第１項の規定により作成された中央区地域防災計画等に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急対応に必要な機器の提供内容）

第２条　乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する引渡し場所に物資等を配送するものとする。ただし、乙による配送が困難な場合は、甲の職員等が配送するものとする。

２　乙は、甲の要請に基づき、甲の指定する場所において物資等を甲に引渡すものとする。この場合において、事前に配送時間、配送数量等を甲乙双方確認するものとし、引渡し場所においても、甲（甲の指定する者を含む。この項において同じ。）乙双方が品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

３　第１項に規定する物資等の引渡し場所は、甲及び乙が事前に協議の上定める場所とする。ただし、当該引渡し場所は、トラックによる応急物資の積み降ろしが可能な場所とする。

４　前項の規定にかかわらず、交通途絶その他のやむを得ない事情により困難であると甲又は乙が判断した場合は、物資等の引渡し場所は、乙の指定する場所とする。

（協力業務の内容）

第３条　乙は、被災状況を鑑み、次の各号に掲げるサービス等を避難所等に提供するものとする。

（１）衛星を利用した電話サービス

（２）無線機器を利用した電話サービス

（３）非常用可搬型加入者線収容装置による電話サービス

（４）応急復旧光ケーブルによる通信環境

（５）無線装置によるＷｉ－Ｆｉでのインターネット環境

（費用の負担）

第４条　本協定に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。ただし、甲及び乙が協議の上必要と認めた場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月２５日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区銀座八丁目２番７号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長

207. 大規模災害時における特設公衆電話の設置、利用等に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）（本文 124 頁）

中央区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和５年　月　日に締結した大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書（以下「基本協定書」という。）第７条に基づき、災害時における特設公衆電話の設置、利用等に関し、甲乙間において次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、同法第４２条第１項の規定により作成された中央区地域防災計画等に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲及び乙が特設公衆電話の設置、利用等を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（特設公衆電話の利用）

第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、特設公衆電話の利用開始の判断を行う。

２　乙が特設公衆電話の利用開始を決定した場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を開始した際の特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番及び建物名をいう。以下同じ。）、設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）を基本協定書第１１条に規定する連絡責任者等（以下「連絡責任者等」という。）に通知するものとする。

４　第１項及び前項の規定により特設公衆電話の利用を開始した場合、甲は利用者の適切な利用が行われるよう可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（設置場所及び設置箇所の決定）

第３条　特設公衆電話の設置場所及び電気通信の回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

２　特設公衆電話の設置箇所については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

３　前２項の規定により決定した設置場所等情報は、甲乙双方で保管するものとする。

（移転、廃止等）

第４条　甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等又は新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面により報告しなければならない。

２　設置箇所の移動に係る費用については、甲の費用負担で行うものとする。

（特設公衆電話に関する設備の設置及び費用負担）

第５条　前２条に規定する特設公衆電話の設置に必要な設備のうち、配管、引込み柱、端子盤、電話機等の通信機器等は甲の費用負担で設置するものとし、屋内配線（モジュラージャックを含む。）等の電話回線等は乙の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時において、特設公衆電話が即座に利用可能な状態となるよう電話機等を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（利用の終了）

第６条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙が利用終了を通知する前に、特設公衆電話を設置する避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を撤去した設置場所等情報を連絡責任者等に通知するものとする。

（設置場所の公開）

第７条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）
第８条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙１「特設公衆電話定期試験項目」に定める試験を実施するものとする。
（故障発見時の取扱い）
第９条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障の回復に向け協力するものとする。
（平常時の取組み）
第１０条　乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努める。
２　前項の防災訓練等にかかる費用は、乙の負担とする。
３　甲及び乙は、災害時における特設公衆電話の有効性について、平常時において広報活動に努める。
（目的外利用の禁止）
第１１条　甲は、第２条に規定する特設公衆電話の利用及び第８条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１３条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月２５日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区銀座八丁目２番７号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長

別紙１

特設公衆電話定期試験項目

中央区及び東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）は、次の定期試験を年に１回を目安として、実施に努めるものとする。

試験名	実施手順	備考
１　ＮＴＴ東日本による回線試験	（１）ＮＴＴ東日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施する。	試験については、中央区への事前連絡は行わない。また、中央区側で電話機を接続する必要はない。
	（２）回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴ東日本の故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣し、修理を実施する。	故障修理者を派遣する場合は、事前にＮＴＴ東日本から中央区に連絡する。また、回線の正常動作が確認された結果をＮＴＴ東日本から中央区へ報告する。
２　中央区（避難所を含む。）による通話試験	（１）各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、災害用伝言ダイヤル１７１に電話をかけ、正常に通話できるか確認を行う。	
	（２）（１）の際に、通話ができない、雑音が入るなどの異常が確認された場合は、ＮＴＴ東日本の電話サービスの故障受付（１１３）に連絡を行う。	中央区から故障等の連絡があった場合、ＮＴＴ東日本は後日回線試験を実施し、通話試験に異常が確認された場合は、故障修理者を派遣し、修理を実施する。

208. 大規模災害時における啓開作業の相互協力に関する細目協定書（ＮＴＴ東日本）（本文 124 頁）

中央区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和５年１２月２５日に締結した大規模災害時における通信障害の復旧等に関する協定書第７条の規定に基づき、災害時における啓開作業の相互協力に関し、甲乙間において次のとおり細目協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、同法第４２条第１項の規定により作成された中央区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力）

第２条　災害時における啓開作業の相互協力に当たっては、道路法（昭和２７年法律第１８０号）、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）等の各所管法令の定めに従って対応するものとする。ただし、復旧に緊急を要する状況においては、災害対策基本法に基づき対応するものとする。

（対象区域）

第３条　本協定の対象となる区域は、甲が管理する道路区域とし、啓開作業に必要と判断された場合は、道路法第４４条の規定に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　前項の規定にかかわらず、相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲及び乙が協議の上必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第４条　前条に規定する区域において行う本協定の対象となる作業は、甲が行う啓開作業並びに乙が行う復旧作業の支障となる樹木、土砂等の除去及び通信設備の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第５条　甲は、啓開作業への協力又は復旧作業の実施が必要なときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、復旧作業への協力又は啓開作業の実施が必要なときは、甲に対し協力を要請するものとする。

３　前２項の規定による要請は、別記第１号様式による要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により協力を要請することができるものとする。

４　前項ただし書の規定により協力の要請した場合において、当該要請の相手方に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（道路区域における作業の実施）

第６条　第４条に規定する対象作業を行うに当たり、甲又は乙が前条第１項及び第２項の規定による要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な啓開作業に支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項に規定する作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請することができる。

（費用の負担）

第７条　前条の規定に基づき実施された啓開作業及び通信復旧作業の費用負担は、別添１「災害時における障害物の除去等に係る啓開作業・通信復旧作業の費用負担」に基づき、甲乙協議の上、都度定めるものとする。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（実施責任）
第８条　関係機関への周知、第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。
２　作業に伴い発生した事故及び災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。
（有効期間）
第９条　本協定の有効期間は、締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１０条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１２月２５日

甲　東京都中央区築地一丁目１番１号
中央区
中央区長

乙　東京都中央区銀座八丁目２番７号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長

中央区地域防災計画
資　料　編
（令和６年修正）

令和６年６月作成
令和６年８月発行

刊行物登録番号
６－００７

編集発行　**中　央　区　防　災　会　議**
（事務局）　中央区総務部防災危機管理課
中央区築地１－１－１
電話（3543）0211　代表

印 刷 所　有限会社　エイチ・ティープログレス